



平成22年 第5回定例会

会 議 録

(平成22年9月3日～10月1日)

枕 崎 市 議 会

平成 22 年
枕崎市議会第 5 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 29 日間（9 月 3 日～10 月 1 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容
9 月 3 日 (金)	本会議	前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号－第23号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算及び決算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程(日程第24号、第25号) 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 議会議員の選挙について 14 報告(日程第27号、第28号) 15 散 会
		後 1:28	1 文教厚生委員会
9 月 4 日 (土)	休 会		
9 月 5 日 (日)	休 会		
9 月 6 日 (月)	本会議	前 9:29	1 再 開 2 一般質問(5名) 3 散 会
		後 3:53	1 議会運営委員会
9 月 7 日 (火)	本会議	前 9:30	1 再 開 2 一般質問(3名) 3 議案上程 4 委員長報告 5 質疑、討論、表決 6 散 会

9月 8日 (水)	休 会	委員会	前 9:25 後 1:07	1 総務委員会 2 産業建設委員会
9月 9日 (木)	休 会	委員会	前 9:28	1 予算及び決算特別委員会 (補正)
9月10日 (金)	休 会	委員会	前 9:26	1 予算及び決算特別委員会 (補正・ 決算)
9月11日 (土)	休 会			
9月12日 (日)	休 会			
9月13日 (月)	休 会	委員会	前 9:27	1 予算及び決算特別委員会 (決算)
9月14日 (火)	休 会	委員会	前 9:27	1 予算及び決算特別委員会 (決算)
9月15日 (水)	休 会	委員会	前 9:27	1 予算及び決算特別委員会 (決算)
9月16日 (木)	休 会			
9月17日 (金)	休 会			
9月18日 (土)	休 会			
9月19日 (日)	休 会			
9月20日 (月)	休 会			
9月21日 (火)	休 会			
9月22日 (水)	休 会			
9月23日 (木)	休 会			
9月24日 (金)	休 会			
9月25日 (土)	休 会			
9月26日 (日)	休 会			
9月27日 (月)	休 会			

9月28日(火)	休 会	委員会	前 9:24	1 議会運営委員会
9月29日(水)	休 会			
9月30日(木)	休 会			
10月 1日(金)	本会議		前 9:28	1 再 開 2 議案上程(日程第1号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第2号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第3号-第16号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第17号) 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 議案上程(日程第18号) 15 質疑、討論、表決 16 福祉給食サービス事業の調査にかか る特別委員会に付託中の調査事項 についての中間報告 17 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成22年9月3日)

平成22年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第1号）

平成22年9月3日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	54	平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予算及 び決算 特別委
5	55	平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
6	56	平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
7	57	平成22年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
8	58	平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
9	59	平成22年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
10	60	枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	産 建
11	61	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総 務
12	62	枕崎市運動場条例の一部を改正する条例の制定について	文 厚
13	63	枕崎市立学校給食センター新築工事（建築本体工事）の請負契約について	〃
14	64	財産の取得について	〃
15	認1	平成21年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	予算及 び決算 特別委
16	認2	平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
17	認3	平成21年度枕崎市老人保健特別会計歳入歳出決算	〃

18	認4	平成21年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	予算及び決算特別委
19	認5	平成21年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
20	認6	平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
21	認7	平成21年度枕崎市立病院事業決算	〃
22	認8	平成21年度枕崎市水道事業決算	〃
23	陳5	350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出を求める陳情	文 厚
24	65	人権擁護委員候補者の推薦について	
25	66	人権擁護委員候補者の推薦について	
26		鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	
27	報4	健全化判断比率について	
28	報5	資金不足比率について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 板 敷 作 廣 議員
5 番 村 上 ミ エ 議員
7 番 原 村 且 元 議員
9 番 畠 野 宏 之 議員
11番 沖 園 強 議員
13番 中 原 重 信 議員

17番 立 石 幸 徳 議員

2 番 牧 信 利 議員
4 番 茅 野 勲 議員
6 番 今 門 求 議員
8 番 板 敷 重 信 議員
10番 米 倉 輝 子 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 佐 藤 公 建 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員
18番 上 釜 い ほ 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 園 田 武 夫 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
橋之口 寛 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
今給黎 力 財政課長
松野下 祥 一 建設課長
今給黎 和 男 健康課長
迫 野 豪 水道課長
中 村 責 郎 農委事務局長兼農振係長
俵積田 清 文 財政課参事兼財産管理係長
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
天 達 章 吾 文化課長
今給黎 龍 浪 給食センター所長
四 元 幸 一 監査委員事務局長
竈 原 均 会計管理者兼会計課長
山 口 太 行政係主査

地頭所 恵 副市長
山 口 英 雄 企画調整課長
俵積田 寿 博 市民生活課長
白 澤 芳 輝 福祉課長
真 茅 学 農政課長
西之原 修 税務課長
茶 屋 盛 忠 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院事務長
揚 村 芳 江 健康課参事
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
佐 藤 祐 司 生涯学習課長
春 田 浩 志 保健体育課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長
中 山 俊 吾 行政係主事

午前9時29分 開議

○**依積田義信議長** 平成22年第5回定例会が本日招集されましたが、出席議員17人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、6番今門求議員、13番中原重信議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月1日までの29日間にしてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から6月執行の平成21年度5月分、平成22年度5月分及び7月執行の6月分の例月現金出納検査結果報告書を受領し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成22年第3回定例会以降の議長会報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号から第23号までの20件を一括議題といたします。

市長提出にかかわる案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算6件、条例3件、枕崎市立学校給食センター新築工事・建築本体工事の請負契約について1件、財産の取得について1件、人事案件2件、決算8件及び報告事項2件の計23件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く19件について、説明を申し上げます。

まず、議案第54号平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億4,296万5,000円を追加し、予算総額を102億7,550万円にしようとするものです。

債務負担行為の補正は、株式会社南薩木材加工センターの設備資金及び運転資金借入並びに株式会社枕崎お魚センターの経営安定資金借入に係る損失補償の追加に伴うものです。

地方債の補正は、事業の追加及び臨時財政対策債発行可能額の決定によるものです。

補正予算の主なものとしましては、財政調整基金積立金、地域活動活性化推進事業、コンパクトシティ推進事業、国県支出金等精算返納、老人保健福祉計画・介護保険事業計画見直し事業、融資主体型補助事業、口蹄疫対策支援事業見舞金、農林水産施設補助災害復旧費などをお願いしてあります。

その他主な内容につきましては、別途説明資料を添付してございますので、省略させていただきます。

次に、議案第55号平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億6,688万3,000円を追加し、予算総額を41億1,902万1,000円にしようとするものです。

補正の主なものは、後期高齢者医療制度の平成22年度確定通知に基づく変更で、後期高齢者支援金の増額及び前期高齢者納付金の減額のほか、準備基金積立金の増額、平成21年度確定による療養給付費等交付金精算返納金の増額であります。

以上の財源として、前期高齢者交付金2億9,163万3,000円及び繰越金551万5,000円の増、国庫支出金2,392万円及び繰入金634万5,000円の減で措置いたしました。

次に、議案第56号平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ324万4,000円を追加し、予算総額を2億8,209万1,000円にしようとするものです。

補正の主なものは、平成21年度決算に伴う精算分で、後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金精算返納金の増額であります。

以上の財源として、諸収入3万5,000円及び繰越金320万9,000円の増で措置いたしました。

次に、議案第57号平成22年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億0,781万5,000円を追加し、予算総額を21億6,700万8,000円にしようとするものです。

補正の内容は、地域密着型介護予防サービス給付費の減額と、高額医療合算介護サービス費、介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等返納金及び一般会計繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金1億0,781万5,000円の増で措置いたしました。

次に、議案第58号平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ223万9,000円を追加し、予算総額を8億8,294万3,000円にしようとするものです。

補正の内容は、消費税確定申告に伴う公課費の増額であります。

以上の財源として、下水道使用料改定に伴う事業収入1,046万4,000円及び繰越金223万9,000円の増、繰入金1,046万4,000円の減で措置いたしました。

次に、議案第59号平成22年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、輸血用血液製剤備蓄所の廃止に伴い、その他医業外収益を50万4,000円減額し、収益的支出において、人事異動等による給与費の減額及び空調機器増設等による経費の増額に伴い、医業費用を2,001万5,000円減額しようとするものです。

また、老朽化した超音波診断装置を新たに購入するため、資本的支出を1,000万円追加し、収入額が支出額に対し不足する4,960万1,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんしようとするものです。

次に、議案第60号枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、公共下水道事業について、本市の置かれた厳しい財政状況の中で、使用者負担の原則に立った受益者負担の適正化を図り、もって公共下水道事業の経営健全化を推進するため、下水道使用料の額を改定するほか、条文の整理をしようとするものです。

次の、議案第61号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の条文整備をしようとするものです。

次の、議案第62号枕崎市運動場条例の一部を改正する条例の制定につきましては、枕崎市立学校給食センター新築工事に伴い、建設予定地の深浦テニスコートに係る規定を削るものです。

次に、議案第63号枕崎市立学校給食センター新築工事・建築本体工事の請負契約について申し上げます。

これは、枕崎市立学校給食センター新築工事・建築本体工事の請負について契約したいので、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の、議案第64号財産の取得につきましては、枕崎市立学校給食センター新築工事に伴い、厨房機器を取得することについて、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

なお、認定事項第1号平成21年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号平成21年度枕崎市老人保健特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号平成21年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号平成21年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第6号平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定事項第7号平成21年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第8号平成21年度枕崎市水道事業決算についても、それぞれ認定をお願いしてあります。

これらのうち、認定事項第7号平成21年度枕崎市立病院事業決算及び認定事項第8号平成21年度枕崎市水道事業決算については、それぞれ利益剰余金処分計算書案も併せて提出してまいります。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○**2番 牧信利議員** たくさんあるんですが、まず第1点は平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）で、お魚センターにかかわる債務負担行為、これが出されていますので、これについてお尋ねします。

まず、今回、先般お魚センターの役員の方々と議会議員との意見交換会というのも開かれましたが、その中でいわゆる出資している漁協など4つの団体が団体補償はもうしないと、こういう意向を訴えられています。これまで行われてきたいわゆる役員による個人保証、これがどういう経過でこのようになったのかというのはお尋ねもしたいと思いますが、それ自体は個人でそのような負担をするというのはやはり、これは当然問題があって今回の総務省指針においても、そのことについて触れられているわけです。ただ、株式会社ですからその会社の運営に当たっては当然、役員が全体的には責任を負うという立場になっていると思うんですね。そうしたとき、出資団体とのかかわりで、当然そういう出資団体が債務保証についても引き受けていくというのが普通ではないのかというふうに考えるんですが、これがなぜそうなったのか、その経緯をお尋ねします。

それから、もしお魚センターが倒産した場合、市が債務保証をすればと言ったら、幾ら現時点で、幾らの補償額になるのか。今後、どれくらいを予測しているのか、その点をお尋ねします。

それからまだ、我々にはこのお魚センターの改善計画は示されていません。本来なら、それこそが真っ先に明らかにされて、それをもとにして判断をするというのが筋だと思うんですね。改善計画がなぜ示されないのか、そしてその改善計画の基本的な方向というのは、具体的にはどういうふうになっているのか、これをお尋ねします。

それから、この総務省指針が出て以降のお魚センターでの役員会において、この補償問題を含めてですね、今後の運営についてどういう話し合いが行われたのか。何回会合が開かれたのか。指針によっても当然、第三セクターについては、廃止を含めて具体的な評価を下さいというふうに示されているわけです。それらについて、具体的にはどのような評価が行われてきたのかと、これらについても具体的な経緯をお聞かせいただきたいとこのように思います。

それから、議案第60号枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、これは補正予算ともかかわるんですけど、ここで検討委員会で検討してきたというふうに、届けてあります資料には書いてあります。どのような検討がなされてきたのか。本日提出されている資料を見ますと、いわゆる一般家庭での公共下水道への接続率、それと加工組合いわゆる水産加工場の接続率、これは大きな開きがあります。加工場については63%と、46工場中29というふうに示されております。こういう問題について、今回の資料では不況の影響でなかなかつないでもらえないというふうに書いてあります。一方では下水道料金を値上げをするというのを提起されているわけですから、この経営的責任においていまだに63%にしか達していないという現状をどう判断しているのか、こういうものを抜きにして料金を上げていくというのはおかしいんじゃないかと、こういうふうに思うんですが、この点はどう考えられるのか。

それから、下水道事業の審議会というのも条例上、定められていますが、この審議会の中でこの料金改定について、どのような審議が行われたのか、これをお尋ねいたします。

そして、あと給食センターに係る64号の財産取得ですが、これは内部設備についての随意契約になっております。随意契約をした理由、見積もり提出をした業者数は何社か。そして、この当該契約者に決定をしたその経緯はどのようなものか、以上お尋ねします。

○地頭所恵副市長 お魚センターの関係につきまして、お答えいたします。まず、各団体において、団体の補償をされないということはどういう経緯でということですが、基本的に株式会社でございますので、出資者の責任というのは本来、出資された出資金の範囲内で責任を負うというのが基本でございます。それで通常であれば、例えば借入金をする場合に資産があったりとかしてそれを担保に入れたりとか、そういう形で借入れをするわけなんですけど、お魚センターの場合はそういったような担保に供して借入れができるような財産を保有していないという状況の中で、借入金をするためには何らかの保証をつけるという形を取らざるを得ないということございまして、その中で個人の保証をどうして当初の時点で選択をしたかということにつきましては、その理由等は定かではございませんが、建設当時から個人の取締役の個人保証という形で借入金をしてきたというところでございます。

各団体に対しましては、お魚センターのほうから今回個人保証を団体の保証にするということで、それぞれ出資団体にも保証していただけないかというお願いをしたところでございますが、各団体それぞれ役員会等で検討をしていただいて、その結果としまして、お魚センターにつきましては市が積極的に事業の開始から現在に至る運営について推進をしてきた立場であり、その中で出資という形でそれぞれの出資団体が協力をしてきたところであると、その出資という形での協力は今もしているところでありますが、それを超えて新たに団体として何らかの負担をするというのはできないという結論を出されたということで、お魚センターのほうに各団体から報告があったところでございまして、市としましてはやはりお魚センターの市の地域経済に与える影響等を考えますと、この設立運営に当たって市が積極的な主導的な役割を果たしてきたということ考えた場合、またこういう市が積極的に進めてきた施策の実行に関しまして、今の個人保証の状態にありますとその責任を個人に負わせることになる、それはやはりどうしても避けるべきではないかというふうな考え方から、市として全体の損失補償をするという形で議案をお願いしたところでございます。

それから次に、仮に、お魚センターが倒産等した場合の市の負担は幾らぐらいになるのかとい

うこととございますが、この損失補償と言いますのは保証をした債務をそのまま、いわゆる債務保証ではございませんので、損失補償というのは実際にその金融機関が損失が生じた場合に、それを補償するということですから、例えば倒産とかいう形になったときにその返済がまだ残っている分に対して、処分できる資産を処分したりしてそれに充てたりして精算して、結果としてどれだけの損失が金融機関に生じたかというところに至って、金額が確定するというところとございますので、今の時点で幾らと言うのは申し上げられません。ただ、今の時点でお魚センターが借入れをしている金額というのは約1億7,000万余りということですので、その借入れプラス今回の場合にはそれプラス限度額2億円ということをお願いしてありますので、その範囲内で今後金融機関と貸し付けについての協議をいたしまして、貸し付け決定を受けた額に対する最終的な損失ということになります。

それから、改善計画につきましては、今の時点ではお手元にお届けしてございませんが、予算特別委員会の議論に間に合うようにお出しをしたいと考えております。改善計画のどういう方向性でどういう中身になっているのかということにつきましては、基本的に経営における3つの要素ということで、人・物・お金、これを具体的な取り組みで見直していきたいというふうに考えております。まず、人については事務所の人心の一新をして経営改善に取り組んでいきたいということ、それから社員、パート従業員の教育であり研修であり、そういったものの強化をしていきたいと。それと、テナント協議会というのがございまして、入っていらっしゃるテナントの方々との協議をする場があるわけなんですけど、そこでの協力体制をより強化していきたいということとございます。

それから、物につきましては仕入れの品目、仕入先の見直しということをまず上げたいと思っております。これまでは、ややもするとそういう分析、どれが1番売れてどういった所に力を入れることによって売り上げが上がるのかというような部分が十分できていなかったところとございますので、そこを責任者を明確にして精査をしていきたいということとございます。それから、直営店におきまして、やはりお魚センターという名前にふさわしいような鮮魚の販売を何とかできないかということで、今、協議をしております。地元の漁業をされている方々の御協力等も得ながらですね、一度に大幅な導入というのはなかなか難しいとは思いますが、徐々にそういった形で鮮魚の充実に努めていきたいというふうに考えております。

また、レストランにつきましては、お魚センターという枕崎の地元の鮮魚、カツオを初めとする魚をどれだけ皆さんにアピールできるかというのが大事だと思いますので、そういったメニューの工夫であったりとか、それからぶえん鯉ということで皆さんに御提供しておりますが、それにつきましては基本的に冷凍ということとございますので、そこを誤解をされて冷凍だからということで否定的な受け取りがないように十分そこを説明しながら、お出ししていくという工夫もしなければならないと思いますし、また生のカツオがいいとおっしゃるお客様もいらっしゃるようですので、そういうお声もありますので、常時提供するのとはなかなか難しい面もございますが、予約制とかそういった形も検討しながら、メニューの充実も考えていきたいと思っております。

それから、お金につきましては、今、御提案を申し上げます市の損失補償ということで、市が責任を持つということによりまして、出資団体の皆様方、先日の意見交換会の場でも御意見、御発言がありました。市がこういうことで積極的に動いてくれることによって、出資団体は団体としてより協力できる体制を築けるというお話をいただいておりますので、そういった形で協力体制をより強固なものにして進めていきたいと思っております。

あと、細かな点は幾つかございますが、例えば開店時間の延長とかいうことにつきましても、これもテナントの方々との協議が必要ではございますが、そういう方向で協議を進めていきたいということとございます。

それから、総務省の指針が出た以降に、役員会で会合が何回開かれたのかというのは、申し訳

ございません、今手元にちょっと数字を持っておりませんが、私が4月にこちらに来て以降、毎月少なくとも1回、それ以上の回数をずっと取締役会をもってきております。その中で、廃止を含めて評価をしたのかという御質問がございますが、このお魚センターの経営は確かに、特に近年の団体客の減少によって、厳しい状況があることは確かでございます。ただ、過去の状況を見ますと、事業を開始した当初はですね、赤字が続いていた部分がございますが、直近のですね、第18期というのがいわゆる21年度になりますけど、18期が赤字、その前が黒字で16期も赤字となっているんですが、その前の9期から15期までの7期間は連続して経常的な経理としては黒字になっている部分がございます、確かに直近の18期とか、その2つ前の16期とかの赤字はもちろんあるところではございますが、経営改善の努力によりですね、7期連続の黒字となった時期と同じような形での収支の改善をすることは可能であろうと。もちろん、お魚センターにおきましては、地域の観光の一つの大きな拠点として、以前と比べると減ってはおりますが年間に40万人ほどの観光客の利用があるという状況の中で、観光施設の核となる施設として位置づけていく必要がありますし、またお魚センター自体の雇用もありますし、テナントの方々の雇用、そういったところで地域の雇用に貢献しているという部分もございますので、経営改善を進めることによってこの施設を維持していくという形で進めていきたいということで、取締役会のほうでは今後の経営改善の努力を進めるという形で話をしているところでございます。以上、お魚センターの御質問についてのお答えは以上でございます。

○茶屋盛忠下水道課長 まず、第1点目の検討委員会でどのような検討をしたのかということでございますけれども、やはり下水道事業というものは独立採算制ということで、これは地方財政法第6条で公営企業として位置づけられておりますので、下水道施設を利用できない区域外の住民の方との負担の公平性を確保するという時点での検討、それから国のほうから月3,000円、20トン当たり3,000円の基準が示されておまして、できるだけ3,000円に近づけるというようなことで、適正な料金の負担区分を設定するというところでございます。

また、地方債の公債費負担の軽減を目的に、平成19年度から21年度の3年間で公的資金補償金免除繰り上げの償還が認められまして、それに伴い、公営企業経営健全化計画の策定をしております。これに伴いまして、免除金額が1億7,578万円という免除を受けておりましたので、この健全化計画の中でこの額を超えた改善をしなければならぬということで、財務事務所からもそういうような指摘がございましたので、人員削減それから内部経費節減の努力をしておりましたけれども、やはりここを超えることができないということで、使用者負担を求めざるを得ないというようなことでございます。

2点目が加工場の接続率をどのように考えているかというようなことでございますが、今現在、先ほど言いましたように46工場中、29で63%でございますが、本年度におきまして加工組合の中におきましても推進委員会を設置していただきまして、接続に向けての推進を加工組合とも一緒になって行っております。その結果、今年度2件の工場が接続するということが決まっております。そのほかに1工場が前向きに取り組んでいると、接続に向けて今、計画をしているというような状況で、接続に向けても今、2件が決まっておりますので、約67%に上がるということで推進を1軒1軒戸別訪問をしながら、取り組んでいるところでございます。

それから、3点目が審議会ではどのような審議を行ったかということでございますが、1つにはやはり基本方針の確認、それから下水道使用料の経費についての質問、それから下水道使用料の算定期間、それから使用料の体系別の改定内容、それから実施時期、それから今後の経営の改善に向けての審議がなされたところでございます。以上です。

○今給黎龍浪給食センター所長 給食センターの財産取得についてのお尋ねにお答え申し上げます。まず1点目が、随意契約の理由でございますが、地方自治法施行令第167条の2第2号に該当するものということで、契約の性質、目的が競争入札に適しないものをするときということで

ございます。

2点目の見積もり業者数でございますが、指名型プロポーザル方式により県内に事業所を置き、プロポーザル参加実績のある7社をプロポーザル見積もりの提出を行っていただいております。

続きまして3点目の決定までの経緯でございますが、給食センター建設に伴う厨房機器一式の購入について、先ほど申し上げましたように指名型プロポーザル方式で、厨房機器設備プランの提案を依頼したところでございます。各社からの提案について、枕崎市立学校給食センター厨房システム機種選定委員会、委員が14名でございましたが平成21年5月から8月まで6回の選定委員会を開催し、採点評価をいたしました。その結果、きょうの議案に出ております鹿児島アイホー調理機株式会社を最優秀提案業者に推薦決定し、21年でございますが8月26日枕崎市立学校給食センター建設検討委員会へ報告をいたしました。そして、建設検討委員会では、8月から9月にかけて2回委員会を開催し、厨房システム機種選定委員会の審査結果を尊重し、鹿児島アイホー調理機株式会社を最優秀提案業者として市長に報告をしたところでございます。そして、平成21年9月3日、厨房システム機器納入業者として、鹿児島アイホー調理機株式会社を市長が決定したということでございます。以上です。

○2番牧信利議員 お魚センターの関係で、もう一つお尋ねします。現在の財産評価、現時点で財産の評価ですね、これは幾らになるのか。もともと、その土地は県のだというふうに聞いていますが、そういう場合、建物についての評価というのはどのような形で行われていくのかですね。そして、その処分をする場合、県との関係ではそれはどのようなようになるのか、その点をお尋ねしておきます。

それから、総務省の通知が出されて以降ですから、非常に短い期間でですね、今回のような事態になっているというのがちょっと私には唐突に思えるわけですね。市長自身が就任されて間もない時期ですから。これはその、前市長時代はどういう論議が行われてきたのか。その後の神園市長になってからの急速な動き、その前聞いていませんから、唐突な感じですから。それらについてはどのような検討が実際上、市としては取り組まれて来ているのか、それらについてお尋ねしておきます。

それから、下水道の関係ですが、この資料、十分、目も通しきらないので申し訳ないんですが、この審議会の検討状況というのが、ここにはどこに載せられているのかですね。計画検討会で取り組んできたというのがあるわけですが、このメンバーと審議会のメンバーとはどのようなものか、お尋ねをいたします。

それから、今回の予算の関係で見ますと、いわゆる一般会計からの繰り入れ分と値上げによる増収分が全く同じですから。一般会計繰り入れを減らすというのが目的と、数字の上では見られるんですが、この点ではどのような一般会計からの繰り入れについて検討がなされてきたのか、その点もお尋ねをしておきます。

それから、給食センターの財産取得の関係では、競争入札に適しないという理由をちょっと教えていただきたい、以上であります。

○南田敏朗水産商工課長 現時点での建物の評価でございますが、建物だけですと21年度決算で1億4,859万7,000円ほどになっております。それから処分する場ですけれども、処分する場合は補助金をいただいておりますので、建設時に国、県、市で合計2億3,422万7,000円の補助をいただいております。建設資金に対しまして約42%になっておりますので、この分につきましては残存簿価分の補助分については補助金を返納する必要があるということでございます。

○地頭所恵副市長 お魚センターにつきましても総務省通知以降の検討状況ということでございますが、総務省の通知が出たのが21年6月23日ということになっておりまして、その中身ではですね、まず、それぞれの第三セクターがどういう経営状況にあるのかというのを見極める必要

があるという形になっておりまして、具体的なフローチャート等が示されて、それにそれぞれのお魚センターだけではなく、ほかの第三セクターもございましてそういったものも含めまして、採算性であるとかそれから事業の手法、このまま続けていくのかそれとも何らかの整理をするのかというのをそれぞれ第三セクターについて、検討をするような内容の部分がございましたので、まずはその検討をしていたということございまして、その中でお魚センターにつきましても引き続き、今の形態で事業を継続していくべきであろうというような内部的な検討をしていたところでございます。

それから、その団体保証につきましては、もちろんこの三セクの指針が出てきたものが、一つの大きなきっかけにはなったわけですが、それ以前からですね、それぞれの取締役の中からは個人保証という形ではなくて、ほかの方法はできないのかというお声はいただいていたところだと聞いております。

○神園征市長 私の前市長時代にどういう論議があったのかというお尋ねですけれども、私自身がこの個人保証について知ったのはお魚センターの社長に就任して後に、初めて知らされたわけでありまして、もうその当初からそのことについては大いに疑問を抱いておりました。経営そのものは私の在任中、幸いにして毎年黒字を出しておりましたけれども、ただ資金繰りにつきましては毎期苦慮しておりましたので、私より以前から個人保証をしていたほかの取締役の皆さんもこれは何とかならんのかということはいよいよ話に出ておったわけでありまして、私もこの解消をまずしなければならぬということできっと考えておりました、この間、取締役の皆さんとそれから議員の皆さんとの懇談の中で、牧議員から「市長の社長就任が遅れた」と、そのことにいろいろな原因があるんじゃないかといったようなお話があり、あのとき私は「伝聞で物を言わないでください」と申し上げました。私のところに社長就任の話が来たのは、2月の2日でありました。市長に就任したのが1月の26日です。2月の2日には、水産商工課長と当時お魚センターにおりました揚村という職員がまいりまして、判こを押してくださいと来ましたので、「ちょっと判こを押すのはちょっと待て」と、俺にはいろいろと考えがあって、そのことについて取締役の皆さんとまず意見交換会をしたいという話を申し上げまして、その日は判こは押さなかったわけですが、ところが、2月4日に私は取締役の方々に「私も取締役には就任しますよ」と、そういう意向を発表しましてその日の取締役会の途中から出まして、そして私が考えてきた個人保証の解消とか、あるいは今後のお魚センターをどうするかとか、いったようなことについて私の考えも述べさせてもらいました。そして、取締役の皆さんから大賛成だという御返事をいただきましたので、それではもう正式に取締役になって、社長もお受けしましょうといったような話で終わっているわけでありまして。

そして実際に損失補償について、「検討しろ」という指示を出したのは2月の2日に水産商工課長とお魚センターの職員が来たその日に、既にそういった話をしたかと思っております。

○茶屋盛忠下水道課長 審議会におきましても、今、提出してあります同資料で説明をいたしまして、答申をいただいているところであります。

それから、審議会のメンバーということですが、検討委員会と審議会とはメンバーは異なります。検討委員会は庁内職員で構成をしております。審議会メンバーといたしましては、学識経験者として司法書士会の代表、それから産業別代表としましては水産加工組合長、それから商工会議所の専務理事、それから農協の支所長、それから受益者代表としましてはハーモニーネットワーク代表、それから枕崎校区公連会長、立神校区公連会長、それから実際、工事等負担金等お願いをしてあります下野原公民館長、それから塩屋公民館長、それから市の代表として副市長と水道課長と、こういうメンバーでございまして。

それから、今回の改定もですけれども、先ほど申しました公的資金補償金免除繰上償還におきまして、低利への償還効果がありましてこれについては約2億3,800万の財政的な効果が出てお

りますし、この料金改定におきまして22年度から4年間で1億4,000万の縮減を見込んでおります。

○今給黎龍浪給食センター所長 財産取得の質問の中で、競争に適さない理由でございますが、給食センターは安全・安心を一番に重点におきまして、設計等をするわけでございますが、見積もりも重要な要素でございますが、プロポーザルによりまして各社の持つ経験を生かした提案により、効果的な設置であるかそういったことで業者選定をしているところです。また、各社それぞれ厨房機器が違いますので、設計前に業者を選定する必要があるということでございますが、あと選定の特にすぐれていた点としましてはメンテナンスの、後先でございますが、メンテナンス体制が整って迅速で緊急時の修理など対応が可能であること、それと機械類の配置にすぐれ、2次汚染防止など衛生管理面ですぐれた提案であったということです。

それと、厨房機器類の性能にすぐれ、作業性、効率面、衛生面でも他社にすぐれていること等で業者選定をしたところでございます。

○依積田義信議長 牧議員、質疑でありますので、答弁を含めて簡潔にお願いいたします。

○2番牧信利議員 お魚センターの件については市長の見解をお尋ねしたいと思います。それから、公共下水道の使用料値上げについても市長からもう1回、その見解を明らかにしていただきたい。

○依積田義信議長 牧議員、質疑ですので、見解……。 （「質疑だから、市長が提案したんだから、市長の見解を言わんと」と言う者あり）

○神園征市長 お魚センターの今後につきましては、先ほど副市長のほうからもるる説明を申し上げたように、私も同じような考えのもとにまずこの個人保証を解消して、そして出資団体のこれまで以上の御協力を仰ぎながら改善策に取り組んで、またかつて黒字であったときのようになんとか立て直していきたいと思っております。

下水道事業の値上げにつきましてはいつも言うことですが、住民にとりましては何でもこの公共料金にしても何にしても安いに越したことはないわけですが、なかなかそうはまいりませんのが現実でありますので、下水道のほうからいろいろ説明を聞きましてやむを得ないだろうと、こういう判断を下したわけであります。

○依積田義信議長 次に、立石幸徳議員。

○17番立石幸徳議員 私はただいま提案されております議案で、議案第54号、議案第60号、議案第63号そして議案第64号につきまして、質疑をいたしたいと思っております。

まず議案第54号の22年度一般会計補正（第3号）の件で、先ほどからも出されておりますお魚センターへの損失補償、若干重複するかも知れませんが、まだ明確になっていない部分がたくさんあると思っておりますので、お尋ねをいたします。経営改善計画についてですね、今度9日の予算委員会までには提出するという副市長の答弁でありましたけど、総務省指針はですね、もう21年度内、つまり本年3月末には仮称、改定プラン。こういったものを出しなさいということでもあります。さらに、私自身は先の6月議会でこのお魚センターはどうするのかという計画を示せと、6月議会の一般質問でお魚センターを続行するという当局の意向が出ましたので、そういった判断をするのであればですよ、同時にそういった計画を出さないとおかしくなるという指摘をしておりました。しかしながら、損失補償の議案が出てはまだ改善計画が出ない。9日には出るということでもありますけども、先ほどの説明でですね、どうもまだその、経営の部分ですので、数字的に計数的にどうするのかというのが答弁されていないんですよ。お魚センターは繰り返しになりますけど、21年度末で1億9,000万円の債務、負債があります。そしてこれは、債務超過の状態にあるわけですね。そして、直近の第18期決算も約590万円の赤字、経常損失でございます。つまり、総務省の指針を先ほどから盛んに言われておりますけれども、総務省の指針では既にお魚センターは採算性がないという分類の三セクでございます。6月議会でもお尋ねし

ましたけれども、総務省が採算性がないというものを本市は採算性ありということで続行するための市民へあるいは議会への説明責任、こういったものをどう考えているのかですね。改革プランも出さずに、その損失補償が先に先行をして出されてくるということに、私は非常に疑問を感じますので、明確にその計数をもってこのお魚センターをどういうふうに改善するというを最初に説明していただきたいと思います。

それから総務省指針、この中では一番力説しているのは損失補償はするなど、新たな損失補償をすることはだめであるという指針なんです。なぜならば、今日まで第三セクターに対する融資に損失補償というものが安易に用いられてですね、事業の採算性を適切に評価することのないまま、金融機関が安易に融資を行ってきた結果が今日の結果であります。損失補償をする場合も、既存の従前から損失補償を行っていて、その借りかえにやむを得ず損失補償をする場合にいろいろな制約を設けて損失補償を認めるという、そういった指針でございます。なぜ、総務省指針に反してですよ、反して損失補償をされるのか、この点もきちっとお答えいただきたいと思います。

それから予算の関係では、地域づくりアドバイザー、この件はどういったアドバイザーをどの所へ派遣をされるかですね、並びに交通弱者についても対象者は何名なのか、お尋ねをさせていただきます。

それから議案第60号の関係でございますが、下水道条例、提案理由には使用者負担の原則に立った受益者負担の適正化を図るという提案理由でございますが、具体的にどういうことなのか、わかりやすく説明いただきたいんです。この提案理由からいきますと、今まではその受益者負担が適正ではなかったというふうに、そういうふうに理解しなければならぬのかですね。それと一般会計からの繰り入れ、これが私も調べて見ますと一番ピーク時点で平成15年あたりで4億9,000万約5億円近い繰り入れがあつて、今度出されております下水道の補正の中では、既に2億6,000万ぐらいになっていますね。約半分近くまで一般会計は減ってきているんですが、これを当面その、目標としてどこまで減らしていくのかですね、下水道当局の答弁をお願いしたいと思います。

それから、議案63号給食センターの工事請負契約でございます。第1点に、入札結果についてですね、詳細に御報告いただきたいんです。参加業者数あるいはそれぞれの入札金額ですね、2つ目に契約金額が1億4,143万5,000円ということで、これは去る7月22日の市議会の臨時会で可決されました一般会計補正（第2号）の工事請負予算と比べますと、かなりの開きがあるんですね。それでこの契約金額で基準に沿った公共施設、給食センターが建築されるものなのか、ちょっと少し心配な面があるんですが、その点についてはどういうふうに考えているのか、お答えいただきたいと思います。

それから議案64号についても、先の質問者が詳しく質疑をいたしました。この契約金額も1億4,143万5,000円と非常に、くしくもこの建設の工事金額と全く同一金額であるわけなんです。こういった多額の契約金ですね、随意契約ということで先ほどセンター所長から地方自治法の根拠法令を紹介しましたが、もうちょっと明確に……、自治法167条の2の第1項と言いましたですかね、第2項の間違いじゃないのか、この点については確認をさせていただきたいと思います。

とりあえず、お尋ねをいたします。

○地頭所恵副市長 お魚センターの関係について御説明をいたします。経営改善計画につきましては、経営改善計画につきましてはお魚センターといたしましては将来の5年間を見通した計画というものは既に持っておりました。ただ、今回議会のほうに提案しております損失補償ということでお願いをするに当たりまして、金融機関等ともそれから会計事務所等とも協議をした中で、やはり期間を10年間という形で、もう少し長期的な視点に立った計画を策定すべきではないかということがございまして、その作業を行っておりまして、今の時点で議会のほうにお示

しをしていないというところではございますが、その10年間の計画という形で予算特別委員会までにお出しをしたいと考えております。

それから、第三セクター等の抜本的改革等に関する指針につきまして、採算性がないというふうに判断されるのではないかとのお話でございましたが、確かに議員がおっしゃるように、債務超過でございますし、先ほども申し上げましたように直近の18期におきましても当期の損失が出ているということは事実ではございますが、先ほども同じようなお答えをいたしました、その前の時点では7期連続で黒字を計上して、実際に債務自体も当初平成4年に設立されて以降、返済をしてきているわけでございますので、その経営改善を進めることによってその採算性は十分改善できるものというふうな考えで、今回の損失補償をお願いをしているところでございます。

それから損失補償、指針の中で損失補償についてのお尋ねがございましたが、この指針に書かれてありますところを読みますと、第三セクター等の資金調達に対する損失補償については確かに行うべきではないという表現もございますが、その後のところを読みますと特別の理由により、やむを得ず損失補償を行う場合というような形で書かれておまして、損失補償自体が全くできないということは決して書いてございません。損失補償を行う場合には、これこれの条件をちゃんと満たすようにクリアをして、その上で議会等に説明をした上で損失補償を受けるべきであるということになっておりますので、指針が損失補償をすべて禁止しているわけでは決してございません。それでこの損失補償も、従来、損失補償を議員が申されましたように、従来損失補償をしていたものの借りかえなどもできるというものの中に入れてあるわけですが、このお魚センターの場合も本来はやはり団体として保証をすべきであったのを設立当初から個人で保証をしていたという状況でございまして、本来であれば従来から損失補償という形で団体としての保証がなされるべきであったものをこの際、個人の保証を解消するという観点で、団体で保証をしたいということでございますので、この指針で言われている損失補償の特別な理由という形で、損失補償をお願いすることも可能であるというふうな考えまして、今回議案をお願いをしたところでございます。

○山口英雄企画調整課長 地域づくりアドバイザー派遣の件でございますけれども、これにつきましては市長が公約で掲げてございます職員の地域担当制を進めるという観点から、地域活動活性化推進事業といたしまして取り組むものでございまして、現在、少子高齢化の進行等に伴いまして地域の活力が徐々に低下してきているような状況にある中、地域の抱える活動を自主的に、地域みずからが自主的に取り組もうという、そういったノウハウ、意識醸成そういったものをねらいといたしまして、先進的な取り組みをしている地区の視察あるいは先進的取り組みをしているところからの講師派遣、講師を招聘いたしまして地域のそういった自主的な地域づくりに関する意識の醸成を図ろうとするものでございます。

なお、派遣するアドバイザーにつきましては、県の共生協働型地域コミュニティーづくりアドバイザーとして登録されている方々がございますので、それらの方々を候補者といたしまして、地域とも協議しながら選定していきたいというふうに考えております。

それからもう1つ、交通弱者のニーズ調査の件でございますけれども、これにつきましてはコンパクトシティの事業の推進の1つといたしまして実施するものでございまして、交通弱者の実態を把握するために大体、公共交通の利用実態及びニーズ調査を行うということから、対象者を大体、市街地を除きます周辺の、郊外に居住する方々のうち、65歳以上の約1,000世帯を対象といたしまして、交通に関する利用状況及びニーズ調査をしようとするものでございます。

○茶屋盛忠下水道課長 料金の適正化ということにつきましては、やはり先ほども申し上げましたように下水道施設のやっぱり利用ができない住民との負担の公平性の確保、それから平成21年7月に総務省自治財務局長より公営企業の経営に当たっての留意事項の中で、国が適正とする下水道料金は20トン当たり3,000円が適正であるというような指導も出されておまして、でき

る限りそれに近づけるような段階的な改定を行っていきたいというふうに思っております。

それから、これまでの料金設定についてはやはり、その時点での社会情勢等に合わせた設定をしているということで、やはり適正なものであると思います。それから、今後のどの程度までの目標としているのかというようなことなのですが、やはり先ほども申し上げましたように、地方財政法第6条で公営企業と位置づけられておりまして、やはり独立採算制を原則としておりますので、最終的な将来的な見通しとすればやはり他会計からの繰入金に依存せずに、安定した経営基盤が築けるような下水道経営ができればというふうに目標は持っております。

○松野下祥一建設課長 業者数につきましては、資格要件を公告いたしまして単独業者4業者、建設工事共同企業体3業者、計7業者で入札をしております。

入札価格につきましては、最低の価格が2者あり、電子くじにて一応決定しております。金額的には、入札価格が1億3,470万で2者同額でございます。予定価格に対しまして、落札価格が3,000万以上と差額が大きくなっておりますが、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって落札者としております。枕崎市の契約規則第12条の最低制限価格の範囲内と定められております。そして入札後、落札業者に対し聞き取り調査等を行い、提出した工事内訳書の問題、入力ミスではないか、本契約締結後、建設工事請負契約第3条第2項の提出等を一応求めております。

○今給黎龍浪給食センター所長 随意契約の根拠でございますが、先ほどお答えしたとおりでございます。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号ということでございます。

○17番立石幸徳議員 時間の関係もありますのでね、お魚センターの関係に絞ってお尋ねをさせていただきますが、副市長からこの損失補償の考えを答弁されましたけど、実に勝手な解釈をされているんじゃないか、そういう気がしてならないんですよ。この総務省指針の基礎になっております総務省の債務調整等に関する調査研究会、ここが報告書を出してございます。ここの第1番目です、新たな損失補償は行わないことを原則に、既存の損失補償対象債務の借りかえに不可欠な場合等に限定と明確に記載しているわけです。当初から、損失補償をすべきであったという答弁内容もございましたが、出資団体ですらですよ、出資団体ですら理解ができ得ないものをあまねく一般市民の負担になるであろう損失補償を理解させようとする事態に、私は問題視しているわけです。改善計画も今まで5年計画のあったものを今度10年計画に変えると言いますがね、計画は短期間のほうがむしろある意味ではチェックする部分については効果を発揮することもあるかも知れない。今までも、お魚センターはいろんなことに取り組んできたわけでありまして。そういった点からですね、計数的な改善計画の目標、これはどうなっているんですか。

それから、その損失補償以外に今回の個人保証を解消といいたいまいしょうか、そういった点での検討はなされなかったのか。どうもその、改善計画がですね、あたふたと予算委員会の間際になって出るような、そういった性格のものじゃないと考えますので、今お尋ねをした件について明確に御答弁をいただきたいと思っております。

○地頭所恵副市長 損失補償につきまして、指針との関係でのお尋ねでございます。ここに私、指針を持っているわけなのですが、先ほど議員のほうから言われましたように、この中で公的支援の考え方というふうに述べられている項目がございます。その中で、確かに既存の損失補償債務で他の方法による公的資金、支援に移行することが困難であり、かつ当該債務の借りかえに際し、損失補償の更新が不可欠と認められるときなど特別な理由があるとき以外は、損失補償は行うべきではなく、他の手段による方法を検討するべきであるという形で確かに書いてございます。ですから、必ずしも先ほど報告書のお話もございましたが、その報告書を受けてまとめたのがこの指針でございますので、言っていることは内容的には一緒でございますが、その特別な理由があるときという部分がございますので、ここの特別な理由があるというところで検討をする余地はあるというふうに思っております。

それから、他の方法を検討すべきというところもございますので、私どもとしましては当然、他の方法も検討をいたしました。具体的にどういった方法があるかと言いますと、例えば増資をする。必要な増資をするということ、それから補助金を出す。それから貸付金を出す、それと損失補償。その4つぐらいを考えて検討いたしました。ただ、損失補償以外の3つの方法につきましては、直ちに市の何らかの財政負担が発生するということでございます。そうなりますと、厳しい市の財政状況の中です、財政負担を直ちに行うということは非常に困難な面がございますので、市の損失補償という形で市が信用の補完をするということによって、公的な支援をしたいということで、今回の議案をお出ししているところでございます。

○南田敏朗水産商工課長 数値的な目標でございます。お魚センターがこれまで一番売り上げていたときに約2億2,000万程度を売り上げてございますので、この10カ年で大体、これから10カ年を目指して2億2,000万程度の売り上げを目標にしていきたいということで、計画を立てているところでございます。

○依積田義信議長 立石議員、質疑でありますので、答弁を含めて一つ簡潔にお願いいたします。（「いや、私自身は質疑をしているつもりなんですけど、何かおかしい点があったら具体的に議長のほうからきちっと指摘していただければ結構かと思えます」と言う者あり）

○17番立石幸徳議員 私自身は手元にですね、その総務省指針を作成する中心の方ですが、宮脇淳先生の図書を持参しております。その中に、総務省指針を出すに当たっての詳しい経過、考え方が指針以上に非常に詳細に書かれてあります。まさしく副市長が答えられたとおりですね、損失補償というのは安易にやりやすいんですよ。現金支出を伴いませんから。補助金とか増資とかいうのは、そこに手元に金がないとでき得ない対策でございます。損失補償は、そういったことがないだけに逆に将来に大きなリスクが出てくるわけでありまして。ですから、お魚センターは今、債務超過ですよ。間違いなく現時点で、お魚センターが行き詰ったとしますと損失額は確実に発生するわけでありまして。この鹿児島銀行との現契約に予定している2億円の借入れの最終返済日あるいは返済年数、こういった点については具体的にどのような検討がなされているのか、最後にお尋ねをしておきます。

○地頭所恵副市長 市が損失補償を実施した場合の銀行からの融資に係る貸付条件につきましては、具体的には議会で予算を議決していただいた後に、金融機関と調整をすることになっておりますので、今の時点で確定的なことは申し上げられませんが、現時点でこちらのほうとしてお話をしているのは20年間の返済ということでお願いをしております。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○11番沖園強議員 私は議案54、58、60を、今現在、議論になっておりますお魚センター、地場産業センター、公共下水道について、若干お尋ねしておきたいと思うんですけど、21年度のお魚センターの決算状況を見ますと、確かに経常損失を570万出している。ただ、この昨年度の経常損失というのはリニューアル、修繕費が毎年60～70万であったのが昨年場合は830万と。そういった面から見ると、単年度経常収支を勘案すればほぼ300万程度の利益が出ておったのかなと、そういうふうにとらえて、私、今まで分析をしておったわけですよ。そしてまた、そういった中で、先ほど来あるように平成12年から7年間ずっと黒字であったと。そういう中で、健全計画を立てて、もう一遍やってみようというようなことで御答弁されているんだろうと思うんですけど、ただあの副市長の御答弁の中に、損失補償に関して牧議員の御答弁の中で、破綻した場合、どれだけの損失補償になっていくのかというお答えで、処分残ですよ。現在の長期借入れの残高は1億6,400万。1億7,000万とおっしゃったんですが、プラス2億というような御答弁だったんですけど、これはお魚センターとしては借りかえるための2億じゃないんですかね。そこは、はっきりしておいてください。

それと、水産商工課長のほうで固定資産の建物の残存価格が1億4,000幾らと言ったんですかね。

21年度の残存価格といたしましては1億5,400万ですから、どちらが正しいのか、それもはっきりしておいてください。

それから、下水道なんですけど、きょう机上配付がございました下水道使用料の改定についてということで、下水道計画検討委員会の答申といえば答申なんですかね。その中で、先ほども出たんですが、20立米、これは一般家庭に当たるんですかね。これが、1年間換算いたしますと、3万1,000程度になるかと思うんですけど、当然、下水道区域外との公平感、そしてまた応分の負担といった部分で比較するのに、下水道区域外ですね、合併処理浄化槽の、毎年1回清掃・汲みかえを行わないといけないと、そういう標準的な一般家庭で幾らぐらいなのか。それと、この資料の末尾のほうにもございますが、汚水に係る経費というようなことで維持管理費と資本費、それと下水道使用料と一般会計の繰り入れというようなのをわかりやすく表化しているんですけど、3月議会下水道課長の御答弁の中で、過去、維持管理費の回収率といいますか、そういった部分で75%程度だったのが、だんだん改善されて95%までなってきたと。今後、資本費を含めた回収率のアップに向上を図っていかないと公平感が保たれないと。将来の改修計画等を含めてですね、そういった御答弁があったわけですよ。そうすると、今回の改定で回収率が、その維持管理費の回収率が116%程度になるかと思うんですよ。そうしますと、県下の公共下水道の設置団体、そういった部分の維持管理費の回収率というのは大体どのぐらいになっているのか、お示しいただきたいと思います。

○地頭所恵副市長 お魚センターの損失補償の金額の中での、その現在の債務の位置づけでございますが、私の先ほどの答弁が不十分な点があったかも知れませんが、現在借りている約1億7,000万の部分を借りかえるものも含めて、全体で限度額として2億円ということでございます。

○南田敏朗水産商工課長 決算書の建物の現存簿価につきましては、今、沖園議員が言われますとおり1億5,410万7,574円でございますが、すみません、私もちょっと言葉足らずで申し訳ないですが、先ほどの答弁は建物本体のみでございまして、建物本体のみが1億4,859万6,837円ということでございましたので、すみません、よろしく願いいたします。

○茶屋盛忠下水道課長 合併浄化槽の維持管理費と下水道使用料金との比較ということでございますけれども、今、下水道を使用している平均的な一般家庭の使用料が約20トンということでありますので、20トンでの比較といたしまして、現行料金は2,171円でございますが、一般的に合併浄化槽は5人槽、7人槽とございますが、5人槽のほうが約6割ということで多いですので、5人槽で試算をいたしますと、5人槽が月当たり3,185円となります。これは、あくまでも試算ですけども3,185円となります。現行の2,171円と比較しますと、下水道のほうが1,014円安くなっております。

また、新料金2,600円になりますので、新料金と比較いたしますと、下水道のほうが585円安いという試算でございます。

それから、維持管理費の回収率でございますけれども、料金改定をいたしますと、先ほど議員が言われました116%ということでございますが、鹿児島市を除く15市の平均といたしましては、対維持管理費の回収率は127.6%でございまして、これを順位的にしますと、15市中、枕崎は116でも10位という状況でございまして、これが同規模の県外の九州管内をしますと、九州管内においては143.5という回収率となっております。以上です。

○依積田義信議長 これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の予算及び決算関係議案につきましては、先例により各常任委員会から4名ずつ選出された委員12名で構成する予算及び決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○依積田義信議長 異議がありますので、起立によって決したいと思います。

予算及び決算特別委員会を設置し、その構成は各常任委員会から4名ずつ選出された委員12名とし、予算関係議案を付託することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時22分再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました、予算及び決算特別委員会の委員の選任については、牧信利議員、畠野宏之議員、沖園強議員、立石幸徳議員、茅野勲議員、村上ミエ議員、米倉輝子議員、中原重信議員、板敷重信議員、豊留榮子議員、佐藤公建議員、上釜いほ議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算及び決算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第24号及び第25号の2件を一括議題といたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第65号及び議案第66号の2件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第65号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

人権擁護委員園田清美氏は、平成22年12月31日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

次の、議案第66号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員鷺山弘光氏は、平成22年12月31日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○依積田義信議長 ただいま上程中の案件については、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから、採決いたします。

ただいま上程中の案件については、それぞれ無記名投票で行います。

まず、日程第24号人権擁護委員候補者の推薦について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○依積田義信議長 ただいまの表決権を有する議員は、16人です。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○**依積田義信議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○**依積田義信議長** 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じて、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○**依積田義信議長** 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○**依積田義信議長** これから、開票を行います。

開票立会人に、3番板敷作廣議員、4番茅野勲議員、5番村上ミエ議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○**依積田義信議長** 投票の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成16票。反対0票。

以上のおおりに、全員賛成であります。

よって、議案第65号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第25号人権擁護委員候補者の推薦について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○**依積田義信議長** ただいまの表決権を有する議員は、16人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○**依積田義信議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○**依積田義信議長** 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じて、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○**依積田義信議長** 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○**依積田義信議長** これから、開票を行います。

開票立会人に、6番今門求議員、7番原村且元議員、8番板敷重信議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○**依積田義信議長** 投票の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは、先ほどの表決件を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成16票。反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第66号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第26号鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、広域連合議会議員のうち市議会議員区分から選出の議員に1人の欠員が生じたため、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項及び同規則第8条の規定により、今回選挙が行われるものであります。

なお、本選挙は広域連合規約第8条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人が決定されますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数のみを報告することといたします。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○**依積田義信議長** ただいまの表決権を有する議員は、17人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

まず、候補者名簿を配付いたします。

[書記候補者名簿配付]

○**依積田義信議長** 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○**依積田義信議長** 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じて、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○**依積田義信議長** 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○依積田義信議長 これから、開票を行います。

開票立会人に、9番畠野宏之議員、10番米倉輝子議員、11番沖園強議員を指名いたします。
立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○依積田義信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数17票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票17票。無効投票0票。

有効投票中、松下喜久雄10票。徳峰一成7票。

以上のとおりであります。

次に、日程第27号及び第28号について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 報告事項2件について、説明を申し上げます。

まず、報告事項第4号健全化判断比率につきましては、平成21年度における健全化判断比率について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものです。

次の報告事項第5号資金不足比率につきましては、平成21年度における資金不足比率について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものです。以上、報告を終わります。

○依積田義信議長 これから、質疑を行います。

報告事項ですので、基本的な部分についてのみ、簡潔にお願いいたします。

ただいまの報告事項2件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時47分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成22年9月6日)

平成22年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第2号）

平成22年9月6日 午前9時29分開議

日 程 番 号	件 名
1	一般質問 村上 ミエ 議員 (27ページ～33ページ)
	立石 幸徳 議員 (33ページ～41ページ)
	原村 且元 議員 (41ページ～50ページ)
	上釜 いほ 議員 (50ページ～59ページ)
	米倉 輝子 議員 (59ページ～64ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 板 敷 作 廣 議員
5 番 村 上 ミ エ 議員
7 番 原 村 且 元 議員
9 番 畠 野 宏 之 議員
11番 沖 園 強 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 牧 信 利 議員
4 番 茅 野 勲 議員
6 番 今 門 求 議員
8 番 板 敷 重 信 議員
10番 米 倉 輝 子 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 佐 藤 公 建 議員

17番 立 石 幸 徳 議員

18番 上 釜 い ほ 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 園 田 武 夫 議員

16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
橋之口 寛 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
今給黎 力 財政課長
松野下 祥 一 建設課長
今給黎 和 男 健康課長
迫 野 豪 水道課長
中 村 責 郎 農委事務局長兼農振係長
俵積田 清 文 財政課参事兼財産管理係長
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
天 達 章 吾 文化課長
今給黎 龍 浪 給食センター所長
四 元 幸 一 監査委員事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長

地頭所 恵 副市長
山 口 英 雄 企画調整課長
俵積田 寿 博 市民生活課長
白 澤 芳 輝 福祉課長
真 茅 学 農政課長
西之原 修 税務課長
茶 屋 盛 忠 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院事務長
揚 村 芳 江 健康課参事
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
佐 藤 祐 司 生涯学習課長
春 田 浩 志 保健体育課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長

午前9時29分 開議

○**依積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御承知お祈りいたします。

これから、一般質問を行います。

質問は、1番村上ミエ議員、2番立石幸徳議員、3番原村且元議員、4番上釜いほ議員、5番米倉輝子議員、6番沖園強議員、7番牧信利議員、8番豊留榮子議員の順に行ないます。

村上ミエ議員。

[村上ミエ議員 登壇]

○**5番村上ミエ議員** おはようございます。少々上がりぎみですけど、トップバッターで張り切って質問させていただきます。

最近、枕崎が新聞をにぎわしております。去る8月28日、南日本新聞に、風の芸術展、枕崎空港の給油車の件、そして南薩地域特産品のコンクールの件、一日に3件の話題が取り上げられ、うれしく思うことでした。

南薩地域特産品のコンクールで、食品部門では、枕崎かつおラーメン。地域限定部門では、かぼちゃこがやきが最優秀賞に輝きました。まさにこれらは、市民が枕崎再生のため頑張っている姿が見えます。

風の芸術展も、8月1日から開催されています。今回の風の芸術展はすごく盛り上がっているようですが、前回と違う気配が感じられますが、今回の風の芸術展の開催にあたり、どのような点に工夫、心配りをなさったのでしょうか、お尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 今回の風の芸術展にあたって、どのような点に心配りをしたかというお尋ねですが、まず、これは去年、もう既に芸術展の開催というのは決定しておまして、その折に、これまでのような、あまり多大な経費のかからない方法等も考えていただいたと思いますし、したがって、その一つの方法としては多くの市民ボランティアの方々に御協力をいただくと。それから風の芸術展を南浜館にとどまらず、市内の主要なところにお客さんが歩いていただけるような、そういった工夫もして開催に何とかこぎつけたと思っております。

○**5番村上ミエ議員** 今回の風の芸術展については、多くの市民がボランティアで運営に参加しています。このように多くの市民がかかわることで、風の芸術展に対し、理解と愛着がより深まったのではないかと思います。一方で、ボランティアの方々の負担もかなり大きいのではないかと感じられます。このことについて、どのようにお考えでしょうか。

○**神園征市長** 全くおっしゃるとおりでございまして、今、毎日ボランティアの方々にも御協力をいただいております。南浜館、あるいはお魚センター、あるいは明治蔵と、述べ600人ぐらいが予定されているそうでありますけれども、ボランティアの方々のそういう志に対しまして、本当に感謝をして、また同時にあまりにも負担がかけすぎることがないように願っておりますが、このようなボランティア頼みで、ことと同じようなやり方で、また次もできるかどうか、その辺はあまり負担をかけないような方法も考えていかないといけないのではないかと、そう思っております。

○**5番村上ミエ議員** 私も、ボランティアの一員として参加したんですけど、市民も納税者なわけですよ。だから、あんまり頼りすぎてもこれがずっとボランティアだけでいいものだろうか。私もいろいろ考えました。そこで、提案なんですけど、ボランティアを行うことについて、ポイント制を設けたらいかがでしょうかと、提案したいと思います。何でもかという、ボランティアは無償であるのは当たり前なんですけど、無償もどういふものかなと、思っております。そして、自分が老いたときに、若いときに地域にボランティアで貢献して、年をとって皆さんのお助けが必要なきに、使えるようなポイント制を導入したらどうかと思っております。いかがでしょうか。

○**神園征市長** お聞きしておりました通告とまるで最初から違うもんですから、ちょっと答弁にも戸惑っておりますが、今おっしゃったようなこともですね、十分検討するに値するのではないかと考えております。

○**5番村上ミエ議員** 財政難であるけれど、次回もぜひ開催してほしいと思います。この風の芸術展は、全国的にも知られているし、世界中に知られて今回も外国からも応募がございましたし、枕崎を売る1つの手ではないかと思っておりますので、次の芸術展もできるように御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、農村対策についてお尋ねいたします。

別府台地では、いち早く畑かん事業に取り組み、お茶の栽培、焼酎の原料のサツマイモ、たばこの栽培、ニンジン、ソラマメ、グリーンピース、色素のサツマイモ、キャベツなどなど、どの作物をとっても、甲乙つけがたい商品づくりに精を出しております。作物をつくるに当たり、農家にとって農道は不可欠な最重要な課題です。畑かん地区の道路が、いまだに舗装されていない箇所があります。特に別府地区の東白沢、西白沢は未舗装が多く、住民が苦慮しております。農家の人と会うと、再々切々と要望されます。近々舗装する事業はないのでしょうか。

○**真茅学農政課長** 畑かん地区内の舗装整備について、市道以外の農道については受益者負担金を伴うことから、負担金についての受益者の同意が得られ、要望のあった地区から順次事業を導入し、整備を進めてきたところです。

白沢地区の17工区内の農道は、現在までに受益者負担金の了解が得られずに、事業化に至っておりませんが、了解が得られた上で要望があれば検討したいと思います。また19工区については、地区内のほとんどの道路が市道編入されており、農政課管轄の事業導入は難しい状況にあります。

○**松野下祥一建設課長** 現在建設課としましては、畑かん地区内の舗装工事を発注中でございます。路線といたしましては、俵積田12号線、延長120メートルと、西白沢3号線、延長85メートルの2線において、平成22年9月末ごろ完成予定となっております。

○**5番村上ミエ議員** あの、尽力していただいております。ただまだまだ、その未舗装のところがございますので、国のほうも自給率を高めるために農村対策として力を入れておられると思いますので、何かまた別な事業を取ってきていただいております。早急に農道舗装をしていただきたいと思います。

次に、シラス対策事業ですが、来年度で終了と聞きましたが、白沢地区では大雨のとき、上手から大量の水があふれ出て、山地や土手が洗い流されています。これでいいものでしょうか。水は高いところから低いほうへ流れていくものですが、いつも洗い流されている集落にとっては、頭の痛いことです。そこでぜひ、狭い排水路を広くするためにも、シラス対策事業の延長はできないものでしょうか。

○**真茅学農政課長** シラス対策事業につきましては、現在やっている地区につきましては、来年度までの予定でございます。これで大方、市内一円事業が行われておまして、その後の対応、対策については今後どうなるのか、国の動向等も見極めながら今後の課題と考えております。

○**5番村上ミエ議員** 来年度終了の予定で国の対策を見守るといっていますが、その前に、枕崎はこういうふうにして一生懸命、農産物の生産に取り組んでいるので、延長していただけないかという発信をしていただきたいと思います。

そして次に、通称、神の河川の土砂対策について、お聞きいたします。先ほどと重複するところもありますが、シラス対策で側溝は流水許容量を満たさない状況であります。道路が舗装されていないため、大雨が降るたびに神の河川は、瞬く間に土砂が堆積します。神の河川は、東西白沢のシンボルの川です。土砂が河口まで流されてこないような対策は、考えていないのでしょうか。

○**真茅学農政課長** 通称、神の河川の上流からの土砂流入につきましては、以前から発生してお

り、土砂の港への流入を防止するため、港内に平成8年度に土留壁が設置されております。御質問の上流部への対策はできないかということでございますけれども、平成18年度に、上流を調査した結果では、例えば、砂防ダム等の設置ができそうな場所がないとの調査結果が出ており、なかなか難しいのではないかと考えております。このようなことから、港内の土留壁の維持管理が一番大事であると思っておりますので、管理者であります南薩地域振興局河川港湾課へ土砂の除去等をお願いしてまいりたいと思っております。

○5番村上ミエ議員 私も、そこの住民です。あそこの川を通るたびに、何でこの神の河川という白波にも銘柄がありますように、すごく貴重な場所だと思うんですね。枕崎市民の水の命の源のところにああいうものを、農業によって見るのがちょっと、嘆かわしいような状況でいいものだろうかと思っております。そこで、もう一度何かあそこに、たくさんのが堆積しないような対策を考えてほしいと思っております。

次に、国道226号沿いの「緑の回廊」の除草作業とトイレ管理についてお尋ねします。この悠悠公園の除草作業は年に何回行っているのでしょうか。

○松野下祥一建設課長 「緑の回廊」悠悠公園の除草等の作業につきましては、春と秋の年2回で、5日間程度の作業となっております。

○5番村上ミエ議員 私たちの町は、観光地でも売り出しているわけですよね。それで、ことしは7月に雨の量が多く、草の伸びも早く除草作業が追いつかない状態であったとは思っています。今回は市民の協力もあり、港まつりの前日までに除草ができました。来年度に向けて港まつりの前日までに整備計画ができないのでしょうか。

○松野下祥一建設課長 平成22年は、港まつりの前日の8月6日に草刈りなどを行いました。平成23年は各公園の作業状況を見ながら、悠悠公園も港まつりの数日前に草刈りなどを実施したいと考えております。

○5番村上ミエ議員 あの、くどいようですが、重ねてお願いいたしておきます。

それから公園のトイレのことですが、トイレは町の顔だと思うんですが、週に何回掃除をしているのでしょうか。

○依積田寿博市民生活課長 市内の公衆便所43カ所のトイレ清掃作業を、業者へ委託して実施しています。作業といたしましては、この43カ所のトイレを週2回以上、トイレの便器等の清掃作業とトイレトペーパーの補充交換等の作業を行っております。また、汲み取りや維持補修等につきましては、主管課へ連絡するように指導しているところでございます。

御指摘の公衆便所につきましては、週3回清掃作業を実施していますが、当施設のトイレは平成6年度に設置されており、便器等が黄ばんだり、黒ずんだりしている箇所もあり、これらの汚れを落とす場合、便器を傷つけるため使用に支障をきたす恐れがあり、完全にきれいに清掃することができません。

○5番村上ミエ議員 私も、この前の港まつり前の除草作業の折に、トイレを何回も見てまいりました。そのときに何て言うんですか、設置してからその年数が長い、汚い、どうしても落ちないとおっしゃいましたけど、財政難であります。どうしても落ちないのであれば、便器だけでも取りかえる計画はないのでしょうか。

○松野下祥一建設課長 現在、便器の取りかえ計画はございません。

○5番村上ミエ議員 前向きに取り組んでいただきたいと思っております。そして、その清掃の件ですけど、委託者の決定はどのようにして決めているのでしょうか。また、委託料はお幾らなんのでしょうか。

○依積田寿博市民生活課長 委託業者につきましては、浄化槽や汲み取り等関係の専門業者であり、トイレなどの使用における異常等に関しましても熟知していることから、公衆便所清掃業務を委託しております。平成22年度の公衆便所清掃業務委託料は、275万1,000円であります。

○5番村上ミエ議員 年間に275万円でしょうか。

○**依積田寿博市民生活課長** 年間43カ所の公衆便所のトイレの委託料は、275万1,000円であります。

○**5番村上ミエ議員** 今現在、仕事がどの業者も少なく困っていると思うんですよね。だから、1つの清掃業者に限定するのではなく、他の業種の方にも公募してみる気はないんでしょうか。

○**依積田寿博市民生活課長** 現在、この専門の清掃関係の業者は1社しかございませんが、今後その辺も含めて、業者等ができるかどうかについても検討をしてみたいと思います。

○**5番村上ミエ議員** 次に、健康増進についてお伺いいたします。現在、特定検診が実施されていますが、ことしの受診者数は幾らだったのでしょうか。昨年より多くなったのか、お伺いいたします。

○**今給黎和男健康課長** 今年度の特定検診は7月で一応終了しておりますが、国保連合会からの請求が2カ月おくれとなっているために、現在のところ受診者数の集約はできておりません。昨年度以前について申し上げますと、20年度は対象者数5,764人に対しまして受診者数1,202人、受診率20.9%。21年度は同じく対象者6,044名に対しまして受診者数1,608名で、受診率26.6%でありました。あと24年度末の目標受診率が65%でありますので、計画では今の倍近く、3,680名の方の受診が必要になっております。

○**5番村上ミエ議員** 受診率が上がるように、私たちが集落でも呼びかけたりしております。当局は目的数に達するために、具体的な対策を考えているのでしょうか。

○**今給黎和男健康課長** 先ほど申しました、あの平成24年度の目標受診率65%を達成するために、これまでの対策といたしましては、特定検診が始まりました平成20年度には、保健推進員の協力のもとで、対象者へのアンケート調査を行ったり、加世田保健所と連携して商工会議所、農協、漁協の検診関係者と保健推進員、健康指導員、食生活改善推進員との意見交換会等も開催いたしました。さらに、加世田保健所の保健師と各種会合に出向きまして説明を行い、特定検診への理解と受診率の要請を推進してまいりました。21年度は、引き続きいろいろやっておりますが、本市で初めてとなります追加検診の実施とか、臨時雇用の看護師等により過去3年間検診を受けていない被保険者宅、約1,700世帯を訪問し、直接受診を呼びかけることを実施いたしました。今年度22年度につきましては、21年度に引き続き、追加検診を2日に延長して実施する予定であります。以上です。

○**5番村上ミエ議員** すごく努力しておられると思います。それを引き続き目的達成のために、精進していただきたいと思います。

次に、筋トレサロン事業についてお伺いいたします。現在、高齢者の健康維持、それからあの医療費があまりいらないようにということで筋トレサロンが実施されておりますが、何カ所あって生徒数は現在幾らか、また指導員は何人でしょうか。

○**今給黎和男健康課長** 筋トレサロンにつきましては、簡単筋トレ教室の受講者を対象として、平成17年の5月から開始をしております。平成21年度末で、11教室、248名が受講しております。各教室への派遣、健康指導員の数は21名であります。

○**5番村上ミエ議員** あの、市民の健康維持のために、さらに広めてほしいと思います。

次に、この事業に興味を示している方で、ふるさと再生のため役に立ちたいと声が上がっておりますが、講師に招く考えはないんでしょうか。

○**今給黎和男健康課長** この筋トレサロン事業等につきましては、一般高齢者の介護予防に資する講演であればですね、資格及び経歴等を参考にして検討をしていきたいと考えております。ただ、今年度は年間計画が立っておりますので、ちょっと難しい状況にはあります。

○**5番村上ミエ議員** ふるさとを思う方が、我がふるさとで何か貢献したいっておっしゃる方がいるということは、すばらしいことだなと思います。そういう方をお招きして、枕崎のために尽力していただくのも、枕崎再生のための一つの取り組みができるんじゃないかなと思いますので、来年度はぜひ計画の中に入れてほしいと思います。

次に、男女共同参画についてお尋ねいたします。これまでどのような取り組みをしてきたのでしょうか。

○山口英雄企画調整課長 御承知のとおり、国におきましても男女共同参画社会の実現というのは、最重要課題の一つであるというふうに位置づけておりまして、平成11年に男女共同参画基本法を策定しているところでございます。それを受けまして、本市におきましても、平成14年3月に枕崎市男女共同参画プランを策定しまして、男女共同参画社会の推進に取り組んできたところでございます。

具体的には、各種研修会、あるいは出前講座も含めた各種講座、フェスティバル等を開催いたしまして、広く周知に努めているところでございます。

○5番村上ミエ議員 基本法ができて10年になりますが、市役所内での成果はどのようなところに見受けられるのでしょうか。

○山口英雄企画調整課長 先ほど申し上げましたように、これまで男女共同参画についての意識啓発ということで、さまざまな、行政だけではなく市民、事業所、関係団体等への理解と協力を求めながら、いろいろ活動をやっているところでございます。これまでの取り組みの成果としましては、男女の地位の平等感、あるいは性別による固定的な役割分担意識による慣習とかですね、慣行の見直し、それから、政策方針の決定過程への女性の参画に関する、そういった分野での意識の高まりといった面で、徐々にではありますけれども、確実に男女共同参画に関する意識は浸透してきているのではないかとこのように感じております。

○5番村上ミエ議員 慣習、そういうものへの取り組みもなさっているようですが、女性を育てる手法だと思うんですね。そこで、女性を育てる手立てとしてどのような方法で行っているのか、お聞きいたします。

○山口英雄企画調整課長 今、質問者が言われますとおり、男女共同参画社会の実現につきましては、男性、女性を含めて、これまでの慣習なんかにとらわれない意識の改革というのも重要ですし、また、女性の資質向上というのも極めて重要であるというふうに考えております。女性の資質向上に関しましては、先ほど申しましたとおり、各種研修会、あるいは出前講座を含みます各種講座、フェスティバル等の開催をとおして、広く女性の方々も含めて、自己研さん機会の提供と意識啓発を図っているところでございます。

また、ハーモニーフェスティバル等のイベントにつきましても、最近、女性団体との共催により実施するというのもやっておりますし、枕崎市男女共同参画推進懇話会、ハーモニーネットワーク委員会等の自主的な活動につきましても、リーダーとしての女性の資質向上につながっているものというふうに考えております。

○5番村上ミエ議員 あの懇話会ですね、懇話会に私もあの以前、そこで勉強させていただいたんですけど、女性が人前で表現力を高めるという意味を兼ねて、会合があるたびに司会者を交代で行うような、その力をつけるような方法をとっております。あの別なグループのときにも、女性の会合のときには、そういうような懇話会でやっているような、手法を広めることによって、女性が自分のことをこう表現できる、表現力がついてくるのではないかと思います。これを参考に取り組んでいただきたいなと思います。

それと、男女共同参画基本法ができて10年がたち、計画の見直しなどが行われております。今までの縦ぐしから横ぐしへの取り組みが始まったが、本市ではどのように進めていくのか。また、実施している事業があれば具体的にお示しください。

○山口英雄企画調整課長 本市におきましても、男女共同参画プランを策定いたしましてから、じき10年がたとうとしておりまして、今後、男女共同参画社会に関する意識をさらに幅広く市民の皆さんに浸透させていく、そういった取り組みが必要というふうに考えております。

そこで、平成24年度からの10年間を計画期間といたしまして策定します、新たな男女共同参画プランにおきましては、これまでの実績や市の総合振興計画、あるいは各分野におけるさまざま

まな計画との整合性を踏まえながら、男女共同参画に関する意識がより広く、かつ、根強く浸透していくような取り組みを盛り込んでいきたいというふうに考えております。具体例で言いますと、自分づくり講座というのを毎年開催しておりますけれども、この自分づくり講座につきましては、男性も女性も個人として尊重され、あらゆる場へ積極的に参加、貢献できる社会を築こうという視点で、自己研さんをさせていただこうと、そういった目的で開催してきておりますけれども、先月24日に開催いたしました自分づくり講座では、女性の視点からまちの現状とか問題点を見つめ直して、今後のまちづくりに参加していこうという、より積極的な取り組みということで、実施したところがございます。次期計画の策定におきましては、このような新たな取り組みを数多く取り入れるとともに、県のアドバイザー派遣事業の活用、あるいは他団体との研修とのタイアップ、草の根講師等の協力など、行政と市民がより一体となって推進していくようなかたちで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○5番村上ミエ議員 今その中で、県アドバイザー対策事業という1つの事業をおっしゃいましたけど、隣の南九州市では、男女共同参画の先進地である北九州から派遣員を1年間、交代みたいな感じで行ったりもして、新しい視点というのかな、地元の人が気づかない視点で、アドバイスをいただいて、地域に浸透するような事業を行っております。そういうものも視野に入れて考えていただいたら、さらなる進展があるのではないかと思います。

次に、食育についてお尋ねいたします。今までの取り組みはどのようなことを行っているのか、またどのような成果が出ているのでしょうか。

○今給黎龍浪給食センター所長 食育基本法が制定されまして、栄養教諭等や学校の給食担当職員等が食育の指導等に努めておるところでございます。食に関する子どもたちの考え方というのも変わってきたと認識しております。

○5番村上ミエ議員 給食のことについてですけど、残渣がたくさんあったのが、少なくなったこの前のお話だったんですが、給食の時間には担任の先生が楽しく、そういう時間をつくるのか、そういうような工夫の指導はなさっているのでしょうか。

○春田浩志保健体育課長 ただいまの御質問のとおり、各学校におきましては、月曜日から金曜日まで週5回は給食指導の時間がございますので、学級担任を中心にその日の献立の食材ですとか、時期的なものを含めながら、また、食事のマナー等の指導も含めた指導を、全校体制で実施をいたしているところでございます。

○5番村上ミエ議員 先日そこの金峰町じゃなかった日置のほうですね、あの農大のほうで、大人が子供に残せるものっていう食育の講演会がありまして、私もそれに参加してまいりました。そのときに、あのこれは福岡市の小学校3年生なんですけど、その3年生が総合学習として、「生活発見プロジェクト食べ物を選んでつくれる自分になろう」ということで、弁当持参の日をば、年に5回ぐらい設けて、その生徒の意識の変わり方、そういうものを根づけていったようなお話だったんですけど、あの、そういうことに取り組むお考えはないのでしょうか。

○今給黎龍浪給食センター所長 弁当の日の目的や意義につきましては、子供たちに食への興味と関心を持たせる、食材への理解を深めさせる、感謝の気持ちを持たせる、家庭科等で学習したことをもとに、料理づくりを实践させるなどの効果があると思っております。弁当の日の実施につきましては、各学校における教育活動の一貫として行われるものと認識をしているところでございます。

○5番村上ミエ議員 今、各学校で取り組むっていうふうに認識しているとおっしゃいましたが、各学校で取り組む気持ちはないのでしょうか。教育委員会のほうにお尋ねいたします。

○春田浩志保健体育課長 弁当の日につきましては、さまざまな取り組みがなされているようですけれども、ネットワークをつくられているその1つの協議会において、所属をして実施をしているところは県内では7校ほどと、今、聞いているところでございます。南薩地区では、その中に入って、実践校となっている学校はいないのが現状であります。

今、議員が御指摘の部分ですけれども、先ほど所長が答弁いたしましたとおりに、弁当の日の実施につきましては、ただ学校や給食センターの考えではなくて、どうしても弁当をつくるからには、保護者の理解が必要だと考えます。各学校は教育目標をもとに重点事項を設定し、特色ある活動を現在も展開しております。各学校において、どうしても自分の学校の児童生徒を、このように変容したいという目的の中で、弁当の日がどうしても必要だと。それがさらに、子どもを望ましく伸ばせるという判断がなされた場合には、各学校としても十分に保護者に協力、理解を求めながら、実施していくことになろうと思います。仮に、そのような各学校ができるという判断をしましたら、給食センターなり協力できるところは協力していこうというふうに考えております。

○5番村上ミエ議員 この講演を聞いて、すごくこう感動したというんですかね、こういうのが教育なんだなというのを感じました。何かというと、明日お弁当をつくるから、近所のお店とかスーパーに行って、これとこれを買おう、そして何をつくらうって、そういう社会と密着した、あの何ていうんですかね、社会性を養っているんだなっていうのをすごく強く感じました。

これからの教育は、学校で学ぶ、プラスそれを社会に帰って、おうちに帰ってですよ、いろんなことを体験して身につけていくことによって、子どもがさらに自立して、食に対する感謝、そういうものが生まれるんじゃないかなって強く感じたところです。これからの約5億近い給食センターができるわけですけど、そのお金を無駄にしない、まあ無駄にするっていうことはないんですけど、その施設を生かして、子どもたちがさらに物に対する感謝、そして社会というものはこういうものなんだというものの意識づけが大事だと思いますので、こういうことも取り入れ、これをしなさいというわけではございません。そういうふうに社会性と密着した学習も必要じゃないかと思っておりますので、そういうことも含めて計画の中に入れていただきたいと思っております。

これで質問を終わります。

○依積田義信議長 ここで10分間、休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時24分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○17番立石幸徳議員 おはようございます。

通告いたしました主題に基づき、一般質問をさせていただきます。

限られた時間でありますので、的確なる答弁を最初をお願いいたします。

本市行政を執行していく中で、行政目的を達するための課税の仕方や徴税のあり方は、最も基本的なものであると考えますが、平成18年に発覚いたしました水産冷凍倉庫の固定資産税過大徴収問題が、今また大きくクローズアップしております。この問題は固定資産評価の経年減点補正率、つまり経年劣化による資産評価に事業者である冷凍倉庫会社が疑問を持ったことが始まりであります。

損耗度合いが小さい普通の倉庫の補正率を冷凍倉庫に適用したため、固定資産税が過剰に徴収されていたわけであります。この課税ミスの問題は全国的な広がりとなり、平成19年時点での全国自治体の調査では冷凍倉庫を持つ520自治体のうち、8割に当たる415自治体が課税評価誤りを犯していたのであります。

さらにこの問題を複雑にしたのが、この過大徴収分の返還、つまり、取り過ぎた分の返還年数が自治体により個々別々、まちまちとなったことであります。地方税法の法定還付期限である5年間の返還を最低限として、課税台帳による確認をして10年分を返還したところ、そしてまた民法による時効を適応して20年分の返還をしたところ、あるいはまた、過大徴収をしていた全期間を返還するなど自治体の判断が分かれたのであります。

本市の場合は、1988年から過大徴収していたわけでありましたが、平成18年、2006年の9月議会一般会計補正予算におきまして、最低限の5年分だけの返還を計上され、予算成立後、返しております。私はこのとき、本市の対応は問題であると具体的に指摘をいたし、意見を述べさせていただきましたが、さらに、平成19年3月議会においても一般質問の中で、この問題の本市の対応はおかしいと申し上げ、この件については今後とも注視してまいりたいと発言をいたしております。当然の動きとして、こうした状況への自治体に対する不信感と不公平感が高まり、全国各地でこの件の訴訟が行われ、訴訟の件数は実に22件に上りました。

国家賠償法の適応の可否、つまり、過失の有無と20年賠償の可否が争われた結果、さる6月3日、最高裁判所において地方税法等の手続を経るまでもなく、国家賠償を行い得るとの判決が出されました。事業者である冷凍倉庫会社側の主張が全面的に認められ、20年分の請求ができることになったわけであります。

こういった経緯・経過を踏まえて、現時点で本市当局に対して水産冷凍倉庫事業者側から、どのような申し入れがなされているものなのか、最初にお尋ねをいたします。

〔神園征市長 登壇〕

○**神園征市長** 本年6月14日付で、関係4社のうち2社の代理人弁護士から国家賠償法に基づいて、平成13年度以前の分の未返還分に利息をつけて返還するよう文書が届いております。

○**17番立石幸徳議員** 今、市長のほうから説明のありましたですね、事業者側からの申し入れ、6月14日付の申し入れなんですけど、これを受けまして本市は具体的な協議に入っているわけなんです。既に全国の自治体におきましては、先ほどの6月の最高裁判所の判決を受けまして、和解での問題解決、訴訟がなかった自治体、まあ本市もそうですけれども、自治体側から自主的にですね、和解条件の提示がなされております。

本市はこの件で、どのような方針で決着させようとしているのか。既に、県内におきましても出水市あたりで今度の9月議会補正予算、和解金を約457万計上して議案第65号、出水市の議案ですね、冷凍倉庫にかかわる固定資産税の課税誤りの損害賠償に関する和解及びその額の決定についてという議案も提案されております。本市の方針はどのようになっているのか、お答えをいただきたいと思います。

○**神園征市長** 先ほど議員のほうからも指摘がございましたが、本年6月3日に最高裁においてこの問題について取消訴訟等の手続を経ることなく、直接国家賠償法に基づく損害賠償請求ができるとした判断が示されました。

これまで本市における固定資産税における一般倉庫と冷凍倉庫の課税誤りについては、平成18年度に平成14年度分からの還付加算金を含めて791万7,000円還付しておりますが、今回の国家賠償法に基づく損害賠償となりますと、平成2年度から平成13年度までの間で利息損害金を含めて4社分で約500万円程度の賠償額となる予定であります。

他市におきましては、現在係争中のところや民法724条による3年間の時効を主張して、訴訟が来たら裁判で争うといった市もあり、これらの状況を見極めた上で顧問弁護士とも相談して和解するかどうか、判断したいと考えております。

○**17番立石幸徳議員** 本市の方針、現時点での考え方が説明されましたけれども、私は非常にですね、本市の対応は手ぬるいんじゃないかっていう気持ちを持っております。単純に私、平成18年時点で意見あるいは指摘をいたしました気持ちは、事業者側の何のミスもないのに、行政側のミスで過大な固定資産税を取られた。それはそっくり、当然お返しするのが単純な考え方で。別に法律をいろいろ振り回せばいっぱい出てくると思います。時効問題、民法の問題、賠償法の問題ですね。先ほど市長も申されたように、利息分を含めてきちっと対応しなければいけない案件でございます。1日1日おくれるごとに金利はどんどんかさんでいくわけでありまして。その金利分の負担はだれの背中にかかっていくわけですか。市民が払うことになっていくわけじゃないですか。そういった観点からいくと、一刻も早いこの件の解決をしていただきたい。

平成19年3月議会で申し上げたのは、課税時点でミスをし、さらにまた、返還でミスをするというような二重の、重なった過失をしないでいただきたいと申し上げております。

この時点で既に、例えば、本市と類似の水産都市静岡県焼津市などはですね、平成18年時点で20年分の返還をなされているわけです。しっかりした対応をしていただけないと、市民にますます迷惑をかける案件だと思しますので、この件については最後に今後の方針を含め、決意を伺っておきたいと思っております。

○**神園征市長** 先ほど答弁申し上げたようにですね、民法724条による3年間の時効を主張して、訴訟が来たら裁判で争うといったような市もあるようですから、これらの状況を見極めた上で、顧問弁護士と相談の上で和解するかどうか、判断してまいりたいということでありませう。

○**17番立石幸徳議員** 私は非常に残念に思うんですが、訴訟が来たら受けるって言ったら、その訴訟費用がまたかかりますよ。これ以上、この件を私は泥沼化させるより、むしろ、きちっと最高裁で出た判決を真摯に受けとめて、そういった方向で解決していただきたいということを最後に希望をいたしておきたいと思っております。

次の項目の質問に入りますが、職員の人事異動の件でございます。本年7月12日付で本市職員の人事異動が発令されました。まず、この異動の目的が何であったのか、説明をしていただきたいと思っております。

○**永留秀一総務課長** 人事異動につきましては、毎年4月に定期異動を行っておりますが、組織の再編、業務の増大、その他の理由により年度途中での人事異動も行っております。今回の人事異動の目的につきましては、水産商工課の業務が繁忙期を迎える中でお魚センター業務の適切な指導・監督をさらに強力に行う必要が生じたことから、水産商工課に参事職を新設し、水産商工課長を補佐すると同時に、お魚センターの業務担当も命じ、課長と協力してお魚センターの業務の指導・監督を行うことを目的としたものであります。

○**17番立石幸徳議員** ただいまの説明によると、水産商工課の繁忙期を迎えと、こういったことは年度当初と言いましょうか、年度が始まる以前には予測できないわけですか。

お答えいただきたいと思っております。

○**永留秀一総務課長** 水産商工課が夏場を迎えるに当たって繁忙期を迎えるというのは、年度当初でわかっていることではございますが、今回の人事異動においては、お魚センターの、今回9月議会に損失補償のお願いをしておりますが、それらについてのさまざまな準備事務の指導・助言、そういったことを行う必要があったことから、水産商工課長を補佐する職が必要であると判断をして、年度途中の人事異動を行ったところであります。

○**17番立石幸徳議員** そうしますと、その異動の結果と言いましょうか、目的に沿った形で人事がなされているという、そういうふうに理解できるものなのか。その点はどうなんですかね。

○**永留秀一総務課長** 異動の目的は水産商工課長を補佐するという事で参事職を新設する異動であったわけですが、目的が達成されたかということでもありますけれども、参事職を補佐する形で他の水産商工課の職員に水産商工課長の補佐を全員で行おうということに対応しているところでもあります。

○**17番立石幸徳議員** 単純にその答弁を整理しますと、異動の目的には沿っていないと、そういった結果は出ていないと、そういう理解でよろしいわけですね。

○**地頭所恵副市長** 異動の目的につきましては、先ほど総務課長が答弁したとおりでございます。結果的に、参事職に異動した者が実質的な業務に携わる状況に今のところはないということではございますが、そんな中で水産商工課におきましては、水産商工課職員が一体となって、そういう状況をフォローするためにですね、水産商工課長を中心に一丸となって取り組みを進めてきた結果、今回損失補償という議案の提出に至るような形で一定の成果を出してきているものというふうに考えております。

○**17番立石幸徳議員** 一定の成果と言われると、ますます聞きたくなるんですが、どういった

成果が出ているんですか。

○地頭所恵副市長 今回議案でお出しをしております、予算の中に入れております、お魚センターの借入金に対する市の債務負担行為の議案をお願いしているわけですが、これにつきましては、年度の当初の時点からですね、この個人保証を何とか解消すべきであるという方針のもとに、市で損失補償という形で議会に提案をできるだけ早い時期にしたいということで、いろいろ準備、検討を進めておりました、その一つの形を今回の9月議会でお出しをお願いをしているところですが、そういった新たな業務が出てきた関係で参事職を新たに設けたというところがございますので、結果的に参事が実質的な業務に携わることはできなかったわけですが、先ほど言いましたような形で水産商工課全体として業務に当たった結果、今回9月の議会に損失補償に係る債務負担行為の議案をお願いしたということでございます。

○17番立石幸徳議員 私はその人事異動の成果を聞いているわけですよ。なぜ、その今回の年度中途の異動は誤りであったとお認めにならないのかということ、私はしきりに聞いているんですけどもね。つまり、異動をしたけどその職場にはつかなかったわけでしょう。その人がどうしてその成果が出せるのかということ疑問に思うものですから。

私は、この件を取り上げたのはですね、昨今、非常に地方自治体をめぐる動きの中で県内の阿久根市という所がいろいろと話題を提供しているわけなんです、その一つに総務課、財務課といったような中心的なといえましょうか、3課に所属する阿久根市職員は労働組合から脱退しろと。で、そういったことをしなければ異動をさせるという報道が先般ありました。私、市職員の皆様方にとって異動というものがどれほど重圧と言いましょ、大きな出来事なのかというのを改めて思い知らされたわけでありまして。当然、自治体の中では定期的な異動というものが行われます。それは異動の対象になるかどうかは別にしても、市職員の皆さん、一応その時期になると何らかの心構えと言いましょ、心の準備ができるんじゃないかと考えるんですよ。しかし、こうして年度途中で幾ら早めにと言いましょ、事前にそういった申し出があったにしても、年度中途での異動というのは私は非常な、これまた定期異動にまさるプレッシャーがかかるんじゃないかという気がいたすわけです。

定期異動以上にですね、この年度中途での異動というものは慎重の上にも慎重に取り組んでいかないと、今、先ほどから異動の目的を言いましたが、結果的にその目的にかなったものになっていない。そういうことじゃないんですか。

○地頭所恵副市長 人事異動につきましては、先ほど年度途中でありまして組織の再編とか、業務の増大であったりとか、必要な場合が生じましたら年度途中でも異動せざるを得ないというのは、業務を進める上でどうしても避けられないことであるというふうに考えております。ただ、議員おっしゃったように、定期異動と違いまして職員としても予想していない中での異動というようなこともございますので、それについては職員の精神的な準備が整うような配慮もできるだけ行うような形で異動を、今回の場合も行っておりますし、今後もその点は十分配慮して年度途中の異動に当たっては、そういう点を留意して行いたいというふうに考えております。

○17番立石幸徳議員 副市長の今、答弁にいきますと、今度の人事異動はこれで正しかったんだというように聞こえてなるんですよね。異動対象になった方が新天地でその職場についていないわけでしょう。で、一定の成果とか何か言われてもですよ、仕事をやっていない職員がどうやってその成果を上げられるんですか。もうちょっとわかりやすく市民にですよ、わかりやすく説明していただきたいと思えます。

○地頭所恵副市長 私が先ほど申し上げた成果というお話につきましては、この異動によってその個人の方がどういう成果を上げたということではございませんで、この異動に当たりましては、参事職の新たな設置ということと合わせまして、水産商工課の職員の全員の職員の方々にお魚センターとしての業務にも直接いろいろとサポートをしてもらうような体制もとったところがございますので、その全体としての成果として申し上げたところでございます、一人の個人の方に

対する成果ということでは申し上げたところではございません。

なお、人事異動につきましては、個別にいろいろと結果という形で求められる性質のものではないのではないかというふうに思っております。当然、所期の目的を達するような形で異動を考えて人事異動をするわけではございますが、結果的に今回のような形でその個人の方が十分な体制をとれなかったということについては、大変残念なことではございますし、私どもの配慮という面で何らかの手立てが必要だったのかもしれないという点はございますが、その個別の個人の異動後の成果を問うという形で成果を求めるというのは、なかなか個別に求めていくのは難しいのではないかとこのように思います。

○17番立石幸徳議員 私は、この年度中途での人事異動というのは当然起こり得ること、今後もあるかと思うんですね。ですから、今回のことを当局がどの程度きちっと整理をされているのか、その点を一番お尋ねしたいところなんです。異動はしたが、異動になった人がその職場についていないのに、一定の成果を上げました何かって言われたら、それは反省でも何でもありませんよ。

最後にこの件で、お魚センターへの、つまり第三セクターへの重点的な配置であったということで説明をいただきましたけど、三セク等へのいわゆる市職員派遣、この点についてはどういった検討をした上でその辺の問題点はなかったのかどうなのか、この点の最後の質問にさせていただきたいと思います。

○地頭所恵副市長 今回の人事異動につきましては、あくまでも三セクであるお魚センターの指導・監督の業務を強化するという意味で水産商工課の職員としての発令でございます。ですから、直接お魚センターの職員として派遣しているわけではございませんので、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、それに基づく条例に規定する、専らその業務に従事するための派遣という形には当たらないような形で水産商工課への配置ということで整理をしたところでございます。

○17番立石幸徳議員 時間の関係もありますので、次の項目、債務負担行為の件の執行部です。基本的な認識を、これは予算案も出されて予算特別委員会に付託されている議案もありますので、予算そのものに関することは予算特別委員会で審査をさせていただきますが、この債務負担行為なるものについて、基本的にですね、どのような認識をお持ちなのか質問をさせていただきます。

私が今回の一般質問に当たりまして、この債務負担行為の件を通告いたしました意義と申すでしょうか、理由はですね、少し意見をその点について述べたいと思うんですが、今度の一般会計補正で出されている債務負担行為の損失補償2億円、これを総務省の第三セクター等の抜本的改革の推進等についてという地方自治法第245条の4に基づくことで提案理由とされているというんですね、私は、初日本会議でも少し申し上げましたけど、この総務省指針の損失補償の原則禁止という、その指針に盛り込まれていることを全然理解をされておられないんじゃないかと、そういう疑問点があるんです。この総務省指針には損失補償をなさないとか、すべきであるなんかということはどこにも記載をされておりません。損失補償自体はですね、債務負担行為の1つですから、後年度の債務を負担するという1つの行為ですよ。総務省の指針はですね、平成21年度から25年度までのその期間に集中的に、かつ積極的に第三セクターの存廃を含めた、存続させるのか、廃止をするのかという抜本的改革をやりなさいという指針なんです。当然、損失補償なんか言ったら問題の先送りなんです。だから、総務省指針には一番最初のががみのところに書いてあるじゃないですか。今度の指針は三セクの問題を先送りさせることなく、抜本的に改革せよという指針なんです。ですから、損失補償なんかというのが出る余地もないんですよ。損失補償をするようでは抜本的な改革にならない。こういうことあります。

こういった立場からですね、まず最初に計数的なものを確認させていただきますけど、本市における損失補償並びに債務保証の全体額、これは現段階でいくらになっているのか、さらに、最

○依積田義信議長 答弁中です。

○17番立石幸徳議員 副市長の答弁は大変な認識違いをしているんじゃないですか。つまり、この損失補償の部分、先ほどのですね、特別な理由というのは今まで損失補償をやっていて、その損失補償の期限が来て借りかえるときにどうしても損失補償をしなければならない、それが特別な理由なんです。それ以外に、だから、やってもいいなんかというのはどこにも書いてないんです。だから最初言ったように、損失補償と言ったら問題の先送りなんです。

私は初日本会議でも申し上げましたけれども、この総務省指針はその前段として債務調整等に関する調査研究会、この総務省指針は平成21年6月23日に出されましたが、その前年の平成20年6月30日付で先ほど申し上げました、ちょっと読み違えましたけど、平成20年12月5日ですね、12月5日に債務調整等に関する調査研究会、北海道大学の宮脇教授が座長になって、その研究会で債務調整の報告をまとめ、それをベースに明くる6月23日に総務省が指針をつくっているんです。その債務調整の報告書を出した宮脇教授の凶書には、明確に損失補償は原則禁止なんです。でないと、損失補償したって抜本改革にはつながりませんよ。

それから、その債務保証の件で総務省が指定した場合は債務保証ができるという説明ですけども、現段階でこの総務省がしている案件は1件もございません。そこでですね、この債務保証はできないけれども損失補償がなぜできるのかという部分の説明が、その違いだけは言いましたけれども、もう少し的確に答えておられない。確かに債務保証契約は民法446条で規定しているこの保証人の債務という規定が適応されますね。損失補償にはこういった民法上の規定はないということになります。そして、損失補償に関してですね、どういった場合にできるか、これは地方自治法の232条の2、つまり地方公共団体の行う支出である以上、公益上の必要が認められないような支出はできないという条文がございます。公益上、その必要性ですね。

私自身は確かに、三セクでの個人保証はあるべきではないとは思いますが、しかし、事実として、結果として、個人保証というものがなされてきている以上、この件をどう公益上の認定をするか、この点についてはどういった見解を持っているんですか。

○地頭所恵副市長 個人保証につきましては、先ほど少し言及をいたしました、総務省の指針の中で地方公共団体の長等が私人の立場で保証することは公職の立場における契約と混同されるおそれがあること。（「いや、質問に答えてください、質問に」と言う者あり）また、そもそも個人の支払い能力を超えた保証は行うべきではないことから、避けるべきであるというふうにされておりまして、それを避けるために今回、損失補償という形をお願いをしている。それはまさにこの指針の中で言う特別な理由、それに当たるというふうに考えてお願いをしているところであります。

それで、その中で当然この損失補償を行うに当たりましては、公共性・公益性というのを十分検討しなさいというお話になっておりますので、私どもこの議案を提出するに当たりましていろいろな検討をしまいましたが、お魚センターは枕崎市が設立から主導的な立場で会社の経営にかかわってきているということなど踏まえまして、また、市の基幹産業であります水産業・水産加工業の振興とか、それから地域経済の活性化、観光の振興、雇用の確保、そういった総合的な地域振興施策を推進するための重要な施設であり、極めて公共性が高いというふうに考えまして、今回の損失補償を行うに当たっても妥当性はあるというふうに判断をしたところでございます。

○17番立石幸徳議員 答弁を的確にやっていただきたいんです。私が指摘したのは、残念ながらと言いましょか、事実として個人保証をしてきていたものを公益性があると認定して、今度いろいろと変えていくというそういった提案がなされているから、その部分についての公益性というのをどういうふうに整理をされておるのかということなんです。

あまり時間も残されていけませんので、この損失補償なるものの総務省の検討過程の中でですね、実は先ほどの宮脇北大教授を座長にする総務省の研究会が、平成19年7月19日に自治体の保証

を厳しくするという報告書をまとめております。それは、三セクの倒産が自治体の財政破綻につながるおそれもあるから、具体的には損失補償を結ぶ場合には議会の3分の2の賛成を必要とする。今、議決は過半数でほとんど成立いたしますけれども、この損失補償に関しては3分の2の賛成を必要とするようにしなさい。それから、契約締結の是非を問う住民投票を実施しなさい。本市の場合、18名の議員で是非を決めるんじゃないで、住民全体で合併のときのような住民投票をしなさい。こういった総務省の研究会の報告もあるんですよ。安易に決してできるようなものじゃないんです。

本日の時点では、債務負担行為の損失補償あるいは債務保証についての一応の認識の質問ができましたので、最後の下水道事業の質問に入らせていただきますが、（「総務課長」と言う者あり）いや、質問中ですよ。（「事実誤認がありますので……」と言う者あり）いや、質問中ですよ。

○**依積田義信議長** ちょっと、質問、どうぞ、立石議員。

○**17番立石幸徳議員** 下水道事業財政の長期的な展望について質問をいたします。本市下水道事業は昭和59年3月に供用開始してから既に4半世紀以上、25年以上の月日が経過をしております。これまで下水道利用者の便宜を図るとともにですね、本市全域、本市全体の環境保全の見地から多額の一般会計の持ち出しがなされてきたわけですね。最近では平成15年度、約4億9,000万円ぐらいの一般会計からの下水道事業への繰り出しあるいは繰り入れということがなされまして、これをピークに18年度が約3億8,000万円、平成19年度が3億6,000万円、おおよそですね。20年度が3億1,000万円、21年度決算で2億9,000万円、そして今度の9月議会に出されている補正で約2億6,000万までずっとこの繰入金金は減少してきております。約半分近くにまでですね。初日本会議に出されました下水道使用料の改定の中でですね、資料として今後の料金値上げによって平成25年度までに1億4,000万円の一般会計繰り入れを縮減できるという説明の記載があるんですね。しかし、今日までも別に料金値上げはしなくてもですよ、先ほど紹介したように2億数千万円、縮減なされているんです。これはまず、今日までのこういった努力の成果、具体的にはこういった歳出項目をですね、削減をなさってこれだけの約2億数千万円の縮減ができたのか。そして、今後はその料金値上げに頼らないとそういったものができ得ないのか、その点についてはこういった考えをお持ちなのか、担当課にお尋ねをしておきます。

○**依積田義信議長** 総務課長、何が事実誤認ですか。答弁してください。（「いや、時間ないですよ。答弁はいりませんから、いらないです」と言う者あり）

○**永留秀一総務課長** 先ほど（「質問者の権限ですよ、答弁をしないでください、時間ないですよ」と言う者あり）先ほど議員から（「いやいや、いりませんって。なぜ議長……」と言う者あり）総務省の報告で（「聞いてもないことを」と言う者あり）議員の3分の2以上の賛成に損失補償の議論をすべきであるというような総務省報告があったというような発言がありましたが、確かにその研究会の中での議論はあったようではありますが、それがまとめられた平成20年12月5日の調査研究会にはそういった報告は取りまとめておられませんので、誤解のないようお願いいたします。

○**17番立石幸徳議員** ただいまのことですけどね、何も誤解していないんですよ。私はその新聞記事も持って来ているんですよ。それは確かに総務課長が言ったように、それがきちっと採用されてと言いましょ、身を結んだということまでは来ていませんよ。しかし、その研究会では全会一致でまとめたということになってるんですよ。そういった意見もあったようじゃ、そんな部分じゃないんです。研究会がきちっとまとめているんです。

○**茶屋盛忠下水道課長** 下水道事業は、清潔で快適な生活環境の改善と公共用水機能、水質保全を目的としている事業でございます、事業そのものが地方財政法第6条で公営企業という位置づけられをしております、基本的には独立採算制を原則とする事業でございます。

今回は、そういう下水道施設利用ができない住民との負担の公平性を確保するために、国が指

導している月3,000円20トンの基準が適正な料金であると国が言っておりますので、できる限りこれに近づけるような適正な費用負担区分の設定を行うと。また、地方債の公債費負担の軽減を目的に平成19年度から平成21年度の3年間で公的資金保証金免除繰上償還が認められております。この承認を受けるために、公営企業経営健全化計画を策定をいたしまして、国に提出をしましてこれが認められ、その結果、免除金額として1億7,578万円の免除を受けております。この計画の中では、この免除金額を超えた計画をしなければならないということで、財務事務所からもそういうような指摘を受けております。

これまでも人員の削減、内部経費削減といったような努力をしながら、一般からの繰入金を縮減をしてみましたが、ただいま言いましたこの繰上償還に係る計画の中でどうしても使用者負担を求めざるを得ないと、これをクリアするためには負担を求めざるを得ないということで、できるだけクリアするということが結果的に改定率が19.8%、回収率にしますと39.8%という設定をいたしました。

なお、今、言いました公的資金保証金免除繰上償還による低利への借りかえ効果額は約2億3,800万円となっております。以上です。

○**依積田義信議長** ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午後1時8分 再開

○**依積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、原村且元議員。

[原村且元議員 登壇]

○**7番原村且元議員** 初日の昼一番です。昼食後で眠たいところですが、眠気も少しは吹っ飛ばすようなことがこの枕崎市で起きていますので、聞いてください。

現在、日本国は約900兆円の借金をしております。昭和48年、49年ごろの石油ショックなどで、時の日本政府は国の借金、つまり国債を発行するか否かで連日大変悩みました。そして一たん借金をし始めたら、悪いほうの予想どおりになり、借金は雪だるま式にふえ悪化し、200兆、500兆を突破し、今や900兆円を超える大借金になっています。それでも国は、必要最低限のことをやらねばと借金の上に借金を重ねて、国からの補助金という形でも支出をしています。

そのなけなしの国からの補助金をもらう企業は、当然もらうにふさわしい企業でなければならないことは、言うまでもないことです。また、そういった企業を選定するに当たっては、公的機関としては厳正な調査をすべきなのはこれまた言を待たないところです。ところが、こともあろうに本市の峯尾峠の入口にある材木会社は、森林整備加速化・林業再生事業に関する国からの補助金約3,200万円をもらう前に、隣接地の国有地に廃材など産業廃棄物を不法投棄していました。本件はこの木材会社が、国からの補助金をもらってつくったおがくず工場の騒音がうるさいという地域住民からの苦情に関連して発覚したものです。

騒音に関しては、以前からある製材所の騒音にも悩まされ、不眠症から始まり、ついには命にかかわる病までして奇跡的に助かっているというのに、今度はそれに加えておがくず工場の風力発電機のような実に嫌な騒音に朝から夕方まで悩まされている事態に追い込まれています。

騒音に関しては、本市としては公平な立場に立ってありのままの騒音を測定し、適切に対処し、木材会社を指導し、完全な防音を施す行政指導をすべきなのは言うまでもないことです。この周辺住民にとって直接的な利害関係は騒音問題ですが、材木会社はその隣接地の国有地に廃材などを不法投棄したことについては、一市民、一国民として看過できない、見逃すことのできない問題として本議会の議員を初め、県庁や県警察、それに国の機関など各方面にその不正を訴え続けております。

市内の空き地や山道などには、ごみを捨てたら多額の罰金と刑罰まで明記した看板があちこちに立てられています。木材会社に隣接する国有地への不法投棄の現場を見に行きましたが、想像を

絶する大量の廃棄物が埋められておりました。ほんの一部の人々がやったこととはいえ、枕崎市は国有地を何と心にかけているかと疑われても仕方がないです。今後、国からの補助金を受けようとする人が枕崎市関係者ということだけで非常に不利な立場に立たされないよう、本件は適切に処理されなければなりません。

それで、森林整備加速化・林業再生事業に関する国からの補助金の流れや、それに伴うチェック体制、つまり、農政課が予算編成に際し、財政課に提出した予算要求書の作成時にどのようなチェックを行ったのか。また、その予算請求書を受け取った財政課は、それをどのように査定したかなどについてもお尋ねします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 森林整備加速化・林業再生事業につきましては、県が国からの交付金を基金として積み立てて、平成21年度から23年度までの3カ年事業として取り組むものであります。

今回のおがくず工場の事業につきましては、県から市の予算を通してほしいとの要請に応じて、昨年の9月議会で予算化をお願いしました。補助金の流れにつきましては、事業主体が市を通じて県へ事業の申請を行い、内容を審査の上、適正であれば県から市を通じて事業主体へ補助金の決定通知がなされ、事業主体は決定通知に基づいて事業を実施しております。

工事につきましては、事業主体からの完成報告に基づいて、市と県が計画どおりの工事が行われているかどうかの検査を行ない、検査に合格すれば事業主体からの実績報告に基づいて、県から市を通じて事業主体へ補助金の確定通知がなされた後、県から市を通じて事業主体へ補助金の交付がなされております。

○真茅学農政課長 チェック体制とかでございますけれども、予算化とかの件についてでございますけど、事業主体から申請された計画書につきましては、事業の要綱・要領をもとに、計画が事業の採択要件に合致しているかどうかのチェックを行います。また、市の予算化に当たりましては、採択の見込みについて県との協議結果や県からの9月補正予算計上についての要請文書に基づいて予算化を行っております。その他補助事業の流れに沿った文書事務についても、その都度適正であるかどうかのチェックを行っております。また、工事に当たっては、計画どおりに工事が実施されているかどうかのチェックも行っているところでございます。

○今給黎力財政課長 森林整備加速化・林業再生事業の予算化についてですけれども、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、農政課から提出のあった予算要求の中に南薩地域振興局からの9月補正予算計上要請文書が添付されておりましたので、その要請文書に基づきまして予算化をいたしております。

○7番原村且元議員 このチェック体制の最初の関所は農政課ですか。農政課にまた改めてお尋ねしますが、そもそもこの国からの補助金である林業整備加速化・林業再生事業をインターネットなんかで調べてみますと、県と民間企業との間で行うのを建前として、つまり、材木加工業者などが助成を希望する場合、各都道府県に設置されている地域協議会の構成員となり、知事の補助金の交付決定を受ければ済むというふうに出てますけれども、それが何ゆえ県と企業との間に本市が入らねばならなかったか、その理由を農政課長にお尋ねします。

○真茅学農政課長 今回の事業について市の予算を通した理由につきましては、森林整備加速化・林業再生事業の中の力強い木材産業づくり事業というのがありまして、その事業につきましては市の予算を通すようになっていたとのことで、県からの要請に基づいて昨年の9月議会で予算化をお願いしたところでありまして。

○7番原村且元議員 その市を通してということですが、県から材木会社への信用調査みたいなことは入ってなかったんですか。いざというとき、今回みたいな不法行為が起きたときに、市に責任をとってくれというようなことは入ってなかったんですか。

○真茅学農政課長 今回のような件が起こった場合に、市に責任をとれとかそういうのはないわけでございますけれども、一般的に間接補助事業の場合は国から県、県から市、市から事業主体

へというのが一般的な事業でございまして、今回の力強い木材産業づくり事業についても通例行われている間接補助事業のあり方の事務の取り扱いだろうということで、私どもも県の要請に応じて9月議会で予算化をお願いしたところでございます。

○7番原村且元議員 念のために聞いておきますけども、県からの要請で本市が入ったということですけども、後で南薩振興局のほうの、ちょっとどうかねという懸念もあるんですけど、本件に関して本市が材木会社の保証人みたいな形でなるからということですね、県と会社の間に積極的に入るようなことは一切なかったんですか。

○真茅学農政課長 この事業は、去年の国の第一次補正事業で出てきた事業でございまして、議員がさっきおっしゃいましたとおり、最初は県と事業主体が直接やりとる事業というふうに私どもも考えておったわけですけども、実施要領等ができていく中で市を通すというふうになっているということと、そういうことから事業計画と当初の段階においては、県と事業主体のほうで直接やりとりしてきていた経緯があるところでございます。

○7番原村且元議員 農政課の担当係長はですね、この材木会社の経営者と接し始めたのはいつからですか。また、それ以前から個人的に経営者と知り合いだったということはないんですか。

○真茅学農政課長 個人的に以前からどうだったかというのは私は存じ上げておりませんが、私どもが最初現地のほうに赴いて行ったのは、去年の7月ごろだったと思っております。

○7番原村且元議員 それではですね、先ほど県から二者の間に本市が入ってくれという要請があったということですが、県のどの部署のどんな役職の人が、どのような形で何年何月何日に本市に要請してきたのですか。

○真茅学農政課長 本市に要請がありましたのは、平成21年7月8日でございます。南薩地域振興局の林務水産課のほうと東木材のほうで直接農政課のほうに来て、そういう市の予算を通してほしいという要請をされたところでございます。

○7番原村且元議員 これ、今の答弁でですね、南薩振興局の方と東木材の方が一緒に来られたというのは何か理由があるんですか。

○真茅学農政課長 先ほども答弁いたしましたけれども、この事業の最初の打ち合わせ、やりとりというのは県と振興局のほうでやっております、そういう実施要領等が整備されるということで、本市のほうにそういう要請に来たところでございます。

○7番原村且元議員 次に、農政課はこの木材会社が隣接国有地に不法投棄をしたということはどういう方法で、いつ知ったんですか。また、この木材会社が不法投棄をしていたのはいつからいつまでですか。

○真茅学農政課長 私どもが国有地に不法投棄をしているということにつきましては、22年の6月4日に東木材のおがくず工場の試運転ということで、それに合わせまして騒音測定をやっています。その際に、付近の住民の方からその部分に産業廃棄物等が不法投棄されていると、そういう申し出があったことによってでございます。

○7番原村且元議員 今回の答弁漏れがあるんです。材木会社が不法投棄をしていたのは、いつからいつまでですか。

○真茅学農政課長 不法投棄をしたのは、これはもう木材加工場の聞き取りでございまして、平成21年の3月から5月ぐらい、約2カ月かけて行ったというふうに聞いております。

○7番原村且元議員 知ったのは平成22年6月4日と。で、不法投棄したのは平成21年3月から5月までの約2カ月間と。それ以前にですね、つまりこの材木会社の不法投棄以前に、その国有地への不法投棄に関する苦情は農政課へは一切なかったんですか。

○真茅学農政課長 そういう苦情については聞いておりません。

○7番原村且元議員 先ほど県から要請があって、予算要求書を財政課に提出したというわけですけども、予算要求書を財政課に提出したのは何年何月何日なんですか。

○真茅学農政課長 日にちまでは記憶にございせんけれども、おそらく21年の7月の下旬ぐ

らいじゃないかと思えます。

○7番原村且元議員 今の予算要求書を提出するに先立って、材木会社の周辺住民への説明とか、地図を取って見たときに隣接に国有地があるといったようなことは気がつかなかったんですか。

○真茅学農政課長 その予算要求書を出す時点につきましては、近辺に国有地があるというのは承知しておりませんでした。

○7番原村且元議員 ちょっと別な質問に行きますけども、本市のほかの市内の材木会社へは本市から、農政課から、このような国からの補助金があるということは伝えずにですね、保育園とか幼稚園関係の同じ補助事業関連事業に関することについては伝えたということですけども、そういうふうにしなさいとの国や県からの通達がインターネットなどには標記されていないんですけども、別途そのような通達があったのか否かですね。それとも、本市農政課が独断でそのようにしたのかどうかについてお尋ねします。

○真茅学農政課長 この事業の周知の仕方でございますけれども、木材関係の業者につきましては県のほうが木材関係の総会がございまして、その折に資料配付して紹介をしているということでございます。

○7番原村且元議員 持ち時間が1時間ですので、これはやったらちょっと1時間ではとてもじゃ、別件もありますけども、時間的にあれですけども。要するにですね、この材木会社はすなわち東木材はですね、今年の、つまり平成21年の3月から、3月と言えば枕崎市議会が本件に係る予算の審議をやっている最中ごろにですね、国有地に廃材など産廃を不法に投棄しているわけで、悪質そのもので到底国の補助金をもらう資格はないと思われまます。また、県から間に入ってくれと頼まれた枕崎市としては、当然、指導・監督する立場にあり、枕崎市が予算化し、県から県知事から決定をもらう間に、そのような不正が行われたということはまことにゆゆしきことで、農政課の担当係長は先ほどの騒音で悩む住民たちに、その国有地に関して、どうせ国から払い下げてもらうからと言ったそうですけども、こんな態度ではですね、適正適切な行政指導というのは枕崎市役所に頼むのは、どだい無理だと思われても仕方がないです。

市長としては国や県に対してどのような責任をとるのか。また、枕崎市民の名誉のためにどのように対処していくのかお尋ねします。

○神園征市長 県の見解につきましては、農政課のほうで問い合わせをしたりしておりますので、農政課長のほうから答弁させます。

○真茅学農政課長 今回の不法投棄につきまして、本当にあってはならないということに考えておりますけれども、ただ今回の補助事業につきましては、県の見解としまして、今回の事業につきましては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に照らし合わせて、補助事務等の遂行義務に抵触しないため補助金の返還を求める法的根拠がないということのようでございます。

○7番原村且元議員 後ほど少しお尋ねしますが、次に建設課にお尋ねしますが、建設課はこの材木会社が隣接国有地へ不法投棄をしているということを建設確認図を出すとき知らなかったんですか。この建設確認図を出したのはいつかも含めてお尋ねします。

○松野下祥一建設課長 建設確認図とは建築物確認申請のことではないかと思えます。建築物確認申請書の提出時は、都市計画区域内外、用途地域、接道状況、開発行為、がけ地などの照合を行います。また埋設されていた不法投棄及び隣接者の調査等は確認申請の照合事項でないため、行っておりません。確認申請の提出日は市が受け付けましたのは、平成22年1月15日でございます。

○7番原村且元議員 それでは、建設課が本件の国有地への不法投棄を知ったのはいつですか。

○松野下祥一建設課長 不法投棄を知りましたのは、平成22年6月4日です。

○7番原村且元議員 材木会社がおがくず工場を建てるに際して、知覧の設計者と聞きますけども、建設課に県へ提出用の建設確認図をもらいに来たとき、隣接地に国有地があることに関して不正がないかも含めて念のため確認するため、農政課の担当係長と建設課の担当係長2人で現場

の確認などはしなかったんですか。

○松野下祥一建設課長 先ほども申しましたように、確認申請書の照合事項でないため確認は行っておりません。

○7番原村且元議員 そもそもこの国有地はですね、旧建設省の土地で建設課としては昔から十分気をつけるべきところだったと思いますけども、この東木材以前からこの旧建設省の土地には産業廃棄物の不法に投棄されているわけですけども、そのことについては建設課としては全然知らなかったんですか。

○松野下祥一建設課長 不法投棄については、知りませんでした。

○7番原村且元議員 県の出先から建設課に関して管理を依頼されたとか、そういう協力と言いますか、そういうのは過去には、これコンクリートの柵でも何でも柵でもつくって仕切っておけば、こういう問題は不法投棄というのは一切起こらないわけですね。何かそういう要請とか一切なかったんですか。

○松野下祥一建設課長 南薩地域振興局のほうからも何も言ってきておりません。

○7番原村且元議員 次に、農業委員会にお尋ねしますが、農業委員会は材木会社の農地取得に関してどのような調査を行ったのか。そして材木会社は、現在、おがくず工場を建てるあたりの土地に関して、地目上農地だったものを取得してから雑種地へ変更して、国からの補助金で工場を建てるまでの経緯について、時間の順番、つまり時系列的にお願いしますけども、最初にこの土地を取得したのは何年何月か。そして、何カ月後に地目を農地から雑種地へ変更する申請をしたのか。そして、申請から何年何カ月で雑種地へ変更になったのかをお尋ねします。

○中村貞郎農業委員会事務局長 木材会社の農地取得につきましては、平成20年12月11日付で農地法の5条許可申請が出されております。当時現地は周囲のほとんどが原野または雑種地でありまして、この申請のあった土地につきましても長年耕作された様子もなく、転用目的の製品置場、駐車場及び一部倉庫ということで、農業委員会は申請のとおり承認をいたしております。

その後、平成21年1月26日付で県知事からの許可が出されております。この県知事からの許可が出されてから、農地のまま名義変更をしまして工事に着手することになりますが、工事の進捗状況等によりまして時間を要する場合がありますので、農業委員会としましては、おおむね1年以内に工事が完了するような指導をしております。平成22年2月1日付で木材会社からの完了届を受領しております。その後、雑種地への地目変更登記がなされたものと考えられます。

○7番原村且元議員 今、どれぐらいかかったか答弁なかったですけども、これあの、通常、普通地目の変更、つまり農地から雑種地へ変更する場合は2カ月程度で済むと聞いているんですけど、1年3カ月もかかっているんですけど、これ1年以上も、何か理由があるんですか。

○中村貞郎農業委員会事務局長 この理由としては、私どもは把握しておりませんが、申請がなされまして、許可がなされましてから工事の完了届が出されておりますのが、ちょうど約1年後でございます。その後、変更登記がなされたものと思っておりますので、その後いつ変更登記がなされたというのは私どもは把握しておりませんが、約1年以上かかっているものと思われま。

○7番原村且元議員 農政課長には改めてお尋ねしますが、本来ならば会社と県との間に入ってくと、県がわざわざ要請してきたわけですね。これは通常、この申請で普通は2カ月ぐらい済むのが1年3カ月もかかっているんですけど、わざわざ県がやってくれて言ったのをですね、おかしいとは思わないですか。本来なら県が頼んできたんですから、逆に1カ月ぐらいで早く済ましてやってくんですけど、農政課はこの許可が異常に遅れたということに関して、何か理由を知っているんじゃないんですか。お尋ねします。

○真茅学農政課長 農地転用の手続につきまして、申請等がなされたのを知ったのは後日でございます。私どもが県から要請されたのは21年の7月でございますので、その以前にその農地転用の事務がどのように進んでいるかというのは、こちらは把握していない状況でございます。

○7番原村且元議員 本件に関しては、時間がないのであまり突っ込めないんですけども、いろんなことを聞くんですけども、農政課の担当係長が何度か加世田の南さつまのほうの県の出先に行って説明会とかいろいろ聞いたとか、また、厳正に行政指導すべき県の出先の南薩振興局の河川係がですね、本件をうやむやに終わらせてくれというような態度をとったり、同じ振興局の衛生環境課の職員がですね、不法投棄を罪に問わないからとかそういう念書とか覚書まで出していると。法に照らして判決を下せるのは、裁判所の裁判官に限られているわけですね。実に無知とか幼稚とかかびっくりするような珍事まで起きているんですけども、本件に関しては今後いろいろ解明されねばならん点がまだたくさんあるんですけど、いずれにしても上位の行政、司法の場で法律に照らして適正な処置、処分がなされると思います。

時間がないので次の質問に入ります。

次に、本市財政についてお尋ねします。時々市民向けの広報などで本市の財政状況に際し、円グラフなどを用いて説明がなされ、必ずと言っていいほどコメントとして市長などが非常に厳しい状態にありますとつけ加えています。もう何年もそういう状態が続いているわけですが、そういう市からの広報にはこういう方法でこの難局を打破し、何年後には明るい状態になりますということはほとんど記されていません。つまり、苦しい本市の財政を一方的に伝えて、それで終わっているように思います。

少なくとも、戦前まではそれでよかったかも知れませんが、戦後の日本は財政民主主義を採用しています。つまり3本柱として①租税法律主義、②予算・決算制度、③住民参画システムがあります。このうち①、②はそのとおり行われていると思いますけども、③の住民参画システムはほとんど行われているようには思いません。国で言えば予算決定に際し、最後は国民の代表としての国会議員が大臣折衝をするという形で住民参画システムが保たれていますけども、地方公共団体の場合は予算権を市長などに一本化され、この住民参画システムはほとんど生かされていないように思います。選挙で選ばれた地方議員たる市会議員でさえ、予算編成には直接的には参加していないのが現状です。民主党のように、いきなり議員による事業仕分けが本市において可能か否か、政務調査費さえ廃止され、議員の数も少なくなる状況では、急にはできないのが実情のようです。財政民主主義を採用している以上、つまり、市民が自治体の財布を統制するという原則がある以上、何らかの形で住民の直接、間接の参加が必要であります。

そこでお尋ねいたしますが、全国で新しい動きとして市民参加による予算編成の取り組みを行っている自治体もありますが、市長としてはこのことについてどのように考えているのか、お尋ねします。

○神園征市長 地方自治体の予算編成への市民参加の方法につきましては、最近の動きとしましていくつもあるようですけども、その1つが予算編成過程を公開するケース、あるいは市民が自治体予算全体の見直しと予算案作成を行うケース、3つ目に市予算のうち、一部を自治体内の地区に交付して、その地区の市民が地区予算を編成するケースなどの手法が見られるところであり、そのようにいろいろ動きはありますが、それぞれの手法導入において長所、短所があり、それらの見極めも必要であることなどから、多くの自治体がまだその参加方法を模索している段階であると言えます。したがって、本市としましても予算編成過程における市民参加のあり方について実例等の長所、短所を含め、調査・研究を行う必要があると考えますので、早急にそういったことの実施ということは難しきかと、こう思っております。

○7番原村且元議員 次に、本市の地方債の返済について、これまでどのように返済してきたのかお尋ねします。

○今給黎力財政課長 地方債の償還についてですけれども、償還につきましては、年度ごとに償還計画ができておりまして、それに基づきまして当該年度の一般財源等で償還をいたしております。

○7番原村且元議員 あまり財政について一般質問することはありませんので、少し要望もあれ

しますけど、一般財源つまり、地方税や地方交付税など財源の使い道は決められていない自治体がどんな経費に使ってもよいもので返してきたということですが、公債費を含めた義務的経費ができるだけ小さくなり、投資的経費政策のために使える財源、お金の割合がふえるよう、ますますこれからも努力して下さるよう要望に変えます。

次に、本市職員の退職金についてお尋ねします。退職金の積み立てをしてきていないのは本県では枕崎市や西之表などわずかですが、この前の例外措置として団塊の世代、つまり、戦後ベビーブームの人口の多い世代の人たちが大量に退職する時期を迎えるに当たって、国が2006年から2015年まで、つまり平成27年度までの10年間に限って特別措置として退職手当債の発行、つまり特例法による地方債の発行を認めています。しかし、この特例措置も5年後には切れます。この退職手当債適用後について本市はどうするのか、市長の考えをお尋ねします。

○神園征市長 退職手当債の特例措置期間においては、当該年度における定年退職者等の実態や財源状況を踏まえて、退職手当債の予算化について慎重に検討していきたいと考えております。

なお、特例措置期間後の対応につきましては、各年度における定年退職者等の状況を踏まえて、今後財政調整基金等への積み立てを行うなどの措置を講ずる必要があると思います。

○7番原村且元議員 次に、一時借入金の件についてお尋ね致します。北海道夕張市は、財政破綻を隠すために一時借入金の償還を出納整理期間中に行い、その財源を新年度分から調達するというをやっていました。そして、とうとう手の打ちようがない状態にまで陥ってあのようになったわけですが、御存じのように一時借入金は歳入歳出予算には計上されません。ただ、限度額として約20億円などとして、予算の一つとしては出てきますが、その詳細は例外的に扱われ、ほとんど表に出てきません。しかし、夕張市みたいなことになっては大変ですので、必要最低限のことについてはお尋ねしなければなりません。

そこで、一時借入金は地方債などと違って、年度内に返済してしまわなければなりません。過去5年間について年度を越えて返済したことがありますか。あったらその件数と金額をお答えください。また4月1日から5月31日までの出納整理期間中に返済したことがあったら、その件数と金額をお答えください。また、夕張市のように一時借入金の償還の財源を、新年度分から出したことがここ5年間であるかどうかもお尋ねします。

○籠原均会計管理者 一時借入金につきましては、その前に一時借入金の決定の可否につきまして私答弁する立場にございませので、歳計現金の出納管理という立場から、御質問のございませました出納年度を越えて返済することがあったのかという部分についてお答えをさせていただきます。

一時借入金につきましては、年度の一時期において生じる一時的な支払い資金不足を補うための制度でございます。一時借入金の償還につきましては、質問者おっしゃいましたように、年度中に返済しなければならないことが地方自治法235条の3に規定してございます。この年度中と申しますのは、予算年度内の3月31日ではなく、会計年度におけます出納整理期間末日の5月31日までとなっております。この期日を越えた、いわゆる会計年度を越えて償還した例はございません。

それと2番目にございませました4月、5月に償還した部分については、今しばらくお時間をいただきたいというふうに思います。

○今給黎力財政課長 一時借入金の利子返済についてですけれども、これにつきましては出納閉鎖期間であります5月末日までに完全に返済いたしております。

○籠原均会計管理者 21年度の一時入れ金の状況しか今、持ち合わせておりませんが、それであればお答えできますが、よろしいでしょうか。

21年度の一時借入金の状況でございますが、一般会計におきましては返済日が4月8日、これ22年ですね、4月8日、4月28日、5月26日の計3件でございまして、借入金は合計6億円でございます。

国保会計におきましては、4月23日に返済したものが3件ございます。これが5億3,000万でございます。

次に、下水道会計につきましては、4月30日に返済を終えたものが1億6,000万、1件ございます。以上です。

○7番原村且元議員 この一時借入金のことはいくら突っ込んで聞かねばならんし、聞きたくもないんですよ。と言うのは、普通の家庭では主婦が家庭の台所が苦しいからといって主人に内緒でサラ金に手を出して、その返済が翌月の3日までとした場合、翌月の2日に主人の給料を、次の新しく入ってきた給料から借金を払うようなもんです。気がついたら破産していたと。大変なこと、ま、それ夕張がやったわけですけども、くれぐれもそういうことがないように十分気を引き締めてやっていただきたいと、これ要望にかえます。

次に、法定外税についてお尋ねいたします。今まで一般質問でお魚センターなどへの集客力を高めるためにも、またかつての美しい松之尾の浜のほんの一部でも取り戻すための、泳ぎもできる人工海浜とか、騒音も小さくて経済的にも安い国産小型ジェット機による枕崎空港と東京、羽田を結ぶための枕崎空港の小規模の拡大とか、いろいろ財政上で言えば投資的経緯についてと言いますか、政策的経緯といったことについて提案型の一般質問をしてきました。

枕崎市の政策としては、目先の短期的なものほかに中期的、あるいは世代間にかかわる長期的なビジョン計画が必要なことは言うまでもありません。私が提案型の質問をするに際し、国の関連補助金などいろいろ調べて、本市の手出しはほんの少力で済みますからやったらどうですか、と提案質問しても、二言目には財政が厳しいからと本気で考えるそぶりもなかったです。その当時の市長、副市長はむべなるかな、この議場から姿は消しておりますけど。あんまり市長が財政が厳しいとばかり言っているとマイナスイメージが植えつけられ、先日の枕崎空港のタンクローリー更新の新聞記事にも枕崎市も深刻な財政難と書かれて、花火に水をかけられたような気持ちになりました。

市内で年配の人が、枕崎市は貧乏市だから何ちゃいできない、期待できないというようなことも言っていますが、それほど考えない人もそうかなという話をしているのを実際見たことがあります。本市の若者も、そういったマイナスイメージに追い立てられるように都会に出稼ぎに行き、ますます人口が減るといふ悪循環を繰り返しているように思います。

ところが、先日の新聞記事にも載ったように鹿児島銀行枕崎支店長のコメントのように、貯金は指宿市や旧加世田市より枕崎市民のほうが多いという、よいプラスのイメージが流れると、いろんな企業が枕崎へ出店して来る。板敷の農機具関連の出店など喜ばしいことですが、そこで財政の硬直した状態、つまり政策的、裁量的事業がやりやすい状態に少しでも近づけるために何か法定外税について考えていないか。法定外税の例として東京都は一泊の宿泊料が1万円以上のホテルや旅館に宿泊した人に100円、200円のホテル税をかけています。北九州市は産業廃棄物の中間処理、破砕、焼却など課税対象とした環境未来税を課税しています。駅前のコインロッカーが設置されれば、その収入も入ってくるんですけども、市民・住民にあまり圧迫感を与えない形で自主財源を増すために何か考えているかどうかについて、お尋ねいたします。

○山口英雄企画調整課長 今、質問者が言われましたとおり、地方税法の規定によりまして地方公共団体は地方税法で定める税目以外の税目につきまして、法定外税を新たに設けることができるようになっております。

今、全国の事例を御紹介されましたけれども、確かに質問者が言われますとおり非常に厳しい本市の財政状況の中でありまして、法定外税の導入というものは自主財源の確保という点で有効な手段の1つではないかというふうに思っております。ただし、法定外税の導入に際しましては、住民負担の増加に伴います市民生活、あるいは事業活動等に与える影響、それから物流、その他の地元経済に与える影響、さらには経済対策など国の施策との整合性など数多くの検討すべき課題がございます。

現在考えてないか、ということでございましたけれども、法定外税につきましてはこのような課題もたくさんございますので、今後の本市の財政状況も見ながら、その必要性等について今後慎重に調査・研究する必要があると考えますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○7番原村且元議員 次に、本市の地方公営企業や地方公社に関して、市長が不良債務と認識しているのは何件で、その金額は幾らかをお尋ねします。

○神園征市長 本市の地方公営企業や土地開発公社に関して、不良債務と認識しているものはありません。

○依積田清文財政課参事 現在、土地開発公社が保有している土地は、市からの依頼に基づき先行取得及び造成したものであります。その資金は、市の債務保証により金融機関から借り入れたものであります。これらの土地につきましては、すべて市が簿価で借り取りを行っていかねばならないところですが、その内訳といたしましては、平成21年度決算で臨空工業団地が4億6,542万9,000円、千代田保有地が1億1,697万1,000円、仁田浦保有地が627万8,000円、その他が272万7,000円となっております。合計で5億9,140万5,000円となります。また、これらの借入金の合計が5億8,834万円となり、その借り入れ利息は21年度末で880万3,000円となっております。

○7番原村且元議員 利子だけで7～800万、5億幾らのお金を借りてですね、10年たてば8,000万近くなるんですけど、4人分ぐらいの退職金になるようなお金が利子だけで吹っ飛んでいるわけですね。全国的に、この土地開発公社が自治体を侵食するという形でいろいろ問題になっていきますけども、市長としてはこの抜本的改善策といいますか、何かよい作戦とか、そういうのは頭の中にはないんですか。

○神園征市長 目下、これといったものは持ち合わせておりません。議員がお持ちでしたら、どうぞ教えてください。

○7番原村且元議員 これは全国で約2兆円の、全国各自治体のあれでいろんなあれがありますんで研究してですね、枕崎市がああいうことをやったから参考にしようというぐらいの何か作戦を考えてやっていただきたいと思っております。実にもったいない話です。

次に今、マスコミなどで話題になってます高齢者の所在不明問題についてお尋ねします。各地域でその地域の最高齢者であると思われていた老人が、実は2～30年前に亡くなっていたと驚くようなことがあちこちで起きてます。

遺族による年金不正受給などもありますが、今、全国の各自治体で死亡不届などの戸籍調査をやってますけども、本市においてはそのような100年近く前にさかのぼっての戸籍調査はやっていないのかどうか。また、本市における遺族による年金不正受給に関しての調査なども合わせてお尋ねします。

○依積田寿博市民生活課長 本市の戸籍上での生存者につきましては、ことし中に100歳に到達する見込み者を含めた平成22年12月31日を基準日として調査を行った結果、100歳以上が371名で、このうち120歳以上が124人となっております。戸籍上の最高年齢は、明治8年生まれの135歳です。

生存の見込みがない100歳以上の高齢者が戸籍に記載されている原因といたしましては、戦争で家族全員が死亡したものとか、海外に移住したもの等が想定されます。

高齢者消除を行う前に、関係者から死亡届等の提出が可能かどうかを調査する必要があるため、関連戸籍の調査を行い、関係者が判明した場合には関係者より死亡届の申し出をしていただきまして、戸籍の除籍等の手続を行います。また、関係者が不明のため、その者の生死及び所在について資料等が得られない場合につきましては、管轄の法務局長の許可を得て手続を行うこととなります。

100歳以上の年金受給者につきましては、ことしの8月12日の基準日で調査を行った結果、13

人であり、この方々の生存や所在地についても確認済みであります。

○7番原村且元議員 以上で終わります。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時3分 休憩

午後2時13分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、上釜いほ議員。

[上釜いほ議員 登壇]

○18番上釜いほ議員 ちょうど1年前、民主党が衆議院選挙で圧勝した平成21年8月31日の全国紙のコラム欄に次のような記事があります。「赤い糸夫居ぬ間にそっと切る」という川柳がある。万年、政権党と結ばれていた赤い糸の絆を、有権者がそっと切ったのはいつだったろう。衆議院選挙の開票結果は長く連れ添った夫婦の熟年離婚を思わせる。麻生政権の発足当時、自民党の支持率は民主党より高かった。見限られたのはそれ以降、政権交代の立役者はやはり麻生さんになる。不手際続きで不人気な隠れもないその人を、天下分け目の一戦に担がざるを得なかった自民党。人材の枯渇ぶりに、もはやこれまでとさじを投げた有権者は多かつたろう。相手の自壊作用にも助けられて、歴史的な勝利を手にした民主党だが、政策の財源や外交の進路をめぐる人々の不安は今に至るも解消できていない。きっと何かが変わるはずという漠然たる希望に不安がひとまず席を譲っただけである。

亀井勝一郎の青春論にいわく「人はしばしば結婚してから失恋するものである」、新しい伴侶の座を射止めた鳩山民主党ものぼせてはいられない。希望が失望に変わるとき、赤い糸ははかないものである。

また、別の全国紙にはこのような一文があります。国会は歴史的な掃除のただ中にある。いや、議事堂のことだ。建設から73年、高圧水流による初の汚れ落としで黒ずんだ御影石に桜色が戻ってきた。議席の布地も張りかわるが、まずはお尻のほうのごっそり入れかわった。負けに不思議な負けなし。自民党ははた目にも耐用年数が尽き、最後に民意のあずかり知らぬ面々が1年交代で首相の座をとことん軽くした。政治の非力に一部の官僚がつけ込み、血税や年金が消えていく。やりきれない閉塞を投票箱に注がれた。だが、うつぶん晴らして喜んでいるときではない。積年のよどみは黒々とまだそこにあり、日本を桜色に蘇生する待ち時間は限られる。しがらみや新たな発想が暮らしや外交に生きなければかえた意味がない。

55年前にも戦後最大と許された政変があった。首相鳩山一郎の大衆人気は前任吉田茂の近づきがたさの反動でもある。コラムの先輩新垣秀雄は、気分の上では世の中が幾らか明るくなったと歓迎した。孫の圧勝も前政権のおかげと割り引くがいい。希望だけ膨らまずと期待外れの揺り戻しが強い。万感こもる宮崎県知事の戒めだ。有権者は小選挙区という洗浄機の使い勝手、破壊力を知った。約束した日本の大掃除の手を緩めたら、自民の二の舞だろう。時の権力に目を光らせるのがジャーナリズムの本懐。なればコラムもけさをもって照準を改め、筆法を研ぎ直すとする。明るくなったか否かを後世に問われるのは、政変後の気分ではなく現実であると報じております。

そして今、日本の総理大臣を選ぶ民主党の選挙が9月1日スタートいたしました。議院内閣制のため、国民が参加できないのが残念です。1年前の教訓が生かされていないのが無念であります。小泉首相以降、安倍、福田、麻生首相と1年で変わった自民党を批判した民主党が、政治と金で責任をとって辞任した鳩山前首相、小沢前幹事長が人のうわさも75日と申しますが、ワイドショーでもあるまいし、日本の行政権のトップと政権政党を動かす幹事長が半年も経たないうちに、母親の小遣いと不動産の疑惑でみずから責任辞任した重みは、こんなに軽いものだったんでしょうか。私たち凡人には計り知れません。

4年前の小泉総理の郵政解散は、賛成か反対の白か黒かの二者択一の結果、自民党が大勝しま

した。枕崎市は平成の大合併で白か黒の選挙が行われましたが、婚約もしていないのに結婚できると身勝手に思い込み、結果は御覧のとおりでありました。

行政は継続性が重要であると信じます。そのためには、地方自治は首長と議会の二元代表制であり、首長も議員も住民が直接選びます。つまり、双方の協調と牽制で自治を形づくる責任を共有します。全国的ニュースとなっている県内の阿久根市の首長と議会のあり方が問われております。

そこで第1点は、コンパクトシティについてであります。1993年の国会で地方分権推進の決議がされてから17年、民主党政権になってから地域主権を旗印にその実現を目指しております。その目的は地方に権限と財源を移し、行政への住民参加と自立した自治が地域主権の発想であります。同時に地域主権は地域経営の手腕が問われます。それだけ成功、失敗に伴う結果責任を首長が問われます。そこでまず、駅通り商店街のにぎわいを取り戻す方策を最優先事項として位置づけて、5項目の施策に取り組むこととしておりますが、その進捗状況と今後の見通しについてお尋ねいたします。

第2点は、地方主権の政策立案能力と権力のチェック機能の強化であります。つまり、双方の協調と牽制で自治を発展させる責任を共有しております。改めて市長の見解をお聞かせください。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 コンパクトシティの最優先課題として、まず町なかのにぎわいを取り戻すと。その具体策としまして、駅通りと市役所通りを、まず何とかにぎわいを取り戻していこうということは市民の方にもお話を申し上げたりしておりますが、現実の動きとしては私としても内心じくじたるものを覚えておりまして、いまだ進展が見られない状況であります。

コンパクトシティにつきましては、庁内に副市長以下、関係課長によるコンパクトシティ推進委員会を設置しまして、子供からお年寄りまで多くの人々が集い、笑顔あふれる賑わいのある市街地の形成を目標像とそのあたりまではいいいんですけど、具体的な動きが残念ながら今のところない、これは私としても何とか1日も早くそういう具体的な策が出てくることを期待しております、いろいろハッパをかけたりしているところであります。

それから、地方自治についての首長と地方議員の二元代表制についての双方の協調と牽制、これが自治を形づくる責任があるんだと、市長はどう考えるかということですがけれども、おっしゃるとおりであると考えております。

○18番上釜いほ議員 今回、補正に交通弱者の公共交通機関等の利用実態、及びニーズ調査ということで補正が出ておりますが、65歳以上、周辺地の1,000世帯にアンケートをとるということで、どういう結果が出てくるかわかりませんが、私どもの農村部でも息子も嫁も仕事に行っていて、お母さんたちは地元に取り残されて、どこか連れて行ってもらいたいと思っても、買い物に連れて行ってもらいたいと思っても、昼間連れて行ってくれる親族とかそういう者がいないということで、非常に何かどうかならないものだろうかという相談も受けましたけれども、桜山地区にもAコープが2つありましたけれども、名前を言っているのか、Aコープと言っているのかかわかりませんが、全部2つとも撤去いたしまして、地域の方々が歩いて買い物に行っていたんですけど、そこも行けなくなって非常に困っているということでもあります。Aコープは何のための、組合員のためのAコープじゃなかったのかなと非常に憤慨な思いがするんですけども、そういった状況であります。

それで、枕崎市は福祉バスを走らせていらっしゃいますが、現在、月、水、木、金で桜山、別府、立神を中心に枕崎が8人、桜山が20人、別府が42人、立神6人、計76名が現在利用していらっしゃいます。健康センターにお風呂に入ってきて、そして夕方連れて行くというようなコースになっておりますけれども、私は駅通りだけを中心に考えるのは非常に難しいのではないかと思います。地域的に4つぐらいのパターンを設けて、そしてその東のコンパクトシティ、西のコンパクトシティ、そういった形でできたらいいのではないかと思います。私は市立病院を中心に

東のコンパクトシティができるのではないかと考えています。健康センターに来られた方が市立病院の病院を受けて、そして近くのスーパー、Aコープです、名前を言っているのかあれですが、そこで買い物をして帰るといったパターンで、AコープにはATMも花屋さんもありますし、健康センターに果物やパン屋さんもあります。

そういったことでお年寄りの方に聞いてみますと、きょうはどこ行かれるんですかと言うと、午前中お風呂に入って、今、ちょっと買い物をしてきましたと言われますので、そういった形で地域地域で4つぐらいの形でしたほうがやりやすいのではないかと思います。

そして、この前テレビを見ておりましたら、上越市がスーパーに補助金を出して農山村に買い物バスを走らせているって。前、寿屋が山村に走っておりましたけれども、そのような取り組みをしているところもあります。

阿久根市は前、全国放送がありましたけれども、AZが100円出してお客の方をAZのバスに連れて行って、1日買い物をして連れて帰るといって、そういった牧尾社長の地域に還元したいということで、そういった方策もしていらっしゃると思いますので、そういった業者の方々をお願いしたほうがすごくやりやすいのではないかと思います。

そしてまた、福祉バスをこういった時刻表もいろいろあるんですが、皆さんよく知ってらっしゃるか、公民館の辺に集まっていたら福祉バスは走っているんですから、そういった利用もできるはずだと思うんです。ですから、広報もそういったふうにして、していただけたらよろしいのではないかと思います。

概略、市長はどのようにお考えになりますでしょうか。

○神園征市長 私が駅通りとか市役所通りとかそれを優先的にと言うのは、そこだけに絞ろうという考えではございませんで、まず1カ所そういったものを手がけて、少しでも姿を見せていこうじゃないかということでもあります。

まちづくりというものは、行政が、例えば大金を投じて、意図的にそこを活性化するというようなことももちろんありますが、時の情勢とかなんとかによって自然形成的にぎやかな町というものは形成される場合もございます。ですから、1カ所とか4カ所とかじゃなくてですね、まずこういった取り組みで、この地区はちょっとにぎわいが取り戻すことができましたよといったものを見せることができれば、住民の方々みずから、また自分たちもなんとか自分たちの力で地域を元気にしようじゃないかと、そういった気運も生まれるんじゃないかと思っております。

交通の足にしましても、いろいろな方法があります。現在、企画調整課のほうでもどのような方法が枕崎に合っているのか、1つに限らずですね、今、例を示されたようなそういったことについても検討を進めていかなければならないと思っております。

○18番上釜いほ議員 それでは、風力発電について質問いたします。枕崎市は平成13年度、枕崎市地域新エネルギービジョン策定等調査報告書を作成いたしました。その一環として、数年前、別府国見岳に風力発電の計画が進んでおりましたが、その後の取り組みについてお尋ねいたします。

○山口英雄企画調整課長 国見岳の風力発電につきましては、事業者が平成13年から国見岳付近の風強調査を開始するなど、建設に向けてこれまで事業推進してきたところでございます。この間、平成20年の2月には事業者が九州電力から連携可能という回答を受けまして、同年3月には電力供給の仮契約を締結したところでございまして、そのことによりまして実現への期待が一気に膨らんだところでございます。

しかしながら、その後、平成23年3月の操業運転開始を目指して、事業者としては設置に向けて用地交渉を進めてきたところではございますけれども、なかなか用地交渉が思うように進展せず、電力供給契約の本契約の期限でありました本年1月には、結局、九州電力に対しまして電力供給契約を辞退するという届け出を提出しております。

しかしながら、事業者としましては、もう1回規模を縮小した形で再度、九州電力に申請を提

出しているというふうなことでは聞いております。

ただ、現在、鹿児島県は風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドラインというのを策定し、本年4月1日からそのガイドラインを施行しておりますけれども、そのガイドラインの内容が例えば山の稜線には基本的に風力発電施設を設置できないといったことなど、極めて厳しい内容となっております、なかなか県内におきます新たな風力発電施設の設置については、現在のところ非常に困難な状況であるというふうに思っております。

○18番上釜いほ議員 近くには最初、第1番目に笠沙町が風力発電つくりました。それから南さつま市が2番目に、そして9月1日この前、颯娃町に風力発電が開始されたということでびっくりしたんですけど、枕崎市もユースエナジーというのが来るということで、住民説明会もあって設置されるものと思っておりましたのに、この事実を聞きまして本当に残念なんです、颯娃町と枕崎市とがどちらが早く申請をしたんですか。

○山口英雄企画調整課長 今、質問者が言われますように、先日は颯娃町のほうで風力発電施設ができましたし、その前は南さつま市のほうとか設置されております。

この県の出しております風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドラインですけれども、これは本年4月1日に施行されましたけれども、その時点です、この景観形成ガイドラインの適用を受けるのが、その施行日前、つまり本年の3月31日までに建設本体工事に着手していること、その事業者については適用除外というふうになっておりました。ところが、本市の国見岳の風力発電につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、用地交渉等でなかなかうまくいかない部分が若干ありまして、建設本体工事に着手しておりませんでした。そういった関係で、なかなか今後、困難ではないかということでございます。

○18番上釜いほ議員 風力発電が来ることによって、枕崎市に固定資産税とかそれから地元の雇用とかいろいろあると思って、皆さん期待してたんですけど、非常に残念です。今後また、検討していただきたいと思います。よろしいですか。

[話をする者あり]

○18番上釜いほ議員 (時間を)とめてください。

○依積田義信議長 市長、答弁があるんですか。

○山口英雄企画調整課長 すみません、先ほどの答弁で若干補足させていただきますけれども、先ほど申しますように、本市の場合には他の市町村に設置されております風力発電よりも申請等が遅かったということではなくて、先ほど申し上げたように、その後の手続が進まなかった、建設工事に本年3月末までに着手できなかったということでございます。

○18番上釜いほ議員 非常に残念なことです。

それでは、次の入会林野整備事業についてです。農林業振興のための利用の増進を図ることを目的とする整備事業は、南さつま市や南九州市では進んでいると聞きますが、本市の取り組みについてお尋ねいたします。

○真茅学農政課長 入会林野整備事業につきましては、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づいて行う事業であります、入会権等の旧来の慣行を廃止して、実質上の土地所有者と土地登記簿上の名義を一致させて、土地の有効活用を図ることにより農林業経営の健全な発展に資すること目的としております。

本市の計画としまして、平成22年度から市内全域を対象に行う計画でありまして、申込状況に応じて各地域ごと、基本的には各校区単位を考えておりますけれども、事業参加希望者で組織する入会林野整備組合をつくり、3年から4年くらいで事業を終わらせたい考えであります、事業年数や入会林野整備組合をつくる範囲につきましては、申し込み件数によって変わってまいります。

○18番上釜いほ議員 それで、現在進められていると聞いておりますが、その進捗状況とする申し込みの件数等はどうかになってるのでしょうか。

○真茅学農政課長 本年の4月から、まず各校区単位に公民館長への説明会を終えまして、現在公民館の要望に応じて、各公民館単位の説明を行なっているところでもあります。また、合わせて事業参加希望者からの申し込みの受付も行っているところです。申し込み件数につきましては、8月30日現在で1,072件になっているところでございます。

○18番上釜いほ議員 役員会の中で公民館長が、公民館で説明会がありますので、関係のある方は出席してくださいというような案内だったんですが、市民への周知はこれで十分なのでしょうか。ただ役員だけに話されたような気がするんですが、市民への周知はどのようにしているのかをお聞きいたします。

○真茅学農政課長 各公民館単位の説明会に出席していただける方は、周知されると思っておりますけれども、当然出席されない方もいます。そういうことで、これまでに市のお知らせ版と広報まぐらぎで2回、この入会林野事業の整備をやったところでございます。また、これから今スタートしたばかりの事業でございますので、今回の公民館単位の説明会が最後ということじゃなくて、いろいろなまた、再度公民館長さんへの周知の徹底のお願いとか、広報紙での周知等は進めてまいりたいと考えております。

○18番上釜いほ議員 それでは、海岸漂着物処理推進法について、昨年7月制定された海岸漂着物処理推進法は海ごみの発生を抑える国や都道府県の責務を定めた新法ですが、本市の対応についてお尋ねいたします。

○依積田寿博市民生活課長 海岸漂着物の円滑な処理とその発生抑制を図るために昨年7月に海岸漂着物処理推進法が施行されましたが、本市の基本的な責務といたしましては、海岸管理者である県との連絡体制の充実を図り、海岸一帯の巡回パトロール等の監視体制の強化や海岸漂着物処理体制を県と連携し、今回の9月補正に委託料の予算をお願いしておりますが、平成22年度から平成23年度にかけて、県の委託事業として海岸漂着物の回収処理作業を計画し、本市の海岸における良好な景観及び景観保全に努めてまいりたいと考えております。

○18番上釜いほ議員 今回、補正で出ておりますけれども、この推進法は山形県の酒田市議らが国を動かして定めた新法であるということで、今回、阿久根市議会議長から臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書の決議のお願いも出ておりますが、どちらも地方からの発信ということで意義のあることだと思います。その中で、今回、海岸漂着物処理推進法、98万4,000円処理事業が出ておりますが、今まではごみ袋、その手袋とかで何にもお金はいらなかったんですが、主にこの98万4,000円、どういうふうに使われるのか再びお聞かせください。

○依積田寿博市民生活課長 今まで海岸漂着物とか海岸線における不法投棄ごみ等につきましては、市民団体等や海の日海岸清掃等でボランティアによる作業等を行ってまいりましたけれども、今回のこの海岸漂着物事業におきましては、漂着しているいろんな流木、海岸に漂着している流木の処理、もしくはいろんな廃棄物関係がございましたら、その廃棄物の処理費用とかそういう費用を想定しております。

○18番上釜いほ議員 合わせて、毎議会、海の汚染について議論になるんですが、海の汚染についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○南田敏朗水産商工課長 ポイ捨てされたペットボトルやビニール袋、空き缶などが海へ流れて海を漂流したり、海底の堆積ごみになったりしているところがございます。これらのごみが魚網に絡んだり、漁船のエンジン等に損傷を与えたり、海洋生物に悪影響を与えることが報告されております。

昨年の9月には、枕崎漁協所属の小型漁船3隻が三島村付近の海域で台湾の風水害が原因で発生したと思われる流木群と接触事故に遭遇しております。

枕崎市では平成8年から海の日環境美化活動を実施し、市民の皆さんとともに海や川、海岸、海などの清掃活動を行っているところがございます。また、漁協や水産加工組合、出荷仲買業者の皆さんと毎月1回、旧暦の14日に枕崎漁港内の一斉清掃活動を行い、環境美化に努めている

ところでございます。

本市の沿岸海域は一部の海域を除き、若干回復の兆しが見えつつあるとの沿岸漁業者のほうから聞いておりますが、漁港内や海岸にはなお多くの漂流・漂着ごみが見受けられますので、海岸漂着物処理推進法の施行を機に、市民の皆様方がより一層、海の環境美化に関心を持っていただきますよう、関係課と協力して取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上です。

○18番上釜いほ議員 ふるさと納税について、お聞きいたします。ふるさととの地方自治体などに寄附した場合に、居住地の個人住民税を優遇するふるさと納税の利用実績が明らかになりました。導入初年度2008年に同制度を利用した人は約3万3,000人、寄附総額72億6,000万円の納税があったことを総務省は報じております。

本市のふるさと納税による税収についてお尋ねいたします。

○山口英雄企画調整課長 平成20年度からふるさと納税制度が始まりましたけれども、本市といたしましてもかごしま応援寄附金募集推進協議会という協議会に加入しまして、県及び県下全市町村と連携した募集活動を行いますとともに、平成20年の10月には枕崎市ふるさと応援寄附金条例を制定いたしまして、本市独自の募集活動を推進しているところでございます。

本市への納入額ということでございますけれども、平成20年度におきましては、本市への直接納付分が276万5,000円、それから県の協議会を通じた納付分が72万3,815円、合計で348万8,815円でございます。また、平成21年度におきましては、本市への直接納付分が279万8,053円、協議会を通じました納付分が70万0,221円で、合計349万8,274円となっております。したがって2カ年合計で698万7,089円が本市への納付額というふうになっております。

○18番上釜いほ議員 高齢化によるひとり暮らしについて、東京足立区の111歳の高齢者が遺体で見つかった事件で、高齢者のひとり暮らしが社会問題化しております。本県でも薩摩川内市や和泊町で151歳、159歳の男性が戸籍上残っていることが報道されました。本市でも先ほど報告されましたが、孤独死の実例はあるのか、実態はあるのかお尋ねいたします。

○白澤芳輝福祉課長 孤独死というものが、明確に定義付けられているというふうには考えておりませんが、ひとり暮らしの人がだれにもみとられることなく、当人の住居内等で生活上の突発的な疾病等によって死亡するという考え方でとらえたとするならば、ここ2年で情報提供というそういう中で亡くなられて、翌日あるいは死後3、4日たってから発見されたケースというのは、4件ほど福祉課のほうで把握をしているのでございますれば、4件ほどございます。

○18番上釜いほ議員 それに対する防ぐ手立てっていうものは、考えていらっしゃいますか。

○白澤芳輝福祉課長 先ほど4件ということで報告いたしましたけど、この方たちも介護サービス、訪問サービスを受けてたりですね、あるいは給食サービスを受けていたりということで、その中で見守り活動はしているところでございます。また、地域にも民生委員を初めといたしまして、見守り活動をされている方もいらっしゃる。ただ、まだまだそういう見守り活動をされる方の数というのが、まだ若干少ないかなというふうに感じておりますので、そういう見守り活動をされる方の数をふやしていくという努力はしたいと思っております。

○18番上釜いほ議員 それでは、市民の声について2つずついきたいと思います。

火之神公園の入口について、障害者の方々が火之神公園に入って海を見たい。以前質問いたしました、その後どうなったのかをお聞きいたします。

2番目、市役所駐車場について、現在の議員駐車場、正面駐車場、障害者駐車場等、改善すべき点があると思うが、どう対処するのかお聞きいたします。

○南田敏朗水産商工課長 火之神公園の障害者の利便性の確保についてでございますが、車いす等の方が自力で火之神公園へ入るようになるための園路整備につきましては、県営事業であります、平成22年度魅力ある観光地づくり事業の火之神公園園地景観整備事業で、駐車場トイレ真向かい側の園路にバリアフリー対策を行います。当該事業は南薩振興局建設部が担当いたしました、今年の10月ごろ着工の予定と伺っております。この工事が完成いたしますと、車いすの方

でも自力で公園内に入り、開聞岳や立神岩が望める場所まで往来できるようになります。以上です。

○永留秀一総務課長 市役所の北側の枕小前の駐車場についてでございますが、議会開会時の議員の方々に駐車をいただいているところです。この駐車場は13台の駐車ができますけれども、1台あたりの幅が少し狭いようであります。普通車、軽自動車織りまぜて台数確保を図ったということで、平成19年度に引き直しをしているんですが、そういう軽自動車もとめるということで、若干狭くなっているというふうに思っております。まだ、現在の駐車線ははっきりしておりますので、引き直しについては今後の課題としたいと思っております。

議員が全員がとめられないという声も聞いているんですけれども、とめられない場合は市役所の周りの駐車場、あるいは中のほうの職員駐車場を利用いただければと思っております。

それから市役所南側の正面の駐車場の駐車線についても薄くなっておりますので、安全運転管理者協会からも出船駐車ができるように線を引き直してくださいというような要望もありますので、検討をしていきたいと思っております。

障害者駐車場につきましては、まだ線ははっきりしているようですが、障害者用という看板が目立つところがないようでありますので、目立つところに看板を掲げて対応していきたいというふうに考えております。

○18番上釜いほ議員 それでは3番目、市立病院の土曜開院について、現在、市内の病院は土曜日も開いておりますが、市立病院の土曜開院は考えられないのか。

それから4番目、准看跡地の駐車場について、健康センターに用事があるとき、准看跡地に駐車させられるのですが、遠いので入れたがらない。魚屋さんのところに階段をつけてもらえないか要望がありますが、再度、この件については質問いたします。

○園田勝美市立病院事務長 市立病院の土曜日の開院につきましては、以前から検討しておりますけれども、医師不足等の影響で早急に対応することは困難な状況でございます。したがって、今後も実現に向けて引き続き検討はしてまいります。

○今給黎和男健康課長 准看跡地の駐車場につきまして、階段設置の件につきましては、安全上無理と考えておりますので、これまでどおり回り道になりますが、公道を通過いただきますようお願いをいたしたいと思っております。

○18番上釜いほ議員 市立病院は、ぜひ、土曜日にも開けるように、皆さん方の要望ですので、頑張ってくださいと思います。

それから、准看跡地も何度も申し上げるんですが、どうしてできないのか。ちょっとしていただけないのかなと皆さんが、自分たちがするよとか言ったりしますけれど、ぜひ、考えてみてくださいと思います。子どもさん連れとか暑いときにずっと歩かないといけない、ボランティアでやっぱり健康センターにも行くわけですのでね、そういったので、考えていただきたいと思います。

それから5番目、妙見グラウンドのトイレの水洗化について、妙見グラウンドは毎日のように利用があるにもかかわらず、トイレが水洗化されておりません。今後の対応をお聞かせください。

6番目、地区館の活用について、主事が2人と1人のところがありますが、お風呂も健康センターが1カ所だけになったんですのに、2人が必要なのかしらというような市民の素朴な質問です。お答えいただきたいと思います。

○真茅学農政課長 妙見グラウンドの利用状況につきましては、平成21年度で利用回数308回の延べ9,543人の実績となっております。御質問のトイレの水洗化につきましては、将来的な課題ではありますが、多額の改修費を要することから現状では困難と考えております。使用者の方々にはできるだけ不快感を与えないよう清掃、管理等を徹底してまいりたいと思います。また、近くの妙見センター管理棟のトイレも合わせて使用いただければと思っております。

○佐藤祐司生涯学習課長 ただいま議員が言われましたように、2人いる地区公民館が市内に4

つあるところがございます。勤務体制をまず申し上げますと、平成20年度から1日の勤務時間がおおむね6時間で、1週間あたり29時間勤務となっております。1週間に6日間開館しておりますので、ローテーションで勤務することで、主事が必ず1人は勤務するようになっております。それと、地区公民館は地域の方々が集まり、学び、地域を結ぶ核となる施設でございます。公民館主事等の業務としましては、地区公民館の日常の管理はもちろんですが、地域内で行う公民館講座などの企画や運営、30団体ございます自主学習グループのサポート、地域の小中学校や自治公民館との連絡調整なども行っておりまして、今後もこれまでの勤務体制を維持してまいりたいと考えております。

○18番上釜いほ議員 妙見グラウンドのトイレは本当にもうクラシックスタイルで、女の子が入ったら本当に嫌だろうなと思います。ぜひ、夕方毎日のようにサッカーとか野球であそこは使われておりますので、担当が農政課ということで、教育委員会だったらどうなんだろうかなという気がいたしますが、ぜひ、水洗化をお願いしたいと思います。そして、蚊がぶんぶんしておりますので、ぜひ、衛生面も気をつけていただきたいと思います。

それから7番目、市営プール、火の神プールの利用についてです。以前は夏になると子供たちはプールに行くのが日常になっておりましたが、最近ほとんど見かけません。今後の方針についてお聞かせください。

○春田浩志保健体育課長 まず、市営プールのここ3年の利用者数でございますが、平成20年度は3,875人、21年度は3,817人、本年度は2,831人でございます。本年度、昨年度に比べて約1,000人ほど減少しておりますけれども、その要因につきましては前もって予約しておったんですけれども、幼児に夏風邪が流行するなどして、例年多く利用されていた幼稚園の利用が減りましたことや、水泳教室の受講者が減ったことなどが主な理由でございます。

御存じのように、市営プールは南薩地区で50メートルの部分では唯一の公認プールとなっております。そのような関係で競技スポーツの場として、平成20年度には県民体育大会の水泳競技を実施するとともに、毎年南薩地区体育大会や南薩地区中学校体育連盟水泳大会、枕崎市小学校水泳記録会などが実施されております。また、市内の保育園や幼稚園の保育活動、消防署の訓練等にも利用されているとともに、消防水利としても指定されておるところでございます。

市営プールは、以上のような役割を果たしており、今後とも利用者の拡大にも努めながら、事業を継続していきたいというふうに考えております。

○南田敏朗水産商工課長 火の神プールの利用者数でございますが、平成22年度は7月、8月で9,070名となっております。7月、8月分を合わせた利用者の内訳でございますが、未就学児が1,530名、小中学生が4,045名、高校生78名、大人1,502名、泳がなかった方が1,915名でございます。総計9,070名でございます。平成21年が9,047名、平成20年は9,591名となっております。

その年の気候によって多少の増減はございますけれども、市民や観光客の皆様の憩いの場として活用されているところでございます。今後ともそのような利用ができるように維持に努めていきたいと考えているところでございます。

○18番上釜いほ議員 8番目のきばらん海について、口蹄疫が心配される中、きばらん海の開催になったわけだが、実行委員会と運営委員会の連携はうまくいっているのか。人手が足りないと聞いていたが、ボランティアスタッフはどうだったのか、また、三尺玉の評価についてもお聞かせください。

○南田敏朗水産商工課長 口蹄疫に関したりとかいろんな件につきましては、実行委員会と運営委員会、運営委員会の役員会が最終決定をするわけでございますが、開催をするかどうかにつきましてはですね、これにつきましては実行委員会と大会会長等が事前にいろいろ協議をいたしまして、その中で方針をある程度決められて、それから役員会で最終決定ということで口蹄疫については対処をしたところでございます。

それから、ボランティアスタッフの状況についてでございますが、今回は青年会議所が中心になって活動するごみ拾い等のボランティアスタッフを募集いたしましたところでございます。高校生やNPO、学校の先生、消防団、公務員など150名が参加をしてくださりました。

それから、三尺玉の評価についてでございますが、三尺玉花火の打ち上げはことしで3回目となりまして、三尺玉花火を見るために、わざわざ枕崎の港まつりに足を運ぶという方もおられるほどでございます。港まつりを代表する行事の1つになったのではないかと考えております。

三尺玉花火の寄附のあり方につきましては、市民の皆様方に賛否両論ありますが、各公民館や市内の各企業、団体の協力によりましてこの3年間は目標額の300万円を達成できたところでございます。三尺玉特別委員会の皆さんは今後も市民の皆様方のお声を参考にしながら、打上げを継続し、港まつりに定着した行事に成長させたいとの思いが強いところでございます。

○18番上釜いほ議員 9番目、平和祈念慰霊についてですが、8月13日、平和祈念展望台の灯籠に明かりがともりましたが、今後の目標はいかがでしょうか、お聞かせください。

○南田敏朗水産商工課長 8月13日の灯籠点灯につきましては、平和祈念展望台のボランティアガイドであるわだつみ会の皆様方が発案して、平成20年8月から行われるようになりました。ことしも灯籠など施設の所有者である平和祈念展望台奉賛会の許可を得て、みずからの力で開催したところでございます。今のところ私どもは、広報まくらぎきを活用した告知や機材の準備、灯籠の点灯などお手伝いをしているところでございます。わだつみ会の皆さんは、枕崎から平和のメッセージを送る行事の1つとして発展させていきたいと望んでおりますので、私どもとしましても要請があれば協力をしていきたいと考えているところでございます。

○18番上釜いほ議員 ぜひ、頑張ってくださいと思います。

それから、10番目の図書館のコピーについてです。現在図書館でコピーしてもらおうと1枚30円と消費税ですが、どうしてこんなに高いのか見解をお聞かせください。

○天達章吾文化課長 市立図書館のコピー代が1枚当たり31.5円ですが、市立図書館のコピーサービスにつきましては、図書館のコピー機を使い図書資料をコピーできるようになっております。コピー代は30円に消費税ということで、31円50銭というふうになっております。この金額は全庁的に統一した価格です。

また、隣接市の公立図書館のコピーサービスについてはですね、南九州市、日置市、指宿市、南さつま市ですね、さらに県立図書館では1枚10円になっております。市立図書館のコピー料金につきましては、他市の状況を見ながら今後検討していきたいと思っております。

○18番上釜いほ議員 ちょっと調べてみました。南さつま市の加世田ですね。それから南九州市の知覧、それから県立図書館、10円ということで、市民会館でコピーをとってくださいと言いましたら、「30円ですよ、ここは高いですよ」と言われましたので、私どもは民間にとりに行ったことがございます。

県立図書館でも何ページをとってくださいということで10円でいたしておりますので、行政が利益を取ることは目的ではないと思っておりますので、ぜひ、足並みをそろえて10円にさせていただきたいと思っております。

それから、決算で昨年度諸収入1万4,186円とありますが、図書館の諸収入でコピー代以外に何がございませうか。（「停止してください」と言う者あり）

○依積田義信議長 それじゃ停止してください。

[タイマー停止]

○依積田義信議長 再開します。

○天達章吾文化課長 ちょっと、手元に資料がありませんので、調べてまた報告したいと思います。

○18番上釜いほ議員 私はコピー代だけだと思って、やっぱりこれを追究というか、そうしないといけないと思ひまして、32円で割りましたら443枚コピー代かなと思って、こんなにしか

とられていないのに、何で32円なんだろうというような気がいたしましたので、具体的に聞きたかったんですが、そういうことでぜひ、このあまりにも民間と比べて高いですので、そして著作権の問題とか言われますけれども、市民会館が30何円で著作権が何の関係あるのかなと思いますので、ぜひ、この件は10円にさせていただきたいと思います。

以上、私の一般質問を終わります。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午後3時8分 休憩

午後3時17分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、米倉輝子議員。

[米倉輝子議員 登壇]

○10番米倉輝子議員 皆様、こんにちは。

最後になりましたけども、最後までよろしく願いいたします。

ことしの気象異常、びっくりするほど目の当たりにしていると思うのです。台風が日本列島の近くで発生することすらびっくりですが、あつという間に東シナ海を北西へ進み、台風5号など熱帯低気圧になったかと思ったら、あれあれという間に枕崎からそう遠くないと思うんですが、西北西の東シナ海で台風になり朝鮮半島へ、その間も南のほうでは台風が発生、その後も次々と発生して、ただいま台風9号が接近し通過しているようですが、亜熱帯地方特有だと聞いていましたスコールが、このところ私たちのまちにも頻繁に発生し、地球温暖化の不気味さを感じられてなりません。これじゃ予期せぬ災害が、数多く発生するのではと思われま。

今、本市では自由に使えるお金はわずか500万円ぐらいだったと思います。予期せぬ災害が起こったとき、これではどうにもならないのでは。行政と市民の協働でちりも積もれば山となるとよく言われるように、わずかずつでも予備費をふやし、足腰の強い明るい未来へとつないでいかなければなりません。

そこで、市有地の駐車場について質問させていただきます。6月議会でちょっと質問させていただきましたが、早速7月のお知らせ版で神園川を覆っている市有地の駐車場の長時間駐車禁止のお知らせが載っていましたが、その後どのような反応があったのでしょうか。そして、市としてどのような対応策をとられたのでしょうか。またはどのようなお考えをお持ちでしょうか。お聞かせください。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 駅前及び神園川駐車場利用の件につきましては、今、おっしゃったように、6月18日ごろのお知らせ版で、長時間駐車や駐車方法等について市民の皆さんへお願いをいたしました。お知らせ版に掲載後、係が巡回して状況を観察いたしました。状況はあまり変わっていないとの報告を受けております。

今のところ、特に具体的対策は講じておりませんが、この件は本当に頭の痛いことでございまして、何とかいい策を考えなければならないということで、それぞれの担当のところに集まってみんなでいい知恵を出せということを言ってあります。

○10番米倉輝子議員 市民の方々の声としまして、長く置いてらっしゃる方々が多いので、また、通勤等にも使っている人たちがいらっしゃると。そして、自分の所定の駐車場みたくにして、半日以上利用しているようなことをよくちまたで聞くのです。どうか公平感が、これじゃ不公平だと、だから、どうかしてほしいという声で質問させていただいているのでございますが、市が言っていらっしゃる長時間駐車とは何時間ぐらいを言っていらっしゃるんでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 神園川駐車場や住吉駐車場は、もともと商店街で買い物をする市民の皆さんに無料で使用していただくための施設でございますので、お知らせ版で言うところの長時間とは、社会通念上2時間から3時間と考えているところでございます。以上です。

○10番米倉輝子議員 おしらせ版でも知らせてくださいますして、その後の反応も回っていてもあまりないということで。ていうことは、じゃあ、2～3時間以上の駐車が多いということだと思います。そうしましたらやはり、市民の方々には不公平感を大変おっしゃる方が多いというわけでございます。そこで、不公平をなくするためにはどうしたらいいかなと思います。

まず、その前に、どのぐらいあっちこっちの駐車場で長時間の駐車があるのか聞いてみたいと思います。駅前の三愛ビルの西側の駐車場、タイヨーの東側の駐車場、枕崎小学校東側の駐車場などなどですが、とりあえず、この3点についての長時間の駐車は何台ぐらいあるのでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 市役所通りに面しております住吉駐車場の駐車可能台数は17台でございますけれども、平成22年1月に私どもが実施いたしました調査では5日間の終日駐車台数は平均しますと23.7台でございます。そのうち、10時から17時までの間ずっと駐車していた台数が、平均で17.5台でございます。約74.1%が終日駐車されている状況でございますして、駐車可能台数であります17台を超える台数の車が長時間駐車していたこととなります。

以上でございます。

○松野下祥一建設課長 タイヨー東側の駅裏駐車場でございますが、25台駐車ができます。特に10台程度、夜間車庫がわりとして長時間駐車している車両があるのは確認しております。

○永留秀一総務課長 枕崎小学校東側、旧八潮跡の駐車場でありますけれども、この駐車場は庁舎敷地の一部として来客用と職員用45台の駐車場に使用しております。職員については、勤務時間中の駐車をしております。

○10番米倉輝子議員 本当に、市民の方が目に余っていたと思います。このように、三愛ビルの西側の駐車場は、何か市民の方々の声によると通勤に使っている方が多いということでしたが、もういっぱい使っているような感じで、あまりほかの活性化のために、まちな買い物に来た方が使えるというスペースがないという、ほとんどないという感じがそのままどうすることもできない状態だったというのが不思議ですが、そして、タイヨーの東側のほうもよくあそこは私も通るんですが、昼間もあるんですね。そして、夜もまた、募集をしてくれたら自分たちはそこを借りたいという人もいらっしゃったんですね。まあいろんな声もあるようでございます。

そして、小学校の東側の八潮跡地ですが、これも市役所の庁舎内の敷地だということのようでございますけれども、確かにそうかもしれませんが、これも市民の税金で買った土地でございます。市民の方々はそれも御存じです。ですので、ここもどうかしないといけないんじゃないかなという声はあります。で、今、多くのところで活性化のために町に来た人が使うっていうのは、ほとんど少ないということが実態がわかりました。

そこで、市民の皆様の不公平感をなくし、御協力を得るためにも市役所の職員の方がまず率先して、駐車料金を払うべきではないでしょうか。また、枕小の東側駐車場だけとなると職員間に不公平が生じるので、車で仕事のため通勤する方全員、駐車料金を払うべきだと思いますが、そのお考えはどうでしょうか。

○永留秀一総務課長 枕崎小学校東側の八潮跡の駐車場ですが、市が購入したと議員は言われましたけれども、土地開発公社の所有でありまして、そちらから市が有償で借りているという、そういう土地でございます。

県内の市においては、特に大都市、鹿児島市なんかでは職員が車で通勤する場合は、民間の駐車場などを借りて職員は駐車料金を払っているという状況があるようでありますけれども、本市の場合は大都市のように公共交通機関が発達していないという状況もありまして、職員が車で通勤せざるを得ないという事情があります。

また、議員も言われましたけれども、本庁と出先の取り扱いをどうするかと、そういった問題もありますので、県内各市の状況を参考にしながら、今後の課題としていきたいというふうに考えております。

○10番米倉輝子議員 住民の方々は、やはりいい町をつくってほしいと、そして行政と手を携

えて頑張りたいというお気持ちは本当に私は感じます。ですので、市役所の職員の方々も大変ですけど、その条例をつくって駐車料金を払う、また、例えば自分たちも駐車場を月決めで5,000円ぐらいで借りていらっしゃる方が多いようでございます。そうしました場合に、そういうところに長時間とめているというのに大変不公平感もあるわけでございますが、市民協働、市民協働と言われますので、まず市の職員の方も率先していただきたいと、重ねてお願いしたいと思えます。

次に、行政と市民が心をつなげる協働でございます。地域活性化に大きく、この市民協働というのは寄与すると思えます。駐車料金を取る条例をつくったらと思えますが、これは、市の職員だけでなく市の駐車場ですね、公な場所の駐車場の駐車料金を取る条例をつくられたらいかがなものかと思えますが、その見解をお尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 公の駐車場などについて全体的な包括する条例をつくるというのは非常に難しいのではと考えておまして、それぞれの施設ごとの料金徴収の検討をしていくと、その中で条例をどうするかという考え方になるんじゃないかなと考えております。

それで庁舎敷地の駐車場についてはどうするかということでもありますけれども、現在の庁舎敷地の駐車場は市役所を利用する方々の、特に市民の方々の利用を、利用するために駐車場があるわけなんですけれども、条例化するという事は市役所を利用する方々以外の方もだれでもとめられるというような位置づけがされるということになりますので、市の庁舎の駐車場につきましては、今のところ条例化するという考えはありません。

○南田敏朗水産商工課長 住吉駐車場及び神園川駐車場の使用料につきましては、枕崎市営駐車場条例第6条及び神園川駐車場等管理規則第6条の規定により、無料と定められているところでございます。駐車場を有料にする場合は、設備の設備費用や管理費など費用対効果を十分に検討する必要があります。

御指摘のように、時間を限定して特定の方だけに駐車を認めて料金を課するという方法は、現状の施設のままで難しいのではないかと考えられますので、御意見を参考に費用対効果を勘案しながら、どのような方法が可能なのか検討したいと思っております。

今後とも、利用者に不公平感が生じないようにするために、調査や指導を引き続き行っていきます。以上です。

○10番米倉輝子議員 先ほど長時間は2～3時間だとおっしゃいましたが、2～3時間では用事を済まされない方も多いわけです。ですので、例えばということで、一家に1台を限定し長時間駐車は駐車料金を納める、この市民感覚のいう長時間というのは通勤で駐車していらっしゃる方の車、そして今度は自分の駐車場みたいにして半日以上を利用していらっしゃる方々、こういう方々は用事でいらっしゃった方じゃないと思うんです。ですので、そういう方々はお金を納めて、また、お金を納めたほうがその方々も精神的にはお金はそこ何千円かいるかもしれませんが、精神的にはいいかと思うんですね。ですので、何かいろんな費用との関係とか効率、そういう関係とかも大事でしょうけども、そういうのは抜きにしてというわけじゃないんですけども、徴収の仕方というのもいろいろあると思えます。もし条例化した場合はそういう方が市役所に、私はとめさせていただきたいと申し出て、時間とかそういうのも申告するというか、申請するとかそういうのをして、そして、直接税金を納めるときにその料金もプラスして納めるとか、いろんなあると思えます。

また、市の職員が使っている駐車場は条例はつくれないということのようでございますが、市役所が率先することが大事じゃないかと思うんですね。本当に今、大変な時代ですが、またそうすることが市民協働にもつながりますし、市民の皆様にもいろんな御協力方の要望とか要請とかいうのも受け入れてもらいやすいというような気持ちもいたします。ですので、ぜひ、この条例案は今までの固定観念じゃなくて、いろんな角度からできると思えますので、この条例をつくられるときには、市民の方々も何人かは入れていただいたりしながらつくられるというのも一案

だと思しますので、ぜひ、前向きにやっていただきたいと思います。

次に、環境問題について入らせていただきます。実は私は、若葉町に住んでいるんですが、まだまだ夕暮れから夜中にかけて、においが、悪臭を感じるんですね。きのうは台風の影響で、風が強くてそう感じませんでした。前の日はまた意外と夜遅くまでにおってありました。このようなことで、悪臭対策はどうなっているのでしょうか。

○依積田寿博市民生活課長 今年度も地域住民より悪臭に関する苦情が寄せられていますが、事業所に対しまして、その都度悪臭防止対策を講じるよう指導を行っているところであります。悪臭対策といたしまして、昨年からの懸案事項でありました公害防止協定についても、ことし7月29日に市と地域公民館及び事業所との間で悪臭公害に関する公害防止協定が締結されまして、この協定につきましては、お互いの立場を尊重する中で事業所は関係地域の良好な環境を守る責任を自覚していただき、今後とも公害防止について万全の対策を講じていただくことになりました。

地域住民からの苦情につきましては、件数もかなり少なくなってきており、なおいに対しても昨年と比べますと軽減されている状況ではありますが、今後も引き続き、悪臭等の公害に対しまして事業所への立ち入り調査や指導・監督に努めてまいりたいと思っております。

○10番米倉輝子議員 実はちょっと、枕崎市内のちょっと外れのほうの方のところに、どのぐらいのにおいがするのかが行ってまいりました。その方はEM菌をお使いでございます。1年ぐらい前は周辺の人たちから苦情もあったということですが、行って見ましたら、もう入り口からにおいがしないで、自然のにおいだなと思えました。そして、いろいろ後でも質問させていただきますけども、いろいろ話を聞きましたら、1年半ぐらい今やっているんだと。だから、事務所まで行く道もとても衛生的でございました。いろいろ、いろんな薬をお使いになってらっしゃるのかもしれませんが、EM菌を1つだけ話すのは悪いのかもしれませんが、これは有用微生物群でございますので、副作用も何もございません。まず、試してみたいと思います。

次に、ただいま燃えるごみの中に生ごみを入れているが、燃えるごみと生ごみを分けて収集したらと思っております。カラスの被害というのは意外とまだ多いんです。ですので、そういう被害も減るのではないかとと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○依積田寿博市民生活課長 ごみの分別とリサイクルの推進に努めているわけですが、生ごみにつきましては、市民等の生ごみ処理機等の購入に対する補助を市衛生自治連合会と連携して実施して、生ごみの堆肥化及びごみの減量化に取り組んでいるところでございますが、燃えるごみと生ごみの分別を別々にしたらどうかということですが、現在、同時に出しているわけですので、その辺の分別に対する市民への説明及び周知の徹底等について、今後検討していく必要があると考えております。

○10番米倉輝子議員 本当に検討していただきたいんです。内鍋のほうの処理場でも生ごみは水分が多いので、かなりそれに燃料っていうのか、燃やすのに大変だということは以前聞いたことがございます。ぜひ、分けていただきまして、その生ごみを有機肥料の生産につなげていただけたらと思うんです。ですので、給食センターで出る残渣とか、それから学校の給食の残り物とか、それからいろんな施設で調理したその残渣ですね、そういうのなんかを集めて、肥料化することによって有機肥料の生産につなげていけるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○依積田寿博市民生活課長 市内の残渣等の生ごみについて、市が直接、生ごみの堆肥化を行う場合の必要経費や有料肥料として販売する場合等の採算性を考慮しなければならない点、先ほども申しましたけれども、これまで燃えるごみで一緒に出していた生ごみの分別に対する市民への十分な説明及び周知等について、時間的な課題があると思われま。

○10番米倉輝子議員 ちょっと勉強に行かなかったんですけど、行こう行こうと思いつながら、

志布志のほうではこのように分けて頑張っていらっしゃるようです。また、枕崎でも志布志のほうからこのようなEMも入った肥料を取り寄せていらっしゃる方々もいらっしゃるよう聞いておりますので、ぜひ、まだいろんな全国の自治体ではやっていらっしゃるところもあるかと思えますので、検討していただきたいと思えます。

そして、枕崎の堆肥センターのほかに市内でも個人事業でふん尿を堆肥化する設備を持っているところがあります。そのような方々とよりよい環境をつくっていくために、手をとっていくお考えはないでしょうか。

○依積田寿博市民生活課長 個人事業でふん尿等を堆肥化する設備をもっている畜産の関係者に意見を伺ってみましたところ、一般家庭から出される生ごみにつきましては、生ごみの中にいろんなものが混じっていることなどにより、生ごみの堆肥化に対する取り扱いについては困難であると聞いております。

また、燃えるごみと生ごみを分別してごみステーションで収集し、生ごみの場所の確保、それと収集体制、そういうものを検討しながらこの生ごみの堆肥化等につきましては先ほど出ました近隣、各市の取り組み状況の調査を行うなど、今後検討してまいりたいと考えております。

○10番米倉輝子議員 ぜひ、検討していただきたいんですね。循環型の社会形成により環境問題は大きく改善されると思えます。また、枕崎では魚の残菜処理施設がありまして、魚粉をつくっておられます。また、堆肥センターでは牛とか豚とかのふん尿を堆肥化しておられます。ですので、そこで調理残菜とか残飯とか草とか落ち葉などで有機肥料をつくる施設を、ぜひ、していただきたいと思うんです。それで、枕崎の水産センターのほうに培養装置が地球環境共生ネットワークのほうから提供していただき置いてありますので、河川や港湾、まだまだ利用法はあると思えますが、市民協働で輪を広げて活用していただきたいと要望もいたします。

実は、8月の28、29日に善循環の輪というEM菌を使った大会といいますか、集いがあります。去年はえびの市でありまして、えびの市に行きました。ことしは薩摩川内市に行きました。そのとき同時に花まちづくりセミナーというのも開催されまして、長島町長が一生懸命自分のところの話をしておられました。ふるさと納税で景観条例をつくられておられますが、それで今、長島町にある石で長島町一円に花壇をつくるんだというすばらしい話をしておられまして、そこにEM菌を開発なさいました比嘉教授という方がいつもいらっしゃるんですが、この先生がすばらしいことですね、先を見据えてすばらしいことをやっていらっしゃると、そしてこの花の肥料とかその周辺の草取りというのはEMで意外とたやすくできるんです。そうしてまた、それが肥料になっていきます。そういうことを話しておられました。このように大変環境問題についても、いろんな角度からなさるのも大変いいことかと思えます。

そして、7月19日、海の日枕崎のボランティアの方々が漁協さんやらお船を持っていらっしゃる方々、水産高校の生徒さんたちもだっただすかね、一緒にEM団子をつくりまして、6月につくりまして、7月19日に5,000個枕崎の海に投入いたしました。このようにして、どんどん利用していただきたいんです。その例としてちょっと申し上げたいと思えます。

東京の日本橋川ですね。あそこは1週間に10トンのEM活性液を流し込んで、今、大変川もきれいになって、東京湾にも隅田川のほうにもちょっとアユが確認されたそうでございます。今もそれは続けていらっしゃいまして、大阪の道頓堀も大変こういう活性液を流していらっしゃいまして……。

○依積田義信議長 米倉議員、質問をしてください。

○10番米倉輝子議員 すみません、こういうちょっと情報を提供させていただきたいと思えました。ですので、水産センターのほうに培養装置がありますので、これもどうぞ御活用していただきまして、いろんな環境問題に、においも消えますので、活用していただきたいと思えます。要望させていただきます。

これで質問を終わらせていただきます。

○依積田義信議長 本日はこれをもって散会いたします。
午後 3 時 48 分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成22年9月7日)

平成22年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第3号）

平成22年9月7日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		一般質問 沖園 強 議員（67ページ～76ページ） 牧 信利 議員（76ページ～84ページ） 豊留 榮子 議員（84ページ～91ページ）	
2	62	枕崎市運動場条例の一部を改正する条例の制定について	文 厚
3	63	枕崎市立学校給食センター新築工事（建築本体工事）の請負契約について	〃
4	64	財産の取得について	〃
5	陳5	350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出を求める陳情	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 板 敷 作 廣 議員
5 番 村 上 ミ エ 議員
7 番 原 村 且 元 議員
9 番 畠 野 宏 之 議員
11番 沖 園 強 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 牧 信 利 議員
4 番 茅 野 勲 議員
6 番 今 門 求 議員
8 番 板 敷 重 信 議員
10番 米 倉 輝 子 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 佐 藤 公 建 議員

17番 立 石 幸 徳 議員

18番 上 釜 い ほ 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 園 田 武 夫 議員

16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
橋之口 寛 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
今給黎 力 財政課長
松野下 祥 一 建設課長
今給黎 和 男 健康課長
迫 野 豪 水道課長
中 村 責 郎 農委事務局長兼農振係長
俵積田 清 文 財政課参事兼財産管理係長
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
天 達 章 吾 文化課長
今給黎 龍 浪 給食センター所長
四 元 幸 一 監査委員事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長

地頭所 恵 副市長
山 口 英 雄 企画調整課長
俵積田 寿 博 市民生活課長
白 澤 芳 輝 福祉課長
真 茅 学 農政課長
西之原 修 税務課長
茶 屋 盛 忠 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院事務長
揚 村 芳 江 健康課参事
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
佐 藤 祐 司 生涯学習課長
春 田 浩 志 保健体育課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長

午前9時30分 開議

○**俵積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

○**11番沖園強議員** おはようございます。

本日トップバッターということでございます。1時間ほどのおつき合いをお願い申し上げます。

宮崎で発生した口蹄疫は食料自給率40%という日本の食料基地の危機がまざまざとさらされて、畜産関係者に限らず、目に見えないウイルスの脅威に震撼させられたところでございます。幸い、関係者の御尽力により、安全宣言のもとにひとまずの終息を迎えることができました。大きな犠牲を強いられた宮崎県の皆さんに、心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、その口蹄疫問題は、初期の疑似患畜の報告が遅れたことによる人災的な要素が強く、関係機関や行政の対応のあり方に大きな課題を残しました。

また、9月3日の南日本新聞は、帝京大学病院の多剤耐性アシネトバクター菌による46人の集団院内感染があったと報道しました。昨年8月に菌が検出され、10月には症例が確認されたにもかかわらず、保健所や公的機関への報告は1年以上もたった今月に入ってからとは驚きでございます。

やたら不都合なことを隠したくなるのは、人間の性なのか。宮崎の口蹄疫や帝京大学病院の集団院内感染問題は、不都合なことを公にしたくないという隠ぺい工作に奔走する政治家や役所根性が見え隠れする事案でございました。初期の対応が適切に行われていれば、多大な犠牲を伴わなくて済んだものをと痛感するところでございます。

さて、本市においても、悪臭公害や不法な開発行為に対する行政の対応のおくれから、問題の解決が長引き、行政不信を招いている例が多く見られます。そのことによって、行政の監視機関である我々議会は何をしているのかという市民のおしかりを受けるなど、議会不信を助長している結果にもなっているところです。

私は、さきの8月19日に開かれた総務委員会の所管事務調査において、地場センターの駐車場を不法占拠している問題は長期化している。議会として当事者に退去をお願いすべきではないかと提案いたしましたところ、議会は民事不介入が原則であるので議会としての対応はいかなものか、地場センターのにぎわいづくりのために入ってもらった過去のいきさつもあるので、行政と当事者による話し合いで解決するよう当局に努力していただきたい旨の発言がありました。果たして、特定出店事業者が地場産業センターの駐車場を長期にわたって不法占拠している問題は、議会は民事不介入が原則であるという民と民の争議であるのだろうか。私は行政財産の管理を行う当事者である行政と民間との問題であると思っております。

その行政と民間との摩擦を1日でも早く解消するための議会の積極的な審査が必要であり、市民の政治不信、議会不信を招かないためにも、議会権能としての議決による判断が必要な場合があると考えているところであります。

それでは、質問通告に沿ってお尋ねしてまいります。冒頭申し上げましたように、近年事業者の開発行為や事業展開によってさまざまな公害や苦情が発生しているところです。本来、行政が法令や条例に基づいて解決すべきである問題にもかかわらず、解決が長引いている事例が多く発生しているのはなぜか。なぜ、解決できないのか。行政としての指導・監督のあり方に問題はなかったのか、まずもってお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 開発行為等につきましては、法令及び条例等に基づく所要の手続を経るよう広報紙等を通じ、広く周知を図るとともに、事業者からの事前の個別相談に際しては、法令及び条例

等の規定を遵守し、適正に事業を執行するよう指導しております。また、事業実施後において公害あるいは付近住民からの苦情が寄せられた場合におきましても、現地確認や利害関係者等との協議も行ないながら、その都度、事業者に対し適切な措置を講じるよう法令及び条例等に基づく指導・勧告等を行っております。

このように市としては適正な対処に努めておりますが、御指摘のとおり市からの再三の指導・勧告にもかかわらず、事業者の迅速な措置がなされないため、住民の皆さんに多大な御迷惑をおかけしているケースがあるのも事実であります。これらの問題は個人の財産権や事業を営む権利との兼ね合い等もあることから、その対応に苦慮してきたというのが実情であります。

今後におきましては、住民の生命、財産、安全を守る観点から事業者に対する監視及び指導・勧告等を一層強化するとともに、罰則の適応も含め、法令及び条例に基づき厳格な対処を行うよう努めてまいります。

○11番沖園強議員 御答弁いただいたんですけど、通告書の参考例に従いまして順を追ってお尋ねしてまいります。今、市長は適切な指導等を行ってきたというような御答弁だったんですけどね、例えば、木原地区の悪臭問題についてなんですが、この点の問題点につきましては、もう皆さん御周知のとおりなんですけど、悪臭公害の苦情が出だしてから初めて事業者の承継届あるいは指定施設の構造等変更届、開発行為等の届け、そういった行政手続が始まったというのが実態だったわけですよ。そして、それから本格的な行政の指導・勧告が始まったと。いわゆる行政手続そのものが手順が違っておったということじゃなかったのかなと思っております。そして、行政の対応が後手、後手になってしまったと。

そういったことが要因であったわけですが、昨年の6月議会です。環境を守る条例による行政事業者、地元住民、漁業者との間で審議会の設置や公害防止協定が締結されていなかったために、議会から附帯決議まで出たわけですよ。昨日も一般質問の中で、その公害防止協定をことしの7月29日に締結されたと、こう御答弁がありました。公害防止協定につきましては昨年9月議会において素案として出されておったんですけど、その素案と同じものを締結されたのか、お伺いしておきます。

○依積田寿博市民生活課長 木原地区の悪臭問題につきましては、畜産施設の事業活動等による悪臭問題が平成19年度より地域住民から苦情が寄せられておまして、当議会でも御指摘を受けたところであります。

先ほど質問者から出ましたけれども、昨年の懸案事項でありました公害防止協定につきましては、平成22年7月29日に市と地域公民館及び事業所において協定が締結されました。

悪臭公害に関する公害防止協定につきましては、それぞれの立場から出された意見、要望等に対しまして3者で協議調整を行い、お互いに相手の立場を十分尊重し、共存共栄を基本理念として、地域からの公害等の情報提供に基づく現地調査の実施や事業所の事業活動による公害発生等の防止に努めることなどを取り決めております。

○11番沖園強議員 課長、あのですね、私は去年出された素案と違っているのかと、そういうお尋ねをしたわけです。どうなんですか。

○依積田寿博市民生活課長 昨年9月に当議会に出しました素案につきましては、地域の公民館及び事業所に対しまして提示を行い、その中で意見要望等を出していただきながら調整をしております。違った点は先ほど言いましたお互いに相手の立場を十分尊重し、共存共栄を理念とする点がまず1点でございまして、2点目は事業所に関係する交通車両等に対しまして、地元優先等のことを述べております。

○11番沖園強議員 その相手の立場をお互いに共存共栄のために理解し合うというようなことで合意されたんですけど、ほかの部分は大体そういう素案に沿って決められたんですかね。地元車両の優先とか、そういった部分をつけ加えて。

○依積田寿博市民生活課長 先ほども言いましたように、9月議会の素案に対しまして地域公民

館から出されておりました地域の意見も尊重していただく点、及び地元車両等の優先等の意見要望につきまして事業所と一緒に協定・調整して、そのような協定書の内容となりました。

○11番沖園強議員 昨年、附帯決議が12月議会で出たと思うんですけど、どうして7月までそう協定がおくれたんですか。

○依積田寿博市民生活課長 素案としました公害防止協定書案を地域公民館や事業所に提示し、それぞれの立場から意見・要望を出してもらおうようにしておりましたけれども、事業所への協定内容の協議と地域からの要望等に対する理解を得るのに時間を要したため、地域公民館と事業所の協定書に対する協議調整がおくれたことによる点と、本年4月に口蹄疫が発生したため畜産事業所への立ち入りが直接できなかつたことなどが挙げられます。

○神園征市長 ちょっと説明不足な感がいたしましたので、補足説明をさせていただきますが、この悪臭問題につきましては、私の公約の1つでもありましたので、お互いに違う、違うと言いつつ合っていたんじゃないかなと。沿岸漁業者とも、それから、その悪臭のもとだと思われている人ともよく話し合っ、そしてお互いに現場を確認してもらってはどうかと。例えば、漁業者の定置網なら定置網がものすごいヘドにやられている、あるいは悪臭にやられていると言っているんだから、畜産業者にもそれを見てもらえと。そして、沿岸漁業者にも畜産業者へ一生懸命努力しているというのだから、やはり、同じように現場を見てもらって、で、まだこういうところはどうかできないのかといったようなことをですね、現場を見た上で話し合いをまた持つてはどうかということを提示しておりました。まあ、担当課の努力によりまして、それをやろうということになっておったんですが、今、課長から申し上げたとおり、口蹄疫が発生した関係でですね、畜産事業所に立ち入りができなくなつたと、そういったおくれもあつたということでございます。

○11番沖園強議員 昨日もまだ若干の悪臭、軽減はされているけど悪臭はあると。苦情件数は減っているんですけど、そういったことに対しまして今、出たように立ち入り検査、そしてまた、指導を続けていきたいというような御答弁だったわけですね。

しかし、住民の方々がこういった公害防止協定なるものを締結したんだということを知らない方がおるんじゃないんですか。我々も議会で初めて、きのう知つたということになりますよね。そういった周知はどうやっているんですか。

○依積田寿博市民生活課長 市民への通知ということでございますけれども、まず、一番悪臭の被害が多かつた地域公民館に対しましては、公民館長を通じてそういう協定書の締結を行ったということで周知されておりますが、その他の市民に対する周知については、今後どのような形で周知するか検討してまいりたいと思います。

○11番沖園強議員 住民の場合は軽減されたとか、あるいは苦情の回数が減つたという問題じゃなくて、やはり根絶を願っているわけですね。先ほどお互いの立場を協調し合つてというようなことで、それしかないと思うんですけど、やはり、その辺の情報提供だけちゃんとしておかないとなかなか難しい問題だと思うんですよ。まあ、この件については一応保留しておきます。

次に、宇都地区の開発行為なんですが、これにつきましては以前から里道・水路が損壊していると。また、砂ぼこり、砂塵による被害、そしてまた境界の越境、そういったものの地域住民の苦情があつてですね、行政の指導・改善勧告を経て、改善措置命令が出されていると、こう聞いているんですけど、事実なんですか。

○山口英雄企画調整課長 宇都地区の開発行為につきましては、今も言われましたように良好な環境の保全をちょっと乱している部分がありましたので、ちゃんと適切な措置を講じますよう、これまで文書とか口答により再三にわたつて指導を行つてまいりましたけれども、これまで指導に沿つた適正な措置がなされず、付近の住民の方にたびたび迷惑をかけているといった状況にございました。

そこで、市としましては、このような状況を踏まえまして、本年7月12日開発行為者とそれ

から隣接する地権者、それから周辺の住民等との話し合いの場を設けまして、今後の対策について、関係者で協議を行ったところでございます。その結果を踏まえまして、本年7月21日付で開発行為に対する枕崎市民の環境を守る条例に基づきます措置命令を発しますとともに、7月26日には開発行為に関する確認書を関係者間で取り交わしております。

○11番沖園強議員 これも何か後手、後手になってきたと。ま、指導・勧告は行ってきたんですけど、どうしても従ってもらえなかったということなんですけど、今回、もう7月21日に出された措置命令に従わなかった場合、どうなるんですか。

○山口英雄企画調整課長 現在、措置命令におきましては、期限を付しまして措置命令に従うようにということで、ちゃんと期限を明記してございますけれども、事業者は現在のところはこの措置命令に従う意向を示しております、改善措置の早期実現に向けて今、段取りを進めているということでございます。なお、お尋ねの措置命令に従わなかった場合ということでございますが、枕崎市民の環境を守る条例第73条の規定には、措置命令に違反した者は5万円以下の罰金に処するというふうにされております。

○11番沖園強議員 確かに、環境を守る条例の中には73条、74条、75条で罰則規定がうたわれているわけですよね。そうすると、今までそういうのを適用したことはあるんですかね。

○山口英雄企画調整課長 これまで、この環境を守る条例の73条から75条までの規定によりまず罰則規定を適用したということはありません。

○11番沖園強議員 適用したことがないと、飾りですよね。なぜ罰則規定を、指導・勧告をしたにもかかわらず、今までそういったものを適用したことがないのかちゅうのはどうなんですか。

○山口英雄企画調整課長 先ほど市長からも答弁がございましたけれども、こういった開発行為等に関しましては、（「マイクをかえてもらわんと」と言う者あり）こういった開発行為等に関しましては、先ほど申しましたとおり、個人の財産権あるいは事業を営む権利、そういったものとの兼ね合いもございますので、そこら辺、もちろん周辺の住民の居住権といったものもございまして、そこら辺とのかかわりがございまして、なかなか一挙に思うようになかなか進まないという、こういったことございます。

○11番沖園強議員 今、もろもろ財産権とか居住権とか申されたんですけど、ただ、そういった罰則規定、条例そのものが形骸化というかあってないようなもんだと。当然、市民から罰則等を市民に科すというのは非常に難しい作業だと思うんですよね。だけど、そういった条例に定められた指導・勧告に従わなかった場合は、そういったものを強化していかなければなかなか改善されないだろうと、私はそう思います。

この宇都地区の開発行為に限らずですね、過去にも遠見番地区の開発行為、あるいは建設事業者等の土砂捨て場の問題とか、いろいろありましたよね、その開発行為が。しかし、本市条例の施行規則で11条では、例えば、1年間の開発行為が都市計画区域外であれば5,000平米以上であった場合に届けなさいと、こういうふうになっているわけですよね。5,000平米以下の開発行為を行った場合に、年に5,000平米以下であった場合には届け出をする義務がないというふうになっているんですけど、そういったために行政のチェック、そういった指導を受ける機会がないと。そして、悪意で開発する人はいないでしょうから、その開発した方が自分が条例に違反しているとか、そういった認識が希薄であるというふうに私は思うんですよ。だから、5,000平米以下で年に開発して、それが複数年にわたってですね、開発行為がなされてこういった住民の苦情等が発生するというふうに思っているんですけど、はっきり言いまして、環境を守る条例そのものが一種のざる法的な部分になっていると。ですから、その環境を守る条例の5,000平米を例えばですよ、年に1,000平米以上は開発届を出しなさいとか、そういったことはできないんですかね、見直すことは。

○山口英雄企画調整課長 現在の環境を守る条例の適用につきましては、都市計画区域内における開発行為の場合には2,000平米以上、都市計画区域外の場合には5,000平米以上の開発行為と

されております。この面積要件につきましては、1段の土地ということでございまして、これが複数年にわたりまして、当初から同一の目的で開発する場合には適応があるわけでございますけれども、今お尋ねのこれを、1,000平米程度に見直すということにつきましては、今後、その見直しの必要性等についても含めて、検討していきたいというふうに考えております。

○11番沖園強議員 木原の悪臭問題にしてもですね、この多くの開発行爲にしてもですね、そういった条例、罰則規定等があるんですけど、それを行政そのものが履行してこなかったというのはちょっとまた語弊があるんですけど、そういった一面が5,000平米というような決まりがありますから、それが一面じゃなくて二面、三面でも5,000平米とか、そういった見直しをする必要があると思うんですよね。これはぜひ、検討していただきたいと。議会としては今後、当局の対応を見守るしか方法がございませんので、注視してまいりたいと思います。

次に、東木材の件なんですけど、きのうの質問でもありました。お尋ねしてまいります。

市当局が不法投棄の事実関係を把握したのは、ことしの6月の4日の騒音調査のときに住民の通報によって初めて知ったというような御答弁だったんですが、国有地であるあの964番地の埋め立てはいつから始まって、どこの土砂で捨てたのか状況がわかっているのであれば、お示ししていただきたい。

○依積田寿博市民生活課長 国有地の埋め立てについて、いつごろからという質問でございしますが、東木材からの聞き取りによりますと、工場設置に購入した土地の埋め立てと同時期に埋めたとのことでありまして、その土砂についてはちょっとわかりません。

○11番沖園強議員 どこの土砂で埋めたとかというのはわからないという事は、東木材が拒否しているんですか。

○真茅学農政課長 今の答弁の中で、東木材からの聞き取りで、あそこを埋めたのは平成21年の3月から5月ごろということでございます。ただ、その折に聞き取りの中で、では、どこの土砂で埋めたかとそういうこと等については聞き取ってないところでございます。

○11番沖園強議員 いや、聞き取ってないって、今、不法投棄で問題になっているわけですよ。聞き取っていないじゃ済まされないですよ、これは。どっかの土砂で埋めたわけですから、建築廃材もあったし、大きな木材関係もあったし、それを聞き取っていないということは許されませんよ。

それじゃ、枕崎民法でも報道されたんですが、不法投棄に対して県は、県議会議員の県への問い合わせ等の記事だったんですけど、県は許認可権を持っていないので行政処分はできないとこう言っているんですけど、不法投棄に対しての行政処分はどこでするんですか。

○依積田寿博市民生活課長 産業廃棄物の不法投棄につきましては、鹿児島県が廃掃法に関する法律で適正な処理及び原状復帰について、行政指導をするようになっていっていると認識しております。

○真茅学農政課長 先ほどの答弁で、ちょっと私の表現がまずかったんですけども、その購入した土地の表土の部分と奥のほうへ押し込んだと、そのときに産廃等も一緒に押し込んだとそういうふうに聞いているところでございます。

○11番沖園強議員 そうすると、表土を押し込んだということであれば、今現在、工場が建っているあの部分はG Lと申しますか、高かったんですかね。

○真茅学農政課長 私どもが現場を見たときは、もうそういう造成された後と申しますか、そういう状態でございまして、以前の土地がどういう形状の土地であったかわからないところでございます。

○11番沖園強議員 答弁がちぐはぐなんですけど、先ほどどこの土砂で埋めたかわからない、今度は表土を押し込んだ、そして、当時の状況はどうであったかわからない。それでは我々はどこを聞けばいいかわかりませんよ。

それでは、関係者と言いますか、付近住民からいただいた資料なんですけど、南薩地域振興局衛生環境課の職員の見解と言いますか、答申をコピー写しをもらっているんですけど、それには

産業廃棄物を国有地に不法投棄してそれを埋め立て隠し、このことを保健所に通報してそれを本人に確認し認めたので、繰り返し適性に処理すれば現時点では行政としては廃棄物処理上の罪に問わないと、平成22年6月29日、本人の名前を記してございます、押印してございます。ただ、この中で非常に気になるのが、最初ワープロ文字で打ち込んで、その後を追加したり、あるいは削除したりしてあるんですよ。その中で国有地に不法投棄してという国有地を消してあるんですが、これはどういったことを意味しているんですか。

○**依積田寿博市民生活課長** ただいまの資料につきましては、県の担当者がどのような見解でそのようなことを行ったかにつきましては、資料等もないために、この件についてはちょっと把握しておりません。

○**11番沖園強議員** もらわなかったんですか、付近住民から。私、これをもらっていろいろどういった意味で国有地を消したのかなと疑問に思うんですよ。例えば、先ほど表土を押し込んだと、社有地の部分の表土を押し込んだということだったんですけど、社有地にも不法投棄があったんじゃないかということも考えられますし、あるいは国有地を管理する県をかばっているんじゃないかと、うがった見方をすればですよ、そういうふうを感じるんですが。

東木材はある事業者に埋め立てを依頼したわけですよ。無断で人の土地を埋めるはずがない。ましてや国有地です。その国有地の埋め立てを東木材に許可したのはだれなんですか。

○**依積田寿博市民生活課長** 国有地の管理をしております県の南薩振興局建設部に確認をいたしましたところ、県としては許可はしていないということをお聞きしております。

○**11番沖園強議員** 県は許可していないということは、東木材は無断で埋めたんですか。

○**依積田寿博市民生活課長** 許可を得てないということですので、無断で埋めたと思われます。

○**11番沖園強議員** 東木材がその業者に埋め立てを依頼したと、造成を依頼したと。その業者の関係者、兄弟が親族が九州地域振興局におられるというふうなうわさも聞くんですが、それは確認とってないんですか。

○**依積田寿博市民生活課長** ただいまの質問につきましては、詳細についてはわかっておりません。

○**11番沖園強議員** わからない。そして、先ほど言った南薩地域振興局の職員の文書も持っていないと。これは行政指導を今後していくためにも、これは把握してくださいよ。そして、今、言ったその九州地方局のその部分も把握して、十二分に説明ができるようにしていただきたいと思います。

時間がございますので、次に移ります。

地場産業振興センターの駐車場の出店事業者による不法投棄の問題については、市当局はこれまで事業者に退去のお願いをしてきているが、事業者が立ち退きになかなか応じてくれないと。行政財産を管理する市当局と立ち退きを拒否する不服申し立ての事業者との関係であり、行政のチェックをする立場の議会にとって看過できない問題でございます。

総務委員会の所管事務調査において、市当局は立ち退き請求を行う裁判所への申し立ては法的に可能であり、その場合、議会の同意が必要であると顧問弁護士の見解を答弁されました。また、当事者と協議中であるので、申し立てを行なうべきか判断に至っていないとの見解も申されました。平成14年に協議が始まってから、既に8年の歳月が流れております。地方自治法で定義されている、公共用に供用すべき行政財産を又貸したという歴然とした瑕疵がわかっているんですが、なぜ早く立ち退き請求を行わないのか、お伺いいたします。

○**南田敏朗水産商工課長** お尋ねの件につきましては、今、質問者からもございましたとおり、先日行われました総務委員会の所管事務調査において現場を見ていただきますとともに、審議をいただいたところでございます。そのときも説明いたしましたけれども、鋭意、業者と交渉を続けているところでありますが、御指摘のとおり、まだ解決には至っておりません。

事業者は、地場産業振興センター隣接駐車場内売店も含めた事業の全般的な見直しを行い、当

該売店においても、ここ1年以内に検討結果を出すとの方針を出して、事業縮小の観点から売店を閉鎖する可能性についても示唆を受けているところでもございましたけれども、最近聞くところによりますと、現況はどうも厳しくなってきたという情報もございました。地場産業センター理事会や評議員会でも早期に解決するよう指摘をされてるところでもございますので、今後は1日も早い解決のために、御指摘のことも含めて検討し、早期解決に向けて取り組んでまいります。

○11番沖園強議員 いつもその答弁の繰り返しなんですけど、過去において、口頭による契約を主張していると聞いているんですけど、全くこれ事業者の自己本位な考え方だろうと私は思っているんですよ。

そこでお尋ねしますが、地方自治法では96条において、議会は次に掲げる事件を議決しなければならないというようなことで、条例で定める場合を除くほか財産を交換し、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けること、96条の11号では条例で定める重要な公の施設につき、条例で定める長期かつ独占的な利用をさせることは議決を経なさいと、こうなっているんですが、議会に諮ったことはあるんですか。

○南田敏朗水産商工課長 これまで、そのようなことに関することについて議会に諮ったことはございません。

○11番沖園強議員 要はそこだと思えるんですね。駐車場自体は地場産業振興のために地場産業を利用する人とか、市場とかそういった市内外の利用者のために地場産業センターに使用許可を出しているだけのことであって、当時の担当職員が事務レベルで賃貸契約を取り交わしたのか、地場産業センターとその出店事業者とですよ。そして、元理事長の当時の今給黎久理事長だったんですが、理事長が勝手に賃貸契約を結んだのか、その辺のところはいきさつはわかりませんが、そういった事実関係になっていると。結局、議会には諮らず又貸しをしたということは、その責任の所在というのは当時の理事長、市長にあるんじゃないんですか。どうなんですか。

○南田敏朗水産商工課長 当時のことにつきましては、私もいろいろ文書で読むところでもございますけれども、先日の総務委員会でも御答弁いたしましたけれども、今、御指摘のとおり、地場産業振興センターの駐車場ににぎわいを持たせるために、設置するというところでこの事業行っているというところは把握しておりますが、その決裁のいきさつについては把握しておりません。

○11番沖園強議員 事実はそういう関係になっていると、決裁のいきさつは把握していないということなんですが、事実関係はそういうことになっているわけですよ。

南日本新聞の報道によりますと、いつだったですかね、鹿児島市では市民からの下水道使用料の不服申し立てが市に請求されたために、議会の判断を仰ぐための諮問議案を今度の9月議会に提出したと、こう報道されておりました。要するに、事態の解決を当局だけがですよ、四苦八苦苦慮するよりもですね、例えば市民との争議は避けたいとか、今、協議中であるというようなことじゃなくて、そういった問題を先送りすると行政不信、そしてましてや議会不信が増長していくんですよ。問題を早く解決するためにもですね、そういった部分で議会の判断を仰ぐためにも、裁判所への立ち退き申し立てをすべきだと私は要望して、次の質問に移りたいと思います。

次の質問に移りますが、実は地元でも起こったことなんですけど、国土調査によって里道や水路が公図から消えている実態があると、地籍図から消えていると。私の集落の場合、昔から墓参道路として認識していた住民にとって、非常に大事な里道だったんですが、そこが閉鎖されてトラブルが発生したということです。そういった公図から消滅した里道・水路を復元するにはどのような手続が必要なのか、また、その責任の所在はどこにあるのか、お伺いします。

○西之原修税務課長 地籍調査の修正の方法として、地方税法第381条第7項で市町村長は登記されている事項が事実と違うため、課税上支障があると認める場合は、登記書に修正の措置を申し出ることができ、登記者はその申し出を相当と認めるときは修正することになります。ただ、地籍確認図面等に所有者の同意の印鑑があったり、旧字図に里道の表示がない場合はかなり難しい事例だと考えます。また、民事上の土地の問題として、民法第210条に袋地所有者の圍繞地通

行権というものがあり、これを主張して提訴するという方法もあるのではないかと考えます。一般的に、地籍調査のときに市の過失があれば、当然市の責任となります。この場合は先ほど申しました、地方税法第381条で修正を行うべきだと考えております。

○11番沖園強議員 公図から消えているということなのですが、今、聞きなれない言葉で囲繞地通行権なるものを御答弁なさったんですが、その囲繞地通行権について御説明をお願いします。

○西之原修税務課長 囲繞地通行権とは、ある土地がほかの土地に囲まれていて行路に通じないとき、その囲まれている土地を袋地と言い、囲んでいる土地を囲繞地と言います。その袋地の所有者はこの囲繞地を通行する権利を持つということになります。

○11番沖園強議員 住民は昔から袋地になった土地にも、図面には載ってなくてもそういった権利があるということですよ、通行権の。そうすると、今、私の地域のこういった事例というのは今まであったんですか。

○西之原修税務課長 最近全く別のケースなんですけど、地籍調査前は里道がなかったが調査後に公衆用道路ができて、住民同士のトラブルが起こっているといった事例があります。今後、質問のような事例もある得るケースだというふうに考えております。

○11番沖園強議員 私は地籍図面を確認して、地籍図面にそういう赤線が載っていなかったと。これでは主張してもどうにもならんなちゅうことで、今、囲繞地通行権で何とか復元したいと思った場合は、それは個人と個人との、例えば裁判所に訴えた人とその地権者との争議になっていくわけですよ。だと思っんですよ。争議になった場合、囲繞地通行権が民法上そう保証されているのであればですよ、自分としては法務局に出向いて昔の閉鎖された公図をばとってみたら、字図にも載っていないんですよ。そういった場合に、住民としては住民同士のいさかい、争議をしたくないと、そうならばその責任はだれが持つて行くのかということですよ。囲繞地通行権はあるわ、だけど公図には載っていない。そうすると、里道は消えていると。それを民法上で囲繞地通行権を主張した場合には争議になると。その場合、どこが解決するんですか。民法上で、個人と個人の争議になっていくんですか。

○西之原修税務課長 そういったケースにつきましては、民事上の争いということで、裁判にならざるを得ないのではないかとというふうに考えております。

○11番沖園強議員 だから、私が申すのは、そういった住民同士の争議をしたくないと、持つて行きたくないと。例えばですよ、その囲繞地通行権なるもの地籍調査の時点でそういった里道は住民が認識しているようにあったと。だけど、測量調査をする方々がそこをば、地籍調査の場合、個人と個人の筆界は縦覧等を経て確認をし合いますよね。だけど、里道と個人の筆界は確認をする手立てがないと、そうすると調査委員にその事務処理は任せてしまったと。だれも縦覧期間で押印をするまで気がつかず、そのまま地籍図面になってしまったという事例だと思っんですよ。そうなった場合、地籍調査を実施した市なりそういったところにある程度のそういった修正の手の責任があるんじゃないかと、私はこう申しているんですけど、どうなんでしょうか。

○西之原修税務課長 地籍調査の際の里道の境界の不明が、すべて地籍調査時の誤りとは思えないわけですが、そういったことも考えられるのではないかと考えております。

○11番沖園強議員 十二分に考えられると思っんですよ、市長。市長にお尋ねしますが、こういった事例は今後発生すると思っんですよ。現に発生していると思っんです。ただ表に出ないだけ。今後ですよ、行政として、その辺を公民館長とかそういった方々の協力を得ながらですよ、再度確認作業をするということとはできないですか。

○神園征市長 担当課のほうに、検討を指示したいと思っんです。

○11番沖園強議員 ぜひ、前向きに検討していただきたいと思っんです。

次に、農水省は、来年度以降の農地・水・環境保全向上対策事業をさらに拡充する検討に入っております。残念ながら、本市は平成19年度から23年度までの5カ年の事業に取り組んでいないと。県下では前の一般質問でも指摘いたしました、本市と三島と十島、ただ3市町だけある。

非常に本市農村地域の振興にとっては非常な損失であったとされているんですけど、また当局のほうでは今現在ある5カ年の23年度までの計画の途中参画はできないという答弁を今までもらってあったわけですね。そうすると、農水省が新たにその農地・水・環境保全対策事業を拡充するんだと、ということは、その共同作業等による今までの事業もその新たな取り組みが始まっていくんじゃないかなと私は思っているんですけど、その農水省の計画はどうなっているんですか。

○真茅学農政課長 今ありましたとおり、農水省は農地・水・環境保全向上対策事業につきまして来年度から拡充する方針を明らかにしております。主な内容としましては、これまでの共同活動に加えて、いろんな排水路、農道等の長寿化対策そういうのを行う場合に支援を追加するとか、あと環境保全対策を別個、まあ、今までその部分も一緒になっていたということらしいですけども、環境保全対策の部分名称変更して、またそこも充実していくとそういう内容になっているようでございます。

○11番沖園強議員 結局、その共同作業の部分と今回新たに拡充されるのはエコ農業に取り組むよう、また新たな助成をいたしますよと。所得補償、戸別補償制度の上にそれを持って行きますよというようなことなんですけど、そうすると、今まで途中参画ができなかったと。本市の場合、その来年度以降の計画にはどういった姿勢で臨んでいくんですか。

○真茅学農政課長 この事業につきましては、今ありましたとおり、本市は実施しておりませんが、今の対策では加入できないということでございますけど、24年度から第2期対策が実施されるということになれば、事業の実施について検討してまいりたいと考えております。

○11番沖園強議員 本事業は2分の1が国県、そしてあと2分の1が市町村の持ち出しがあるかと思うんですけど、市長の見解をお伺いしますけど、そういった事業が推進された場合、市の持ち出しがあるんですけど、前向きに取り組む気持ちはありませんか。

○神園征市長 今、農政課長からも答弁がありましたように、前向きに検討することを指示したいと思えます。

○11番沖園強議員 2分の1の市の持ち出しといいましてもですね、私は活用方法では2分の1の持ち出しとは思いたくないんですよ。例えば、普通河川・準用河川、そして農地のあるところの市道関係、そういったものをその市の持ち出し分で管理委託させればいいんじゃないんですかね。今、市道関係で市が地域に委託しているのは、基盤整備地区の市道だけなんですよ。それをば、こういった助成を出して、地域に市道、河川等を管理させるという取り組みができるんじゃないかなと思うので、ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと思えます。

次に、コミュニティバスの件につきましては、本日の南日本新聞にも日置市の乗り合いタクシーの事例が出されております。時間がございませんので、これ市長の公約でもございます。早期の実現をお願い申し上げます。アンケート調査の予算等があるんですけど、ぜひ、そういったいろんな意向を確認できるような調査にしていきたいと思えます。

それと、国道管理につきまして1点だけ、270号線と255号線の交差点の件、そしてまた、金山から界守の歩道設置等につきましては、こういった見解を持っておるか、お伺いします。

○松野下祥一建設課長 国道225号の植栽管理につきましては、平成12年度から鹿児島県国道事務所より植栽管理を受け、地域住民参加のもと植栽の剪定及び除草・清掃作業の管理を行ってましたが、平成20年度に委託事業が中止となりました。現在、剪定及び除草の要望は国道事務所に連絡している状況ですが、平成22年の7月に鹿児島県国道事務所より委託管理の依頼が再度ありましたので、今回の補正で委託事業の予算化をお願いしております。9月議会で補正予算可決後、直ちに鹿児島県国道事務所と管理委託契約を結び、10月から国道225号の町頭交差点から野村電機の横の寿町交差点までの区間の植栽管理の作業を実施する予定でございます。

270号線の界守から金山入口までの歩道の設置につきましては、歩道設置を含めた改良区につきましては、市としても重要な課題として川辺地区総合開発期成会等を通じて、県のほうに強く

要望しておりますが、現時点では、南薩地域振興局から早期の整備は困難であると聞いております。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、牧信利議員。

[牧信利議員 登壇]

○2番牧信利議員 私は、日本共産党市議団の一員として当面する問題について、質問を行います。

まず最初に、東木材の産廃不法投棄問題、騒音公害問題について、市長の見解をお尋ねします。

東木材のおがくず工場建設に関して、産業廃棄物の国有地への不法投棄が明らかになりました。この問題が発覚したのは、東木材の騒音公害に悩む周辺住民の粘り強い市、県への訴えの中で、県産業廃棄物リサイクル対策室が調査のための作業を始めた結果であります。

国有地から運び出された産業廃棄物、土砂は8トンダンプで270台分。廃棄物ボックス20台に及ぶものであります。国民の税金を3,200万円も使った補助事業で、このような不法行為が行われたことについて、市長はどのように受けとめておられるのか、まずお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 不法投棄の事実につきましては、大変遺憾なことと思っております。東木材のおがくず工場の建設につきましては、補助事業の採択要件等に合致したために実施されたものだと考えておりますが、建設の途中で近隣住民から騒音の苦情があり、それらに対しましていろいろ対応してまいりましたが、さらに、この問題が早く解決するよう、努めてまいりたいと思っております。

○2番牧信利議員 このおがくず工場建設の経緯と市の対応についてお尋ねしてまいります。

鹿児島県森林整備・林業木材産業活性化推進事業について、この事業について枕崎市に連絡がきたのはいつですか。

○真茅学農政課長 鹿児島県森林整備・林業木材産業活性化推進事業の大もとの事業名は、森林整備加速化・林業再生事業であります。この事業の内容を知ったのが、平成21年5月26日に南薩地域振興局によって行われた事業説明会のときであります。

○2番牧信利議員 この事業の対象になる事業所は市内に幾つあるのか、お尋ねします。

○真茅学農政課長 この森林整備加速化・林業再生事業の対象となり得る事業所の数ですけれども、保育所等の福祉関係で9カ所、木材関係で8カ所でございます。

○2番牧信利議員 この市内業者に事業の案内を行ったのかどうか、お尋ねします。

○真茅学農政課長 行っております。

○2番牧信利議員 保育所関係の事業については、案内を行ったというふうに聞いておりますが、それはいつなのか、お尋ねします。

○白澤芳輝福祉課長 平成21年5月29日で、各保育園長あてに文書を、この事業を紹介してございます。

○2番牧信利議員 すると、この事業の締め切りはいつですか。

○真茅学農政課長 事業の締め切りでございますけれども、この事業は3カ年事業でございます。21年度に実施希望される分については、平成21年6月19日までとなっております。平成22年度以降実施する事業につきましては、平成21年7月中となっております。

○2番牧信利議員 それでは、この事業への希望者、希望事業数はどこどこですか。希望事業所はどこどこですか。

○真茅学農政課長 希望を出したのは、木材関係が1社、福祉関係が2法人でございます。

○2番牧信利議員 この事業の中で、かごしま木づかい推進事業というので、保育所関係が2事

業者が出ているということですが、この2事業者について実施年度はどのようにして決めたんですか。

○真茅学農政課長 この事業につきましては、県の段階で各地域の代表者、また県の各森林関係の団体者でつくります鹿児島県森林整備推進等基金協議会がごいます。その中で事業等の検討・決定をするようになっておりまして、東木材関係につきましては、21年10月23日決定されたと聞いておりますけれども、福祉関係についてもその日じゃないかと考えておりますけれども、確認はしていないところでございます。

○白澤芳輝福祉課長 先ほどの牧議員、あの2保育所ということでございますけれども、1保育所と1障害者施設でございますので、よろしく申し上げます。

○2番牧信利議員 協議会の構成員というのは、どういう構成になるんですか。

○真茅学農政課長 県の協議会につきましては、まず各地域、県の振興局単位でございますけれども、その地域の段階でも基金協議会をつくっております、その地域協議会の代表の方が2名ずつでございます。それと県森林組合連合会、県森林整備公社、県林材協会連合会、それと県木材協同組合連合会、その他林業以外の事業実施者の代表となる団体という、そういう方々で構成しております。

○2番牧信利議員 その協議会に枕崎市は構成員として入っているんですか。

○真茅学農政課長 本市の関係は、入っておらないところでございます。

○2番牧信利議員 ちょっと語尾がよくわからない。入っているのか、入っていないのか、はっきりさせてください。

○真茅学農政課長 本市の関係者は入っておりません。

○2番牧信利議員 要領、別表では地域協議会の構成員というのは、市町村は入るというふうになっていますよ。それは、わかっているんですか。

○真茅学農政課長 今、ありましたとおり、振興局段階の協議会には、各市また事業参加を希望しているそういう業者で構成するようになっております。そういう中から県の段階の協議会につきましては、その協議会の中の代表者2名が県の協議会に加入するというので、当然、南薩地域振興局管内の基金協議会のほうからも2名の代表が出ておりますけれども、本市の関係者はその代表になっていないということでございます。

○2番牧信利議員 協議会が開かれたのはいつですか。

○真茅学農政課長 県の関係の協議会につきましては、7月21日。それと……。 (「ちょっとよくわかりませんが、日にちだけ明確に、大きな声で」と言う者あり) 平成21年7月21日。それから、平成21年10月23日。県のほうからお伺いしているのは、この2回でございます。

○2番牧信利議員 そうすると、枕崎でおがくず工場建設の事業対象の事業者というのは何社ですか。

○真茅学農政課長 この事業と対象……。木材関係の業者につきましては、8業者でございますけれども、実際、製材業務を行っている業者は3業者ということでございまして、実質的には3業者だと考えております。

○2番牧信利議員 農政課はこの事業で、福祉関係については福祉事務所に連絡をして、それで福祉事務所のほうはその関係者に5月の29日、連絡を取っているわけですね。そうすると、このおがくず工場関係では市は事業者には連絡はしていない。なぜですか。

○真茅学農政課長 この林業加速化の事業につきましては、種類がいろいろございまして、先ほどありました木造公共物関連の施設につきましては、公共施設ということで市のほうに事業の募集の案内が来ております。ただ、木材加工施設等の整備につきましては、事業が別個でございまして、これにつきましては、南薩地域振興局のほうで平成21年6月25日に開催されました川辺地区林材協会総会で関係者に資料を渡して説明をいたしております。ただし、東木材につきましては、県が4月17日におがくずの調査を行っております、このときに東木材がおがくず工場

の建設計画を持っているのがわかったということで、県より補助事業の大まかな情報提供が行われたということでございます。

○2番牧信利議員 なぜ市が連絡をしなかったのか、このことを聞いている。

○真茅学農政課長 木材加工施設につきましては、市のほうに事業募集の案内が来ていないことでございます。

○2番牧信利議員 いや、実際その後9月議会では予算を出しているわけですよ、枕崎市に。その担当する自治体である枕崎市が自分のところにきた事業について、市内業者に案内を出さないと。こういうことは、最初から無視したということじゃないですか。市内業者を、市としては、そうじゃないですか。

○真茅学農政課長 この木材加工施設整備事業が、どういう事業の進め方でいくのかということで、その当時、私どももよく承知しておりませんでしたし、県は、そういうことで管内の木材関連業者に一括して説明するという考えだったということでございまして、当然、市内の木材業者を私どもが無視とか、そういうことじゃ全然ございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

○2番牧信利議員 いや、その言い訳を聞いているわけじゃないですよ。福祉のほうはちゃんと連絡したんだから。同じ事業の中で行われるおがくず工場だけは連絡していない、農政課は。関係業者に。だから、なぜしなかったのかと。県がやったわけですよとか、振興局がしたんですよとかじゃない。なぜ、市としては連絡をしなかったのかと聞いている。

○真茅学農政課長 先ほども言いましたけれども、木造公共物の関係につきましては、市のほうに募集の案内があったからでございます。木材加……（「2番」と言う者あり）

○依積田義信議長 答弁中です。

○真茅学農政課長 木材加工関係は、そういう事業の募集の案内がこちらに来なかったということで、県のほうが、県は、県主導と言いますか、そういう形で募集を行ったということでございます。

○2番牧信利議員 県がその業者に、木材業者に連絡したのはいつですか。

○真茅学農政課長 平成21年6月25日でございます。

○2番牧信利議員 県のほうから、この事業については市のほうは連絡など、直接的な事務はしなくてよいというふうな連絡が来ていたんですか。

○真茅学農政課長 事務はしなくていいという、そういう連絡はございません。まあ、あのう先ほど……、（「それ以上は、いらぬの。来ていたかどうかを聞くだけだから、来てないわけでしょう。来てないのにしない。それではお尋ねしますが、」と言う者あり）

○依積田義信議長 牧議員、番号を言ってから質問してください。（「はい、何ですか」と言う者あり）番号を言ってから質問してください。（「こっちが質問以外に答えようとするから、いらぬち言うたわけですよ。こちらが要求しているのは、連絡をしたのか、しなかったのかと。いつですかと聞いているだけだから。そんな余分なことを言うと、時間がないんだから」と言う者あり）

○2番牧信利議員 それで、いいですか。枕崎市は県が振興局内の業者に連絡をしたということを知ったのはいつですか。

○真茅学農政課長 この林材協会総会で資料が配られて、説明があったというのは最近でございます。

○2番牧信利議員 つまり、市としては、予算まで組んで取り組んだ事業ですよ。それについて全くこのおがくず工場についてはノータッチだと。事業者へ案内もしない。こういうひどいことをやっているんですが、昨日の原村議員の質問で、振興局と東木材が市に要請に来たというんですが、この来たのはいつですか。再度確認します。

○真茅学農政課長 平成21年7月8日でございます。

○2番牧信利議員 その要請というのは何しに来たんですか。中身を教えてください。

○真茅学農政課長 この森林整備加速化・林業再生事業で東木材がおがくず工場をつくる計画であると。

この補助金について、市の予算を通していただきたいということの要請でございます。

○2番牧信利議員 そうすると、この事業はもともと県と東木材で話し合っただけで、あと枕崎市に持ってきたということじゃないですか。違いますか。

○真茅学農政課長 当初の計画段階では、県と東木材と内容をいろいろ詰めていたということでございます。

○2番牧信利議員 そいじゃ、改めて再確認しますが、協議会が開かれたのはいつですか。もう一度教えてください。

○真茅学農政課長 県の基金協議会につきましては、第1回目が平成21年7月21日、それと21年の10月23日と聞いております。

○2番牧信利議員 21年7月29日に最初の協議会が開かれているんですよ。最初の協議会が7月29日なのに、枕崎に東木材と振興局が来て、この仕事をやらせてくれと言うて来たのは7月8日ですがね。協議会で話し合っただけで決めるというんじゃないですか。協議会の役目を教えてください。

○真茅学農政課長 県の協議会の業務としまして、事業の地域事業計画に関すること。その他事業実施に必要な事項、そういうふうには規定されております。

○2番牧信利議員 だから、協議会というのは、事業者を決めるわけでしょう。話し合っただけで、希望者が集まって、そして自治体を含めて関係業者が集まる、団体が集まる。それが開かれたのが、去年の7月29日ですよ。ところが、その前に、20日も前にですよ、正確に言えば21日前。21日も前に東木材と振興局が市のほうに来てお願いにきたというのは、もうその時点では既に決定して、協議会はただ形だけじゃないですか。市長、こんな協議のあり方が正しいと思いますか。

○神園征市長 すべてに通曉しているわけじゃありませんので、一般的なことを申し上げますが、事前調整というものは、あらゆるものによく行われることではないかと思えます。

○2番牧信利議員 では実際、市長は直接的には言わなかったけど、公正にやられてはいないわけだから。特定の業者と振興局がぐるになって、既に物事は決めとって、協議会も通さずに。形どおりを通したかもしれんですよ。市のほうに要請していた。これが、東木材がこの事業を取った経緯だということを明確に今、示されました。

さて、要領を見ますと、農政課はこの事業に取り組むに当たってですよ、住民との話し合いを行いましたか。

○真茅学農政課長 住民との話し合いと……、いろんな事業を進めるために法令等に基づく手続はございます。その辺については手続は行っておりますけれども、今回、騒音問題というのが出ております。その関係で近隣の住民の方々とは、事前には話し合いは行ってないところでございます。

○2番牧信利議員 これは皆さんからいただいた、この事業の要領ですが、これの12項の(1)で、関係行政機関、民間、非営利団体及び地域住民等との必要な調整を図るものとする。決定事項ですよ、これは。しなければならないとしてある。農政課はこれを全く住民とはやってない。そういうことが明らかになりました。

さて、建築確認についてお尋ねします。この九電の鉄塔と隣接して高電圧の送電線の下に工場が建設されているわけですが、この建設に当たって建設課のほうでの建築確認についてどのように出されたのか、お尋ねします。

○建設課長 建築基準法の確認申請提出時、平成22年1月25日において、登記簿謄本の提出が義務づけでないため、地役権については把握しておりません。

○2番牧信利議員 建築確認は、法に基づいて基準に合えばそれで認めていくという仕組みになっていますから、今の御答弁はそうだと思うんですが、ただ、このおがくず工場の建っているところは送電線の真下です。ですから、ここには当然地役権設定というのが登記されておりますから、これは九電と地主との関係ですから、そのことまでは触れません。しかし、この送電線は、枕崎のすべての電気を賄う、いわゆる重要なライフラインです。もし、この加工場が火事になった場合、当然、送電はストップする。こういう重大な事態になる危険性のあるものであります。このような送電線の下に、このような施設をつくる。

このことについて、危機管理面からどのように判断をしているのか、お尋ねします。

○永留秀一総務課長 高圧の送電線の近くに建物を建てる場合には、法令で定められた基準にのっとって建てられているものと理解をしております。高圧線の近くには今回のおがくず工場だけでなく、多くの建物が建っておりますので、火事を出さない、防火が一番の対策でありますけど、万が一火事になった場合には、全力で、迅速に消火に当たるということになります。

○2番牧信利議員 ほかにも建っていますよ、という答弁ですよ。それでいいんですか、市長。ここが火災になると、送電はストップするんですよ。すべての事業所に影響を与える。住民の生活に影響を与えるということですよ。だから皆さん方、危機管理の係まで総務課の中にはつくっているわけでしょう。当然、そういうものについて目を光らせてどういうことになるのかというのは住民の生命・財産を守る立場から、安全を守る立場、当然考えないといけないわけですよ。

市長自身は、今の事態は、これは火災が起こったら今、課長が言うように、消火に励めば済むと考えているのかどうか、お尋ねします。

○神園征市長 この送電線の敷設が先か、住宅の建設が先であったか、その辺は定かではありません。もし、住宅の建設が先であったとすれば、送電線を敷設する際に当然、九電さんのほうでもそういった点には配慮しながら、高圧線の延長とか何とかは考えられるものと思っております。これについて私が今、課長が答弁した以上に述べられることはありません。

○2番牧信利議員 そんな無責任なことはないでしょう。3,200万、税金を使ってつくっているわけですから。市の予算を通しているわけですよ。私は関係ないような話じゃいかんじゃないですか。市長は枕崎市民のあんた命を守らんないかんですよ。暮らしを守らんないかんわけですよ。まあ、それは市長の考えだから、確認だけしておきます。

次に、この事業実施要領で見ますと、事前評価、事後評価を行い報告すると、申請書に添付するようになっていますが、事前評価というのを行ったんですか。

○真茅学農政課長 この評価ということにつきましては、今回の東木材の費用対効果のことでございまして、費用対効果についてどう評価するかということで、事前評価は計画の段階でございましてけれども、1.96という費用対効果になっているところでございます。

○2番牧信利議員 長々と答弁しないでいいんですよ。評価をしたかどうか、報告を一緒に上げたのかどうかという、それだけなんです。評価をしたんですか。

○真茅学農政課長 事前評価を行っております。

○2番牧信利議員 これも市長、実施要領の違反です。市長の責任で上げるようになっているんです、これは。「市長は」と書いてある。事前評価については、これは違反ですよ。要領違反。

さて、次にいきます。

○真茅学農政課長 事前評価は、行っております。（「おります」と言う者あり）

○2番牧信利議員 この前聞き取りしたときは、していませんと言いましたよ。いつ変わったんですか。私は、それに基づいて質問をしているんだから、あなた方がしてないと言うから質問しているんですよ。いつそんなふうに変ったの。

○真茅学農政課長 実施要領の中に評価というのがございまして、その中身について私どもも勉強不足と言いますか、後で整理しまして、先ほど言いましたように、費用対効果のことであるということで、そこはやっているということでございます。

○2番牧信利議員 だからほら、時間が経過するとやっていないのがやったになる。おかしいんじゃないですか、市長、ね。だから、果たしてどこまで本当のことを答弁されているか、わからなくなりますよ。ああ言えばこう言う、言い訳はしますよ。肝心のことには答えない。

次にいきます。不法埋め立て、国有地ですね、これを知ったのはいつですか。

○依積田寿博市民生活課長 東木材の不法埋め立てにつきましては、東木材が設置した新おが粉製造工場の試運転による騒音調査を行った、平成22年6月4日時点で東木材に隣接する国有地が埋められているとの情報を得たところであります。いつごろから埋められたのかにつきましては、東木材に聞き取りを行っ

たところ、平成21年3月から5月ごろにかけて埋めたとのことであります。この埋め立てにつきまして、平成22年7月20日に県の南薩振興局建設部や県廃棄物リサイクル対策課及び警察署が現地立会いした時点で、はっきり埋め立てられている実情を知ったところであります。

○2番牧信利議員 農政課長が知ったのはいつですか。農政課長に尋ねたんですよ。

○真茅学農政課長 今、ありましたとおり平成22年6月4日でございます。

○2番牧信利議員 そうすると、農政課長はですよ、この問題に取り組んでいる住民に対して、国有地埋め立てを知ったのは平成22年2月だったと答えて、これがわかると補助事業ができなくなるので、待っていたと答えている。これについては農政課長はどう答えますか。

○真茅学農政課長 平成22年2月に隣接地に国有地があるというのは……、2月に国有地があるというのがわかったということでございます。ただその時点で、そこに産業廃棄物が不法投棄されているということについては、全然知らなかったところでございます。

○2番牧信利議員 これは、だんだん聞いていくとあやふやになってきますよね。国有地があるというのはわかったと。不法埋め立てのことは知らない。こういうことですね。

そうするとついでですから、さっき市民生活課長が答えました。まず、公害担当の課としてですよ、当然周辺住民の同意というのは取るわけですね。その際、東木材の隣接する地権者、地主さん、こういうものについては当然調べられていると思うんですが、これを調べたのはいつですか。

○依積田寿博市民生活課長 東木材の新おが粉工場の設置に対する補助に関する予算措置が、平成21年9月議会で議決した後の10月……、日にちははっきりと覚えておりませんが、10月の中旬ぐらいだったと記憶しております。

○2番牧信利議員 つまり、公害担当課のほうでは、既に、事前にこの同意書との関係から見て国有地の存在は確認をしているわけである。それは農政課には、そういう話は伝わっていないわけ。はっきり言えば、自分の範囲の仕事ですればいいというふうになってはいますが、仕事自体は一体化しているものですか、工場建設ですから。これにかかわる問題についてですよ、横の連携は全くない。知らないと言うんですからね。国有地があるというのはわかっていたと。農政課長の答弁で。不法埋め立ては知らなかったと、こういうことですね。そういうことであります。そこを確認ができて、よかったですね。

それじゃ、次にいきます。騒音公害。被害を受ける周辺住民に説明をしなかったのはなぜですか。

○依積田寿博市民生活課長 枕崎市民の環境を守る条例や騒音規制法においては、地元説明を行う規定がありませんが、悪臭や汚染等に関する指定施設の設置の届け出を行う場合に、事業所が地域の公民館に同意を得るために説明を行った事例がありますが、今回のおが粉製造工場の設置による騒音に対しましては、住民への説明を行っておりません。

○2番牧信利議員 公害が予測されるんだから、こういうのはその周辺住民にこんな事業がありますというのを説明するのは農政課であろうが、市民生活課であろうが、当然やるべきことですよ。それを全く両方ともやっていない。なぜ、ほんなら同意をとるのか、その根拠を教えてください。

○依積田寿博市民生活課長 枕崎市民の環境を守る条例の中におきまして、先ほど言いました悪臭、汚水、粉じん等に係る指定施設の設置の届け出に対しまして、地域の代表者の同意書や隣接周辺の土地所有者からの同意書を添付して提出するようになっているために行っております。

○2番牧信利議員 直接被害を受けると予測される方々には説明もなく、同意もとらなかったわけですよ。そうすると、その同意をとる根拠なんていうのは、全然住民の立場からやられていない。条例は市民の環境を守る条例ですからね。これは、東木材の利益を守る条例につくり変えられているじゃないですか。そうじゃないですか。公民館長の同意をとっているわけですよ。その同意というのは、どんなふうにしてとりなさいと指導したんですか。東木材に対して。地域の自治公民館の代表者としての仕事をしている方ですから、当然、そういう同意をもらうなら、地域に住む方々を含めて地域の関係者住民に話をし、その意見を聞いて印鑑を押すというのはわかりますよ。しかし、それを持って行って、その場で押したというわけですから。地域に説明はなかったと聞いておりますよ。そういう同意がどれほどの法的根拠を持っているんですか、教えてください。

○**依積田寿博市民生活課長** 法的根拠といたしましては、枕崎市民の環境を守る条例に対して指定施設を設置する事業所に対しましては、指定施設の設置の届け出を出すようになっておりますので、それに基づいた形での事業所の内容と、それと先ほども言います地域の代表者と隣接土地所有者の同意書を添えて添付するようになっている、条例に基づいて指導している状況であります。

○**2番牧信利議員** 同意の正当性を言われますが、この同意の印鑑をした当時の公民館長はですよ、この住民の抗議に対しておまえたちは関係ないと言っているわけですよ。つまり、被害を受ける住民の利益、代表はしていない、彼は。こういう同意のとり方で市長、枕崎の行政を進めていくんですか。お答えください。

○**神園征市長** できることならば、周辺の住民に詳しい説明なり何なりして同意書をもらうのがよかったですでしょうが、今後は、そういったことのないように努めてまいりたいと思います。

○**2番牧信利議員** それじゃあ、九電は鉄塔敷地を持っています。国有地、これは管理は振興局がやっています。振興局と九電に隣接地としての同意をとるように東木材に言ったんですか。

○**依積田寿博市民生活課長** 国有地であります、国有地とか道路とか河川等につきましては、その土地所有者については必要性がないという判断のもと、同意書はもらっておりません。九州電力につきましても現在、鉄塔として利用しておりまして、粉じんに係る指定施設については同意の必要性がないものと判断して、同意書はもらっておりません。

○**2番牧信利議員** もらわない理由というのを今、説明されましたが、国有地はいつ民間に払い下げられるかわからないんですよ。わからんわけでしょう。すると、国有地の地主としての責任が無視されると、後はそのトラブルが起きる原因を皆さんがつくっていくわけでしょう。印鑑をもらっていない。隣接地である九電にも国有地である南薩振興局にも同意はもらっていない、これも確認しました。隣接地というのは、皆さん方隣接地の同意をもらったと。今回も2人の方々にももらっていますね。隣接地というのは、どういう土地の形のところを言うんですか。

○**依積田寿博市民生活課長** 当該指定施設が設置される場所におきまして、その土地に隣接する里道とか道路とかありますけれども、もし隣接地が道路沿いであれば、その道路を隔てた隣接地の同意書等ももらっている状況であります。

○**2番牧信利議員** ただ、この2人の方は赤線が入っているんですよ、東木材との間に。九電も国有地も直接境界を接しているんですよ。ここはもらわない。赤線を飛び越えて隣接地だとして同意をもらったと。そうしたら国道を挟もうが関係ないじゃないですか。国道を前に被害を受けている住民が住んでいるのに。その道路の幅、基準を幾らと考えているんですか。教えてください。隣接地として認める道路の幅は幾らですか。

○**依積田寿博市民生活課長** ただいま質問の道路幅の基準というものについては、取り決めておりませんが、当該施設が道路沿いであれば、その道路に隣接した土地の所有者からは同意を得るようにしているところであります。

○**2番牧信利議員** だから、皆さん方はいい加減に判断して、これでよかがということだけでやっているわけじゃないですか。市長、このような同意のとり方、隣接地扱い、公害企業が出てきたときの周辺住民とのかかわり、事業推進に当たってのですね。これについて市長はこんなやり方がいいと思いますか。今のような行政のやり方、お尋ねします。

○**神園征市長** 最善とは思いません。今後、検討してですね、ある程度の基準なり何なり、そういったものを検討しておく必要があるかと思えます。

○**2番牧信利議員** それじゃあ、次にいきます。産廃の不法投棄。この調査結果は県のほうから報告が来ていますか。来ていたら明らかにしてください。

○**依積田寿博市民生活課長** ことしの7月20日に国有地の産廃撤去作業が開始されまして、8月9日に作業が完了し、南薩地域振興局の生活衛生環境課において、同日改善状況が確認されました。また、撤去作業で搬出されました産廃量等の結果につきましては、事業所から県へ提出されておりますが、産業廃棄物管理表の提出書類に不備があるとの指摘を受けまして、事業所に対しまして再度書類を提出するように指

示されている状況であります。

最終的な調査結果につきましては、県に対しまして報告書等の資料の提供をお願いして、確認をしていきたいというふうに思っております。

○2番牧信利議員 そうすると、産廃報告自体におかしいところがあったと。こういうことがこれまた明らかになった。

○依積田寿博市民生活課長 先ほど言いました、産業廃棄物管理表の提出書類につきまして、数量ではなくて記載する欄を事業所とか施工業者とか、そういうのが間違っていたということで、再度提出するように聞いております。

○2番牧信利議員 だから、報告が突っ返されたわけでしょう。

さて、今まで市長、いろいろと述べてきましたが、いろんな問題が具体的に明らかになったと思いますね。だから、この補助金についてですよ、補助金返還をさせるべきじゃないですか、こういう業者。不法埋め立てを行ったですよ。産廃は不法投棄をするでしょう。そして、手続上も行政のミスがいっぱいあるわけですよ。そういう点で補助金返還について、市長自身の考えをお尋ねします。

○神園征市長 補助金の返還につきましては、昨日の質疑に対しても答え申し上げましたが、県の見解としまして今回の事業につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に照らし合わせて、補助事業等の遂行義務に抵触しないため、補助金の返還を求める法的根拠がないとのことであります。

○2番牧信利議員 大相撲を見てくださいよ。土俵の上の勝負は間違いないですよ。不正はやっていないですよ。土俵の外でばくちをやった。これで首になったですよ、琴光喜は。悪いことをしている業者がですよ、ただその建設内容、事業内容では問題はありません。こういうことは大相撲より悪いですがね、市長の態度は。そう思いませんか。どうですか、大相撲と比較して。教えてください。

○神園征市長 思いません。

○2番牧信利議員 答えられないでしょう。そういう今、社会問題になっている、大相撲は。外の悪いことで相撲がとれなくなった力士がいるのに、ここはここと同じ条件じゃないですか。大体工場をつくるのに国有地に埋め込んだわけですから、廃材と一緒に土砂も。工場建設にかかわる重大な違法行為ですよ。違法行為だと市長は考えませんか。

○神園征市長 そういった不法投棄そのものを言えば違法行為に間違いなからうと思いますが、この埋め立ては事業に取り組む前の平成21年の3月から5月ごろに行われたということをお理解願いたいと思います。

○2番牧信利議員 昔、悪いことをしたから、1年前に悪いことをしたから、それは問いませんということでしょう。そんなことはないんじゃないですか。悪いことをしたというのは、時効が来れば悪いことをしたというのはわかりますよ。それは法律上で処理される。そんなことは何もないですよ。まして、不法投棄、不法埋め立てというのは明確になっている問題ですよ。そういう点では市長は、市政運営そのものの基本にかかわる重大問題で、これにふたをすると。問題として取り扱わないという態度を示されているのは極めて遺憾である。すべてに遺憾であるんだから、私は指摘をしているだけです。

今まで述べてきましたように、いわゆる要領の留意事項に対する住民への説明は全くしない。事業案内を市内業者には市は出さない。しかも、協議会が開かれる既に21日も前に県と東木材は、市のほうに、この事業の要請をしているという、とても考えられないようなことをやっています。こういうことから考えて、市長はこの事業経過をきちんと調査をして、市民に報告する考えはないのかどうか、お尋ねします。

○神園征市長 現在までも、いろいろ議員の指摘等を受けまして調査をしておりますし、今後、必要があれば、さらに調査を重ねて、そしてまた、市民に明らかにすべきことがあれば、それは明らかにすることについてやぶさかではありません。

○2番牧信利議員 問題は、騒音公害の対策です。こういう東木材がやってきた数々の違法行為、行政の怠慢。今、東木材はどんなことをやっているかということ、廃棄物の撤去作業の間は製材所のほうではピシヤッと締め切っていたんですよ。撤去作業が済んだその午後から窓を開け放って、ウォンウォン騒音を出していますがね。だから製材所、そして、おがくず工場含めて徹底した防音対策。これが極めて重要にな

ってきていると考えますが、市長の見解をお尋ねします。

○**神園征市長** そのような事実があるとなれば、その騒音が規定の基準の騒音を超えている可能性もありますので、もう1回担当のほうでちゃんと音の測定等をしてしまえば、地域住民にとって迷惑がかかるような状況であれば、基準値外であったりすれば、さらに、指導を強めてまいらなければならないと思います。

○**2番 牧信利議員** 既に住民の親子が、頭がおかしいというので、病院に行っていますよ。だから、完全な、徹底した対策を求めます。

そして今、申し上げてきましたように、条例自体の改正が今、必要になってきた。担当職員がきちっとした仕事ができないような条例になっている。改正をする考えはないのか、この点をお尋ねします。

○**神園征市長** 条例等その他の法令につきましてもですが、1回決めたからそれが最善というものではありませんから、改善すべきところがあれば、当然見直していくことはやらなければいけないと思っております。どういうところに不備があるか、今後、検討してまいりたいと思います。

○**2番 牧信利議員** 6月30日、住民の方と市、それと東木材。妙見センターで話し合いをしました。そのとき、明らかになったことが1つあります。東木材のこのおがくず工場の完成祝いに担当係長が招待を受けて参加していた。こういう補助事業にかかわる問題で、行政の職員がどう行動すべきか。これはもう県も職員倫理規定を決めています。出西市も同じ規定を決めています。このような完成祝いに出るとするのは、枕崎では、公務員としては当然の行為なのかどうか、お尋ねします。

○**永留秀一総務課長** 職員の服務規律については、地方公務員法や市の職員服務規程を遵守するように毎年1回、副市長名で厳正な服務規律の確保についての通知を出して職員への徹底を図っております。市の職員が職務上関係のある利害関係者との飲食など、市民の疑惑や不審を招く行為は市職員として慎むべきことでありますが、工場の落成祝いへの出席など、社会通念上の儀礼の範囲内であるものについては問題はないのではないかと考えております。

○**2番 牧信利議員** 積み残しの質問がありますが、時間が来ましたので以上で終わります。

○**依積田義信議長** ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時9分 再開

○**依積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○**12番 豊留榮子議員** 皆さん、お疲れさまです。午前中の白熱した質疑の余韻が、まだ残っているような気がいたしますが、気を入れ直して最後の質問です。よろしくお願いいたします。

昨日の質問者によって本市の実態も見えてきましたが、今、所在を確認できない高齢者の問題が日本全国に衝撃を与えています。福祉の専門家によりますと、高齢者の福祉についての重要な法律である老人福祉法では、「市町村は老人の福祉に関し、必要な情報の把握に努める」と実態把握の責務を明記し、この条文は今も生きています。90年代までは、福祉事務所の職員は高齢者宅を訪問し、健康状態や暮らしぶりなどを記した個別の台帳を作成して、行政が直営で福祉のサービスをして、職員は必要な場合は立入調査をする権限を持っていたといえます。ところが、2000年からの介護保険の導入で、自治体の多くは福祉サービスを民間事業者など外部に任せてしまいました。介護保険のケアマネージャーは、介護サービスを申請しない人まで訪問することはありません。また、包括支援センターも業務に負われて地域の実態把握まではできていないのが現状でしょう。このように、高齢者の社会的孤立が深刻化してきている中、安否確認など行政による見守り、支援体制の強化や高齢者に声をかけ、支え合う地域の取り組みが大事になってきていると感じます。間近に迫った敬老の日をみんなで心から祝える日にしたいものです。

それでは私、日本共産党議員団の一員として、住民の福祉と暮らしを守る立場から一般質問をさせていただきます。

まず、デジタル放送ですが、このデジタル放送は平成13年の電波法の改正によって、電波の有効利用、また放送サービスの高度化、日本経済の活性化などを理由に、現在使用しているアナログテレビ放送に取って代わる放送として整備推進されているところです。既に、平成15年に関東、中京、近畿の3大広域圏で開始された地上デジタル放送は、その後拡大を続けて平成18年には、すべての都道府県で放送が開始されているところです。

現在全国で4,800万世帯、約1億台に普及したと言われているテレビを、デジタル放送に置きかえていくという壮大な事業に対して、国民、市民などの理解と協力は得られているのか、とても気がかりなところです。

この電波法の改正によって現在のアナログテレビ放送による周波数の使用を10年以内に停止することを受けて、平成23年の7月25日以降、地上デジタル放送に切りかえると言うのですが、枕崎市においてもあと1年で準備は整うのでしょうか。まず、本市における現在の状況と市長の見解をお尋ねします。

また、公的設置による共同受信施設の実態について、どのような受信方法となっているのかをお聞きいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 答弁として準備いたしたほとんどを、議員御自身がおっしゃいましたので、答弁は極めて短くなりますが、総務省が本年3月、全国1万3,000人を抽出して実施したアンケート調査によりますと、地上デジタルテレビ放送の受信機普及率は、全国では83.8%、鹿児島県では84.6%となっております。当初の目標を上回る普及状況にあるということであります。

なお、本市の状況につきましては、私、把握しておりませんので、担当の者に答弁させます。

○山口英雄企画調整課長 地上デジタルテレビ放送の本市の状況ということでございますけれども、本市におきましては、枕崎中継局が平成19年10月から、枕崎木原中継局が平成21年10月から地上デジタルテレビ放送を開始しております。市長のほうから全国及び本件の普及率については答弁申し上げましたけれども、市内における地上デジタルテレビ放送の受信機普及率についてはこれまで具体的には調査をしていないところでございます。その調査につきましては、今後、その必要性があるのかどうか、また調査を行うとした場合に、どのような方法が適切かといったことについて検討してまいりたいというふうに考えております。

それからもう1点、共同受信施設の関係でございますけれども、市内にありました6カ所の難視聴地域共同受信施設を設置している地域がございましたけれども、そのうち改修の要望がありました遠見番地区、それから金山地区、下山地区、この3カ所につきましては、すべて国の電波遮へい対策事業費等補助金を活用して施設の改修が既に済んでおります。

○12番豊留榮子議員 次に、マンションですとか、一般市民の把握です、これができていたら教えてください。

○山口英雄企画調整課長 マンションとか一般市民の、そういった把握ということですが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、そこら辺の調査はまだやっていないところでございまして、今後、調査の必要性及びその方法等について検討してまいりたいと思います。

○12番豊留榮子議員 次に、教育関係の施設ですとか、福祉施設などの対応はどのようにされているのか、お聞きいたします。

○三島洋台教委総務課長 それぞれの教育施設について申し上げます。市内小中学校におきましては、平成21年度の国庫補助事業地域活性化生活対策事業を活用いたしまして、それぞれの小中学校に地上デジタルテレビを設置いたしました。なお、未整備の教育施設につきましては、23年度予算で対応したいと考えております。以上です。

○白澤芳輝福祉課長 本市が管理いたします児童福祉施設であります児童館、児童センターにつきましては、平成23年度予算で対応したいと考えているところでございます。

○12番豊留榮子議員 その教育関係で、小中学校は今、どこまで整備されているんですか。

○三島洋台教委総務課長 具体的に申し上げますが、それぞれ学校規模、要望等を調査いたしまして、枕崎小学校に4台、桜山小学校に3台、別府小学校に2台、立神小学校4台、金山小学校2台、それぞれ4中学校には2台ずつを配置しております。

○12番豊留榮子議員 そうしますと、あと残りはどこが残っているのでしょうか。

○三島洋台教委総務課長 小中学校につきましては、すべて配置済みでございますが、残りの教育施設といたしましては、地区公民館、体育館などそれぞれ、サンフレッシュも含めまして社会教育施設等がまだ未整備のままでございます。

○12番豊留榮子議員 次に、生活保護者の方ですとか、所得の低い方や障害者など、社会的弱者の方々ですね、この対応がどのようになっているのか、お尋ねします。

○白澤芳輝福祉課長 総務省では、経済的な理由で地上デジタルテレビ放送を見ることができない世帯。具体的に申し上げますと、NHKの受信料が全額免除となる世帯に対しまして地上デジタルチューナーの無償給付を行っております。この無償給付を受けるためには、御本人の申請が必要となりますけれども、8月16日現在で238世帯の方が申請を行い、129世帯の取りつけが完了していると報告を受けております。なお、生活保護世帯につきましては、福祉事務所の担当者が申請の援助を行いまして、希望者全員が申請を完了しているところでございます。

○12番豊留榮子議員 すると、この低所得者ですとか、障害者の方はNHKが無料でないといけないというのは、これは本人たちはみんな承知していることなんでしょうか、それとも福祉のほうからお知らせでも行ったのでしょうか。

○白澤芳輝福祉課長 障害者世帯で受信料免除世帯は192世帯ございますけれども、先ほど生活保護世帯については担当職員が全部回ってですね、そういう申請を行ったと申し上げましたけど、障害者はだれが申請を行ったかという情報はこちらにいただいておりませんので、無償給付を希望される世帯に申請漏れがないように広報まくらざき、お知らせ版等への記事の掲載や障害者世帯で対象となる世帯には個別に今後周知を図りたいと思います。なお、NHK受信料が無料となるのは、世帯が非課税ということになりますので、その世帯の平成22年度の課税状況等を調べてから対象となる世帯に通知申し上げたいと、そういうふうにご考えているところでございます。

○12番豊留榮子議員 先ほど市長も言われましたけれども、この総務省の調査によりますと、3月末までの地デジの受信機の世帯普及率が83.8%で、県が84.6%と言われました。しかし民間放送連盟が5月末に発表した独自調査の結果では、今後デジタル化対応が必要な世帯は509万世帯に上ると言われています。これは2～3年延期をする必要があるだろうという話も出ております。今後、どのように市民の地デジ普及を把握していられるのか、その辺のところをお尋ねいたします。

○山口英雄企画調整課長 市内の地デジの普及状況ですけれども、総務省が出しているあれもあれば、議員がおっしゃるような民間放送連盟の調査もあって、どちらも確実に把握できているところじゃないのかと思いますけれども、先ほど答弁申し上げましたように、今後、その市内のデジタル化への移行の状況については、調査の必要性及び調査方法について今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 今、このテレビは人々の娯楽の一つでありますし、本当に大切な情報源だと思うんですね。今後このアナログ放送が終了した後に、テレビを見ることができない人々を生み出さないためにですね、国に対して準備が完全に整うまでアナログ放送の停止日の延期を求めると、その放送切りかえに伴う費用の負担ができない方々への援助が必要かと思いますが、この点、市長の見解をお尋ねしておきます。

○神園征市長 先ほども申し上げたかどうか、私、この問題、デジタルとか何のことか、そういうこと自体もあんまりよく理解しておりませんで、今、おっしゃったような現実があるとすればですね、そういったことは今後検討して、またほかの市町村あたりとも語ってみたいと思います。

○12番豊留榮子議員 ぜひ、よろしくお願ひします。ぜひ、その市内在住の方々の実態の把握

というのを何とかつかんでいただきたいと思います。

次に、住民の暮らしに直結した課題について、お伺いしていきます。

これは、塩屋の北町になります。この馬追川にかかる馬追橋は昭和40年にかけてから、かれこれ46年になりますが、日々の生活や通勤者の橋として、また、観光客を火之神公園へといざなう大事な役目を担っているところです。平成7年の阪神大震災以後、あちらこちらで橋の補強工事が見かけられますが、昭和40年施工の馬追橋の点検などは、どのようにされているのか、お聞きいたします。また、立神方向に馬追橋を渡ると、道路にくぼみができています。これは、安全に走行できるよう、くぼみの改修が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○松野下祥一建設課長 本市におきましては、平成23年度に橋梁の長寿命化の計画策定の調査を行う予定でございます。御指摘の馬追橋も長寿命化計画に基づき調査を行い、その結果、補強工事等または廃止を含め結論を出す予定です。なお、現在老朽化により10トン以上の車両通行規制を設け、安全対策を講じているところでもあります。

また、道路のくぼみにつきましては、この橋の老朽化により段差が生じやすい構造となっておりますが、今後も道路パトロールの強化を行い、段差解消に努めてまいりたいと思います。

○12番豊留榮子議員 隣にはまた、立派な橋ができてはいるんですけども、ここは、生活道路として皆さんが利用されている橋でもありますので、慎重な調査をお願いしておきます。

次に、同じところですが。塩屋北町で隣の馬追橋ですね。あっ、馬追橋の近くで道路拡張がなされた馬追川橋です。この橋を渡ると、先ほどの海岸線の火之神ロードと交差します。ここは、左折車と右折車の車線が分かりますが、左が大きなカーブになっているために左側の見通しが悪くて危険な状態です。左に行く人にはミラーがあるんですが、右に行こうとするとミラーはなくて左側の見通しが悪くてちょっと危ないなと思うところなんです。これを安全運転をするのには、ここにも右側にもミラーが必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

○松野下祥一建設課長 現地調査を行いましたところ、ミラー設置の方向で検討いたします。

○12番豊留榮子議員 よろしく願いしておきます。

続いて、立神本町です。ここは、大雨が降るたびに側溝の水があふれて道路は川のようになって家の敷地にも流れ込み、土間は水浸しで床下浸水とこの間はなったようです。家主さんは少しでも水の浸入を防ごうと、セメントで枠をつくり、取り外しのできる板を道路と家の境に取りつけましたが、役目を果たさなかったそうです。少し手前にスーパーがあるんですが、スーパーの前までは側溝の改善がされているようでしたが、その先は両側ともに側溝にふたがなく、住民は危険を感じて暮らしています。この排水路の改善とふたの取り付けが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○松野下祥一建設課長 当該の箇所は、これまで側溝があふれたという苦情は聞いておりませんが、大雨時に現地調査を行い、必要があれば蓋板設置を含め対応策を講じたいと思います。

○12番豊留榮子議員 側溝のふたは公民館からも依頼が行っているかと思うんですが、引き続き今、雨が、また大雨が降るのを待たないといけないのかもしれないかもしれませんが、現地調査をしていただいて対応をよろしく願いしておきます。

次は、別府、下松町です。これは下山神社のすぐ前なんですけど、その下山神社前の道路から下の公民館道路まで数件の人家と茶畑があります。山からの雨水が滝のごとく人家を襲い、見る見るうちに床下浸水になったと言います。

その下山神社から降りてくる道なんですけど、片側には側溝があるんですが、これは、とても狭いです。これは排水路の整備をして、この災害が起きる前に手立てが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○松野下祥一建設課長 当該箇所は、以前雨水の流入防止において土のう積みで対応した場所でありまして。山からの雨量が多く、急勾配なため土のうでは対応できないようですので、水止め用ブロックの設置を行いたいと思います。

○12番豊留榮子議員 その下山神社の下ったすぐ角の家ではなくて、相談を寄せられたのはそこから2～3軒下の家なんですね。そこは前から今もそうですが、大雨が降ると床下浸水になるというお宅なんです、その一番上の下山神社のすぐの道路のところになりますと、そこもゴーゴー流れていたけれども、今、上のところに排水路をつくってもらったら、上からの水は来ないけれども、水が浸透して地下からあふれるようになってくると言われるんですね。

上のほうは大きな排水路ができて水はけがよくなって道路は川のようににはならないのかもしれないけど、地下に浸水した水がまたしみ出てくる。それで下のほうで被害が起きているというふうなこともあるようです。

また、ことしの大雨で大きな用水路があそこにあるんですが、そこがなんか詰まって水が人家にまた出たんじゃないかという話も聞くんですが、その点はどうでしょうか。

○松野下祥一建設課長 確かに水路があふれたということがございますが、それは、竹の根が崩れましてそこを撤去したら、もうその人家には来ないと考えております。そして道路沿いのところにつきましては、土のうで対応できないか、とりあえず検討いたします。

○12番豊留榮子議員 当面の処置としてはそれでいいのかもしれませんが、行く行くはその大きな道も側溝が必要かなと思われまますので、様子を見ていただきたいと思います。

次に、別府西町です。西之原の畑かん道路ですが、これ農道と書きましたが市道だったようです。すみません。ここは舗装がされていません。雨のたびに土砂が流されて岩盤がむき出しになって車の通行もできないような状態になります。そのたびにバラスが敷かれて整備はされているんですけども、また雨が降ると繰り返します。この際、排水路を整備して道路を舗装するなど改善が必要かと考えますが、いかがでしょうか。

○真茅学農政課長 御指摘の道路でございますけれども、側溝がないために大雨のときは道路全体が側溝状態ということで、たびたび路面の砂利が流されてきました。このことは以前から地元からも側溝整備の強い要望があったところです。またこの地区は、現在、県営シラス対策事業を実施中の地区であります、御指摘の水路整備につきましては、既に工事発注済みとなっておりますのでございます。

○12番豊留榮子議員 はい、よかったです。

次に、岩戸団地の裏の排水路なんですが、ここは、深さも幅もありまして、大変危険な状態です。ここは、何の柵も何もありません。ここは、近所に小さな子供さんたちがおられるんですね。これは、安全対策そして早急にガードレール、もしくは側溝にふたができるならふたを取りつけたほうがいいんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○真茅学農政課長 御指摘の場所は、木原地区特殊農地保全整備事業による流末排水路の管理用道路として設置されたものです。当時、この周囲は農地でしたが、その後の開発により宅地化されて現在は生活道路としての要素が強くなっています。

当時、事業の管理団体は、木原土地改良区でしたが、土地改良区が解散するより維持管理については受益者、旧土地改良区で行うということで、市に譲渡されたものです。現場を確認しましたが、周囲が宅地化されて御指摘のとおり危険性が感じられますので、当面の応急措置として、トラロープの設置をしたいと思えます。ガードレールの設置については、状況を見ながら、今後、検討していきたいと思えます。

○12番豊留榮子議員 新興住宅地のようになっていますし、マンションもありますし、若い方たちが家を建てて住んでらっしゃるんで、今言われました、トラロープって言われました。これ、どういうことですか。

○真茅学農政課長 普通の工事現場なんかで使ったりする、作業なんかで使う普通のロープでございます。

○12番豊留榮子議員 ただロープを張るだけですか、要するに。

○真茅学農政課長 ただロープを張るとかじゃなくて、ちゃんとくいを打ちまして、そのロープを何段に張るかは決めておりませんが、当面の応急措置として、あのままじゃ本当に落っこちると。結構深くて広い排水路でございますので、そういうロープを張って応急措置をしていきたいと考えているところです。

○12番豊留榮子議員 今すぐに手だてしないと、危ないところです。応急措置としてそれはいいと思うん

ですが、前、木原地区にその、あの川、これが流れていく川はなんでしたけ、その向こう側の木原地区も新興住宅地になっていまして、そこも大きな用水路があるんですね。そこにやっばしガードレールをということで、今、ガードレールをつけて、その上に青いネットを張りめぐらして……。ちっちゃい子がいるもんだから、落ちないようにということだと思っただけなんですけれども、ネットも何か危ないなど。すごい大雨が降るときに見に行きましたら、ものすごい勢いである川が、用水路が流れるんです。満タンになって。それがあの大きな川に流れていくんですけど、子供さんがね、ちょっと手でも出して落ちてしまえば、それこそ飲み込まれていくだろうなというぐらい危険な用水路です。ここも、多分そのように大雨が降ったらなるんじゃないかなというふうな気がしてますんで、応急処置としてはそれでいいかもしれませんが、早急な手だてを市長、何とか。

○神園征市長 私まだ現場を見ておりませんので、すぐにでも現場を見まして、考えたいと思います。

○12番豊留榮子議員 よろしく願いしておきます。

次に、別府の白沢北町。ここは、別府の西町、畑かん道路なんですけど、別府西町を海岸、海方向に下ったところなんです。これは新しく整備された畑かん道路の排水路に足を踏み外して転落するということがありました。幸いポールにつかまって大事には至らなかったんですけど、腰を打って2週間ほど痛さが続いたと言われます。ここは道幅も狭いところですし、農作業の安全面からもふたの取りつけが必要かと思うんですけど、いかがでしょうか。

○真茅学農政課長 御指摘の箇所は市道部分でございますが、現在整備中の県営シラス対策事業により側溝の断面が不足していたため、昨年度拡幅改良がなされた集水路でございます。御指摘のとおり安全性については、市道協議の時点においてガードレール等の要望がありましたが、最終的に現在の主線誘導標柱、反射板がついた目印になるような柱のことでございますけれども、その標柱の設置ということで協議がなされたところです。

しかしながら、転落事故等も発生したということですので、事業主体である県に対して再度ガードレールか、蓋板の設置について要望してまいりたいと思っています。

○12番豊留榮子議員 今、この別府の地区が排水路の整備がされているんですけど、この上のほうの空港道路と言いますかね、あそこにも同じような排水路ができています。あそこは、対向車線ができていながら、結構道幅があります。今は草で排水路も覆われちゃってるんですけど、危ないと言えば危ないんですけど、道幅があるから大丈夫かなという感じで、ここは、ほんとに道幅が狭いですし、これはぜひ、ふたの取りつけが必要かなと思われま。カーブもこうあるんですね。ですから、ちょっと危険な場所でもありますので、また今、これから芋掘りで忙しくなる時期でもあります。早急な手だてをお願いしておきます。

続いて、次の質問に移ります。枕崎の方々は先祖を本当に大事にされていらっしゃる。夜明けとともに墓参りに出かけられますし、これは犬牟田墓地です。若葉町下の墓地駐車場にトイレの設置をしてほしいという声があります。今はまだいいんですけど、これから寒くなるとつらいと言われます。交通手段がなくて海岸のほうから歩いて来られる方々など本当にそうだと思いますが、何か手だてはないでしょうか。

○依積田寿博市民生活課長 市営墓地の犬牟田墓地並びに川路墓地につきましては、それぞれトイレを設置しておりまして、墓参者の使用に対しまして安心して利用できるように維持管理に努めているところでございます。御指摘の箇所にあります駐車場につきましては、トイレの設置ということでございますが、この地区はそれぞれ犬牟田、川路のトイレ設置箇所からちょうど中間に位置する場所でありまして、現在あります近くのトイレを利用していただけないものか、墓参者への協力等についてお願いしてまいりたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 見ておられますとね、この墓参りに朝早く行かれる方は、お年寄りの方が比較的多いんですね。私もよく会ったりするんですけど、今、何て言いますか、墓の事情というのはだんだん変わってきましたよね。枕崎においても、納骨堂ができたとか、骨を散骨してもう墓はいらないとかいろいろ出てきます。この墓がにぎわって、墓がにぎわってと言うのもおかしな話ですけど、人けがあって常にお墓がきれいになっているというのはとてもいいことだと思うんですね。今、こういう高齢者の方々が、せっせせっせとお墓参りをされて御先祖を大事にするという風習はとてもいいことだと思うんで

す。元気な方たちならちょっと、我々からすればちょっと歩けばそこにあるじゃないか、お手洗いがと思うんですが、ここまで歩いていくのがやっとならという高齢者の方々にとっては、やっぱり、その場所に設置してほしいと。例えば簡単な簡易トイレとかいろいろありますよね。とりあえずという方法で、何かできないでしょうか。

○依積田寿博市民生活課長 現在御質問の犬牟田墓地の駐車場にトイレということですが、この駐車場の場所から既設の犬牟田墓地のトイレまで約200メートルぐらいでありますので、できたら、そっこのほうを利用していただきたいというふうに思っております。

また、簡易トイレにつきましては、イベント等で使われるトイレのことかと思えますけれども、このトイレにつきましてもトイレを使用するときステップとか段差等もあり、高齢者の使用に対しましては、安全性などについて検討しながら今後そういった形でどのように簡易なトイレが、果たして高齢者の使用に対して安心して使えるのかという、そういう方面まで含めた形での検討をしてみたいと思います。

○12番豊留榮子議員 市長、いかがでしょうか。私今、簡易トイレと言いましたけれども、工事用なんかには使うトイレとかありますよね。あれも簡易トイレでしょうか。ああいう形でもいいんじゃないかと思うんですが、市民生活課はすごく予算が少ないと。ヤスデのことで一度お願いに行ったりすると予算がないからとか、ほんとに少ない予算の中で私たちも要求、住民の声を伝えていくのはとても重荷であったりするんです。市長、どこか横の連携を取りながらできないものなのでしょうか。

○神園征市長 課長のほうからも答弁がありました、ちょうど要望されている場所の両側ですね、若葉町側から来る。それから、こっこの葬儀場のあっちのほうからこう来ると。そこにトイレがあってその中間点ぐらいが要望箇所ですよ。ですから、市の予算もかなり伴うということですので、手前ですね、それぞれ手前にトイレがありますので、そっこのほうを利用していただくように協力をお願いしたいと思っております。

○12番豊留榮子議員 だから、それは市長の若い、まだ市長は若いです。若い感覚ですよ。ほんとにお年寄りの感覚でしたら、ここまでは目的だから行かなくちゃというあれがあるんですね、だから歩いてでも行かれるんです。これはぜひ検討課題として、何か手だてを考えてほしいと思うところです。敬老の日もやってきますので、みんなでお年寄りを大事にしたいと思います。いずれ、我々もお年寄りになります。

次に、別府東町。これは農免道路を行きますと、事故多発の点滅の交差点があります。これは再度現地を検証して地元住民と話し合うということでありましたが、その後どのような結論が出されたのか、お尋ねします。

○永留秀一総務課長 お尋ねの交差点につきましては、ことしの5月6日に交通事故多発地点現場診断を実施しておりまして、枕崎警察署、枕崎市、南薩地域振興局建設部、それと地元公民館長などの方々に出席していただいて意見要望をお聞きしました。地元の方々からは、信号を点滅ではなくて通常の3色信号に変更してほしいとのことでしたので、その後警察署に伺ったところ、本年度中に信号機の変更を完了するように予算を計上するというであります。変更の内容につきましては、現在ついている縦の信号を横向きに変更しまして、点滅信号で運用しているものを通常の3色信号の運用に変えようというものであります。

また、南側に市道がありまして、そこに3色の信号がありますけれども、その信号機と連動をさせまして、同一進行方向の信号の色を同じ色にするということでもあります。これは、同一進行方向の信号の色が違くと、運転手の見間違いが起こる恐れがあるということから、これを防止するねらいがあるとのことです。今後とも、市の交通事故防止につきまして、警察署、関係団体等とも連携を図りながら、交通安全に取り組んでいきたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 ここは本当に事故の多いところでしたので、地元の皆さんの声が出て本当によかったことだと思います。また、この信号が変えられることによって、今度は通行車両が戸惑ったりとか、特に黄色点滅だったほうの方たちですよ、農免道路から行ったほうの黄色点滅だった側に対して、何か注意を促すような信号機が変わりましたよ、みたいな何かつくりますか。

○永留秀一総務課長 そちら辺については、今後警察署のほうと相談してみたいと思います。

○12番豊留榮子議員　ここは、なんか信号機が何度も変わったりしているところなようなので、信号機が変わると一たん事故はおさまるが、また事故がふえるというふうなところだったようですので、ぜひ、その点はお考えいただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○依積田義信議長　これをもって、一般質問を終結いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 1 時 51 分 休憩

午後 2 時 00 分 再開

○依積田義信議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2 号から第 5 号までの 4 件を、一括議題といたします。

文教厚生委員長に報告を求めます。

佐藤公建議員。

○佐藤公建文教厚生委員長　ただいま議題となりました日程第 2 号から日程第 5 号までの 4 件について、文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、日程第 2 号「枕崎市運動場条例の一部を改正する条例の制定について」は、枕崎市立学校給食センター新築工事に伴い、建設予定地の深浦テニスコートに係る規定を削るものであります。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 3 号「枕崎市立学校給食センター新築工事（建築本体工事）の請負契約について」は、枕崎市立学校給食センター新築工事（建築本体工事）の請負について契約したいので、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

契約の方法は、条件つき一般競争入札による請負契約で、市内の単独 4 業者と建設共同企業体 3 グループの計 7 者の参加で、8 月 12 日までに入札の申し込みを受け付け、8 月 17 日に入札の参加を始め、8 月 19 日に入札書を締切り、同日入札書を開封したということでありました。

また、その契約金額は、予定価格 1 億 7,692 万 5,000 円よりも 3,549 万円も安い、1 億 4,143 万 5,000 円で落札されました。落札価格が予定価格より大幅に廉価であったので、施工上問題はないのか、受注契約会社、株式会社岩田組の責任者を呼び、聞き取り調査を行ったところ、実行予算を組んだ上での入札であり、問題はないことと、下請け及び資材に関しても、できるだけ枕崎市内の業者を活用するよう、特記仕様書に列記してあるとのことでありました。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 4 号「財産の取得について」は、枕崎市立学校給食センター新築工事に伴い、厨房機器を取得することについて、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

財産の種類及び数量については、枕崎市立学校給食センター厨房機器一式であり、契約の方法は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とし、取得金額については、1 億 4,143 万 5,000 円で、契約の相手方は鹿児島アイホー調理機株式会社ということでありました。

設備に関しては、文科省の指導もあり、完全ドライ方式が採用されており、既存機器の利用については、7 種類で 9 台が利用される計画であるとのことでありました。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 5 号「350 万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出を求める陳情」は、鹿児島市在住で薬害 C 型肝炎問題に取り組む鹿児島県民の会代表松元徹さんと、枕崎市内在住の宮下俊文さんのお二人から提出されたものであります。

本件は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、この問題は、今後高齢化世帯を中心に拡大していくことや、経済的理由などで、十分な治療がなされないことも予測されるために、国の責任と責務のもとに、きちっとした対処が必要であることから、

地方自治法第99条の規定により、国に対し、同意見書を提出することといたしました。

以上で、報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第2号から第5号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○**依積田義信議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第62号、第63号及び第64号の3件は、原案可決、陳情第5号は採択と決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時8分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成22年10月1日)

平成22年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第4号）

平成22年10月1日 午前9時28分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	6 1	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総 務
2	6 0	枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	産 建
3	5 4	平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予算及 び決算
4	5 5	平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	特別委
5	5 6	平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
6	5 7	平成22年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
7	5 8	平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
8	5 9	平成22年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
9	認 1	平成21年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	〃
1 0	認 2	平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
1 1	認 3	平成21年度枕崎市老人保健特別会計歳入歳出決算	〃
1 2	認 4	平成21年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
1 3	認 5	平成21年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
1 4	認 6	平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
1 5	認 7	平成21年度枕崎市立病院事業決算	〃
1 6	認 8	平成21年度枕崎市水道事業決算	〃
1 7	6 7	350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書	
1 8	6 8	臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書	

19		福祉給食サービス事業の調査にかかる特別委員会に付託中の調査事項 についての中間報告	
----	--	--	--

- 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員	2 番 牧 信 利 議員
3 番 板 敷 作 廣 議員	4 番 茅 野 勲 議員
5 番 村 上 ミ エ 議員	6 番 今 門 求 議員
7 番 原 村 且 元 議員	8 番 板 敷 重 信 議員
9 番 畠 野 宏 之 議員	10番 米 倉 輝 子 議員
11番 沖 園 強 議員	12番 豊 留 榮 子 議員
13番 中 原 重 信 議員	14番 佐 藤 公 建 議員
15番 園 田 武 夫 議員	16番 新屋敷 幸 隆 議員
17番 立 石 幸 徳 議員	18番 上 釜 い ほ 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長	俵積田 光 昭 書記
橋之口 寛 書記	平 田 寿 一 書記
宮 崎 元 気 書記	

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	地頭所 恵 副市長
永 留 秀 一 総務課長	山 口 英 雄 企画調整課長
南 田 敏 朗 水産商工課長	俵積田 寿 博 市民生活課長
今給黎 力 財政課長	白 澤 芳 輝 福祉課長
松野下 祥 一 建設課長	真 茅 学 農政課長
今給黎 和 男 健康課長	西之原 修 税務課長
迫 野 豪 水道課長	茶 屋 盛 忠 下水道課長
中 村 責 郎 農委事務局長兼農振係長	園 田 勝 美 市立病院事務長
俵積田 清 文 財政課参事兼財産管理係長	揚 村 芳 江 健康課参事
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教育委員会総務課長
日 高 孝 学校教育課長	佐 藤 祐 司 生涯学習課長
天 達 章 吾 文化課長	春 田 浩 志 保健体育課長
今給黎 龍 浪 給食センター所長	田野尻 武 志 監査委員
四 元 幸 一 監査委員事務局長	児 玉 義 孝 選管事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長	東中川 徹 行政係長

午前9時28分 開議

○**依積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号を議題といたします。

総務委員長に報告を求めます。

[牧信利総務委員長 登壇]

○**牧信利総務委員長** ただいま議題となりました日程第1号について、総務委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

日程第1号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の条文整備をしようとするものであります。条例附則第8条第7項の規定は、児童扶養手当が支給される対象者に対して、この条例に基づく年金たる損害補償が支給される場合に、児童扶養手当法において児童扶養手当を支給要件に該当するときには、この条例で規定している年金たる損害補償の額を減らして、児童扶養手当が支給されるように条例のほうで調整を行うものであります。今回、児童扶養手当法の一部改正により、父子世帯に対しても児童扶養手当が支給されることとなったことに伴い、年金たる損害補償が支給される場合に児童扶養手当を支給しない要件が改正されたため、それに対応して条例の改正を行おうとするものであります。

本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決をいたします。お諮りいたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第2号を議題といたします。

産業建設副委員長に報告を求めます。

[茅野勲産業建設副委員長 登壇]

○**茅野勲産業建設委員長** ただいま議題となりました、日程第2号枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

今回の改正は、公共下水道事業については、本市の置かれた厳しい財政状況の中で、使用者負担の原則に立った受益者負担の適正化を図り、もって公共下水道の経営健全化を推進するため、下水道使用料の額の改定のほか、条文の整理をしようとするものであります。

今回の下水道使用料の額の改定に当たって、庁内の検討委員会としては、地方債の公債費負担の軽減を目的に、平成19年度から21年度までの3年間で公的資金補償金免除繰上償還が認められた健全化計画の策定の中で、免除される補償金の見込み額を上回る財政効果を生み出すことが条件となっているため、その計画目標達成に向けた取り組みへの協議のほか、平成21年7月に総務省の公営企業の経営に当たっての留意事項の中で「使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰り入れ等により賄っている地方公共団体は、国の示す月当たり20トン3,000円の使用料適正化に早急に取り組むよう」指導がなされており、これらに対する協議を行ってきたとのことであります。

そこで、まず、今回の使用料の接続率の設定に当たっては、下水道事業は、実際的には公営企業という位置づけの中で、最終目標は独立採算制に置いているので、使用料金で下水道の運営費は賄うべきところではありますが、一般会計からの繰り入れを当面は50%を超える程度の目標とし、このことから、4年後の平成25年時の接続率を86%程度に定めているということでもあります。

このような結果、今回の改正で、合併処理浄化槽と下水道の使用料を平均的な使用水量の20トンと比較すると、下水道料金の現行は2,171円、新料金で2,600円となり、5人槽の合併処理浄化槽でひと月当たりの管理料は3,185円で、現行で1,014円、新料金で585円は下水道の管理費が安くなっているということでもあります。

また、対維持管理費の回収率についても、現在は95.5%で、県内15市中12位であるが、今回の改定を行った場合116%となり、県内15市中9位まで上がるということでもあります。

現在における水産加工業者の下水道の接続数については、第1次区域は30工場中22工場が、第2次区域は7工場中6工場が接続済みであり、残りの1工場は加工組合と一緒にになって接続へ向けての話を進めているほか、第3次区域についても8工場中ゼロではありますが、うち1工場は接続の申請があり、またもう1工場は前向きな検討をしているということでもあります。

この水産加工場の接続推進に向けた取り組みは、水産加工組合内においても接続推進委員会を設置して、未接続工場へ接続に向けた文書説得など、前向きに取り組んでもらっているということでもあります。

なお、下水道区域内で接続していない一般家庭の中で、高齢者や独居老人等の世帯は、戸別訪問をする中では3割程度はいるのではないかとということでもありました。

現在の使用料金の収納率が99.6%と県下でも高い位置にあるが、今回の改正により収納率が落ち込み、一般会計に影響を及ぼすことのないように、今後とも接続率100%を目指して戸別訪問等に力を入れていくよう要望がありました。

本件については全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○**2番 牧信利議員** 今回の値上げによって、市民生活にどういう影響が出るのか。この点での委員会での審査の模様をお聞かせください。

○**4番 茅野勲議員** 先ほど報告いたしましたとおり……。

○**依積田義信議長** 茅野議員、起立をお願いします。

○**4番 茅野勲議員** 先ほど報告いたしましたとおり、一般家庭では約、月に20トン程度の使用量ということで、現在は下水道料金の現行は2,100円程度、合併処理浄化槽。下水道じゃない地域での利用料金は3,185円程度です。それで料金を上げたとしても、一般家庭で下水道を利用したほうが合併浄化槽を利用するより580円程度は安くついている状態でございます。

○**2番 牧信利議員** いや、合併浄化槽と比べて、どうこうというのをお尋ねをしているわけじゃなくてですね、いわゆる公共料金ですから、当然これは、その影響はさまざまな分野に広がっていくわけですね。

例えば、家賃だって借家の場合は影響が出てくるだろうと考えられるんですが、そういう審議はしなかったのか、というのが第1点。

第2点は、委員長報告にもありましたように、政府のほうから20立米の場合、3,000円まで引き上げるという指導があったということですが、3,000円まで引き上げると、この今後の料金見直しですね。これについて、委員会ではどういう論議をされたのか。今回の引き上げで20立米を使用している家庭だと年間で約5,000円ぐらいは負担増ですよ。それを3,000円にしますとこれは1万円ぐらいの負担がふえてくるということになりますよね。今の市民の暮らしの状況というのは、これは年金はどんどん減っていくし、医療費などは負担がふえていくというこ

いう世の中ですが、この3,000円に引き上げるというそういう方針が示されていることについては、どういう論議をされたのか、お尋ねいたします。2点です。

○4番茅野勲議員 家賃の関係等は審議はいたしておりません。3,000円程度になるというのは総務省の指導を考案しただけで、別にこちらとして審議はいたしておりません。

○2番牧信利議員 つまり、今回の条例改正は、今後の値上げの第一歩と言うに過ぎないわけです。さらなる値上げをやろうと言うわけでしょう。そういう重要な点が審議されなかったというのは、極めて残念なことだと思うんですね。

それからもう最後の1点ですが、加工組合が接続率が63%ですね。これは予算・決算委員会のほうにも資料も提出をされていますが、供用開始をしてから26年になるわけですね。それなのに、その接続率が63%という低い状況にあるということについて、どのような審議がされたのかですね。当局の努力については御報告がありましたけれども、この63%というのは、一般の接続率が84.3ですから、はるかに低いわけですね。ですから、こういう点での委員会での審査はどう行われたのか、お尋ねしておきます。

○4番茅野勲議員 工場の接続率を伸ばして、独立採算制が取れていくような形をぜひ、将来とっていただきたいということでお願いをし、また一般会計からの繰入金が大きいですので、これをやはり、下水道区域でない市民との公平さを保ってほしいというような審議をいたしました。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

牧信利議員。

○2番牧信利議員 日程2号、議案第60号枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党市議団を代表して、反対の立場から討論を行います。

第1は、今回の値上げは、住民へのさらなる負担増を押しつける暮らし破壊の値上げです。今回の値上げは基本料金で10.8%、重量料金で22%という大幅な値上げです。使用水量20立方メートルでの現行料金2,171円が2,600円になり、429円の負担増となるものであります。

住民は水道料金の値上げに対応するために、水洗トイレの水を流す回数を減らしたり、水タンクにビール瓶などを入れて、使用水量を少なくするなど、少しでも料金の負担を少なくするために取り組んでいるのが実情です。今回の下水道料金の値上げは、この庶民のささやかな努力を水の泡にするようなものであり、さらなる負担を押しつけるものであります。

第2は、今回の使用料値上げは、市がやるべき仕事をやってこなかったツケを住民に押しつけるための値上げだということでもあります。昭和59年に供用開始して既に26年を経過しています。平成21年度末の接続率は、一般で84.3%であります。この中で、かつおぶし工場は49工場中、接続している工場は29工場で接続率は63%という低い状態にあります。

枕崎市の下水道事業は、かつおぶし工場の汚水処理をするために、処理施設には特別の資本の投下が行われています。にもかかわらず、供用開始から26年間もたっても、その接続率が63%に低迷している。これは住民の責任ではありません。その責任を負わなければならないのは行政です。今回の料金値上げは、まさに行政のツケを住民に負担させるものであります。

第3に、値上げが行われれば、枕崎市の料金は県下16市中現在、高いほうから8番目。値上げによって県下で高いほうから4番目になる、そういう料金になります。現在の枕崎市の料金は、使用水量20立米で2,171円。これはいちき串木野市の1,792円、南九州市の1,785円と比べても高い料金であるのに間違いありません。

今回の値上げで、2,600円となりますと、県下で4番目の高い料金を住民に負担させることとなります。

第4に、今回の値上げはさらなる値上げへの第1歩となるものであります。市は今後も料金の

見直しを行い、20立方当たり3,000円までの値上げをしていく方針を明らかにしました。これは、住民の暮らしの現実を無視したものであります。

我が党はこの値上げを撤回し、市民の暮らしを守る取り組みをするように強く求めて、討論を終わります。

○**依積田義信議長** 次に、立石幸徳議員。

○**17番立石幸徳議員** 私は、議案第60号下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたしたいと思えます。

本市下水道事業におきましては、昭和59年の供用開始以来、既に四半世紀以上の間、単に下水道利用者の便宜を図るだけではなくて、本市の全域的な環境保全の立場から多額の一般会計繰出金が出されてきているわけでありませう。

平成21年度末における下水道事業会計の繰入金は、累計で約98億0,800万円となっております。これに本年度、平成22年度分の繰入金、約2億6,000万円を加えますと実に100億円を越す一般会計からの持ち出しとなっております。本市の財政規模におきましてこの100億円という金額は、おおよそ1カ年分の一般会計予算全額に相当いたします。実に一般会計の全額1年分を丸々下水道事業へ投入してきている状況にあるわけでありませう。

さらに、平成21年度決算の歳入を見ましても、下水道事業の事業収入は、約2億1,000万円で全体の21.5%、繰入金は約2億9,000万円、歳入の29.3%ということで、事業収入が繰入金に及ばず、これでは他会計の収入でもって事業を実施していると言われてもいたし方ないわけでありませう。

先ほどから水産加工業界の下水道接続について討論もなされておりますが、当初水産加工業界では、活性汚泥処理方式の終末処理より、酵母菌の処理方式を検討されたといった経緯もありまして、一概に業界の責任だけを問うことはできないものと考えませう。本市下水道事業が独立した事業とし、本来あるべき受益者負担の原則に合致させるためには、利用者負担の適正化を現時点で図り、行政の負担の公平・公正さを明確にしていくことはやむを得ない措置であると考えませうので、条例改正案に賛成をいたすものでありませう。

○**依積田義信議長** これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号は、副委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めませう。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号から第16号までの14件を一括議題といたします。

予算及び決算特別委員長に報告を求めませう。

[中原重信予算及び決算特別委員長 登壇]

○**中原重信予算及び決算特別委員長** ただいま議題となりました日程第3号から第16号までの14件について、予算及び決算特別委員会の審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

本委員会は、委員長に中原重信、副委員長に沖園強委員を選任いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第3号平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億4,296万5,000円を追加して、予算総額を102億7,550万円にしようとするもので、当初予算額より9.7%の伸びとなります。

債務負担行為の補正については、株式会社南薩木材加工センターの設備資金及び運転資金借り入れ並びに株式会社枕崎お魚センターの経営安定資金借り入れに係る損失補償の追加に伴うもの

であります。

地方債の補正については、事業の追加及び臨時財政対策債発行可能額の決定によるものであります。

補正予算の主なものは、財政調整基金積立金、地域活動活性化推進事業、コンパクトシティ推進事業、国県支出金等精算返納、老人保健福祉計画・介護保険事業計画見直し事業、融資主体型補助事業、口蹄疫対策支援事業見舞金、農林水産施設補助災害復旧費などであります。

以上の財源として、繰越金1億5,859万円、地方交付税1億3,342万1,000円、諸収入5,090万円、繰入金3,720万5,000円、県支出金3,590万2,000円、財産収入906万6,000円、寄附金ほか74万2,000円の増と市債1億7,270万円、国庫支出金605万3,000円、地方特例交付金410万8,000円の減で措置したとのことであります。

また、公的資金補償金免除繰上償還の完了については、国の地方財政対策として、財政健全化計画または公営企業経営健全化計画を策定して、行政改革並びに経営改革を行なう地方公共団体を対象に5%以上の高金利の地方債の公債費負担の軽減を目的に、19年度から21年度までの3年間で公的資金の補償金免除繰上償還を認めるものであり、本市においては、一般会計、公共下水道事業特別会計、病院事業会計、水道事業会計の4会計において承認がなされ、平成21年度をもって繰上償還が完了したとのことであります。

繰上償還による財政効果額は、一般会計で1,721万5,000円、公共下水道事業特別会計で2億3,866万6,000円、病院事業会計で1,876万8,000円、水道事業会計で213万3,000円、4会計合わせて2億7,678万2,000円であるとのことであります。

衛生費中、健康増進事業の女性特有のがん検診推進事業についての対象人員は、子宮頸がんの対象者が531名、乳がん880名とのことであり、子宮頸がん検診については、20歳から40歳までの5歳刻みの方々を対象に全額を補助し、回数は1回とのことあります。乳がん検診についても、40歳以上の方を5歳刻みで対象者としているとのことあります。

以前は、定期予防接種としてやってきた日本脳炎のワクチンについては、平成17年5月に国の指導があり差し控えてきたが、新しいワクチンができたために、平成22年4月から積極的に受けさせるように国の指導があり、平成17年から22年までの空白期間の方も対象にして、3歳の方の分が80人分の2回分、4歳から6歳の方が505人分を措置したとのことあります。

海岸漂着物地域対策推進事業は、本市の海岸において漂着物等が来た場合に、本市が県と委託契約をし、海岸漂着物の回収処理作業を行う事業であります。

災害復旧費については、農地4件であり、ことしの6月18日から19日の梅雨前線豪雨災害であるとのことあります。

融資主体型補助事業は、本年度からの新規事業であり、農業を営む方が自分の農業の経営の発展、改善を目的として、金融機関から融資を活用して農業用の機械や施設等を整備する場合に、融資のされない部分について補助が出る事業であるとのことです。

土木費の都市計画費中、公共下水道事業特別会計繰出金1,046万4,000円のマイナスは、下水道使用料の改定に伴って一般会計の繰り戻しによるものであります。下水道使用料の値上げ改定について委員から、「枕崎の終末処理場は、この水産加工場の接続をするために大きな工事費で設備をしたにもかかわらず、水産加工場の接続工場の接続率は63%である。」「下水道が始まって相当な年数になる。」「接続していない加工場が全部つなげば料金値上げをする必要がない。」「料金値上げで住民に負担をかけさせて、繰り出しを削っていくというのは本末転倒だ。」との意見がありました。

これに対し当局から、下水道事業は使用者負担というのが原則であり、これまでも一般会計から繰り出し基準以上のものを出しているとの見解が示され、今回の使用料の値上げは、公的資金補償金免除繰上償還に関し、下水道事業の健全経営計画の中での使用料等の値上げということで位置づけをしたものであり、その使用料の値上げによって一般会計への繰り戻しが出てきたとい

うことであります。

水産加工施設の下水道への接続については、水産加工業組合でも、接続推進に関する委員会を設置し、行政と一体となって進めており、今年度も新たに2つの工場の接続がされるということで今回、水産加工業環境施設整備促進補助金の補正を組んでいるとのことであります。

また、一般会計から下水道会計への繰出金については、利用者の負担という部分を一般会計からの繰り出しで補っている実態にあり、受益者負担の公平という面から下水道を利用している地域と、利用ができない地域との公平性を確保するという面からも、公平性という立場から適正な料金の改定をお願いせざるを得ないと考えているとの見解が示されました。

次に、株式会社枕崎お魚センターの経営安定資金借入に係る損失補償に伴う債務負担行為について申し上げます。

経営不振が続いているお魚センターは、直ちに破綻をするということではないが、施設の老朽化による故障等を改善するための資金繰りができないということになると、経営自体に深刻な影響を及ぼすということが考えられ、1日でも早い経営改善計画に基づいての対策が必要な状況にあるということでもあります。

その策定された10カ年の経営改善計画書は、水産商工課やお魚センター、総務課上げて全体でつくり、会計事務所や主要な金融機関とも調整をしながら、内容を整理して、取締役の決裁を受けて決定をしているとのことであります。

また、総務省の第三セクター等の抜本的改革等に関する指針である、第三セクターの経営に関して地方公共団体の財政に大きな影響を及ぼすことを防ぐという主旨のもと、今の時点での公的支援の考え方として、お魚センターの公益性・公共性、与える影響などを総合的に判断し、「市の損失補償というかたちで経営改善に1日も早く手をつけていきたい」という整理を行い、議会すなわち市民への説明のための必要な手続として、経営安定資金借入れに係る損失補償に伴う債務負担行為を提案したということでもあります。

なお、現在、正味運転資金が少なく、特に建設資金の返済等が大きいために、短期借入金を充当してしのいでいる経営状況の中で、今回の損失補償を受けられないことになると、当面の資金繰り等で厳しい面があるとの説明がありました。

また、損失補償をしようとするときは、総務省の指針の中で、地方公共団体の長が個人の立場で保証することは、公職の立場における契約と混同される恐れがあることや、個人の支払能力を超えた保証は行うべきでないことが示されており、今まで個人保証が行われてきたこと自体が問題であって、その解消のためにも現時点での直接的な財政負担を直ちに生じないという意味で、損失補償をお願いをすることが一番妥当ではないかと判断したとの見解が示されました。

なお、「以前から個人保証を解消すべきである」という市長の意向もあり、取締役会の同意を得て、総務省の指針に基づいて損失補償が可能なのかどうか。市では、関係課長等で構成する検討会を設置し、具体的な調整をしてきたとのことであります。

また、各団体が団体保証をできない理由は、それぞれの取締役会や役員会等で検討した結果であり、お魚センターは市が主導的に運営してきたものであり、現在の出資以上の新たな負担はできないとのことであり、当局の説明がありました。

これに対し委員から、水産・漁業の振興、観光の拠点化としてのお魚センターの位置づけは、やりようによってはできる。しかし、本市の有力2団体が保証から降りると、非常に不安感がある。個人保証はよくない。団体保証にすべきであると思うが、今回の損失補償は万が一の場合は、市民につまわしということになるといった意見のほか、総務省指針の中に、損失補償を行うに当たっては議会や住民へ明らかにすべきであるとうたわれている。それだけ市民にとっては重い負担を課せられる可能性がある。市民の同意を得るべきだ。総務省指針の内容を漠然とした見解で運用してもらっては困る。きちっと総務省指針ののっとなって抜本的にどうするかという処理の方法を考えてほしい。決してここで損失補償をしないからと言って、お魚センターが直ちに破綻

する状況じゃないといった意見が述べられました。

また、存続していくとして、今のお魚センターそのものを抜本的に考えていかないといけない状況に来ている中で、一番の基本は、当面する資金繰りをどうするかということと、どう経営の改善をし、売り上げを伸ばすかということである。資金繰りが行き詰まっているときに取締役会が連帯してきちっとした資金の方針というを出すというのは当然のことである。それができなければ破産である。2つに1つしか道はないといった意見、さらにまた、いろんな問題を抱えながらもお魚センター自体は枕崎の1つのシンボルである。それをどう転がしていくかと、今、知恵を出す時期に来ている。つぶして廃屋をつくるような状態というのは、市の発展にも大きな問題点を残す。お魚センターをつくったという経緯の大もとが問題であり、当時の行政の責任だと思う。個人保証を解消するのはよいが、出資団体として、どのような経営の取り組みをするのか、まちおこしの拠点としてこれをどう再生させるのか、市は、いずれにしてもすべての責任を負うことになるが、住民が納得できるようなもう少し明確な考え方を市民にも示してほしいといった意見が述べられました。

また一方、お魚センターの資金運用状況等を見ると自転車操業をやっている極めて厳しい状況だ。今回の損失補償に限っても、各団体が、個人保証の分を含めて新たな団体保証はできないといった状況下の中で非常に切羽詰った状況の中で、危機感が伝わってこないなど数多くの指摘や意見がありました。

また、審査の過程中、総務省の指針や損失補償に伴う債務負担行為の手続をめぐって当局と一部の議員との見解に大きな相違があり、お手元に配付のとおり、「補正予算案の中での債務負担行為に関するお魚センターの損失補償部分を削除する」という修正の動議が提案されましたが、賛成少数で動議は否決され、本件については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び日程第5号平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件について申し上げます。

この2件は関連がありますので、委員会は一括議題として審査を行いました。

まず、日程第4号平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億6,688万3,000円を追加し、予算総額を41億1,902万1,000円にしようとするもので、当初予算よりも6.93%の増となります。

歳出の主なものは、高齢者医療制度の22年度確定通知に基づく変更で、後期高齢者支援金58万1,000円の増額、及び前期高齢者納付金3万3,000円の減額であります。

基金積立金は、県広域化等支援基金返済財源のための準備基金積立金2億4,999万9,000円の増額、及び21年度確定による療養給付費等交付金精算返納金1,633万6,000円の増額であります。

以上の財源として、前期高齢者交付金2億9,163万3,000円及び繰越金551万5,000円の増と国庫支出金2,392万円、他会計繰入金634万5,000円の減で措置したとのことです。

前期高齢者交付金の補正は、支払基金等からの交付金であるが、2年目に精算がずっと発生していく制度であって、今回の補正は平成20年度の精算分であり、県の広域化等貸付基金からの借り入れている部分の財源に充ててあるということでもあります。

次に、日程第5号平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ324万4,000円を追加し、予算総額を2億8,209万1,000円にしようとするもので、当初予算より1.16%の増となります。

歳出の主なものは、21年度決算に伴う精算分で後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等滞納繰越分83万9,000円、償還金は一般会計繰出金精算返納金240万5,000円の増額であります。

以上の財源として、諸収入3万5,000円、及び繰越金320万9,000円の増で措置したとのことです。

す。

以上の2件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成22年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は1億0,781万5,000円を追加し、総額を21億6,700万8,000円にしようとするもので、当初予算額より約5.2%の伸びとなるということです。

補正予算の主な内容は、利用見込みの減に伴う地域密着型介護予防サービス給付費の400万円の減であります。

高額医療合算介護サービス費の400万円の増は、平成20年4月から医療及び介護の利用者の負担を軽減する措置として、新たに高額医療・高額介護合算制度が施行され、その支払額の確定に伴うものであります。

介護給付費準備基金積立金及び介護給付費負担金等返納金と一般会計繰出金の増額補正については、平成21年度決算に伴うものであります。

以上の財源として、繰越金1億0,781万5,000円の増で措置したとのことであります。

なお、地域密着型介護予防給付費の減は、当初、小規模多機能型居宅介護事業所については月に8名、グループホームに関して月に1名の利用を見込んでいましたが、現在、小規模多機能型居宅介護事業所についての利用状況は、月に1名あるいは2名の利用状況であるとのことで、減額の補正をしたとのことであります。

またグループホームについては、8月30日現在、市内3カ所のグループホームにおける待機者は49名となっており、今、民間で新しいグループホームを建築予定であります。

平成21年度の決算の繰り越しが非常に大きいのは、居宅介護給付費の減、介護予防サービス給付費の減、介護療養型利用施設の減、介護老人保健施設の給付の減など、見込みよりも大幅に減っていることが主な要因で、計画時でひと月当たりの認定者の見込みが135名ほど少なくなるなど、認定者の見込みが違ったためにサービス給付費の計画と21年度決算でのサービス給付費に減少が生じているために繰り越しが大きかったとのことであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ223万9,000円を追加し、予算総額を8億8,294万3,000円にしようとするものであります。

補正の内容は、消費税確定申告に伴う公課費の増額であります。

以上の財源として、下水道使用料改定に伴う事業収入1,046万4,000円及び繰越金223万9,000円の増、繰入金1,046万4,000円の減で措置したとのことであります。

一般会計から下水道会計への繰り入れの推移は、15年度が4億9,095万1,000円、17年度が4億3,200万円、19年度が3億6,090万円、21年度が2億9,088万6,000円、今回の9月補正においては2億6,431万円ですが、繰入金が減少してきた1つには、市の財政事情に合わせて管渠工事を若干延伸するなど、面整備的なものを平準的にしてきたことや、人件費など維持管理費の削減を目指しての改築更新事業に取り組んできた結果、機能の効率が上がり、維持管理費の削減を実現するなど、内部的な努力によって繰入金の減少につながったとのことであります。

なお、使用料改定についてであります。公営企業経営健全化計画が承認をされ、地方債の公費負担の軽減を目的に19年度から21年度の3年間において、職員3名の削減をし、経費の削減を図り、公的資金についての補償金免除を受けて繰上償還を行なうなど、免除金額をクリアする内部的な努力をしてきたが、財務事務所からもできるだけ目標額に近づけた改善をなさいという指導もあり、使用者の負担を求めざるを得なかったということでもあります。

また、国からの経営健全化の留意事項の1つとして、国のほうで下水道の適正な料金は月20

トン当たり3,000円というものを定めてあり、できるだけこれも近づけるように指導があり、公営企業という位置づけをされている下水道事業は、独立採算制を原則とした事業であるということ踏まえて、今回は月20トン当たり2,600円の料金の改定をお願いしたということでもあります。

また、料金改定についての国の見解は、2年ないし4年が適当であるというふうになっており、料金改定をする、しないにかかわらず、4年ごとには検討はしないといけないと理解しているとのことでもあります。

さらに、高齢者世帯や単身者世帯などの負担を軽減するため、使用水量の少ない世帯の増加率を抑えることに配慮した従量料金のアップ率になっているということです。

また、今回の料金改定は一般の家庭だけのものではなく、かつおぶし工場は別途に水質料金を加算しており、一般家庭より割り増しの料金体制であるとの説明がありました。

また、基本的に下水道事業は、他会計からの繰り入れに多くを依存することなく、下水道区域内で下水道を利用する住民と、区域外の下水道を利用しない住民の公平性を確保するため事業収支を基本とし、安定した経営基盤の構築をしなければならないという見解が示されました。

なお、総費用に対する使用料の回収率については、今回、事業収入の35%を見込んだ3年後の試算をしているが、国が適正化料金と示している月当たり20トン当たり3,000円で試算をすると使用料金で賄える費用の割合が45.5%、一般会計繰入金等からが54.5%となり、国の言っている1つの目安と思っているとの見解が示されました。

これに対し委員から、水産加工場の接続率は63%で、一般家庭は84%超えている。加工場が全部つなげば、値上げしないですむ。料金値上げをするというのは納得できない。接続していない部分を残したままで、住民への負担を転嫁するというのは市の責任転嫁であるとの強い指摘がありました。

本件については異議があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号平成22年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、輸血用血液製剤備蓄所の廃止に伴い、その他医療外収益を50万4,000円減額し、収益的支出における人事異動等に伴う給与費2,250万3,000円の減、冷温水発生装置廃止に伴う燃料費の減及びエアコン増設並びに電源補修等の修繕費のほか、賃借料等の増に伴い経費を248万8,000円追加し、医業費用を2,001万5,000円減額しようとするもので、補正後の収支は2,138万8,000円の純損失となる見込みである。

また、資本的収支において、老朽化した超音波診断装置を購入するため、資本的支出を1,000万円追加し、収入額が支出額に対して不足する額4,960万1,000円については、過年度分損益勘定留保資金2,280万4,377円、当年度分損益勘定留保資金1,079万6,623円及び建設改良積立金1,600万円で補てんしようとするものであります。

冷温水の発生装置は老朽化が進み、修繕費が必要であるということで今回廃止をしたとのことであり、超音波診断装置については最近ノイズが入るようになり、詳細の部分がわかりづらくなってきたため、今回新たな機器に更新をしたいとのことでありました。

人事異動による減額は、予算上では一般職の24名を計上していたが、人事異動に伴う2名減の22名になったことと、事務職が4名体制から3名体制の1名減によるものと説明がありました。

なお、人員削減による診療報酬、基準看護等の関係は、一般病床20床に対しては看護基準としては10対1ということで、療養病棟のほうの夜勤体制というのが、看護師と看護助手とのペアで認められているので、基準を下回らないような形でクリアはしているとの見解が示されました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程9号から日程16号までの認定事項について、報告いたします。

委員会は、審査に先立ち、平成21年度実施の事業成果の現地調査を行いました。

まず、認定事項第1号平成21年度枕崎市一般会計歳入歳出決算の概要について申し上げます。

平成21年度一般会計当初予算は94億6,510万円で実質的に10年連続の減となりましたが、年度途中において国の経済危機対策臨時交付金事業などの追加補正に対応して7回の補正を行い、前年度からの繰越額を加えた最終予算現額は110億5,559万6,000円となり、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、森林整備加速化・林業再生事業、森林環境保全整備事業等を22年度に繰り越したため、決算規模は、歳入総額107億7,217万8,000円、対前年度比プラス9.8%となり、歳出総額は104億6,877万4,000円で、対前年度比プラス9.1%の増となりました。

なお、公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債の発行額を歳入歳出総額から差し引いた実質的な比較で見ても、歳入総額で10.6%の増、歳出総額で10.0%の増となっており、実質的に歳入歳出とも10年ぶりに前年度を上回る決算規模となったところであります。

また、形式収支は3億0,340万4,000円の黒字となっており、翌年度に繰り越す実質収支は前年度よりプラス50.7%の増、額にして9,469万1,000円増の2億8,160万5,000円の黒字、単年度収支も9,469万1,000円の黒字となっており、積立金2億1,360万円を加えた実質単年度収支も3億0,829万1,000円の黒字となっており、実質収支、単年度収支、実質単年度収支の3収支については平成19年度から3年連続で黒字となっているところであります。

決算統計による指数等につきましては、雇用情勢の悪化あるいは景気低迷等に伴って、市税などの減などによって基準財政収入額が減少している反面、地方再生対策費や地域雇用創出推進費等の創設などで基準財政需要額が増加しており、財政力指数が前年度より0.015ポイント低い0.396となっています。

また、財政の弾力性を示す経常収支比率は98.3%ということで、前年度より0.8ポイント低くなったものの、依然として高い水準にあります。

地方債現在高は、公債費負担適正化計画に基づく取り組み等により、6年連続で減少していません。

庁舎建設基金、枕崎飛行場管理運営基金の借り入れを考慮した実質的な基金現在高は、前年度末より2億3,749万1,000円増の6億1,046万9,000円となっています。

また、義務的経費比率は扶助費や公債費は増となったが、人件費が定年退職者の減少による退職手当の減、それから職員給与カットの継続、新規採用職員の抑制等による職員数の減少に伴う職員給与費の減などにより、前年度より5.6ポイント低い53.6%となり、投資的経費比率が前年度より1.6ポイント高い8.9%となっているところでありますが、投資的経費比率の上昇は、国の経済対策の実施などにより歳出決算規模が大きくなったため、前年度比で2億3,300万4,000円の増となったことによるものであるとのことであります。

なお、市税の徴収率は、雇用情勢や経済状況が厳しさを増す中で、現年度及び滞納繰越分ともに前年度を下回ったことから、前年度より1.1ポイント低い95.0%となっています。

次に、審査された主な点のみを報告いたします。

まず総務費中、妙見の里など民営化・民間委託関係について、年度ごとの効果額は集中改革プランの成果ということで掲げるようにしているとのことであります。

定額給付金については、申請の受付開始が21年の4月3日から始まってから6カ月が期限となっていたが、結果的に50人が申請をしなかったということでもあります。

衛生費中、昨年9月議会で指摘された美初の養豚場の悪臭公害問題については、ことしの3月、公害防止協定の協議調整を行うということであったが、日程等の都合で開催できず、さらに口蹄疫の関係があり、平成22年7月21日、地域公民館代表者や事業所並びに市が意見・要望等の調整を行い、7月29日に、お互いの立場を尊重して、共存共栄という理念を入れた公害防止協定の締結に至ったとのことであります。

ことしに入って、地域住民から苦情が寄せられているのは5月から7月末にかけて7件であり、苦情が出た場合は、聞き取りや現地調査をし、対策を講じるように指導しているとのことであります。

平成21年度途中において宗教法人による納骨堂設置などの理由により、市営墓地の取り消し願ひ許可申請が289件上がっている。現在市営墓地の区画が犬牟田、川路、立神3地区で4,308区画あり、そのうち空き区画が累計で589区画となっているとのことです。

なお、宗教法人への移転などで墓地使用許可の取り消しをした申請者に対しては、納骨堂や墓石の撤去をさせて更地にしてもらっているとのことであります。

平成22年7月17日に延命化に対する地元説明会を栗野地区で行っていると報道された内鍋清掃センターの延命化についての問題は、現在、南薩地区衛生管理組合が案を立案している段階であり、詳細について市への報告はないとのことであります。平成18年9月の一部事務組合再編協議会2市2町の首長会議において、新しいごみ処理場に対しては、各自治体の厳しい財政状況等を踏まえて、今後、内鍋清掃センターは平成23年度以降の延命をすることが望ましいということを確認がなされているとのことであります。

また、殺虫剤の購入費は、ヤンバルトサカヤスデの駆除剤とハチ駆除剤であり、現在、ヤンバルトサカヤスデについては、殺虫剤購入費の決算額の大体7割強で購入し、各公民館等に無料配布しながら、地域一帯でのヤンバルトサカヤスデの蔓延防止について協力をお願いしているとのことであります。

馬追川、神園川、田ノ川河口等における大腸菌群数が異常に数が多いのは、事業所等による雑排水の影響によるものであり、環境基準等をはるかにオーバーしているため、加世田保健所と一緒に適正な事業場排水について指導をしているとのことであります。

枕崎クリーン堆肥センターの悪臭問題は、堆肥センターの脱臭機の故障の報告を受けており、対応策を農協と早急に詰めていきたいとのことであります。堆肥センターについては、市、農協、関係集落と公害防止協定を結んでおり、現地調査等を行いながら悪臭対策に努めてまいりたいとのことであります。

民生費中、生活保護関連については、人口1,000人に対する保護率の平均は、全国で14.2%であり、枕崎市は12.5%となっているとのことです。

保護の状況は、生活扶助、住宅扶助、医療扶助などあわせて扶助を受けている併給を含めて、延べの574世帯、760人。実際に被保護、保護を受けている世帯数は平成21年度で228世帯、297人であるとのことであります。

教育費中、21年度の就学援助費補助の実績は、小学校で200件、中学校で101件、合計301件が対象となっているとのことであります。援助認定基準は、生活保護を停止または廃止された者や市民税の非課税や減免を受けている者などの主な7項目があり、この項目に沿って審査し、これまでの生活状況等も勘案し、その都度認定作業を進めているとのことであります。

ちなみに、平成21年度の学校給食費に関する就学援助費の支給状況は、小学校で200名、中学校101名となっているとのことであります。

国の交付金事業等の学校耐震診断は、対象となる昭和56年以前の37棟の建物について耐震検査等を実施したとのことであります。

その中で耐震性がある、または補強済みであるのが25棟であり、耐震性がない、または確認できないものが12棟あったため、平成21年度中に10棟を2次診断しており、現在、補強設計が済んでいるのが5棟あるとのことであります。今後、いろんな補助事業を活用し、耐震性の弱いものから年次的に実施していきたいとのことです。

次世代育成支援行動計画は、10年計画の中で前期計画が平成21年度で終わり、後期の計画として5カ年計画で、前期計画の時につくった計画をもとに、アンケート調査等を行い、その中で一番ニーズとして出てきたのが、病後児とか病児の保育という要望があったとのことです。

次に、農林水産業費の森林整備林業木材産業活性化推進事業について申し上げます。

この事業は、県の3カ年の基金事業で市を通して取り組むトンネル事業のために、昨年9月議会で補正予算化された事業であります。事業の実施要綱では、事業者から申請があった場合、地域協議会が事業の調整を行い県の方に上げていくことになっているものの、事業推進の経緯を見ると、平成21年度事業として県のスケジュールが組まれて、21年5月26日に県の事業説明会があり、6月25日に関係業界へ資料を配布し、県と東木材が21年7月8日に事業申請の説明を本市で行った後、第1回目の県の基金協議会が平成21年7月21日、地域協議会の第1回目の開催が平成21年8月31日と前後したために、委員会では、事業の実施要綱に規定してある地域協議会の開催日をめぐって「手順が違う」と強い指摘があり、「行政の東木材への利益誘導はなかったのか」「関係する事業者への情報提供など機会均等は適正に確保されたのか」という論点で長時間にわたって審査が行われました。

審査に当たって当局から、本件に限らず、他の事業でも事業を進めるに当たっての事前調整はなされることであり、県は21年4月17日、林業振興課の除間伐材利用のおがくずについてのアンケート調査の時に、東木材がおがくず工場の建設計画を持っているというのがわかり、県が林業加速化の事業の情報提供をし、その後、具体的に国の補正等が固まって、情報を得ていた東木材は、21年6月3日に事業参加の申込書を提出した。県と東木材は、21年7月8日に事前調整として事業申請したことを市に報告し、21年9月議会で市を通した予算補正をお願いする要請を市にしてきたとのことであり、県は、4月17日の林業振興課のアンケート調査や6月25日の川辺地区林材協会の総会で説明しており、「事業参加の機会は確保をされた中での手続である」と考えているとのことであります。

なお、事前調整と地域協議会の手続が前後したことで問題視された実施要領は、平成21年11月13日施行であるとのことです。

また、事業を推進する基金協議会は、3カ年の基金事業であり、3カ年分の総体事業枠の調整を行い、計画の事業推進を行っているとのことであり、補正予算が提出された21年9月議会の時点では、国の経済対策であったため、県としては年度内に事業を完成させる必要があり、21年9月議会に予算をお願いして事業を進めないと時間的に年度内の事業執行が難しいということで、「それぞれの市町村で、厳しい日程のなかでの必要な予算の対応が行われた」とものと考えているとの見解が示されました。

なお、本補助事業の施工業者の選定と入札は事業主体である東木材が行い、指名競争入札であり、今後のメンテナンスの関係等で業者が選定されており、適正に執行されたと考えているとのことであります。

また、補助事業を活用した東木材からの騒音公害や国有地の不法埋め立ての問題は、付近住民から通報があり問題が発覚したのですが、市民生活課が東木材の事業を知ったのは、昨年の9月議会に補正が出され、その後、事業所から指定施設の届け出の相談を受けた10月の中旬であるとのことであり、粉じんに係る指定施設として、必要書類の届け出の書類、及び規則にある地域の代表者の同意書並びに隣接する周辺の土地所有者の同意書を添付するようにと指導したとのことであります。

同意書については、隣接する土地で今後利用が想定される土地等について、その設置により影響を受けるという土地の所有者を対象に同意書をもっているが、道路及び河川は、これまでも必要性がないため同意書はもらっていないとのことであります。

また、「地域の代表者の同意はもらったが付近住民への説明が足りなかった」との釈明がありました。さらに、不法埋め立ては東木材が押し込んだと聞いているが、それをだれが許可したかというのは調査をしていないとのことであります。

これに対し委員から、補助事業を実施した事業者が、不法行為を犯している状況であり、事業者の補助金返納の考えはないのかとただしたところ、「補助金決定をする時点で不法投棄が確認

をされていた場合には、補助の対象とするかどうかという意味での判断にも影響はあったとは思いますが、補助金の申請等の手続をとる中では、不法投棄は把握できていなかったため、補助の手続が進められたものであると考えている。「県としては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に照らして、補助事業事態の遂行義務に抵触をしていないため、補助金返還等を求める法的な根拠はない」という判断をされているということであるので、その県の判断に従うことになるとの見解が示されました。

なお、今後の騒音問題については、状況を確認をしながら、事業所の速やかな対応について要請し、必要な措置をとっていききたいとの見解が示され、これに対し、現在、東木材は、騒音対策として防音壁を高さ4メートル、厚さ70センチのコンクリートブロックを南側から鉄塔が立っている敷地境界と、新しいおがくず工場が建っているところまで、さらに、新しいおがくず工場の南側の部分に設置するという話を進めているとのことでありました。

以上、主な点のみ概略申し述べましたが、採決にあたり異議があり、採決の結果、賛成多数により、認定事項第1号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定事項第2号平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、及び認定事項第3号平成21年度枕崎市老人保健特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

この2件は互いに関連がありますので、一括して審査をいたしました。

まず、平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、平成21年度の当初予算は、36億1,132万8,000円で、その後3回の補正を行い、最終予算額は38億0,136万8,000円となりました。

歳入においては、調定総額37億9,921万8,000円に対して、収入済額37億1,795万2,000円となり、不納欠損額が932万2,000円、収入未済額が7,194万4,000円となっています。

歳出については、予算現額38億0,136万8,000円に対し、支出済額37億1,243万6,000円で不用額が8,893万2,000円となり、歳入歳出繰越額が551万6,000円となっています。

歳入の主なものは、国庫支出金の療養給付費等負担金、医療分と老人保健拠出金分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に対する負担金及び過年度分、収納率向上や保健事業への取り組みが認められた特別事情分の特別調整交付金、退職者分の保険給付費等に対して交付される療養給付費等交付金、前期高齢者交付金などと他会計繰入金1億8,812万8,376円の繰り入れとなっております。

歳出予算の構成比については、保険給付費が72.6%、後期高齢者支援金9.1%、老人保健拠出金が0.9%、介護納付金が3.5%をあわせて86.1%を占めているところであります。

介護納付金については、40歳から64歳までの第2号被保険者数の概算3,101人に、1人当たり負担額5万0,246円を乗じた1億5,581万2,846円に、平成19年度分の精算額2,111万8,632円を減算した1億3,469万4,214円を納付したとのことであります。

共同事業拠出金については、国保連合会が実施主体となる高額医療費に対する再保険事業で、平成18年10月より1件80万円以上の医療費を対象とし、合わせて30万円以上80万円未満の医療費を対象とする保険財政共同安定化事業拠出金が創設され、それらを合わせて4億3,148万2,314円を拠出したとのことであります。

国保税の徴収率については、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設により、全国的に収納率が低下しているところであるが、現年課税分で95.1%、滞納繰越分で17.3%、全体で87.4%となり引き続き県下19市の中でトップを維持しているとのことであります。

引き続き、認定事項第3号平成21年度枕崎市老人保健特別会計歳入歳出決算について、申し上げます。

当初予算は699万7,000円で、その後1回の補正を行い、最終予算現額は1,847万2,000円となりました。

これに対して、収入済額は1,238万4,966円で、支出済額が1,251万4,231円となり、歳入歳出

不足額が12万9,265円となったが、翌年度繰上充用金で措置したとのことであります。

歳入の主なものは、支払基金交付金、国庫支出金、繰入金であります。

以上主な点のみ申し上げましたが、認定事項2号については異議があり、採決の結果、賛成多数により、認定すべきものと決定しました。

また、認定事項3号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定事項第4号平成21年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を申し上げます。

当初予算は2億8,749万9,000円で、その後2回の補正を行い、最終予算現額は2億7,771万4,000円となりました。

歳入においては、調定総額2億7,500万8,000円に対して収入済額2億7,453万円となり、収入未済額が47万8,000円となりました。

歳出については、予算現額2億7,771万4,000円に対し、支出済額が2億7,132万円と不用額が639万4,000円となり、歳入歳出繰越額が321万円となりました。

歳入の主なものは、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金としての一般会計繰入金8,934万3,789円となっています。

歳出の主なものとしては、後期高齢者医療広域連合納付金と基盤安定負担金の合計2億6,745万8,239円となっています。

平成21年度の対象者は4,388人、予算現計比で55人増、当初比で232人増となり、保険税の徴収率は99.8%となっているとのことであります。

以上、主な点のみ申し上げましたが、認定事項4号については異議があり、採決の結果、賛成多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定事項第5号平成21年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

当初予算は、20億1,587万5,000円で、その後2回の補正を行い、最終予算額は21億4,204万1,000円となりました。

歳入においては、収入済額19億8,812万5,000円で、不納欠損額137万4,000円、還付未済額10万1,000円、収入未済額439万1,000円となっています。

なお、保険料の収納率98.0%で、前年度より0.1ポイント低下している状況です。

また、歳出予算現額21億4,204万1,000円に対し、支出済額18億8,030万7,000円で2億6,173万4,000円の不用額となり、収支残額は1億0,781万8,000円の黒字となっています。

基金積立の累積額は、平成21年度分の4,194万6,000円をプラスすると、累積で1億7,280万1,000円程度であるとのことであります。

介護認定のあり方については、昨年4月から導入されたときに1次判定で前の介護度と比べるとあまりに低いというようなことで、厚生労働省は介護認定の評価のあり方について見直しを行っており、昨年10月以降の現在の1次判定のあり方については変えられているということですが、昨年の10月以降の実態としては、介護判定が低いとか、というクレームが出ていないとのことであります。

特養ホーム待機者については、本年6月1日現在で、117名の待機者がいるとのことであり、今後は待機者の解消に向けて、5期計画に向けて審議会等で検討していかなければいけないという見解が示されました。

以上、主な点のみ申し上げましたが、認定事項5号については異議があり、採決の結果、賛成多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定事項第6号平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成21年度の最終予算額は10億1,759万7,000円となり、調定総額10億2,306万2,000円に対し、

収入済額は9億9,271万8,000円で収入割合は約97%となりましたが、支出済額が9億7,504万8,000円で、歳入歳出差引残額1,767万円の翌年度繰越となっています。

平成21年度の整備状況は、補助事業が大堀汚水幹線及び深浦補助支線の235.5メートル、単独事業が中央町地区汚水管路施設工事で232.5メートルの468メートルを敷設し、当該年度整備面積は6.5ヘクタールとなり管路総延長は10万0,734.26メートルとなったとのことです。また、整備済み面積は383.5ヘクタールで、現認可に対して93.9%の整備率となり、水洗化戸数は43戸の増で、平成21年度末現在で5,155世帯、水洗化率が84.3%であります。

これに対し委員から、22年度で100億の大台を越す一般会計からの繰り入れが本市の下水道事業の実態である。下水道事業への一般会計からの繰り入れは、きちっとしたけじめをつける対策が必要であり、料金改定等を図って、下水道事業が一本立ちできるような方向性を持って行くべきだとの意見がありました。

本件についても異議があり、採決の結果、賛成多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定事項第7号平成21年度枕崎市立病院事業決算について申し上げます。

平成21年3月末に、市立病院改革プランを策定するとともに、4月1日から地方公営企業法の全部適用に移行し、病院事業管理者のもとで、迅速かつ効率的な病院経営を目指してきたが、7月末には常勤医師が2人から1人に減員され、院長1人となる危機的な状況となったため、非常勤医師6人に加え、9月からは県内7拠点病院からの医師派遣を受けながらの厳しい運営となったとのことです。このような状況を打開するため、院長の個別の交渉で年度末現在の医師数は常勤医師2人、非常勤医師6人で、常勤換算数は3.78となり、充足率は98.3%となったが、常勤医師確保までの間は充足率80%未満で推移して、院長への負担が非常に大きな年間となったとのことです。

年間を通して医師不足が続いている中で、入院患者数は2万0,369人で、前年度より99人の減、病床稼働率も0.5ポイント減の93%にとどまり、外来患者数も723人減の1万9,932人、診療実日数ベースでの1日平均患者数は2.6人の減の82.4人、外来実患者数も385人減の1万0,701人とどまったことで経営への影響は最小限の範囲内であったと考えているとのことです。

収益については、全体的な患者数減少の影響で、入院収益、外来収益とも減少したが、交付税制度の一部改正があり救急医療の確保に要する経費が普通交付税で算定されたことに伴い、一般会計負担金の繰り入れがあり、総収益は前年度を上回る5億5,829万1,990円となっています。

費用については、非常勤医師謝金及び派遣医師の旅費交通費の大幅な増や耐震調査委託等により、経費は増加したものの、給与費及び材料費の減少に伴い、前年度を198万4,309円下回る5億1,657万8,811円となっているところです。

主要指標である経常収支比率は、前年度を2.2ポイント上回る108.1%、医業収支比率は3.2ポイント上回る107.3%となり、前年度より若干好転し、収支状況は純利益が4,171万3,179円で、5年連続の黒字決算となっています。

また、地方公営企業会計制度の見直しが行なわれる中で、退職給付引当金の義務化が検討されていること、平成21年4月から地方公営企業法の全部適用に移行し、病院事業管理者を設置したこと、全部適用移行後、病院独自に職員採用をしていることなど、今後の多額の退職給与金支出を平準化するために、21年度決算から、退職給与引当金を創設すると同時に、今後の施設及び設備等の老朽化に伴う補修費や突発的な修繕費に備えるための修繕引当金も創設して、貸借対照表上の固定負債に計上をして、今後の財政事情に対応することにしたとのことです。

本件についても異議があり、採決の結果、賛成多数により、認定すべきものと決定いたしました。

また、認定事項第7号中、平成21年度枕崎市立病院事業利益剰余金処分計算書についても異議があり、採決の結果、賛成多数により、可決すべきものと決定いたしました。

次に、認定事項第8号平成21年度枕崎市水道事業決算について申し上げます。

平成21年度末における給水戸数は、1万0,910戸。給水人口は2万1,029人であります。また、有収率については92.2%となり、前年度に比べ0.1ポイント増となったとのことです。

収益的収入及び支出は、税抜きで総収益4億6,252万9,638円、総費用4億3,311万8,750円となり、2,941万0,888円の純利益となっています。

資本的収入及び支出では、収入額が1億4,657万8,168円に対し、支出額4億4,299万1,859円となり、2億9,641万3,691円の不足が生じ、過年度分損益勘定留保資金1億6,172万1,247円、当年度分損益勘定留保資金1億2,127万7,083円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,341万5,361円で補てんをしたとのことであります。

平成20年度と比べ、給水原価が安くなった原因は、平成20年度は修繕費が少し高めで歳出のほうが少し突出したということ、それと平成21年度は職員1名が減になり人件費が下がったことが要因であるとのことであります。

枕崎の水道事業を推進していく上で最低限の人員確保は、委託化を実施せず現在の業務体制の中では、現在の人数の14名であるが、安定した水の供給は、できる限り正規の職員でもって、事業を進めていきたいと考えているとの見解が示されました。

本件についても異議があり、採決の結果、賛成多数により、認定すべきものと決定いたしました。

また、認定事項第8号中、平成21年度枕崎市水道事業利益剰余金処分計算書についても異議があり、採決の結果、賛成多数により、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○依積田義信議長 ここで、10分間休憩いたします。

午前11時4分 休憩

午前11時13分 再開

○依積田義信議長 それでは再開いたします。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○7番原村且元議員 日程第9号認定事項第1号に関して質問いたします。

東木材の件なんですけども、おがくずの製造機の見積もりがですね、実際は実際価格より非常に高く、あの付近の住民がメーカーに問い合わせたら、かなり見積もりが高かったと。国からの補助金で機械も建物も全部賄っているんじゃないかという疑問があるんですけど、この件について質疑とか、そういうことは出なかったんですか。

○中原重信予算及び決算特別委員長 そういう金額についての高いとか安いとか、そういうのは出されませんでした。事業主体が東木材ということで、そういう見積もりは競争入札で、入札は適正に行われたという当局の説明でありました。

○7番原村且元議員 事業主体は、東木材という1民間企業なんですけど、国の補助金が出ているということで市としてそういうのを確認するという意見は出なかったんですか。

○中原重信予算及び決算特別委員長 そういう議論はなかったと思っています。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

牧信利議員。

○2番牧信利議員 私は、日本共産党市議団を代表して幾つかの議案について討論を行います。

まず最初は、日程3号、議案第54号平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）、日程7号、議案第58号平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、公共下水道の使用料の値上げで住民への負担増を押しつけるものであるということであり、市民は長引く不況のもとで収入は減る。年金は削られる。こういう中で毎日のやりくりをどうするのかと、こういう苦勞をしながら頑張っているわけであり、そういう市民に対して今回の下水道料金の大幅値上げは、さらなる負担を押しつけるものであり、認めるものはできないものであります。

今回の一般会計補正予算には、お魚センターの債務負担行為が出されておりますので、この問題については我が党の立場を述べておきます。

今回の債務負担行為は、お魚センターの借入金の保証について、出資団体がこれを拒否したということで市が損失補償を行うというものであります。出資団体の態度は極めて残念なことであります。お魚センターの現状は、まさに経営をやめるか、続けるか。このどちらを選ぶかというところにきているわけであり、経営をやめた場合は、当然、負債の整理を行う。これには莫大な費用が必要となります。現状では、経営を継続して困難をしのぎながら、再建の取り組みを行う。このことが当面の取るべき方針ではないかと考えています。

お魚センターは克服しなければならない多くの課題がありますが、この施設を生かしてどのようにしたまちづくりをするのか、このことが今、求められているわけで、そのためには関係者の経営改善の取り組みが強く求められるものであることを指摘しておきます。

次に、決算の関係で討論を行います。

認定事項第1号平成21年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号平成21年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項5号平成21年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第6号平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定事項第7号平成21年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第8号平成21年度枕崎市水道事業決算について、反対の立場から討論を行います。

これらの決算を通じて言えることは、自治体の仕事は住民の福祉を増進する。この地方自治法の基本理念から見ると、市政のあり方というのは、住民福祉の切り捨て、犠牲の押しつけ、このようになっているということであり、枕崎市政においては、集中改革プランの推進によって、住民の長年の運動によってつくり上げられてきた教育、福祉などの成果を切り捨ててきました。市立保育所の民営化、養護老人ホームの民営化は福祉切り捨ての最たるものであります。

奨学金制度は、6,000万の予算で運営されてきましたが、21年度は200万の上積みを行いまして、3,200万となっておりますが、6,000万の時代からすると半減しています。経済的な理由で就学の機会を奪われる。そういう状況にある子供たちの希望を切り捨ててきているわけであり、

国民健康保険の問題では、資格証明書発行世帯が14、短期保険証発行世帯が126となっております。国民皆保険、このような国の制度の中で保険証を持たない人たちがいる。これは法の趣旨に反することであり、高すぎる国保税、払いたくても払えない状況。このような状況に国民を追い込んでいるのは、自民党政治以来の政権が、国の補助金を大幅に削ってきた結果であります。今、必要なことは、国民が安心して治療が受けられる。そのためにも国保税の引き下げ、さらに負担金の引き下げ、こういうことを進めていくべきことでもあります。

また、後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区分けして、75歳以上の高齢者に医療差別を行い、負担増を押しつけています。まさに、うば捨て山医療制度であります。介護保険制度は、介護の必要な人たちがサービスを利用しようとしても必要なサービスが受けられない状況になっています。

特別養護老人ホームの待機者は117名、施設、病院、自宅と、このように回って老後を過ごさなければならない悲惨な状況に高齢者は置かれています。長年にわたって社会の発展に尽くしてこられたこれらの方々に、このようなひどい仕打ちをする政治は許されないと考えます。

下水道事業の問題では、80歳代の男性からとても宅地として利用できない、そんなところま

で受益者負担金を取られてきたと。来年で負担金の支払いが終わるけれど、どうしてこんなひどいことをするのかと。腹が立つと。こういう声が寄せられています。枕崎市の受益者負担金は、山林、田畑にも付加される。こういうやり方をとっているのは県下でも枕崎だけである。下水道事業はきれいな環境を保持する。このことを目的に行われました。その点から見ますと、山林や田畑は環境を保持する大きな役割を果たしているものです。山林、田畑から負担金を取るということは、下水道事業の根本理念に反するものである。

また、働く者の立場から見ますと、枕崎市政は正規の職員を非正規化する。こういう方針で進んでいます。学校用務員、図書館職員、給食センターの職員、市立病院職員、これらの職員が委託職員化されると、公務サービスの低下、安上がりの市政を進めているわけであります。このようなやり方は、結果的には市民への犠牲を強いる市政となるものであります。

最後に、東木材のおがくず工場建設の問題について触れます。これは森林整備林業木材産業活性化推進事業の中で、まさに、行政のあり方の根本が問われている問題であります。特定事業所との行政の癒着はないのか、極めて疑惑が深まるものであります。この事業に当たって事業案内を市内の木材業者に行わなかった。これは、公平な行政を進める上で、大きな基本的問題であります。

2つ目には、協議会で決めるはずのものが、協議会の開かれる前に既に決定をされる。そういうようなやり方で行われてきています。東木材と南薩地域振興局は、事業所を決める協議会が開かれてもいない、そういう段階で市に予算編成の要請を行っています。

3つ目には、地域住民への説明も、また、住民の意見も聞かない工場を建設したことであります。事業実施要領には、地域住民等の他の調整を図るものとする。住民への説明、話し合いを義務づけています。ところが、担当課は、住民への説明なしで工場建設を進めてきたわけでありませぬ。

このことについて当局は、条例に基づいて行っているのでは問題はないと、このように言っています。しかしこれは、木原の養豚悪臭問題で休止施設を住民に何の相談もなく、新たな事業所に建設を認めたその立場と全く同じであります。直接被害を受ける住民に説明もしない。住民に隠れて事業を進める。問題が起こったら手続に誤りはないと開き直る。これはまさに、住民無視の市政と言わなければなりません。

以上、市政の問題点を指摘して、討論を終わります。

○**依積田義信議長** 次に、沖園強議員。

○**11番沖園強議員** 私は、日程3号、議案54号平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）及び日程9号、認定事項第1号平成21年度枕崎市一般会計歳入歳出決算について、それぞれ賛成の立場で討論を行います。

まず、日程3号平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）であります。今回の補正では株式会社南薩木材加工センターの設備資金及び運転資金借り入れ並びに株式会社枕崎市お魚センターの経営安定資金借り入れに係る損失補償の追加に伴う債務負担行為が提案されております。その損失補償についての委員会審査において、2つの第三セクターへ損失補償を行う議案であるにもかかわらず、お魚センターの損失補償は市民の理解を得るための周知期間が必要である。お魚センターの部分を削除する修正動議が出されました。それではなぜ、南薩木材加工センターは市民の理解を得る周知期間は必要ではないのか。なぜ、前の議会で可決した漁協への損失補償は、市民の理解を得る周知期間が必要でなかったのか。なぜ、お魚センターに限って市民の理解を得るための周知期間が必要なのか、と疑問に思うところであります。

総務省指針では、第三セクター等の経営状況や公的支援の状況については、議会に対して報告義務があり、インターネット等を活用した情報公開が必要であるとしてあります。当局は、これまでも毎年お魚センターについての決算報告を行ってきております。ましてや今回の損失補償に関する公的支援の議案は、まず住民を代表する議会への報告であり、市民へ情報提供を行う手段

として、まず議会への説明としての手続である提案であると考えているところでございます。その提案された議案を審査するのが、代議制民主主義である議会の仕事であり、その議会制民主主義の中で、お魚センターだけを取り上げて市民の理解を求める周知期間が必要であるという論議は、反対のための反対にしか聞こえないところでございます。

また、今回の委員会審査の中では、最初から自己保身の個人保証から逃げることだけに眼目を置いて、本当にお魚センターをどうするんだという基本的なものが見えてこないという、厳しい委員の意見がありました。果たして、今回の損失補償が個人保証から逃げる損失補償なのだろうか。私は、決してそうではないと思います。昨年6月に達しがあつた、公共団体の長などが私人の立場での第三セクターへの保証は避けるべきだと定義されています。

ではなぜ、今まで全役員は個人保証の解決を図ろうとしなかったのか、と言うことであります。平成20年度決算、お魚センターの第17期末の正味運転資金は、マイナス1,400万円の不足。さらに21年度決算第18期末の正味運転資金は、1,200万円の不足でありました。すなわち、ここ2年間、年度当初から正味運転資金の不足を招いている自転車操業です。それにもかかわらず、総務省指針の通知が来ていた第18期の年度当初である昨年の6月には、短期借り入れの反復を行う厳しい経営状況の中で、長期借り入れの借り増しによる施設のリニューアルを計画し、その事業費を21年度の単年度で精算したため、短期の約束手形の発行による運転資金の調達と、さらなる自転車操業に陥ってしまい、今回の損失補償がなければ金融機関の融資も受けられない状況にあるということです。

開設以来、当初計画の見込み違いで平成12年度決算まで赤字が続いてきたお魚センターは、2階のレストランのテナントが撤退して、直営になった平成12年度から18年度決算まで黒字経営であったものが、この直近の3年間で再び赤字経営に陥ってしまった。今回、損失補償をしなければ運転資金に支障を来し、破綻寸前の状況になってしまった。端的に申しますと、今回の損失補償は自己保身のために逃げることに眼目を置いている損失補償ではなく、3年間で赤字にしてしまった経営の建て直しのための穴埋めをしなければならないのが今回の損失補償であり、今までの尻ぬぐいであると思っております。

また、私たちの議会は、毎年6月議会に報告される決算報告でお魚センターの経営状況を把握でき、経営に対する意見を述べられる機会も与えられておられます。その議会は、市民の多額の税金を投入したお魚センターの経営については、ある意味、経営者の1人でもあると思っております。

先ほどの牧議員の発言でもありましたように、地域振興のためにも、あの場所のお魚センターを廃屋にしてはならない。戦略的な運営でお魚センターの健全化を図るためにも早く手だてをする必要があり、非常に大事な判断を迫られているのが今回の損失補償であると考えて、議案54号平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）に賛成するものであります。

次に、認定事項第1号平成21年度枕崎市一般会計歳入歳出決算についてであります。委員長報告にありましたように、委員会審査では、農林水産業費の森林整備林業木材産業活性化推進事業について、行政の特定業者への利益誘導はなかったのか。情報提供など、関係する事業者への機会均等は適正に確保されたのか、という強い指摘がございましたが、委員会に提出された資料や資料に基づく当局説明では、国の経済対策の一環としての21年度事業の策定において、政権交代などの影響により県のトンネル事業としての手続に若干の前後したのが見受けられたものの、事業案内での事業者への機会均等の不公平や特定事業者への利益誘導などの事実関係は確認されず、適正な事前調整の手続のもとに事業推進がなされたものと判断できたところです。

また、先ほどの質疑でありました事業主体、東木材の入札についての委員会に提出された見積書、この中の仕様書等を精査しても、適正な入札が行われたものと判断できたところです。

今後、不法埋め立てのいきさつの解明と騒音公害の解消を確認する必要があるものの、その後、不法埋め立てについては、撤去の措置命令があり、騒音公害についても防音壁の設置などの計画

があり、行政としての指導監督が徹底しつつある傾向を評価して、平成21年度枕崎市一般会計歳入歳出決算について賛成するものであります。

○依積田義信議長 次に、佐藤公建議員。

○14番佐藤公建議員 私は、日程第3号、議案第54号平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について、中でも株式会社枕崎市お魚センターの経営安定資金借りに係る損失補償について反対の立場で討論をさせていただきます。

お魚センターは御承知のとおり、枕崎市と本市の基幹産業である水産業4団体との出資協力によって、平成4年4月に設立され、平成5年4月からオープンし、今日に至っておるわけでございます。オープンから約3年で資本金を食いつぶし、債務超過に陥り、資金繰りは悪化するは、借入金はふえるわで、平成7年より金融機関に対しての債務について、5団体の長が個人保証をするという形で乗り越えてきた経緯がございます。前期までそれが継続されまして、今日に至っておるわけでございますが、ことしになって市長が変わり、お魚センターの社長が変わった途端に4団体の長の皆さんが、個人保証についてはできないよと。また、団体による出資比率に応じた損失補償についても協力できないという形になったわけでございます。これは現市長が、このお魚センターの社長に就任なさる前に、先般お魚センターの取締役会会議録を私どもももちょうだいたしておりますが、2月4日のお魚センターの取締役会議、オブザーバーとして出席なさってその席で神園さんが、市長がお話になったことが議事録に記載されております。

ちょっと読まさせていただきますと、以前の経営もありますれば、当然、お魚センターへの経営参加は十分承知しておりますが、従来より私の考え方として取締役の当センター債務の個人債務保証については矛盾を感じていた。これについて最善策はないものか。例えば、持株団体における補てん、または、市が一括しての損失補償をする等について今後検討していきたいと。

こういう発言がございまして、今日のような状況になってきているように私は思います。その中でもまことに残念に思いますことは、本市の基幹産業として市民のだれしもが理解し、認めてきたこの漁業協同組合、そして水産加工協同組合、水産業に携わる人たちのためにつくられたこのお魚センターであるにもかかわらず、手を差し伸べようとしめない。自分たちのための施設であるのに、債権超過のための責任を果たそうともしない。言うなれば、ギブアップして市民にそのツケを回そうとしていることとでございます。

先般、予算・決算特別委員会におきまして、お魚センターの10カ年の経営改善計画書が提出されました。御説明によりますとこの計画書は、会計事務所の指導のもとに基本方針と売上計画が作成されたということとでございます。お魚センターの実情について、この計画書は全く踏まえていないと。あまりにも金融機関向けの収支を、つじつま合わせした計画書としか思えないものでございました。それでも計画書ですから、つくりようによっては何回でも修正できますし、つくり直しながらその作業を進めることも可能であります。大切なことは、この事業計画に取り組む社長、以下取締役、社員、スタッフの皆さん方がどういう意気込みでどのように取り組んでいくかであろうかと思えます。私は、お魚センターの現在経営に携わっていらっしゃる社長以下、取締役の皆さんが個人としての責任は負えない。できたら早く身を引きたい。そういう責任感もなければ使命感もない感じで、本当にこの、今の計画を推進できるんだろうかと、そういう不安を感じているところでございます。

お魚センターは御承知のとおり大変厳しい状況にあるわけです。お魚センターの建て直しが図れるかどうか、すべてこの取締役の方々、経営に携わっていらっしゃる方々のこの腕次第ということが申し上げられるのではないかと思います。残念ながら、今の経営トップ以下、取締役の方々の経営姿勢はですね、あまり好ましくない状況にあるかなと受け止めます。市民にツケを回す前に、お魚センターの将来のあり方について、今一度、抜本的に見直しをする必要があるのではないのでしょうか。

私は、市民に対し、近い将来大きな負担を負わせることになりかねない本市の一括損失補償に

ついて、断じてとり行うべきではないということをお願いしまして、私の反対討論とさせていただきます。

○依積田義信議長 次に、立石幸徳議員。

○17番立石幸徳議員 私は、日程第3号並びに日程第9号について、反対の立場で討論をいたしたいと思います。

まず、議案第54号今年度一般会計補正の第3号の件であります。

この補正予算案第2条におきます債務負担行為の補正。この点について、予算委員会においては集中審議が行われたわけであり、真剣に論議をいたしました。提出されました資料の中で損失補償契約案。それから第三セクターへの改革・推進債などの資料説明も全くでき得ない。そのほかの重要資料につきましても、完全に説明をし尽くしたとは言いがたい。それほど時間をかけた審議であったと考えます。

予算委員会で明らかになったのは、まず、今回の損失補償に当たってお魚センターへの出資団体、本市を除く出資団体がそれぞれ出資比率に応じた損失補償をするのではなくて、本市のみが借入れ金額の全額を損失補償をするということであり、

一般論として、経済活動の中で出資をするという行為は、当然ながらリスクを伴う。そういった性格のものでありますが、今回の損失補償は、まず、この点での特異性が存在をしているわけであり、資本金5,000万円でもって、平成5年4月11日オープンして以来、おおよそ17年間、今日に至るも、お魚センターの累積負債は約1億9,000万円。前年度末です。これは、開業3年目から既に債務超過となっており、過去幾度か債務超過の解消にめどが立ちましたという説明はありましたが、ここへ来ていよいよ損失補償を提案をせざるを得なくなったという、そういった経緯であります。

そこで、将来的に債務返済が確実に履行されるのかという判断材料としては、最も重要なものが経営改善計画書でございますが、その中にこれからのお魚センターの経営改善への手ごたえが具体的に示されているかという点、残念ながら読み取れないのであります。経営改善委員会を設置し、教育・研修の強化を図るといった、いわば内部の体制づくりについては抽象的な提案となっておりますけれども、効率的な人員配置により人件費が一体幾ら削減されるのか。直営店での鮮魚販売導入にどれだけ投資をし、どれほどの利益を見込んでいるのか、全く説明はありません。鮮魚部門は、かつてはテナントとして鮮魚専門店が2カ店進出していましたが、撤退のやむなきに至っており、にわかに、この企画が功を奏するとは思われないのであります。そしてまた、お魚センターの売上面で大きな位置を占めますレストラン部門の新メニュー開発などは、改善計画書の2番目、現状と課題の欄の中で記載してありますとおり、平成20年、2年前の7月18日から改革元年と称し、新メニュー4品を報道発表までしまして試食会まで開催をされましたが、このレストラン部門の平成20年度売り上げは、約7,056万6,000円から昨年度、平成21年度売り上げは7,050万とわずかではあります、むしろ、落ち込んでいる現状にあります。ただ単に、単純にメニュー開発が売り上げ増につながっていくということにも首をかしげざるを得ないのであります。レストラン部門の平成20年度利益率は、60.64%から逆に平成21年度は59.95%へと悪化している実績は果たして改革元年はどこへ行ったのかと言わざるを得ないような状況であります。

いずれにしましても、損失補償の結果は市民への大きな財政負担となって、将来的なリスクをはらんでいるものでございますから、まだまだいろんな観点からの検証が必要であり、このお魚センターの債務負担行為についてのみ予算案から削除して、継続して審議をすべきという修正案の提案をいたしましたけれども、委員会の賛同が得られなかったところでございます。

損失補償のあり方につきましても、各出資団体がどんどんと際限なく膨れていく累積負債の対応措置として、応分の負担をしたくとも限界があると主張されることは、当然のこととして市民の理解は得られるものと考えますけれども、今回の損失補償が昨年6月23日の総務省指針を踏

まえて提案されたものであるという執行部説明に至っては、全く履き違いもいいところでありまして、提出された総務省指針の4ページにあります債務調整を伴う処理策の中に、処理策において新たな損失補償を行うべきではないと、はっきりと鮮明に記載されているところでもあります。特別な理由などによって損失補償をするという執行部説明は、総務省指針を形骸化し、全く意味のないものとしていくわけでございます。

今回の本市の提案は、総務省指針が求める三セクの集中的な、かつ抜本的な改革につながるものとは考えられません。採算性がないという総務省指針を払拭できるほどのお魚センターの経営改善計画にも当たらないと考えます。

総務省指針は、第三セクターの経営状況いかによって、将来的に地方公共団体本体の財政に深刻な影響を及ぼさないようにという、そういった目的で地方自治法245条の4に基づいて通知がなされているものであります。本市の今回の提案は、この総務省指針の趣旨に反しているものと断定せざるを得ません。以上、反対の討論といたします。

次に、認定事項第1号平成21年度の一般会計歳入歳出決算について、不認定にすべきとの立場から討論をいたします。

平成21年度の一般会計補正予算（第3号）に計上されております、森林整備・林業木材業活性化推進事業の執行に当たりまして、実におかしな事業展開が決算委員会において、その審査の過程で確認をされたところでもあります。それは、事業対象者に公平・公正に周知されなければならない事業内容や、申し込みに当たって特定業者のみを優遇し、その他の対象事業者が排除されているという事実であります。平成21年6月25日の関係業界総会におきまして、事業内容を6月末で締め切るという説明をしたとの当局説明がありましたけれども、既に、この特定事業者は、6月3日付で申し込みを済ませている事実がありました。さらに、この補助事業者は、平成21年3月から5月にかけて市長自身が本会議の一般質問で答弁されましたように、大変遺憾に思うという不法投棄をやった事業者でございます。法令違反の行為をしているのであります。

県補助金等交付規則第17条の2におきまして、県知事は法令等に違反したときは、補助事業を取り消すことがあるとの規定がございます。本市の予算を通じて、このような事業が平成21年度に執行されている決算を認定するわけにはいきません。

以上、討論を終わります。

○**依積田義信議長** これをもって、討論を終結いたします。

これから順次、採決いたします。

まず日程第3号については、起立により採決いたします。

日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第4号から第6号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号、第56号、第57号の3件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号については、起立により採決いたします。

日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第8号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号及び第10号の2件については、順次起立により、採決いたします。
まず日程第9号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、認定事項第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第10号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、認定事項第2号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第11号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、認定事項第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第12号から第16号までの5件については、順次起立により、採決いたします。
まず、日程第12号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、認定事項第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第13号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、認定事項第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第14号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、認定事項第6号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第15号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、認定事項第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、平成21年度枕崎市立病院事業利益剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、平成21年度枕崎市立病院事業利益剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、認定事項第8号は、認定することに決定いたしました。

次に、平成21年度枕崎市水道事業利益剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、平成21年度枕崎市水道事業利益剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。ここで1時10分まで休憩いたします。

午後12時1分 休憩

午後1時8分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第17号を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

○14番佐藤公建議員 ただいま上程されました、日程第17号「350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書」について、提案理由の説明を申し上げます。

内容につきましては、お手元に配付してあります意見書のとおりでございます。朗読は省略させていただきますが、現在、ウイルス性肝炎問題は国民的課題となっているところであります。また、この問題は今後、高齢化世代を中心に拡大していくことや、経済的理由などで十分な治療がなされないことも予測されるため、国の責任と責務のもとにきちんとした対処が必要であることから、地方自治法第99条の規定により国に向けて意見書を提出するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○依積田義信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第2項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決をいたします。お諮りいたします。

日程第17号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第18号を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除く全員が提案者でありますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに、提案理

由の説明、質疑及び討論は省略したいと思います、御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第19号を議題といたします。福祉給食サービス事業の調査にかかる特別委員会に付託中の調査事項について、会議規則第44条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、これを許可いたします。

牧信利議員。

○2番牧信利議員 ただいま議題となりました福祉給食サービス事業の調査にかかる特別委員会の調査の中間報告を申し上げます。

本委員会は、本市議会として昭和57年3月に設置されて以来、おおよそ30年ぶりに地方自治法100条に基づき、平成22年3月19日に当該調査特別委員会を設置し、委員長に牧信利、副委員長に立石幸徳委員を選出いたしました。

本委員会における審査は、これまで8回の委員会を開催し、関係者9人の証人喚問を中心に調査を行うなど、市民の負託にこたえるべく責任ある調査を今日まで進めてまいりました。

現在いまだ調査の途中ではありますが、中間の区切りといたしまして調査項目に従って、今日までの調査で明らかになったことを中心に御報告申し上げます。

まず最初に、この社協不正経理が一体どのようなきっかけで表面化することになったのかということにつきましては、平成17年9月いっばいで「食の自立支援事業」に対する国庫補助が切れることになり、社協内部では福祉給食事業は社協内のコスト削減をしてでも継続すべきであるとの方針を持ち、調整を図っていたが、その過程の中で、社協職員が神園征氏に内部告発する形で水増し請求という不正経理が露見したことが始まりであるということでもあります。

それでは、調査項目1「福祉給食サービス事業における枕崎市と枕崎市社会福祉協議会との委託契約の経緯について」であります、委託契約は、市が社協と業務委託契約を交わすが、毎年取り交わすものでなく、当初の契約を引き継ぐ形で相手が拒否しない限り自動継続する仕組みになっていたことが明らかになったところでもあります。

その中で、社協からは委託料の決定の際に実態に基づき、予算要求を福祉事務所の係長を中心に行ってきたが、要求どおりにはいかなかったということでもあります。

この問題について 事務担当者の一人からは、社協からも予算が足りないという相談は受けてきていなかったとの証言がありました。

補助事業の精算返納について、神園氏から業務委託の年度末の精算時にその精算返納すべき額が3,000万円ほど戻っていないのではないかという指摘がありましたが、事務担当者としては、補助事業は国の基準に従って見積もり計上している、不足しているとの考えは持っていないということでありました。

このようなことから、神園氏の「精算返納すべき額が3,000万円ほど戻っていないのではないか」ということについての根拠がどこにあるのかについては、いまだ判明していないところであります。

次に、福祉給食サービス事業における給食費決定の経緯については、給食費の決定が1回350円となった根拠は、市の栄養士が高齢者の必要カロリーを計算し、県内最初にスタートした隼人町を参考に決定した後、安定的・持続的に利用者に提供する必要性から、額は変わらずに今日まで引き継いできたということであります。

なお、委託契約書では、給食費については賄い材料費等の実費と定められており、その内訳としての考え方は、350円のうち320円は日常の賄い材料費、残り30円は特別食等、いわゆる災害時分や季節料理、盆、正月の特別食に充当するようにお願いしてきたということであります。

結局、給食費決定については、賄い材料費等の実費という条項について、福祉事務所は、毎年度の契約に当たって、賄い材料費の計算は行ってこなかったことが明らかになりました。

次の福祉給食サービス事業における余剰金については、そのようなことから、利用者負担金は100万円程度の残があるものと思っていたが、社協の会計システムの変更で平成15年にその額が多額になっていることを知ったということであります。

さらに一方、ほかの証言によると、「平成10年5月ごろの総会前に社協からもらった資料によると、約1,000万円を超える余剰金があった。それが不用額であれば返納させるべきであったと反省している」との証言もなされております。

そこで、この負担金の残は、食材費にしか使えない利用者に還元すべきお金であり、利用者負担金を運営費に使うことは福祉給食実施要綱に抵触することは認識していたが、その額が多額になっていたため、福祉事務所内で協議し、車等のほか備品等の購入に充当してくれとの話を社協にしたことがあったという新たな事実が判明したのであります。

ただし、その後、何に使うかという協議まではしていないとのことであります。

このことについて、神園氏の証言からも、元社協事務局長は「福祉事務所に相談の上だ」ということを一貫して繰り返していたことは事実であり、すべてひっくり返して水増し請求のことを言っているものだと理解しているとの証言があったのでありますが、その一方で、市関係者側の証言者全員が、裏金づくりで社協事務局長から相談を受けたことはないし、また、そのような指導・助言もしたことはないということでありました。

要するに、市としては、委託料いわゆる補助金は、国の基準に従って過不足なく処理されているものとの認識のもとに、運営費は社協の要求に近い額を計上してきたとのことであります。

ところが、社協は、本来利用者に返すべき給食費負担金の残を積み立て、運営費に回してきていたということですが、この給食費剰余金については、平成12年3月に退職した元社協経理担当者は、剰余金を備品などの購入には使っていない。すべて裏金を使ったと証言しており、このことは、元社協事務局長の給食剰余金を運営費に使っていたという証言とは食い違っているところであります。

次に、福祉給食サービス事業にかかる給食材料費の水増し請求については、以上のとおり、市から予算要求どおりの補助金をもらえず、弁当箱や弁当袋、ランチジャーのほか備品などの購入が難しかったことが理由で行ってきたものであるということでありましたが、実際、その水増し請求は、食材納入業者へ始める1カ月前に相談し、一部行わなかった期間を除いて、平成6年10月から平成16年までの期間行ってきており、その初めとして平成6年11月には金山のボランティア配食のための和室プレハブをこの裏金60万円で購入し、支払いは後日行ったということでありました。

さらに、その水増し請求額は総額950万円であったが、その中の使途不明金とされる262万1,000円は、早く解決したいがため、元社協事務局長と元社協経理担当者2人で弁済したということであります。

不正経理が発覚した時期については、平成17年12月3日か4日にこの問題の情報を外部から得たのが最初であり、水増し請求は、あくまでも自分の独断で実施したということであるということでもあります。

ところが、このことに対して、委員会に提出された資料では、本人は「平成6年の福祉事務所の数人と話し合っていた。私が一人でしたことではない」という報告が記載されているが、事実はどうなのか尋問したところ、再度、自分から言い出したことで、このことを福祉事務所に確認とった記憶はないということであり、以前の聴取記録は否定したのであります。

また、市職員の水増し請求についてのかかわりについて、当時の市職員全員が、先ほども述べたとおり、裏金づくりには何らかかわっていないことを主張しており、さらに、この不正経理を知ったのも、早い人は平成18年1月ごろで、ほとんどの者がマスコミを通じて知ったとのことでありました。

さらに、市職員のかかわりについては、神園氏は、大塚氏が「それを使ってくれと私が言った」と述べ、「それ」は裏金のことであると証言しましたが、一方、大塚氏は、「剰余金のこととして話しをした」と述べ、証言の食い違いが明らかになったところでもあります。

そのほかに、裏金は、社協本体にも使ったと大塚氏が言ったと、神園氏が証言しておりますが、大塚氏本人は、社協本体には使っていないと思っているということであり、これについても、証言の不一致が見られたところでもあります。

次に、福祉給食サービス事業における補助金については、市としては、社協からの事業実績報告書に基づき、精算を行い、県へ補助金の請求を行ってきたということでもあります。

そのような中、外部調査報告書の中で理事会が承認を得たとされる決算書以外に、数値の異なる別の決算書が存在していたとの記述があったのでありますが、元社協事務局長の証言では、メモ的な書類はあったが、二重帳簿はしていないし、決算書が2通りあることはあり得ないという証言でありました。

なお、当時、委託料が平成15年から17年にかけて激減していることについて調査したところ、配食数が少なくなったことや平成17年10月に補助金交付要綱の改正があり、委託料から調理に要する人件費が除外されたことが原因であるようであります。

次に、枕崎市と枕崎市社会福祉協議会との福祉給食サービス事業にかかる話し合いについては、福祉給食事業は、市としては、国の補助事業が廃止されるということで断念せざるを得ないのではないかと部の内での協議に基づき、平成17年11月24日付の食の自立支援事業の廃止の文書を社協へ出しております。

これに対して、社協としては、この事業を続けてほしい旨要望し、最終的には継続することになったということであり、このとき、調理員への解雇通知は行ってはいないとのことでありました。

以上が、これまでの証人喚問で明らかになった全容であります。これまでの証言で新たに明らかになった事実や、証言によっては食い違い・疑問点が見い出され、今後さらに調査の必要性があると思われることを、以下、まとめますと、まず、神園氏が言う業務委託の年度末の精算時にその精算返納すべき額が3,000万円ほど戻っていないのではないかとこの指摘に対して、市当局の見解を明らかにする必要があることが指摘できる。

次に、委託契約における350円の給食費については、契約に当たって積算されておらず、当初契約を自動継続として来ていることが多額の剰余金の原因となっており、需用費への流用がなされている。給食費の収支記録が明らかにされていないし、社協から320円から330円でできると提起されても対応していないことから、市・社協とも暗黙の了解のもとに行われた疑念が残る。

次に、委託料については、国の基準に従って計上しており、委託料が不足しているとは考えられないとの市側の証言があるが、国の基準と事業委託との関係を明確にする必要がある。

また、「備品は対象外」となっていた委託料と運営費の関係を市はどう考えていたのか。さら

に、これに伴い、社協の精算返納の中身を明らかにする必要がある。

次に、大塚氏が「平成15年、需用費への流用を提言し、所長もそういう立場であった」との証言があったが、このことは明らかにすべきである。

次に、車購入では、軽自動車スズキアルト73-41を初めとした車の購入の仕方が解明されていないので、さらに調査の必要がある。

次に、福祉会館駐車場の整備に関して、市福祉事務所がどのように整理されたのか、明確にすべきである。

特に、水増し請求に関与した事実に対する今回の証言を通して、先に述べたとおり、橋口元事務局長は平成18年当時の市の調査委員会での聞き取り調査の記録を否定するなど、ほかの証言との食い違いが幾つか見られるほか、いまだ、水増し請求による裏金づくりの根拠が解明されていないといえる。

以上のことからわかるように、いまだ解明されていない多くの問題点が散見されている。

特に、市の報告書について「その内容たるや真相解明とはほど遠く、事実と違うところが多いものであった」との指摘が、神園征氏からなされていることであるので、それに対する調査・解明を進め、市当局に対して、事実に基づく報告書を取りまとめていくべきであることを委員会として強く要請する。

以上であります。当委員会としても、これらの問題点を今後さらに精査し、これまでの執行部体制のあり方等を含め、事実の解明に向けた調査を精力的に進めていかなければならないことを最後に申し上げ、中間報告といたします。

○**依積田義信議長** ただいまの報告については、御承知おき願います。

この際、お諮りいたします。

本定例会において議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成22年第5回定例会を閉会いたします。

午後1時31分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明
及び各委員から出された意見・要望

平成22年 第5回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
村上 ミエ	第9回風の芸術展について	1 市民協働で開催されているが、次回もこのような体制で続けていくのか	市 長 課 長
	農村対策について	1 畑かん地区の道路が、いまだに舗装されていない箇所があるが、近々舗装される計画があるのか 2 東・西白沢は、未舗装道路が多く、住民が苦慮しているが、次の対策は考えているのか 3 通称「神の河川」の土砂の堆積について、土砂が河口まで流れてこないような対策は考えていないのか	市 長 課 長
	国道226号沿いの「緑の回廊」の除草作業とトイレ管理について	1 年に何回除草しているのか 2 港まつりの前日までに整備できないのか 3 施設のトイレは、町の顔だと思うが、週に何回掃除をしているのか 4 委託者の決定は、どのようにして決めているのか。また、委託料は幾らか	市 長 課 長
	健康増進について	1 特定検診の現在の受診者数は幾らか。昨年より多くなったのか。また、目的数に達するための対策を考えているか 2 筋トレサロン事業について 筋トレサロン教室は、何カ所か。生徒数は幾らか。指導員は何人か 3 この事業に興味を示している方で、「ふるさと再生のため役に立ちたい」と声が上がっているが、講	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	男女共同参画 について	<p>師に招く考えはないか</p> <p>1 これまでどのような取り組みをしてきたのか</p> <p>2 基本法ができて10年になるが、市役所内での成果は、どのようなところに見受けられるか</p> <p>3 女性を育てる手立ては、どのような方法で行っているのか</p> <p>4 10年がたち、計画の見直し等が行われ、今までの縦ぐしから横ぐしへの取り組みが始まったが、本市ではどのように進めていくのか。また、実施している事業があれば具体的に示していただきたい</p>	市 長 課 長
	食育について	<p>1 今までの取り組みは、どのようなことを行っているのか。また、どのような成果が出ているのか</p>	市 長 課 長
立石 幸徳	固定資産税の 過徴収問題に ついて	<p>1 水産冷凍倉庫等の固定資産税過徴収問題の訴訟で、最高裁判決が出されている。 本市の対応は、どのようになっているのか</p> <p>(1) 水産冷凍倉庫事業者から本市への申し立てがなされているのか</p> <p>(2) この問題に対する本市の方針は、決定しているのか</p>	市 長 課 長
	職員人事異動 について	<p>1 年度途中における人事異動のあり方について（7月12日付、本市職員人事異動の目的は何か）</p>	市 長 課 長
	債務負担行為 について	<p>1 本市における損失補償並びに債務保証の全体額は幾らか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
原村 且元	<p data-bbox="368 488 555 600">下水道事業の 財政改善につ いて</p> <p data-bbox="368 680 555 904">国からの補助 金に関して、 補助先の選定 と補助金の流 れのチェック などについて</p>	<p data-bbox="596 219 1214 248">2 最近10年間の債務負担行為の推移について</p> <p data-bbox="596 333 1153 362">3 損失補償と債務保証の法的差異は何か</p> <p data-bbox="596 488 1302 557">1 下水道事業財政の長期見通しの中で、改善点は何 であるか</p> <p data-bbox="596 680 1302 792">1 「森林整備加速化・林業再生事業」に関する国か らの補助金の流れや、それに伴うチェック体制はど うなっているのか</p> <p data-bbox="596 878 1302 947">2 本市木材会社への補助金適用に関して、農政課は どのような役割を果たしたのか</p> <p data-bbox="596 1032 1302 1102">3 建設課は、隣接国有地への木材会社の不法投棄を 「建設確認図」提出時に知らなかったのか</p> <p data-bbox="596 1187 1302 1299">4 農業委員会は、木材会社の農地取得に関し、どの ような調査を行ったのか。最初から農業をする目的 でないことを認識できなかったのはなぜか</p>	<p data-bbox="1331 488 1426 557">市 長 課 長</p> <p data-bbox="1331 680 1426 750">市 長 課 長</p>
	<p data-bbox="368 1420 555 1489">本市の財政に ついて</p>	<p data-bbox="596 1420 1203 1449">1 「財政民主主義」について、どう考えるか</p> <p data-bbox="596 1534 1302 1646">2 本市の「地方債」の返済について、これまでどの ように返金してきたのか。また今後、何をもって返 金していくのか</p> <p data-bbox="596 1731 1302 1800">3 本市職員の退職金については、退職手当債適用後 について、どう考えるか</p> <p data-bbox="596 1886 1302 1998">4 本市の「一時借入金」の実態について、過去5年 間について年度を超えて返済したのは何件で、その 金額はそれぞれ幾らか</p>	<p data-bbox="1331 1420 1426 1489">市 長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
上釜 いほ	高齢者の所在不明について	<p>5 「法定外税」について、どう考えるか</p> <p>6 本市の地方公営企業や地方公社に関して、市長が「不良債務」と認識しているのは何件で、その金額はそれぞれ幾らか</p> <p>1 全国の各自治体で、死亡不届出などの戸籍調査をやっているが、本市において幕末や明治、大正時代などの戸籍調査はやっていないのか</p>	市 長 課 長
	地域主権について	<p>1 民主党政権は、地域主権の実現を「政権の1丁目1番地」と位置づけている。本市としては、地域主権の実現に対して市長はどのような考えを持っているのか</p> <p>2 日本の地方自治は、首長と地方議員の二元代表制であり、双方の協調と牽制が自治を形づくる責任を共有している。市長の見解は</p>	市 長
	風力発電について	<p>1 数年前、別府国見岳に風力発電の計画が進んでいたが、その後どうなったのか</p>	市 長 課 長
	入会林野整備について	<p>1 農林業振興のための、利用の増進を図ることを目的とする整備の取り組みについての考えは</p>	市 長 課 長
	「海岸漂着物処理推進法」について	<p>1 昨年7月制定された同法は、海ごみの発生を抑える国や都道府県の責務を定めた新法であるが、本市の対応は</p>	市 長 課 長
	ふるさと納税について	<p>1 2008年導入された同税は、初年度72億6,000万円の納税であったと総務省は発表しているが、本市の納入額は</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	高齢化によるひとり暮らしについて	1 国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計では、2020年に全都道府県でひとり暮らし世帯の割合が最も多くなり、全世帯の3分の1に達すると報じている。本市のひとり暮らしの実態はわかっているのか	市 長 課 長
	市民の声について	1 火之神公園への障害者の利便性の確保について 2 市役所駐車場について 3 市立病院の土曜開院について 4 准看跡地の駐車利用について 5 妙見グラウンドトイレの水洗化について 6 地区館の活用について 7 市営プール・火之神プールの利用について 8 きばらん海について 9 平和祈念慰霊について 10 図書館のコピーについて	市 長 課 長
米倉 輝子	市有地の駐車場について	1 7月のお知らせ版で、神園川を覆っている市有地の駐車場での長時間駐車禁止のお知らせが載っていたが、その後の反応は。そして、どのような対応策をとられたのか 2 長時間駐車とは、何時間以上のことか	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	環境問題について	<p>3 駅前三愛ビルの西側の駐車場、タイヨー東側の駐車場、枕崎小学校東側の駐車場での長時間駐車はないか</p> <p>4 市民の皆様の不公平感をなくし、御協力を得るためにも市役所の職員がまず率先して駐車料金を払うべきではないか。また、枕小の東側の駐車場だけとなると職員間に不公平が生じるので、車で通勤する方全員、駐車料金を払うべきだと思うが、その見解を</p> <p>5 行政と市民が心をつなげる協働は、地域活性化に大きく寄与すると思う。駐車料金を取る条例をつくったと思う。その見解を (例えば、一家に一台を限定し、長時間駐車は駐車料金を納める。また、夜だけ駐車したい方もおられるかもしれない。希望者を募り、駐車料金を設定する)</p> <p>1 まだまだ夕暮れから夜にかけて悪臭を感じるが、その後、悪臭対策はどうなっているか</p> <p>2 ただいま、燃えるごみの中に生ごみを入れているが、燃えるごみと生ごみを分けて収集したらと思う。カラスの被害も減るのでは。その見解を</p> <p>3 市内の残渣、残飯などを肥料化することにより、有機肥料の生産につなげていけるのではと思う。その見解を</p> <p>4 堆肥センターのほかに、市内でも個人事業でふん尿を堆肥化する設備を持っているところもある。そのような方とよりよい環境をつくっていくため、手を取り合っていく考えはないか</p>	市 長 課 長
沖園 強	行政の指導・監督について	<p>1 近年、事業者の開発行為や事業展開においてさまざまな公害や苦情が発生しているが、行政の指導・監督のあり方に問題はないのか 【参考例】木原地区の悪臭問題、宇都地区の開発行</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="368 607 555 674">農業・農村対策について</p> <p data-bbox="368 1144 555 1211">国道の管理について</p>	<p data-bbox="619 219 1302 248">為、東木材の不法埋め立て、地場センターの駐車場</p> <p data-bbox="580 338 1302 483">2 国土調査（地籍調査）によって里道が消滅し、住民生活に支障を来す事例でトラブルが発生している。消滅した里道を復元するには、どのような手続が必要なのか。また、その責任はどこにあるのか</p> <p data-bbox="580 607 1302 831">1 農水省は、来年度以降の農地・水環境保全向上対策事業をさらに拡充する検討に入っている。県下で本市を含む3自治体は本事業に取り組んでいないが、本市の農村地区にとって多大な損失である。今後、積極的に本事業の導入を図るべきではないのか</p> <p data-bbox="580 913 1302 1025">2 市民、特に農村部の高齢者は、コミュニティバスの市長公約の実現を待ち望んでいる。具体的な検討は、どこまで進んでいるのか</p> <p data-bbox="580 1144 1302 1290">1 市の北の玄関口とも言える国道270号と225号の交差点（中原水産付近）の緑地帯は、雑草が繁茂し見苦しい状態だ。市が管理委託を受けて花壇の設置など検討すべきではないのか</p> <p data-bbox="580 1373 1302 1529">2 国道270号の界守から金山入り口にかけて歩道が設置されていない。現在、旧南薩鉄道跡地を横断する橋梁を撤去する改良工事などを含めた要望をすべきではないのか</p>	<p data-bbox="1331 607 1422 674">市 長 課 長</p> <p data-bbox="1331 1144 1422 1211">市 長 課 長</p>
<p data-bbox="188 1653 336 1682">牧 信利</p>	<p data-bbox="368 1653 555 1798">東木材の産廃不法投棄問題、騒音公害問題について</p>	<p data-bbox="580 1653 1302 2067">1 市長の見解について (1) 東木材のおがくず工場建設に関して、産業廃棄物の国有地への不法投棄が明らかになった。この問題が発覚したのは、東木材の騒音に悩む周辺住民の粘り強い市、県への訴えの中で、県産廃対策室が調査のための作業を始めた結果である。 国有地から運び出された産廃物、土砂は8トンダンプ270台分、廃棄物ボックス20台に及ぶものであった。国民の税金を3,200万円も使った事業でこのような不法行為が行われたことについて、市長はどのように受けとめているか</p>	<p data-bbox="1331 1653 1422 1720">市 長 副市長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>2 おがくず工場建設の経緯と市の対応について</p> <p>(1) 鹿児島県森林整備・林業木材産業活性化推進事業についての連絡が来たのはいつか</p> <p>(2) この事業の対象になる事業所は、市内に幾らあるのか</p> <p>(3) これらの事業者に対して、この事業の案内を行ったか</p> <p>(4) 案内したのはいつか</p> <p>(5) 事業への応募希望を提出した事業所数は幾らか</p> <p>(6) おがくず工場建設の対象事業所は何社か</p> <p>(7) 東木材に決定した経緯はどのようなものか</p> <p>(9) 東木材が国有地を不法に埋め立てていたのを知ったのはいつか</p> <p>(10) この事業の実施要領では、事前評価、事後評価を行い、報告することになっている。 ① 市長は、この評価を行っているのか</p> <p>3 騒音被害について</p> <p>(1) 公害が予測される工場建設に当たって、どのような対応をしたのか</p> <p>① 被害を受ける周辺住民への説明をしなかったのはなぜか</p> <p>② 公民館長の同意をとった根拠は何か</p> <p>③ 公民館長は、被害者の抗議に対して、「お前たちは関係ない」と答えたというが、これでも</p>	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
豊留 榮子	地上デジタル放送開始について	<p>公民館長の同意を事業進出の条件を満たしていると判断しているのか</p> <p>④ 防音対策の具体化を早急に図るべきだと考えるが、取り組みはどうか</p> <p>4 産廃不法投棄について (1) 東木材の不法投棄についての調査結果はどのようなになっているか</p> <p>5 産廃の不法投棄、国有地の不法埋め立てを行った東木材の不法行為が、枕崎市を通じて行われたことは、極めて重大である。市長は、東木材のおがくず工場建設に対する補助金の返還を求めるべきだと考える (1) 市として、返還要求をすべきだと考えるが、市長の見解はどうか</p> <p>1 地上デジタル放送は、平成13年の電波法改正によって、電波の有効利用、放送サービスの高度化、日本経済の活性化などを理由に、現在使用しているアナログテレビ放送に取ってかわる放送として整備促進されているところである。 本市における公的設置による共同受信施設の実態について、どのような受信方法となっているのか</p> <p>2 教育施設や福祉施設などの対応は、どのようなになっているのか</p> <p>3 生活保護者、低所得者、障害者など、社会的弱者への対応はどのようなになっているのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	住民の暮らしに直結した課題について	<p>1 塩屋北町 馬追川にかかる馬追橋は、昭和40年に施工されている。平成7年の阪神大震災後、あちらこちらで橋の補強工事を見かけるが、馬追橋は大丈夫なのか。また、立神方向に馬追橋を渡ると道路にくぼみができている。安全に走行できるよう補修が必要と考えるがいかがか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>2 塩屋北町 道路拡張がなされた馬追橋を渡り、海岸線の火之神ロードと交差する。カーブになっているため左側の見通しが悪く、左折車用にはミラーがあるが、右折側にはミラーがなく左側の見通しが悪い。ミラーの設置ができないか</p> <p>3 立神本町 大雨が降るたびに側溝の水はあふれ、道路は川のようになり、家の敷地にも流れ込み土間は水浸しで床下浸水となる。家主さんは少しでも水の浸入を防ごうと、セメントで枠をつくり、取り外しのできる板を道路と家の境に取りつけたが、役目を果たさなかったようだ。スーパーの前までは側溝の改善がされているようだが、両側共に側溝にふたもなく、住民は危険を感じて暮らしている。排水路の改善とふたの取り付けが必要と考えるがいかがか</p> <p>4 下松町 下山神社前の道路から下の公民館道路まで数件の人家と茶畑があるが、山からの雨水が滝のごとく人家を襲い、見る見るうちに床下浸水になるという。排水路の整備をして、災害が起きる前に手立てが必要と考えるが、いかがか</p> <p>5 別府西町 西之原の農道、雨のたびに土砂が流され岩盤がむき出しになり、車の通行ができない状態になる。その都度バラスが敷かれ整備されてはいるが、繰り返しである。排水路を整備し、道路を舗装にするなど改善が必要と考えるが、いかがか</p> <p>6 岩戸団地裏の排水路は、深さもあり危険な状態である。小さな子供たちがいるので、安全対策として早急にガードレールを取りつけるか、ふたをする必要があると考えるが、いかがか</p> <p>7 別府白沢北町 別府西町を海方向に下った所。新しく整備された畑かん道路の排水路で、足を踏み外し転落するということがあった。農作業の安全面からも、ここは道幅も狭いので、ところどころにふたの取り付けが必要だと考えるが、いかがか</p> <p>8 犬牟田墓地 先祖を大事にされる方々が、夜明けとともに墓参りに出かける。若葉町下の墓地駐車場にトイレの設置ができないか</p>	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>9 別府東町 農免道路を行くと、事故多発の点滅の交差点がある。再度現地を検証し、地元住民と話し合うということであったが、その後どのようなになったのか</p>	

平成22年第5回定例会予算及び決算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第54号平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億4,296万5,000円を追加して、予算総額を102億7,550万円にしようとするものである。当初予算額より、9.7%の伸びとなる。
- ・ 債務負担行為の補正については、株式会社南薩木材加工センターの設備資金及び運転資金借入並びに株式会社枕崎お魚センターの経営安定資金借入に係る損失補償の追加に伴うものである。
- ・ 地方債の補正については、事業の追加及び臨時財政対策債発行可能額の決定によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、財政調整基金積立金、地域活動活性化推進事業、コンパクトシティ推進事業、国県支出金等精算返納、老人保健福祉計画・介護保険事業計画見直し事業、融資主体型補助事業、口蹄疫対策支援事業見舞金、農林水産施設補助災害復旧費などをお願いしてある。
- ・ 以上の財源として、繰越金1億5,859万円、地方交付税1億3,342万1,000円、諸収入5,090万円、繰入金3,720万5,000円、県支出金3,590万2,000円、財産収入906万6,000円、寄附金ほか74万2,000円の増と市債1億7,270万円、国庫支出金605万3,000円、地方特例交付金410万8,000円の減で措置した。
- ・ 公的資金補償金免除繰上償還の完了については、平成21年度で繰上償還が完了したが、計画承認時の補償金見込み額を上回る財政効果を上げることが要件となっている。
- ・ 公的資金補償金免除繰上償還については、国の地方財政対策ということで、財政健全化計画または公営企業経営健全化計画を策定して、行政改革並びに経営改革を行なう地方公共団体を対象に5%以上の高金利の地方債の公債費負担の軽減を目的に、19年度から21年度までの3年間で公的資金の補償金免除繰上償還を認めるものである。本市においては、一般会計、公共下水道事業特別会計、病院事業会計、水道事業会計の4会計において承認がなされ、平成21年度をもって繰上償還が完了している。
- ・ 財政効果額については一般会計で1,721万5,000円、公共下水道事業特別会計で2億3,866万6,000円、病院事業会計で1,876万8,000円、水道事業会計で213万3,000円、4会計合わせて2億7,678万2,000円の財政効果が出ているところである。
- ・ 財政健全化計画及び公営企業経営健全化計画に基づいた行財政改革の取り組みについては、今回の繰上償還に係る要件ということで、計画承認時に策定した平成23年度を計画最終年度とする健全化計画に基づいて、行財政改革並びに企業の経営計画を実施することにより、免除される補償金の見込み額を上回る財政効果を生み出すことが要件となっているところである。
- ・ お魚センターの10カ年経営改善計画については、この方針が決まった以降、水産商工課、お魚センター、それから総務課上げて全体でつくり上げてきたところであり、その中で会計事務所にも調整をし、また主要な金融機関である鹿児島銀行とも調整をしながら、内容を整理して、最終的には取締役会を持ち回りの形で開催し、取締役の決裁を受けて決定をしたところである。
- ・ 総務省の第三セクター等の抜本的改革等に関する指針については、地方公共団体がみずからの決定と責任の下、第三セクター等の抜本的改革を推進し、地方財政規律の強化に資することが極めて重要だというような主旨で、通知が出されたものと考えている。
- ・ 損失補償は地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすということである。総務省指針は本市財政、地方公共団体の財政をいかに立て直さなければならないかという主旨で出てきていると考えている。
- ・ 第三セクターの経営に関して地方公共団体の財政に大きな影響を及ぼすことを防ぐようにという主旨でなされたことはもちろんであるが、当然その中で公的支援の考え方という形で整理をして、一定の基準それから議会に十分な説明をし、必要な手続も経た上で理解をいただき、公的支援をするということと考えている。
- ・ お魚センターに対する公的支援については、この指針の中でも公的支援をするに当たって、その公益性・公共性を十分に勘案するということが上げられているので、私どもとしてもそういったことを総合的に判断して、今の時点で市の損失補償という形で経営改善に1日も早く手をつけていきたいということで、債務負担行為をお願いした。

- ・ 施設の老朽化による故障等を改善するための資金繰りができないということになると、経営自体に深刻な影響を及ぼすということが考えられるので、そういうことがないように速やかに改善計画に手をつけたいということである。
- ・ 経営改善計画の中でソフト的な面で手をつけられるものは既に手をつけて実施しているところであるが、ハード面の老朽化等に伴う対応については、経営改善計画を実施するために損失補償という形で、鹿児島銀行に借入金を一本化する形でそういう資金も含めてお願いをするということであるので、損失補償が伴わなければ資金の計画も実施できないということになる。
- ・ 経営改善計画の中の年間の約定返済金額があるが、23年3月末で見ると、1,147万2,000円とあるが、借り入れをする中で、2年間の据え置き期間を設けて返済期間を少し延ばしたいということをお願いしたいと考えている。
それから、金利についても数%から5%程度まであるので、それを2.5%。これも確定ではないが、そういう形で金利負担も減らすような形で当面の資金繰りをスムーズにいくようにしたい。そうする中で改善計画を実行することによって売り上げのアップを図って資金をうまく回るようにしたい。
- ・ 損失補償をしようと思ったいきさつは、2月4日の取締役会の席で、以前から個人保証を解消すべきであるということを考えていたので、その方法を具体的に検討する方向で進めていきたいという市長からの話があり、それに対して取締役の同意というか、基本的な方向性についての了解を得ている。その後、その方法として市の担当部署において、できるだけ早い時期に議案の提出をするように、できれば6月議会に出せるようにできればということによって指示があった。
市では、関係課長等で構成する検討会を設置し、この総務省の指針が出ているので、この指針に基づいて損失補償が可能なのかどうか。具体的にこの基準にのっとって、公益性、公共性、その損失補償の原因になっている損失の内容、経営改善の見込みなどの具体的な検討をして調整してきた。
合わせて、当然金融機関との協議もしなければならなかったし、あと会計事務所等に対する経営改善計画との調整等も必要だったので、残念ながら6月の議会に提出するには時間が少し足りなかったということで、それらの調整が整った9月議会に議案をお願いをしたということである。
- ・ 個人保証で代表者変更をした日が、3月29日である。通例だと選挙があつて当選人が決まった段階で変えられるものであるが、取締役会と臨時総会で、まず前任者の辞任と、それから新任者の取締役就任が決まり、続いて、取締役会が開催されて、取締役会の中で代表取締役等、役職が決まり、それを会社登記の変更をするので、それが終わってから銀行の条件変更という形になる。
市長は、2月4日には、取締役会の中で個人保証から団体保証へということによって話をして了解をもらったことについては、その中で当初市長はそういうことがあるので決済をしないということだったが、2月4日のほかの三セクの会議の中で、同じお魚センターの役員の方と話ができたので、当日行われる予定であった取締役会に招集をかけて市長に来てもらい、市長がそこで自分の考えを述べて、取締役会の皆さんの了承を得た。
そこで、新たに4週間以内に臨時の総会と取締役会を開催するようにと指示をされたところである。
- ・ そのときは具体的に市が全額を損失補償とかいうのを決定していたわけではなく、団体に出資応分の、そういうことも含めた総体的な検討を担当部署にさせていくということだったと記憶している。団体の方にはいっしょに団体保証ということで行政からは文書で、最終的に7月の段階でお願いしている。市役所以外はすべてノーということで、文書でいただいた。
- ・ 団体保証ができない理由は、それぞれの取締役会や役員会等で検討した結果であるので、理由はそれぞれである。
概要を申し上げますと、漁協は、水産業を取り巻く環境は厳しい状況にあって、組合の経営改善を図って職員等の生活安定を最優先課題と考えている。団体保証については、主力の出資者である市が行政として協力に後押しをすることを強く要望したいという答えであった。
水産加工業協同組合は、従来から組合の方針として、取締役、監査役の選任の辞退などの対応をとってきており、今まではやむなく個人の保証という形で選任に協力してきた。個人保証が取締役選任への大きな障壁になっているという状況にあって、これらを考慮すると組合員の賛同

を得られるという状況にはないということだった。

- ・ もちろん、お魚センターの経営改善をするというのが目的であるので、その中のひとつの取り組みとしてこの損失補償という形で個人保証を解消したい。そして金融機関の鹿児島銀行においても、これまで損失補償によって借りかえをすることについて、この計画も含めて見ていただいている。

金融機関としても、今の状況で、そのままではなくて、きちんと経営改善の取り組みをすれば、改善する可能性があるということを認めていただいているからこそ、その損失補償の契約の協議をいただいているわけである。

市としての全体的な支援体制を金融機関に対しても速やかにお示しをしたいと考えている。

- ・ 経営改善計画の柱は、一つには事務所の体制、人の体制を一新して今後、積極的な営業活動に努めていく必要があると思っている。入館者数が平成5年からすると半分以下になっているような状況がある。

魅力ある店舗という意味では、鮮魚部門を充実させていきたいと考えている。今の時点では鮮魚を扱っている店が1店舗しかないのので、地元の漁業者の方々からも魚の提供をしていただく可能性があるというような話もいただいているので、漁業者の方々、漁協、出荷仲買組合、魚商組合等とも協力をいただきながら鮮魚の充実をする。

それも一遍に大幅にというのはなかなか難しい面があるので、徐々に拡大をして定着をさせていきたい。

仕入れの関係についてもこれまで仕入れ管理が十分にできていなかったところがあるので、売り上げと仕入れの関係を十分に見直して、仕入れによるロスを減らしていくということも大変大事なことだ。

レストランの関係の売り上げは非常に大きいので、レストランを充実していくという意味で、今、夜間のビアホールを営業しているが、それ以外の時期についても夜間の通年営業、予約営業とかの充実をしていく。そのためには、レストランのメニューの充実ということもしていけない。

- ・ この経営計画は、実際の5カ年の損益実績決算と10カ年の損益計画ということで示しており、18期までずっと売り上げが減少している。これを何とか引き上げるために具体的な施策をとっていくことで、9年後から10年後に一番売り上げがよかった目標である2億2,000万を目標に計画を立てているところである。計数で言うと年の伸び率を2%程度になるかと思う。

結果論として、10年後が21.何%になったので、10年で割ると1年が2%程度になり、2%を先に設定して計算したわけではない。

- ・ 平成5年4月にオープンして、16年少し経過をしており、施設の老朽化に伴っていろいろ支障が出てきている。それを解消するために計画的に補修をしていき、改善に取り組んでいきたい。
- ・ 役員の非約定分というようなことで、役員から借りている事実はある。
- ・ 非常に経営状況、資金繰りという面でも厳しい状況があるので、借入金の組みかえ表という形で資金繰りを鹿児島銀行に1本化することで改善を図っていききたいということであり、鹿児島銀行としても今、直ちに破綻をするような状況ではないにしても、できるだけ速やかにこの改善計画を実行に移すべきであるということである。
- ・ エレベーターの設置については、高齢者のお客様等がふえているということで、階段を上り下りするのが、レストランに行くのに大変困難であったりとかすることを言われているので、エレベーター設置はぜひやりたいと思っているところだが、経営状況を考えると直ちには難しいかなと思っているので、計画上は26期ということになっているが、経営状況によっては前倒しして実施できればと考えている。
- ・ 通称、返済猶予法、中小企業等の返済を猶予するという時限立法が成立した。お魚センターはこの返済猶予法の返済では、メインバンクである鹿児島銀行にお願いして、年間元金で1,088万だったと思うが、これを2年間繰り延べしていただくようにということでお願いし、それを今、実施しているところである。また、信用漁連にも500万の借り入れがある。これについても額が大きいので、その適応をお願いしたところ、借りかえで手当てをするということで取締役とも話ができているところである。
- ・ 具体的に返済猶予の適応を受けるための要件として、平成21年12月3日で成立した中小企業

等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律というのがあり、「資金繰りに苦しい中小企業等が銀行に申し入れをすると銀行が受けたら、対応してください」という法律であるので、銀行にお願いして、経営の改善に関する考え方とか、経営改善計画書を提出し適応を受けたところである。新5カ年計画を提出しており、そのとき繰り延べをしたときに544万円を6月と12月に繰り延べをする。

- ・ 総務省指針に基づく情報開示については、現在、昨年度の決算に基づき、この様式に準じた形で調整をしており、近くすべての該当する第三セクター等、そういう関係団体の分については、ホームページ等で公開をする予定にしているが、今の時点ではまだ調整が完了していない。
- ・ 第三セクターに関する情報公開の資料については、22年3月31日現在の状況を調整するというので、決算がまとまってから作業をするという形になっていたところであるが、こちらの作業の進捗がおくれており、今、作業をしている途中である。
- ・ 市の執行部としては、まずはやはり議会に提案、議案としてお出しをするのが第一だというふうに考えており、それが無い中で事前に市民の方々に直接御説明をするというのは適切ではないかというふうに考えているところである。
- ・ お魚センターの設立に当たっての趣旨は、水産業、水産加工業の振興。それから、観光の拠点としての観光振興、そういったものを通じての地域振興全体への波及効果も考えての設立であったと考えている。

出資団体に対する保証の要請については、まず、個人保証を解消すべきだということを考え、具体的な方法を検討する中で、1つの考え方として出資比率に応じて団体で保証をするという方法があるのではないかということで、それぞれの団体に検討を要請したところである。

ただ、会社の株主の責任としては、出資したお金の範囲内での責任を負うということは当然であるが、それを超えての責任を負うか負わないかということについては、当然その団体の判断に寄らざるを得ないところである。

お魚センターとしても、そういう要請をしたところであるが、それぞれの団体については、市が主導的に進めてきた事業についての団体の保証という形で、新たにそれぞれの団体が出資金を超えて保証をするというのは承認できないということで回答をいただいた。

- ・ 市としては、やはり個人保証をまず解消するということがどうしても必要であるし、そのためには当然何らかの形で保証しない限り個人の保証というのは解消できないということになるので、市が主導的に進めてきた事業にかかるものであるから市の責任として損失補償という形で議案をお願いしようということで提案をしたところである。
- ・ テナント料の関係ではテナント料を10万円と共益費5万円であるが、そのほかにレストランの売り上げと売店の売り上げである。テナントとの協議については、テナント協議会というがあるので、その中で協議をしながらお互いに運営をしていくということで連携を図っているところである。
- ・ 団体は保証を抜けるということではなく、もともと団体として保証はしていない。基本的に団体の代表ではあるが、それは個人として保証をしていた。今もそうであるが、保証をしているわけであり、何かあってその保証を実行することになった場合には、団体が責任を持つのではなくて、今の状態では個人が責任を負うという状況になっていることであり、それについては何とか解消をしたいということであるが、もともと団体自身が、それぞれが保証をしていたわけでないので、今回、団体の出資割合に応じて保証をお願いするという話をした中でそれぞれの団体においては、出資金の範囲内では当然責任を負うが、団体としての新たな保証という形では保証することはできないという形での回答があったところである。
- ・ 当然この改善計画については、それぞれの取締役において十分にチェックをしていただいて、その資金繰りについても確認をいただいたところであり、複数ある借り入れがある。特に、この借り入れの中で手形貸付という形で22年の9月14日であったりとか、9月30日であったりとかいう形の期限が迫っているような資金もあるので、それらを早急に整理するためには、やはり鹿児島銀行に一本化することによって資金の整理をし、それから金利も相談をし、それと貸付条件である据置期間であったりとか、償還期間であったりとかいったものも伸ばすことによって、当面の資金繰りを改善するという方向性を議論いただいて、こういう形で取りまとめをしたところである。
- ・ 出資団体の協力体制というか、責任を果たすかということについて、今回市で損失補償をするという方向での議案を出すことに伴い、団体での保証ができないか相談をしたところである。団

体ではそういう形では新たな負担は求められないということであったが、その出資団体としての立場はもちろんあるし、それから取締役としてそれぞれ代表者が来ているので、それぞれの取締役・団体においては、この改善計画に書いてあるように経営改善の計画を実施するためにこれまで以上に協力をしていくということを約束していただいている。

- ・ この10カ年経営改善計画書が確定した日は、最終的にすべての取締役の決裁という形で決裁をとったので、その決裁が終わったのは9月の3日ということである。

この10カ年の改善計画自体については、以前の段階から調整をした上で取締役にも示して内容を確認していただくと同時に、会計事務所であったりとか、銀行、金融機関であったりとかにも、素案の段階で示して中身のチェックをしていただいたと。その中で金融機関等からの改善とか修正等の指示等もあったので、最終的に決裁という形でとったのは9月の3日ということであるが、素案としての骨子の部分については、それ以前にそれぞれ示して内容の調整をしていたということである。

- ・ テナント料というのは、現在は、1区画約25平米であるが、1区画がテナント料として10万円と消費税、基本が。それから共益費が5万円ということである。ただ1社でたくさん持っていて4区画あるところがあるが、そこが入店に際して条件を出し、新たな出店であるということで、そこについては1区画7万円になっているところである。

- ・ 今度の改善計画ではこのテナント料の問題というのは、テナント料についても改定は考える必要があるということは認識しているが、現在の経済状況の中で、今のお客様の状況の中でそれが実際にできるかどうかということがあったので、具体的にはうたってはいない。

それについては売り上げ状況、今後の計画を見ながらテナント協議会等の中で協議をしていて、結論を出す必要があるのではないかと考えている。

- ・ テナント料だけで経営を維持するというのは非常に難しいということは確かである。この経営改善計画の経営状況では、建設資金等初期投資分の借入金返済が重いため、当初から6期連続の赤字決算となったが、7期以降に直営店の増加やレストランの直営化による経営改善に努めた結果、9期から15期は7期連続の黒字ということであるが、直営店を運営することによって売り上げが上がりお魚センター全体の経営が改善する。

- ・ お魚センターの顧客名簿は、個々のお客様については、直接電話等で御購入いただいたお客様についてはあるが、団体のお客様についてはエージェント会社の名簿とかになる。

- ・ 買い上げたお客さんは、例えば宅配便で送ってくださいますとかいうのがある。まさに今、御指摘のところは課題であり、今、そこを一番私どもがフォローしなければいけないことだということで、今後改善していくところである。

要するに、1回買っていただいたお客さんに次のフォローがないということで、お客さんから指摘をいただいております、そのことについては早急に手立てをするように考えているところである。

- ・ お魚センター建設に係る補助金の返還試算については、当時の総事業費が4億9,156万3,000円である。補助対象事業費が2億9,675万5,000円余りであり、返納の試算としては平成22年3月31日現在の建設本体部分の簿価を対象として、推計をしているところである。

- ・ 仮に今回、議会の承認が得られなければ金融機関としての信用度というものについては、手形貸し付けという形で期限が迫った貸付金があるので、その資金手当を早急にしないといけないという状況もある。

それから今、鹿児島銀行とこの損失補償契約を締結するに当たってのいろんな調整をしており、この資金の借り入れについての御相談もしているところだが、当然金融機関としては、市の支援体制とか支援の姿勢というところを前提に損失補償が実現されることを前提として話をしているので、今回の議会で議決がいただけないということになると、金融機関、鹿児島銀行とのこれまでの話、協議をしてきたことが市への信頼関係とかいう部分で懸念を持たれるということで、これまでの協議が協議どおりにいなくなるというようなことも考えられる。

- ・ 衛生費中、健康増進事業の女性特有のがん検診推進事業の補助金213万円は、対象人員というのは子宮頸がんの対象者が531名、乳がんの方が880名である。

子宮頸がんが20歳から40歳の方が対象である。5歳刻みで20歳、25歳、30歳で40歳までである。

- ・ 子宮頸がんの検診であるが、去年もあった分と同じようなのが2カ年続けてあるということである。対

象者はさっき言ったように531名ということだったが、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の5歳刻みの方々を対象として全額補助を出すということである。回数は1回である。

金額は、個人でしようとしたら子宮頸がんが、これは補助単価であるが、集団検診でやる場合で3,480円、病院でやる場合5,060円である。

乳がんは、対象者が今回の補助の場合は5歳刻みということをお願いしてある。これは40歳以上の方で、料金としては集団で7,200円、個別では6,820円ということになっている。

子宮頸がんワクチンについては、1年半、約2年ぐらい前、厚生省がワクチンとしての国内認可をしたという状況である。まだ法定の予防接種の中に組み込まれていないので、任意接種というような形で現在なっている。

- ・ 日本脳炎のワクチンの補正は、平成17年5月から定期予防接種としてそれ以前はやってしたが、積極的な干渉をしない、差し控えるようにと国の指導があった。それが平成17年であったが、今回、ことしの4月からは新しい形のワクチンができてきたので、積極的に受けさせなさいというのが始まった。

そして、通常は3歳ぐらいまでの間にワクチンはするが、平成17年から22年までの5年間ぐらい空白期間があるので、漏れの方の部分というのも対象にしなさいというようなことで、3歳の方の分が80人分の2回分、4歳から6歳の方が505人分ということである。

- ・ 海岸漂着物地域対策推進事業は、本市の海岸において漂着物等が来た場合に、これは県が海岸管理者となっているが、県と委託契約をし、本市がそういった海岸漂着物の回収処理作業を行う事業である。

県と市で委託契約を結び、市としては市内の民間事業者として建設業等の関係とかシルバーとかそういった方々の事業所との委託を計画している。

- ・ 「手づくりさつま路計画」植栽管理委託事業は、平成12年度から国道事務所より植栽管理を受け、住民参加のもと植栽の剪定作業、除草、清掃作業の管理を行ってきた。平成20年度に結局委託事業が中止となって、今年度22年7月から今回の補正で予算化をお願いしてきている。これはあくまでも住民参加のもと、植栽の剪定、施肥、防除、除草作業等の管理を行うことになっている。
- ・ 各公民館、住民の方々に参加してもらって行う作業の61万4,000円の予算は、美化活動の日のゴミ袋、手袋、そのような費用を計上している。実際に花壇の剪定とか抜根、その他の作業については委託でシルバー等に委託する予定である。
- ・ 町頭交差点から薩摩路の中原水産・野村電機のところまでの委託費は、19年度が約120万円、18年度が116万円になっている。

・ 災害復旧で農地4件の現場は、ことしの6月18日から19日の梅雨前線豪雨災害である。箇所については、板敷地区、茅野地区、薮山地区、瀬戸地区の4カ所である。4カ所とも畑である。原因は、6月18日から19日の梅雨前線の豪雨による災害である。

- ・ 融資主体型補助事業は、本年度から新しく出てきた事業であり、農業を営む方が自分の農業の経営の発展、改善を目的として、金融機関から融資を活用して農業用の機械や施設等を整備する場合に、融資のされない部分について補助が出る事業である。補助率としては、ポイント制になっており、最高でポイントにより3割まで補助をされる。逆の言い方をすれば、7割融資を受けて3割補助。または、8割融資を受けて2割補助という事業である。箇所については、今回は桜山地区で5件の事業であり、農産物加工施設、それからハウス、トラクター、倉庫である。

それから別府地区は6件の事業であり、荒茶加工施設の蒸し器とか、ニンジン収穫機、自走式のコンシヨ収穫機、トラクター、ロータリー、トラクターのアタッチメントである天地返しのもので対象になっている。

- ・ 一般会計から下水道会計への繰り出しについては、いわゆる使用者負担というのが原則であり、これまでも一般会計から繰り出し基準以上のものを出している。

今回、使用料の値上げになったのも、公的資金の保証金の免除繰上償還の件で、計画当初に承認された保証金の見込額を超えなさいというのがあったが、これはいわゆる下水道会計で実際職員の人件費とか、あるいは維持管理費の見直しをした残りの部分について処理ができなければ、そういった行財政改革の経営計画の改善額ということで使用料等の値上げということで位置づけをしたということであり、その使用料の値上げによって一般会計への繰り入れが出てきたことである。

- ・ 水産加工施設の下水道の接続については、当然、接続を進めていただくようお願いをしている。今回

の補正予算中、水産加工業環境施設整備促進補助金という形で、一定の補助を出しながら促進を図っているところであり、今年度も新たに2つの工場の接続がされるということで補正を組んでいるところである。

水産加工業の組合でも、接続推進に関する委員会をつくって行政と一体となって進めているところである。あわせて繰出金については、やはり負担の公平という面から下水道を利用している地域と、利用ができない地域の公平性を確保をするという面からも繰出金はできるだけ抑えるという形でのお願いをせざるを得ないと思っている。

○委員からの意見・要望

- ・ 水産、漁業の振興、そしてまた観光の拠点化としてのお魚センターの位置づけは、やりようによってはできる。しかし、本市の有力2団体が保証からおりると、非常に心配感、不安感があるという気がしないでもない。
- ・ 今回損失補償の件について、すべてが万が一の場合は、市民にツケまわしということになる。出資団体は道義的責任はあるかもしれない。しかし、その出資金そのものも今、もう食いつぶしてない。しかし、新たなる今回の措置による金融の問題については、全部市民へツケまわしが来るということになる。そうなった場合、やはり今回このようなことをやるに際しては、市民の皆様方の理解もいただかないといけないと思う。住民等の同意を得るべきだ。
- ・ お魚センターは、経営者の姿勢いかんではまだまだできると思う。個人保証はよくないことだと思う。団体保証にするべきだと思う。しかし、最初から自己保身の個人保証から逃げることでだけに眼目を置いて、本当にお魚センターをどうするんだという基本的なものが見えてこない。
- ・ この問題は、市民が最大の関心を示している。例外なく反対である、市民の方は。市民に相談することなく、市民に理解を求めることなくやっている。
- ・ 総務省指針の中に、わざわざ損失補償を行うに当たってはということで、議会や住民へ明らかにすべきであるとうたわれている。損失補償という問題は、市民にとっても重たい問題であるので、そこまで制約をしているわけである。
だから、この損失補償の問題においては普通の議案と一緒にくたではない。損失補償というのは、それだけ市民にとっては重い付加を課せられる可能性がある。
- ・ このお魚センターというのができた一つの背景、目的は、間違いなく水産業の活性化のためにできている。水産業に携わる方々の活性化を図るためにできている施設であると同時に、水産物の加工業者の新製品開発や、生産活動にプラスになるような取り組みをしていこうということで設けられている第三セクターであったんだろうと思う。
- ・ 今の加工組合、漁業協同組合に対して20%ずつ出資いただいているから、やっぱり存続させて改善計画を推進していくためには、彼らの協力というのは不可欠である。
自分たちはちょっと保証するのは勘弁してくれと、そんな状況の中でこの改善計画がうまくいくはずがない。
- ・ どういう事業でもそうだが、やはり売り上げがすべてである。売り上げを担当しているセクション、まずテナント、直売店、それからレストランの経営に携わっている方々が売り上げに対してどういう取り組みをやっていこうとしているのか、どういう計画を持っているのか、それがまず大事である。
- ・ 少なくとも今、計画に上げているように、計画どおりに推進できるとはとても思えない。6年前に提案されたことが何一つ実現されていない。今、こうやって計画ができて、今から1年目、2年目、3年目という形でそれを推進していくわけであるが、とてもこういう数字のように展開を図っていくのは難しい。もう一度取締役の方々も含めて計画書そのものを見直していただく必要もある。
- ・ 一番の基本は、当面する資金繰りをどうするかということと、どう経営の改善をし、売り上げを伸ばすかということである。
- ・ 資金繰りが全く行き詰まっているときにどうするかということは、取締役会が連帯してきちっとした資金の方針というのを出すというのは当然のことである。それができなければ破産である。継続するなら、お金をどう工面するのか、それが嫌だというなら破産整理をどうするのか、こういうことになってくる。二つに一つしか道はない。
- ・ お魚センター問題というのは二つに一つだと思っている。だから今、いろんな問題を抱えなが

らも、それをどう転がしていくかと。そういう時期に今、来ているということである。これをつぶしても、廃屋をつくるような状態というのは、市の発展にも大きな問題点を残す。

- ・ 市が主導してつくった施設だから市のほうで持ってくださいという文書を見ると、このお魚センターをつくったというのは一体どういう経緯だったのかという大もとが問題だ。これはやっぱり当時の行政の責任だと思う。
- ・ お魚センターをつくってきたツケが今、回ってきている。そのツケをどうやって解消するか知恵を出す時期に来ている。だからもう少し取締役の方は、この資金繰りの問題、個人保証を解消するのは結構なことであるが、やはり出資団体として、取締役を出している団体として、どのようにしてこのお魚センター経営にそういう面からの取り組みをするのか、もう少しきちっとしたものを示していただきたいと思う。
- ・ 市は、どうしてもすべての責任を負うことになるが、出資団体の補てんというのは、提起をしている。しかしそれが十分、どれほどの団体の皆さん方に通じたのかというのはわからない。
町おこしの拠点としてこれをどう再生させるかと。そういう点での取り組み、そしてそれぞれの団体の意気込みをやはりもう少しきちっと示していただく必要がある。
やはり住民が納得できるような出資団体・取締役そういう方々の考え方を市民にも示すという責任がある。
- ・ 発想の転換をきちっとやっていただきたい。それが働く人たちにも、テナントの皆さんにも反映することになるんじゃないか。
この問題は市民総がかりで町の拠点を守るという運動にしていく、そういうことが市民が借金をかぶらないで済む結果を生み出す力になる。
- ・ だから、そういう点での取り組みを、もっと市民の範囲に輪を広げて、皆さんの知恵を貸してくださいという相談を、あらゆる場所で市民の皆さんに呼びかけていくという取り組みが大切だ。市民と一緒に盛り立てるまちづくりというものをこれを機会に取り組んだらどうか。
- ・ 知覧に行って観光バスが来るのに、見てみても次枕崎空港って矢印があるが、お魚センターへぜひどうぞという看板がない。具体的なことをしないといけない。
それとお魚センターは入口が水槽のところだが、今は東口と西口の勝手口から入っている状況である。西側のところも十分利用して駐車場にしたなら、通り抜けて東と西がうまくいくんじゃないか。
- ・ 市外の方は、1回しか来ないかもしれないから、市内の人をターゲットにしないといけない。
- ・ 蓬菜館は海辺のところで食べさせてくれる。だから、2階のデッキも見晴らしがいいので、十分使ってほしい。
- ・ 損失補償は、希望的観測といった対処の仕方じゃなくて、きちっと総務省指針にのっとって抜本的にどうするかという処理の方法を考えてほしい。決してここで損失補償をしないからといって、お魚センターが直ちに破綻する状況じゃない。しかし、この資金運用状況等を見ると既にブローパーなり手形なり、そういったもので自転車操業をやっている極めて厳しい状況だ。
- ・ 湯穴公民館は、記念碑の場所に自分たちで花壇をつくっている。中原水産の場所は、枕崎の北の玄関口なので、重点的にこのような管理をさせたほうがいいのではないか。消極的な考え方じゃなくて、前向きな検討をしていていただきたい。
- ・ 水産加工場の接続工場の接続率は63%である。だから46工場で29工場が接続しているということになっている。接続していない加工場が接続した場合、使用料の額は2,201万5,000円であった。つまり、下水道が始まってもう相当な年数になるが、まだ63%しか接続していない。だから全部が接続したら2,201万5,000円入るわけだから上げる必要もない。住民の負担になるような一般会計の繰り入れを削るといっているのはとんでもないことだ。
- ・ 枕崎の終末処理場は、この加工場の接続をするために大きな工事費で設備をしたにもかかわらず63%しかつかないでいない。しかも、全部つなげばこんな料金値上げをする必要がない。
- ・ 住民に負担をかけさせて、この繰り出しを削っていくというのは本末転倒だ。これは何よりも政治責任の問題である。その政治的な責任で起こっている問題を解決するというのは、市当局自身の負担で解決すべき問題であり、それを住民に料金値上げで転嫁するというのは間違いである。それが行政の取るべき姿勢ではない。

◎議案第55号平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億6,688万3,000円を追加し、予算総額を41億1,902万1,000円にしようとするもので、当初予算よりも6.93%の増となる。
- ・ 歳出の主なもの、高齢者医療制度の22年度確定通知に基づく変更で、後期高齢者支援金58万1,000円の増額、及び前期高齢者納付金3万3,000円の減額である。
- ・ 基金積立金は、県広域化等支援基金返済財源のための準備基金積立金2億4,999万9,000円の増額、及び21年度確定による療養給付費等交付金精算返納金1,633万6,000円の増額である。
- ・ 以上の財源として、前期高齢者交付金2億9,163万3,000円、及び繰越金551万5,000円の増と国庫支出金2,392万円、他会計繰入金634万5,000円の減で措置した。
- ・ 前期高齢者交付金の今回の補正は、平成20年度から始まった前期高齢者交付金の制度である。これも支払基金等からの交付金であるが、2年目に精算がずっと発生していくものであって、これが今回、補正予算をお願いしてある前期高齢者交付金の2億9,163万3,000円は、20年度の精算分の通知が今回参ったので、それを補正予算として計上してある。そしてそれが準備基金の積立金2億4,999万9,000円の歳出予算に財源としてあるが、平成20年度に県の広域化等貸付基金を2億5,000万円借りているので、その財源に充てているということである。

◎議案第56号平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ324万4,000円を追加し、予算総額を2億8,209万1,000円にしようとするもので、当初予算より1.16%の増となる。
- ・ 歳出の主なもの、21年度決算に伴う精算分で後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等滞納繰越分83万9,000円、償還金は一般会計繰出金精算返納金240万5,000円の増額である。
- ・ 以上の財源として、諸収入3万5,000円、及び繰越金320万9,000円の増で措置した。

◎議案第57号平成22年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は1億0,781万5,000円を追加し、総額を21億6,700万8,000円にしようとするもので、当初予算額より約5.2%の伸びとなる。予算書の末尾を見ていただきたい。
- ・ 補正予算の主な内容は、まず第1番目に地域密着型介護予防サービス給付費400万円の減であるが、これについては利用見込みの減に伴うものである。
- ・ 2番目の高額医療合算介護サービス費の400万円の増については、平成20年4月から医療及び介護の利用者の負担を軽減する措置として、新たに高額医療・高額介護合算制度が施行されたが、その支払い額の確定に伴うものである。
- ・ 3番目の介護給付費準備基金積立金については、平成21年度決算に伴うもので、4,194万6,000円の増をお願いしてある。
- ・ 4番目と5番目の介護給付費負担金等返納金及び一般会計繰出金については、平成21年度決算に伴うもので、それぞれ3,107万円と3,479万9,000円をお願いしてある。
- ・ 以上の財源として、繰越金1億0,781万5,000円の増で措置した。
- ・ 地域密着型介護予防給付費の減であるが、当初ではグループホームに関して要支援2の方が月に1名利用、また小規模多機能型居宅介護事業所について要支援1と要支援2と合わせて月に8名利用することを見込んでいたが、現在の利用状況については小規模多機能型居宅介護事業所について月に1名あるいは2名の利用状況であり、このことから今回400万円の補正をお願いした。
- ・ グループホームについては、いわゆる待機者のことかと思うが、8月30日現在においては市内に3カ所グループホームがあるが、合計すると49名の待機者となっている。その点も含めて、今新しいグループホームを医療法人厚生会が建築予定である。
- ・ 繰越が1億0,781万5,000円と非常に額が大きいのは、平成21年度の決算内容でいくと、主な給付の減、見込みよりも大幅に減っているものについては居宅介護給付費の減が7,226万円、介護予防サービス給付費で5,022万8,000円、介護療養型利用施設の給付減が3,615万9,000円、介護老人保健施設の給付減で3,475万4,000円ということが主な要因である。

- サービスの利用が見込みよりも少なかったのは、介護サービスを受ける部分を利用者というか、介護度を持っていらっしゃる方が自粛しているとかそういうことではなく、計画時で認定者の見込みが計画よりも135名ほど少なくなっている、ひと月当たり。であるから、その認定者の見込みが違ったためにサービス給付費の計画と今回の21年度決算ではサービス給付費に減少が生じているということである。
- ケアマネージャーがケアプランをつくる時に、利用者がもっと多くのサービスを受けたいが、その方の所得そういう状況によってサービスを抑えているのじゃないかというようなことだが、私ども計画策定時にも言えば見込んで計画は策定しているわけで、それに伴って予算措置もしているところであるので、その利用者の都合とか金銭的な理由によってケアをケアプランの中に反映しないとか、そういうことはない。
- 必要としている介護サービスの量が受けられないとかという場合には、ケアマネから私ども包括支援センターのほうに相談をいただく。そういう場合には生活保護の相談とかいろいろやっている。ただ、最近私たちが思っているのは、年金はあっても年金をその高齢者のためになかなか使わせてくれないという事例は発生している。そのために私たちも家族の中に入って話をしたりとか、いろいろやっているが、今いろいろ問題になっているが、子供が仕事がないというか、帰ってきてそのまま定職につかず親の年金で生活しているという事例で、私たちが注意しながらケアマネと相談したり、私自身が持っている事例でもそういうのがあるので、その辺、親のためにできるだけ年金は使っていただきたいという話はしながらという事例は最近出てきている。実際サービスが使いたくて使えないというのを全部把握しているかと言えば、全部は把握しきれていないが、ケアマネなりがどうしてもこれは必要だということでも問題がある分については、私たちが相談を受けて、それなりに関係部署と協議をしながらやっている現状はある。
- 高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額の年額については、それぞれ1番多いのは後期高齢者医療保険と介護保険を合わせて使った場合。その方々が現役並み所得者とかあるいは一般世帯低所得者世帯にそれぞれ分かれて年額で医療と介護合わせて、後期高齢と介護の例で言うと1年間で67万円以上の費用負担、自己負担した場合、それとこれは現役並み所得者で一般世帯で56万円、それと低所得者の市民税非課税世帯の方で31万、年金額80万以下の方である。それと、低所得1の方で19万、そういうふうにして限度額を年額で超えた場合に、それぞれの医療保険と介護保険のほうで、その割合に応じて高額部分を対象者にお返しするというので、現在対象者と思われる方は176名の方が対象となる。
- 高額医療、高額介護合算制度は世帯で合算されるので、例えば夫婦2人世帯で旦那さんが病院に入院されて、あるいは奥さんが介護のサービスを受けられているとか、そういうところでそういう高額を合わせて、額は先ほど申した額を超える場合ということで、それぞれ176名の方がどういう、介護については介護サービスを受けて、例えば老健施設等に入所されていてもその中で医療を受けられる場合もあるし、後は1年間の合算なので1人の場合であるとそういう施設入所から病院に入院される方もいらっしゃるの、それぞれによって医療と介護を1年間の中で受けられるケースというのはさまざまであろうかと思う。
 手続としては、それぞれ保険者のほうから、対象者に通知を差し上げることになる。介護のほうからも通知が行き、後期高齢者医療保険のほうからも通知が行く。
- 国保連合会から合算のデータが介護保険の保険者のほうに来るということである。国保連合会から私どものほうに対象となる方のリストが入ってきて、対象となる額も私どものほうに通知が来るということになる。

◎議案第58号平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○当局説明

- 今回の補正は、歳入歳出それぞれ223万9,000円を追加し、予算総額を8億8,294万3,000円にしようとするものである。
- 補正の内容は、消費税確定申告に伴う公課費の増額である。
- 以上の財源として、下水道使用料改定に伴う事業収入1,046万4,000円及び繰越金223万9,000円の増、繰入金1,046万4,000円の減で措置した。
- 財政効果というのはいわゆる繰上償還をしたことによって、財政的な効果ということで2億

3,800万程度の効果があったということで、財政健全化そういった公営企業の経営健全化計画に基づいた行財政改革の取り組みというのがあるが、国が示した公的資金の補償金の免除に当たる実績が2億1,718万2,067円である。それで実際的にはこれは実績であるが、19年度に計画を立てる時点では国に申請を上げる時点では、国から示された数値に基づいて試算をすると、見込み額ということで1億7,578万2,302円という数字を計画の中では上げてある。国のほうについては、実際実績値は2億1,700万だが、計画承認時に算定した補償金の見込み額については行財政改革あるいは経営改善計画で、これを上回る効果を上げなさいという意味である。

- ・ 財政効果額と補償金額の差というのは、中身が財政効果というのはあくまでも借りかえをしたことによる財政効果であって、下のほうの補償免除については国がこれだけの補償免除をして借換債を認めたという数字なので、それについてはまったく別物というふうに見ていただきたい。それぞれの財政効果はこれだけありました、国の免除補償金額の実績はこれだけありましたという数値であるということで御理解いただきたい。
- ・ 財政効果見込み額2億1,773万円という額は、結局19年度から21年度までの3カ年で、公的資金の繰上償還をするわけだが、低利に借りかえをした場合に当初これぐらいの効果が上がるだろうという見込みを出した額である。これは借りかえをしたときに、利率差がこれぐらい出るだろうという見込み額である。
- ・ 実績を報告すると、19年度から21年度の3カ年の間に借換額が、11億0,860万円という額の借りかえをした。19年度には、当初年利が7.1から7.4あった利率のものを借りかえることによって、19年度でその効果が1億2,763万5,000円、20年度については5.6から6.7の利率のものを借りかえをして効果額が8,395万7,000円、21年度には5%から5.5%の利率のものを借りかえをして2,707万3,000円の効果、合計をすると2億3,866万5,000円の効果が出たということである。であるから、この見込み額よりも、利率差のほうで多くの効果を出せたということである。
- ・ 一般会計からの繰り入れの推移として、下水道会計にいただいているのは、15年度が4億9,095万1,000円、16年度が4億2,965万円、17年度が4億3,200万円、18年度が3億8,132万3,000円、19年度が3億6,090万円、20年度が3億1,108万5,000円、21年度が2億9,088万6,000円、今回の9月補正においては2億6,431万円である。
- ・ 改定資料の主な点であるが、大きな1つのポイントとしては、地方債の公費負担の軽減を目的に19年度から21年度の3年間で、公的資金についての補償金免除を受けての繰上償還が認められて、その公営企業経営健全化計画の策定をして、それが承認をされたということで、そのときの免除金の試算が1億7,578万円であったということで、健全化に向けて免除される額を超えるよう努力しなさいというようなことであり、19年度より職員を3名の削減をし、また内部的な経費の縮減の努力も合わせてきたわけである。その免除金額をクリアをするという意味では、そのような努力はしてきたがまだ若干届かない部分があったので、使用者の負担を求めざるを得なかったというのもあって、その中では財務事務所からもできるだけそういう目標額に近づけた改善をしなさいという指導もあった。
- ・ 国からの経営健全化の留意事項の1つとして、国のほうで下水道の適正な料金というものを定めてある。それが月20トン当たり3,000円であると。これをこういうふうに適正な料金として国が定めたものに、できるだけこれも近づけなさいというようなことで指導も出てきており、その中でやはり下水道事業は公営企業という位置づけをされているので、原則はやはり独立採算制を原則とした事業であるというようなことも踏まえて、今回そういうのを網羅して料金の改定をお願いしたということである。
- ・ 繰入金金の減少に関しては、人員削減等もやはり下がってきた理由でもあるが、1つには面整備的な管渠工事についても平準的に財政事情に合わせた形での工事で計画を若干延伸をするという形もとっているし、今回は維持管理費の縮減を目指しての改築更新事業とかそういうようなもので、実際的に改築更新事業についてもやはり機能の効率が上がったというようなことで、実質、維持管理費の削減を実現できたし、そういうようなものに向かって、底を下げていこうということで、内部的な努力をしてきている。
- ・ 人員削減についても、当初14名で運転、管理してきたわけであるが、今現在、9名ということで、当初よりも実際5名減になっており、人員的には、ここが現在のにはぎりぎりのところであって、あと考えているのは、運転の委託の仕方によっては、最小限あと1人、8名まではでき

るのではないかというふうに思っているが、あと、維持管理費的なものについては、まだ今、改築更新が19年度から、事業をしており、一応、改築更新事業という制度が24年で終る。その後には、超寿命化事業の支援制度というがあるのでそういうものも活用しながら、コスト削減には努力をしていきたいというふうには思うが、最大限の考えられるその縮減に向けての努力はしているし、今回、こういう繰上げ償還等の国のものを利用した形で、やはり公債費も下げられたわけである。今回の繰上げによって、約2億4,000万の公債費の削減ができたということで、もうそれ以上、今、努力はしているつもりだが、今考えられる努力はすべていろいろやってきているつもりではいる。

- ・ 公債費の推移は、19年度から繰上げ償還をしているので、当然そこはまた上がってくるわけである。一応、その借りかえという形で。19年度に約7億1,930万円の借りかえをしている。
- ・ 公債費の借りかえをして、25年度までは3,000万円程は減少していく。
- ・ 繰入部分で交付税措置がされたのは、15年度が2億8,651万2,000円、それから16年度が2億897万3,000円、17年度が1億9,808万1,000円、18年度が1億7,227万5,000円、19年度が1億6,860万3,000円、20年度が1億4,528万4,000円、21年度が1億4,047万3,000円。
- ・ 国の基準である20立方あたり3,000円というのは、あくまでも国としては、結局、使用料の回収の対象費に対する地方財政措置については、そのようなことで、3,000円を前提とした基準のもとで、しているんだというようなことで、最低限行うべき経営努力としては、やはり平均的な月20トン当たり、3,000円を適正化というような指導をしているわけであるので、一つの目安が月3,000円でございます、やはり、ここが国の言う適正化であるが、うちとすれば、今回は2,600円ということで、そこに目指すということまでは決めているわけではない。
- ・ 2年から4年程度の収支を計算した方がより近いものになるだろうということで、国も2年ないし4年が適当であるというふうになっているが、これは料金改定をする、しないにかかわらず、そういう社会情勢とそういうものを見ながら、4年ごとにはそういう検討はしないといけないというようなことだろうと理解している。
- ・ 使用水量の少ない世帯に配慮したアップ率を従量料金にしており、これはやはり、高齢者世帯とか、そういう単身者世帯などの負担を軽減をするということと、下水道とすれば、節水ということであると料金的には下がるが、やはり今、エコということでやはり、節水に対する市民の意識も働きやすくなるんじゃないかというようなことで配慮した。
- ・ 従量料金の平均的なアップ率は、22%ということであるけれども、例えば、1トン使ったところの上げ幅というのは、12.3%になるわけである。5トン使ったところは、15.5%ということで、数量の少ない方は増加率は抑えてあるということで配分をしてある。
- ・ 1トン使った場合、現行では基本料金が451円プラス63円で514円。改定をすると、基本料金が500円で、料金が77円で577円になる。これの差が63円なので、これがアップ率としては12.3%になるという計算である。
- ・ 基本料金のアップを若干抑えることによって、使用水量の少ない世帯に対しては、そういう上げ幅的には少ない数になるように配分をした。
- ・ 事業費に対する割合は、かつおぶし工場と一般家庭との違いはあるので、かつおぶし工場に対しましては別途に水質料金というのを加算しているので、そこで一般と工場とは、料金的には差をつけている。
- ・ 工場の接続については、やはり加工組合の方も、接続を推進しなければならないというようなことで、加工組合の中に接続推進委員会というものを専務理事が委員長となって、そういう委員会を設立している。加工組合からも未接続工場に対しては、文書と、個別訪問もあわせて組合からもそういう協力依頼をしている。当然我々もお願いに回るところであるが、そういうふうにして加工組合も一緒になって協力体制をとった接続促進を行っているし、基本的には下水道事業は、やはり他会計からの繰り入れに多くを依存することなく、やはり事業収支を基本とした、安定した経営基盤の構築をしなければならないというようなことで、やはりこれは1つには、下水道区域内で下水道を利用できる住民と、区域外の下水道を利用できない住民の公平性を確保するのがまず第一であって、できる限りそういう事業収入をふやしていこうということで、工場への働きかけも今、一生懸命やっているとところである。
- ・ 第1次区域については、今現在操業している業者は30工場、そのうち22工場が接続をして

いる。第2次区域は操業工場7工場で、6工場が接続している。第2次計画区域の残りの1工場については、ただいま、加工組合と一緒にあって接続へ向けての話を進めているところある。第3次区域については、今現在利用できる工場は8工場であるが、まだ接続工場はないが、今現在1工場は既に接続の申請が上がっている。あと1つ、接続に向けた前向きな検討をしているということで、そこも加工組合とともに、話を進めているところである。

4次区域のところはまだ、完全に工事が進んでいないので、まだ未供用であり、対象工場とすれば、3工場ある。

- ・ 1次計画区域の残りの8社のうち2社については、高齢者であって後継者もないというようなことで、時期的には聞いていないが、近いうちに止めないといけないだろうというようなことである。それから、もう1社については、実質、かつおぶし工場的な作業はしてなくて、個人からこれを節にしてくださいというような形で頼まれたものを節にしている工場がある。
1社は接続するというので決定している。1社は若干大きい、中ぐらいの工場があるが、前向きに検討するとはいう返事はもらっているが、まだ接続までの説得ができていない。
- ・ 第1次区域の1工場も、補助金を利用しての接続であるし、3次区域の実際申請が上がっている工場についてもそれを利用しての申請であるということで、補助金を活かした形で接続につながっているということである。
- ・ 区域外加工場の汚水処理施設等の設置については、別府地区、仁田浦地区の3社あるが、これについては処理施設を設置をしている。あと、立神地区については、1社はその施設をつけているという確認はできているが、あと7社についてはまだ、処理施設そのものは、大々的なものは設置をしていないという状況である。
- ・ 約50%に総費用に対する使用料の回収率を持って行くと、試算として先ほど言ったやはり国が適正化料金ということで示している月当たり20トン、3,000円で試算をしたら使用料金で賄えるパーセントが一応45.5%、他会計分が、ここは一般会計繰入金等だが、他会計からが54.5ということで、1つの基準とすれば国の言っているここら辺が1つの目安なのかなと思っている。
- ・ 今度の当局が提案している料金改定で3年後を目指しているが、3年後は事業収入においては、35%を見込んだ試算をしている。
また、繰入金のほうは、全体の中では33%という計算になる。
- ・ 一般世帯の平均的な使用水量というのは約20トンである。
- ・ 下水道区域と区域外に分けると、下水道区域が世帯数的には6割である。
- ・ 世帯割合で見れば区域内と区域外に分けてみたときに、下水道区域内には6割の世帯数がある。

○委員からの意見・要望

- ・ 加工場の接続は63%で、一般家庭はもう84%超えている。加工場が全部つなげば、数的に2,201万5,000円、接続してない部分の使用料額がそうなる。今回の値上げの2倍である。全部の加工場が接続すれば値上げはしないで済むし、半分の加工場がつないただけで、値上げしないで済むわけである。こういうのを片方に残しておいて、この料金値上げをするというのは、これは全然納得できない。
- ・ 少なくとも繰入金よりは事業収入のほうが上回るという形で、今後下水道事業に取り組んでいただきたい。
- ・ 下水道の普及率が一般の方々が84%、加工業者の方々が63%となっているが、少なくとも一般の方々というよりは、もうちょっと高めていただく必要があるんじゃないかなと、そういうこともあわせて努力いただきながら、この料金の公平性を図っていただきたい。
- ・ 加工業者の皆さん方が63%で止まっている、努力はされても実際はそうである。その分は下水道の責任ではなくて、市の責任である。つまりそういうのを残して、住民に料金値上げをやっていくというわけであるから、やるべきことをやれば上げなくて済む金がちゃんとそこにはあるわけである。当然接続することになっているわけだから、本来、ここにあるように、接続した加工場はお金を出しているわけである。そういうのを考えると、実際接続していない部分を残したままで、住民への負担を転嫁するというのは市の責任転嫁である。

◎議案第59号平成22年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は収益的収入において、輸血用血液製剤備蓄所の廃止に伴い、その他医療外収益を50万4,000円減額し、収益的支出においては人事異動等に伴う給与費2,250万3,000円の減、冷温水発生装置廃止に伴う燃料費の減、及びエアコン増設並びに電源補修等の修繕費のほか、賃借料等の増に伴い経費を248万8,000円追加し、医業費用を2,001万5,000円減額しようとするもので、補正後の収支は2,138万8,000円の純損失となる見込みである。
- ・ 老朽化した超音波診断装置を購入するため、資本的支出を1,000万円追加し、収入額が支出額に対して不足する額4,960万1,000円については、過年度分損益勘定留保資金2,280万4,377円、当年度分損益勘定留保資金1,079万6,623円、及び建設改良積立金1,600万円で補てんしようとするものである。
- ・ 冷温水の発生装置は空調機器である。昭和58年度にボイラー式の冷温水発生装置による空調機を設置していたが、老朽化が進み、昨年8月に突発的に動かなくなると、で、ことし暖房から冷房に切りかえをするとき修繕費が必要であるということで、今回廃止をした。
- ・ 現在保有している超音波診断装置については、平成16年の6月に導入をしている。その後、外来だけで、心臓エコーのほうで2,700件程度、腹部エコーで1,600件程度、血管エコーで70件程度ということで、既に4,000件以上のエコー診断に使っているが、最近ノイズが入るようになり詳細の部分がわかりづらくなってきたということであるので、今回新たな機器に更新をしたい。
- ・ 委託料の高度医療機器の保守点検が高額になっているのは、今まで高度医療機器については、内部だけで通常の点検をして使用をしていた。ただ、やはり機械類が古くなってくると、今度は部品交換とか修繕とかいうものが出てくるので、高価になってくるということで専門の業者のほうに今年度から保守点検業務を含めて委託をしたいということで、今回お願いしているのが人工呼吸器、これは新型インフルエンザの患者の受け入れ機関としての昨年度の補助の分はまだ対象外だが、それ以前から持っていた人工呼吸器が1台、さらに除細動器が1台、それと輸液ポンプが6台、それと内視鏡の洗浄機が1台ということで10月以降に新たな保守業務契約をしたい。
- ・ 人事異動による減額は、一般職のほうが予算上は24名計上していたが、人事異動に伴い2名減ということで22名になったということでその調整をしている。
その穴埋めは、現時点では医療従事者ということで看護師の正規職員の募集を随時募集ということで6月からやっているが、現在のところ応募者がいないということで現員の中でやらざるを得ないということで今やっている。それと事務のほうで4名体制から3名体制に1名減にしているので、これについてはこちらの事務処理の問題で1名減をした。
- ・ 超音波診断装置は、腹部であると胆石とか腎臓結石とか、そういうものの検査もするし、一般的な健診の中でも使うし、外来で胸が痛いとか言われた場合にはまず超音波からという形になるので、人間ドックに限ったものではなく、病院の通常の診療で使用している。
- ・ 人間ドックの申し込みがないというのは、これまで大腸検査ができなかったというのも1つの要因なのかなということを考えている。昨年12月に下部消化管の内視鏡も導入をしたので、現在病院に通って来られる方の大腸検査というのはできるようになっているので、そういうものが少しずつ広まっていけば、また人間ドックのほうもふえてくるのかなと思っている。
- ・ 委託料の総額については、1億7,014万9,000円となっているが、この中で非正規職員の委託料が1億2,858万1,000円ある。さらに機器類の委託、さらに厨房業務の民間業者への委託、そういうものが4,156万8,000円ほどあるので、高度医療機器の保守点検業務については、今回補正をした38万円ということである。
- ・ 診療報酬、基準看護等の関係は今、一般病床20床に対しては看護基準としては10対1ということで、クリアはしている。療養病棟のほうの夜勤体制というのが、看護師と看護助手とのペアで認められているので、そういうような中で基準を下回らないような形でやっている。
- ・ 病棟建てかえについては、昨年県のほうから内示という形でいただき、今年度6月の16日に内示を受けている。その額が1億8,600万ということで補助金の額は決まっているが、建てかえに対する進捗としては、現在4月の15日に基本設計および実施設計の業務委託を締結をし、設計を進めてきた。今週中に建築確認申請を提出するつもりだったが、ちょっと構造計算上の問題があり、来週の月曜日には市の建設課のほうに建築基準法に基づく確認申請書が提出できるだろうということで業者のほうとは打ち合わせをしている。したがって、建築確認申請を提出して

から加世田保健所のほうとの許可の問題の協議を詰めていく。さらに執行については、三、四半期になってから、建築本体工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水工事等について、どのような工区割りになるかはわからないが、発注をするということで段取りをしている。

- ・ 建てかえ時の市民あるいは患者への周知は、現在病院側で計画をしている平面プラン、それと実際の立面図等の作成をし、構造上の問題がなければ確認申請が下りるが、確認申請を出す前にその辺の周知をするとまだ時間がかかったりということにかえて迷惑をかけるので、ある程度確認申請でもめどがついてから市民の皆さんへは広報をしたいということで、院内での貼り紙とか案内看板とかそういうものの準備に入ると考えている。

○委員からの意見・要望

- ・ 人間ドックでもぜひ使っていただくように、普及していただきたい。

◎認定事項第1号平成21年度枕崎市一般会計歳入歳出決算

○当局説明

- ・ 平成21年度一般会計予算については、当初が94億6,510万円で前年度に比べ、率にしてマイナス2.3%、2億2,490万円の減となり、実質的に10年連続の減となったところである。

なお、国においては、世界金融危機や戦後最大の世界同時不況の中で、雇用や金融対策等喫緊の課題の対応策として第1次補正予算及び第2次補正予算を編成したところである。本市においても、ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業など国・県の経済対策事業等に対応した事業実施のほか、中途退職者に係る退職手当や人事異動に伴う職員給与費などの人件費、国県支出金精算返納、災害復旧事業費、一部事務組合や企業会計、特別会計への負担金・出資金・繰出金、基金積立など年度途中で7回の補正を行い、最終予算額は104億4,590万円となり、前年度からの繰越額6億0,969万6,000円を加えた最終予算現額は110億5,559万6,000円となっている。

- ・ 繰越明許費として地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、森林整備加速化・林業再生事業、森林環境保全整備事業等の総額2億2,187万7,000円を翌年度に繰り越して、翌年度に繰り越すべき財源としては2,179万9,000円となっている。
- ・ 決算規模であるが、歳入総額は107億7,217万8,000円となり、対前年度比プラス9.8%、9億6,212万5,000円の増、歳出総額は104億6,877万4,000円で対前年度比プラス9.1%、8億7,750万1,000円の増となっている。
- ・ 公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債の発行額が5,950万円を歳入歳出総額から差し引いた実質的な比較で見ても歳入総額で10.6%の増、歳出総額で10.0%の増となっており、実質的に歳入歳出とも10年ぶりに前年度を上回る決算規模となったところである。
- ・ 歳入歳出予算差し引き額いわゆる形式収支は3億0,340万4,000円の黒字となっている。この形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源2,179万9,000円を差し引いた実質収支は前年度よりプラス50.7%、額にして9,469万1,000円増の2億8,160万5,000円の黒字、単年度収支も9,469万1,000円の黒字となっていて、これに積立金2億1,360万円を加えた実質単年度収支も3億0,829万1,000円の黒字となっているところである。
- ・ 実質収支それから単年度収支、実質単年度収支の3収支については平成19年度から3年連続で黒字となっているところである。
- ・ 前年度決算額との比較における歳入歳出状況だが、まず歳入決算額の款別構成比については地方交付税が37.3%、前年度で39.2%、次に市税が20.9%、前年度23.7%、次に国庫支出金16.0%、前年度で10.0%の順となっている。
- ・ 対前年度増減額で見ると、国庫支出金が定額給付金交付事業や国の経済対策等の実施によりプラス76.1%、7億4,658万円の大幅増になったのを初め、地方交付税が地域雇用創出推進費の創設等によりプラス4.3%、1億6,513万9,000円の増それから県支出金がプラス18.4%、1億0,937万8,000円の増、繰越金でプラス92.8%、1億0,530万円の増となった一方、市債は公債費負担適正化計画に基づく借入額の抑制等によりマイナス13.6%、1億0,850万円の減、それから市税が雇用情勢の変化あるいは景気対策等もあって、マイナス3.1%、7,264万1,000円の減とな

っているところである。

- ・ 歳出決算の中の目的別構成比だが、民生費が29.4%、前年度が31.7%、次に総務費が17.5%、前年度13.8%、次に公債費が16.0%、前年度が17.9%の順となっている。定額給付金交付事業の実施などによって、総務費と公債費の順位が前年度と入れかわっているところである。
- ・ 対前年度増減額で見ると、総務費が定額給付金交付事業や財政調整基金積立金の増などによってプラス38.3%、5億0,745万3,000円の大幅な増となったのを初め、教育費が耐震診断業務委託や耐震補強工事等によってプラス21.6%、1億5,946万9,000円の増となった一方、公債費が公的資金補償金免除繰上償還額の減少などでマイナス2.5%、4,277万6,000円の減、諸支出金が土地開発公社の経営改善計画による臨空工業団地購入事業の減によりマイナス9.2%、605万5,000円の減となっているところである。
- ・ 決算統計による指数等であるが、まず基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合いわゆる財政力指数の3カ年平均であるが、これは雇用情勢の悪化あるいは景気低迷等に伴って、市税などの減などによって基準財政収入額が減少してきているのに加えて、地方再生対策費や地域雇用創出推進費等の創設などで基準財政需要額が増加しており、前年度より0.015ポイント低い0.396となっているところである。
- ・ 標準財政規模については、標準税収入額等は減となったが、普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額が増となったことから、前年度比プラス2.8%、1億8,068万7,000円増の65億8,021万8,000円となっている。
- ・ 経常一般財源収入額については、市税や地方譲与税などは減となったが、普通交付税などが増となったことから、前年度比プラス1.0%、6,172万7,000円増の62億7,857万5,000円となっている。
- ・ 経常一般財源比率については、前年度より0.1ポイント高い100.9%となっている。なお、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される実質収支比率については前年度より1.4ポイント高い4.3%となっている。
- ・ 財政の弾力性を示す経常収支比率は98.3%ということで、前年度より0.8ポイント低くなったものの、依然として高い水準にあるところである。好転の要因としては、計算式の分子となる経常経費充当一般財源が前年度比でプラス2.1%、1億3,628万6,000円の増となったものの、分母となる臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額についても前年度比でプラス2.9%、1億8,992万7,000円の増となり、算式における分母の伸び率が分子の伸び率より大きかったことによるものである。
- ・ 公債費比率については、臨時財政対策債を除く公債費の充当一般財源の額が減となるとともに、標準財政規模についても増となったことなどから、前年度より0.6ポイント低い18.3%となっており、同じく起債制限比率の3カ年平均においても、前年度より0.2ポイント低い13.2%となっている。
- ・ 地方債現在高は、公債費負担適正化計画に基づく取り組み等により、前年度末より7億4,708万4,000円減となって、121億5,309万1,000円となり、6年連続で減少してきている。
- ・ 積立金の現在高は、前年度末より2億1,849万1,000円増の7億2,946万9,000円となっており、庁舎建設基金それから枕崎飛行場管理運営基金の借入れを考慮した実質的な現在高について見ても、6億1,046万9,000円で前年度末より2億3,749万1,000円の増となっている。
- ・ 自主財源比率と依存財源比率については、自主財源比率は29.4%で前年度より2.4ポイント低くなっており、依存財源比率は前年度より2.4ポイント高くなって、70.6%となっている。この要因については、自主財源そのものは市税、分担金及び負担金、繰入金などは減となったが、財産収入や繰越金などの増で前年度より7,115万4,000円増の31億4,924万8,000円となったものの、歳入決算規模が前年度に比べて10億3,024万9,000円の増となったことによる。
- ・ 性質別経費比率については、義務的経費比率が前年度より5.6ポイント低い53.6%、投資的経費比率が前年度より1.6ポイント高い8.9%となっている。
- ・ その他の経費比率については37.5%で、前年度比で4.0ポイント高くなっているという状況である。これらの要因は、まず義務的経費比率が低くなったことについては、扶助費や公債費は増となったが、人件費が定年退職者の減少による退職手当の減、それから職員給与カットの継続、それに新規採用職員の抑制等による職員数の減少に伴う職員給与費の減などにより、前年度比で

2,650万8,000円の減になっており、それに加えて歳出決算規模が前年度より増となったことによるものである。

- ・ 投資的経費比率の上昇は、歳出決算規模が大きくなったが国の経済対策の実施などにより、前年度比で2億3,300万4,000円の増となったことによるものである。
- ・ その他の経費の上昇についても、投資的経費比率の上昇と同様に歳出決算規模が大きくなったということと、補助費と積立金、物品費等が増となったことにより、前年度比で7億3,912万9,000円の増となったことによるものである。
- ・ 市税の徴収率であるが、これについては雇用情勢や経済状況が厳しさを増す中で、現年度及び滞納繰越分ともに前年度を下回ったことから、前年度より1.1ポイント低い95.0%となっている。
- ・ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については前年度同様該当はない。
- ・ 実質公債費比率3カ年平均であるが、これについては前年度と同率の18.5%となっている。その要因は、総務省が下水道の関係で、分流式下水道に要する経費に係る繰り出し基準の算出方法の見直しを行ったことにより、実際的には下水道事業特別会計への繰出金の支出そのものは前年度比で比較して2,019万9,000円減となっているが、算出方法見直しによる準元利償還金が逆に3,161万6,000円の増となったことによるものと、それから市立病院事業会計への繰出金について、平成21年度から国の交付税措置が変わり、緊急告示病院に対する交付税措置が特別交付税から普通交付税のほうに変わって、その関係で準元利償還金が前年度比で1,451万1,000円の増となったことが主な要因である。
- ・ 将来負担比率については、前年度より14.1ポイント低い192.9%となっている。比率の好転の要因については下水道事業特別会計及び市立病院事業会計の準元利償還金の増に伴って、公営企業債と繰入見込額が増となり、さらに債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込み額、この3つについては増となったが、一般会計の地方債残高それから衛生管理組合及び消防組合の地方債残高に対する負担見込み額である組合等負担等見込み額、土地開発公社の債務保証に伴う設立法人の負債額等負担見込み額がそれぞれ減となっており、将来負担額が前年度と比較してプラスマイナスして7億2,997万5,000円の減となったことが主な要因となっている。この4つの健全化判断比率についてはいずれも早期健全化基準を下回っており、当面のところ、そういった対策等については出てきていない状況である。
- ・ 美初の養豚場の経過については、昨年の9月議会においていろいろ指摘を受けたところで、その中で公害防止協定に対する素案の資料等も提示したが、それ以降については昨年の10月20日に木原公民館と市とでの悪臭関係に対する意見交換会を開催して、その間いろいろ事業所等には現地調査、指導等を行ってきており、その意見交換会に出された公害防止協定に対する締結の要望等があったので、議会に資料として提出した素案について、各公民館及び事業所について同じように提示して、その中で地域及び事業所からの意見・要望等の聞き取りを行ってきている。
ことしの3月、意見・要望に対して同じテーブルで協議調整を行うということであったが、日程等の都合で開催できず、4月に行うということであったが口蹄疫の関係があり、事業所のほうに入れられないということで、平成22年7月21日に地域公民館代表者や事業所並びに市と一緒に公害防止協定に対する意見・要望等の調整をし、現在の事業所の悪臭対策の行っている内容等の会議を行い、それでお互いの立場を尊重して、共存共栄という理念を入れた点と事業所における関係車両については地元車優先という内容等を修正して、ことしの7月29日に公害防止協定の締結に至った状況である。
- ・ 施設の改善については、まず堆肥舎に関しては、出入り口にカーテンを設置して、臭気が漏れないようにした点、それと堆肥施設等やそういう畜舎に関して乳酸菌による消臭資材等を噴霧で散布してにっおいに対する軽減対策等を講じている。
ことしに入って、5月から7月末にかけて、地域住民から苦情が寄せられている件数は7件である。
- ・ 悪臭の苦情については一過性のものが多く、気候とか気象条件によってあるが、いろいろ調査した中でふん尿の処理に対する清掃等をちゃんとやったのか、消臭資材をちゃんとまいているのか、それと堆肥を製造する際の攪拌等の時間帯がどういう時間帯なのかというのを事業所に聞き取りをしながら、そういった中で原因を究明しながら、改善措置をお願いしているところである。

- ・ 条例に基づく指定施設の届け出に関していろいろ手続上、届け出ということで地域の代表者の同意書、並びに施設の隣接する周辺土地へのそういう同意書等をいただくわけであるが、その中で反対が出た場合については、どういった点で反対というか、そういう中身についてそういうものをある程度対策を講じるような指導というか、改善等について協議していくことになる。
- ・ 枕崎市民の環境を守る条例の中で、「承継」というのがあり、第46条にある。「指定施設を譲り受け、または借り受けたものは承継になった日から30日以内にその旨の届け出を下さい」という形でなっている点であり、今、説明した環境を守る条例の中の、そういった引継ぎ等をしたときに届けるようになっていくということで届け出が出された。
- ・ 東木材の事業を知ったのは、昨年の9月議会に補正として出され、その後、事業所のほうから環境を守る条例の中で指定施設の届け出が必要となっているということで相談を受け、その中で必要書類の説明等、及び同意書等の説明を行ったのが議会が終わってからだったので、10月の中旬ぐらいだったと記憶している。
- ・ 事業所から事業等の説明を受け、条例に基づき、粉じんに係る指定施設であるので、条例及び施行規則にある必要書類の届け出の内容の書類、及び規則にある地域の代表者の同意書並びに隣接する周辺の土地所有者の同意書を添えて添付するようというので説明を行った。
- ・ 同意書については、隣接する土地で今後利用が想定される土地等について、その設置により影響を受けるという土地の所有者を対象に同意書をもらっているが、道路及び河川については、これまでも必要性がないため同意書はもらっていない。
- ・ 枕崎市民の環境を守る条例の中の第40条にある指定施設の設置の届け出ということで、内容としては、指定施設を設置しようとするものは、次の各号に掲げる事項を市長に届け出ねばならないということであり、その中で、その他規則で定める事項ということで、条例施行規則第12条に、その中で当該施設が設置される地域の代表者の同意書並びに当該施設の土地所有者の同意書ということで、それを添えて設置届の届け出を出すようになっているところである。
- ・ 予算の提案の段階で、どこまで事業の内容を調整できるかというのは、それぞれの事業によって異なると思う。東木材の事例のような場合に、予算を上程する前に必要な手続がすべて終了していないと予算を上げることはできないということではない。
- ・ 殺虫剤の購入費は、ヤンバルトサカヤスデの駆除剤と、あとハチ駆除剤である。
- ・ 現在、ヤンバルトサカヤスデについては、殺虫剤購入費の決算額の大体7割強で購入し、各公民館等に無料配布しながら、地域一帯でのヤンバルトサカヤスデの蔓延防止について協力をお願いしているわけであるが、実際、昨年までとすると、ことしは湿気とか暑さが関係して、大体春先になると6月ごろで移動しないが、ことしに限っては今現在でもそうやって発生している苦情が寄せられ、我々も調査に行き、地域公民館と一体となって蔓延防止対策に対する指導や薬剤散布をしているわけであるが、やれることを地域と生息しにくい環境づくりというのを、地域の公民館や地域の住民の方々とやっていただくのが最善じゃないかということで考え、できれば個人の方々に家庭に無料配布して行いたいというのがあるが、できるだけ側溝の周りの草刈、虫が好むそういう湿気を好むところの場所等をなくすというか、そういう対策についていろいろお願いしている状況である。
- ・ ヤスデの蔓延防止対策としては、生息地域からの園芸樹木や根つきのそういう植物の持ち出しをしないこと。また、堆肥、敷きわら、カヤ、芋づる等、そういったものを生息地域から持ち出さないというのが蔓延防止対策である。
- ・ 大腸菌群数については、20年度と比較するとかなり改善された箇所もあるが、馬追川と神園川が大腸菌群数が多いわけであるが、この大腸菌群数につきまして、検査機関である財団法人鹿児島県環境技術協会に委託しているわけであるが、その見解として、河川における大腸菌群数が大量に検出されている原因について、県の環境管理課の水質係によると、県内の河川でも大腸菌群数が万単位で検出されている状況であると。この大腸菌群数が多いのは、国が定めた検査は、自然界、土壌中や水中の菌も含めて検出するので、糞便性大腸菌、人為的な要因で増えた菌だが、それはその一部と言えるということで、河川中でこれらの大腸菌が増殖することは考えにくいということで見解をもらっているが、できるだけ事業活動や生活排水等による公共用水への放出水をなるべく改善していただきながら、事業所等やそういうところには、水質検査をやっているわけであるが、検査基準に合わないところについては、加世田保健所と一緒に、改善等をお願いをしている状況である。

- ・ 馬追川、神園川、田ノ川河口等における大腸菌群数が異常に数が多いのは、事業場等による雑排水の影響によるものである。これに対する基準については、A、Bというところで、1,000個とか5,000個とか河川的环境基準等が定められているが、その基準をはるかにオーバーしていると。このような状況で、適正な事業場配水について指導をしているところである。
- ・ 昨年と75%値の結果が低くなっているという点であるが、工場排水等による汚水が見られる地点がかなりあるということで、今回そういった結果か出てきたと思われる。
- ・ 特定事業所等も20箇所、2回ほど検査をしているが、検査結果で基準に満たないものについては、事業所に現地調査と立入調査の文書を出して、加世田保健所と一緒にあって、事業所の汚水処理施設等の改善とか、基準に見合うような排水対策を取るよう現地で指導している。
- ・ 交通安全専門指導員は男の方が1名で、指導員は非常勤の特別職であり、週4日勤務で各学校に交通教室に行ったり、幼稚園の園児、児童の方に交通指導をしたり、そういった活動を主に行っている。
- ・ 交通安全協会の方々には、春、秋の交通安全運動週間の立哨活動を含めて、市の方とも協力を深めながら、交通安全の指導、それから交通安全運動の推進と一緒にあたっているところであるが、交通安全指導員は交通パトの巡回、昨年の予算でプリウスの交通指導の車を購入したが、巡回指導であるとか、高齢者の交通安全の指導であるとか、年間の交通教室の計画もずっと立てており、そういった交通安全の対策に取り組んでいる。
- ・ 生活保護の人口1,000人に対する保護率の平均は、全国で14.2%、枕崎市の場合は12.5%となっている。
- ・ 保護の状況の推移ということで、推計人口と被保護世帯、保護を受けていらっしゃる世帯の中で生活扶助の世帯、住宅扶助の世帯、教育扶助、介護扶助、医療扶助、生業扶助という扶助があり、生活扶助だけという方、いろいろだが、併給、生活扶助、住宅扶助、医療扶助とかあわせて扶助を受けていらっしゃる方もおり、延べの世帯数でいくと574世帯、760人、実際に被保護、保護を受けていらっしゃる世帯数は平成21年度で228世帯、297人ということになる。
- ・ 生活保護を受ける場合の手続きは、当初相談を受けるのは、民生委員さんを介して相談を受けられる、あるいは家族の方が相談にみえられる、いろんな形態がある。ただ、申請を拒むということはないので、必ず相談に来られた時に本人の意思を確認して申請され、その後、申請を受けないと、財産調査からいろんな調査が必要になるので、調査の上で活用できる資産はないか、あるいは保護の基準に合致しているかどうかという判断をして、生活保護を受給資格があるかどうか判断して福祉課のほうで保護の決定を行う。
- ・ 生活保護受給者が自立、就職とか、あるいは他からの援助が増大して生活保護基準よりも多額な生活費の手当ができるとか、そういう部分について保護廃止になるので、年度更新ではなく、毎年私たちは、所得状況とか、あるいはケースワーカーは各生活保護者の実態は必ず調査しているわけであるから、その中で保護廃止になるケースはもちろん出てくる。
- ・ 次世代育成支援行動計画素案策定業務委託91万3,500円の委託先は、鹿児島市の有恒社である。
- ・ 次世代育成支援行動計画については、10年計画の中で前期計画が平成21年度で終わり、後期の計画として5ヵ年計画で、前期計画の時につくった計画をもとに、その反省をもとにまた、アンケート調査等を行い、その中で一番ニーズとして出てきたのが、病後児とか病児の保育という要望があったので、その部分は新たに入れてある。また、今回の補正でもお願いした延長保育については、5保育園について補助をしてきたが、今回の制度改正により、7園に補助することになったが、この後期計画の中でも5園を7園に増やすという延長保育部分についても、補助していくという支援するという出している。
- ・ 夏休みの障害児対策については、現在児童ディサービスを受けてやっている。先般、6月等でもやはり障害を持つ方で、今、児童ディについては、3カ所市外全部なので、市内にそういう施設というかできないものかという要望があった。そういう中で、来年度へ向けて、市内の障害関連の法人から、来年からやりたいというような要望も、今伺っているので、その部分について、夏休み、長期休業中の障害児に対する対応もそういう児童ディの中で考えていきたい。ただ、保育所での部分の障害児保育については、受け入れた保育所については、こちらも受け入れた人数に応じた補助をしていくという、これは従来からそういうことで臨んでいる。
- ・ 簡易水道の整備事業を3カ所行っているが、まず1カ所が木口屋水道組合であり、送水ポンプ

が故障したために、その取りかえ工事について18万7,000円補助している。2番目としては、鳥越奥ヶ平水道組合に対して、滅菌タンクの故障による滅菌タンクの取りかえ工事に対しまして、8万9,000円。それと3番目に、木浦水道組合に対して、深井戸水中ポンプの取りかえ工事に56万円補助している。

- ・ 民営化、民間委託の効果というか、経費的な効果については、妙見の里については、実際に直営でやっており、その分の、職員給与費が一番大きな効果として、計画の中には上げている。あと、考えられるのが、施設運営費の中の、例えば電気代であるとか、燃料費であるとか、その分について効果が出るかどうかは検証は行っていかないとはいえないと考えている。
- ・ 妙見の里の民営化による効果については、約1,960万程度ということで効果が出されている。
- ・ 妙見の里は、定員50名であるので市内の利用者が42名いらっしゃるということで、残り8人は市外の利用者で、定員いっぱいの50名が施設的には措置されているということである。だんだん市内の利用者の方がふえてきているという状況にある。
- ・ 定額給付金については、平成21年2月1日現在に枕崎市に住民票あるいは外国に登録がある方が対象だか、申請の受付開始が21年の4月3日から始まっており、それから6カ月が期限となっていた。この間にさまざまな周知を行って申請をするようにということで働きかけをしたが、結果的に50人が申請をしなかったということである。
- ・ ふるさと応援基金については、現在21年度においても349万8,000円程度基金に積み立ててあるが、これについては大きく5項目程度大分類だが、ふるさと応援寄附というのが寄附者の意向をふるさとの整備に反映させるということで、大きく5項目寄附の用途を定めてある。そういった各寄附金の用途が定められている関係もあり、なかなかまだ財源として歳入のほうに組み入れられない状況にあるところであるが、今後においても随時財源充当という形も含めてだが、この寄附者の意向を枕崎の市政に反映させるという観点から、歳入のほうに組み入れていくということを検討していきたい。
- ・ その寄附の用途ごとに現在基金のうち、台帳上振り分けているので、今後も同様に寄附の用途ごとにそういった管理はしていきたい。
- ・ 予防費の不用額が非常に予算現額に対して多いというような状況だが、この不用額については、補正で新型インフルエンザ助成を行い、予算が3,530万円、決算額が1,115万6,000円、それに伴い不用額が2,414万4,000円ということで、当初対象者を1万2,000名で予定していたが、実績が3,510名ということで30%弱になったということである。
- ・ 平成21年度途中において宗教学法人による納骨堂設置などの理由により、市営墓地の取り消し願ひ許可申請が289件上がっている。現在、市営墓地の区画が犬牟田、川路、立神3地区あるが、そのうち4,308区画あり、そのうち累計で空き区画が589区画となっている。
- ・ 納骨堂に移転したり使用許可の取り消しをした申請者に対しては納骨堂や墓石が建立しているところについては撤去して更地にしてもらっているが、後の維持管理についてはちゃんと撤去されているかの確認をしながら雑草等が生えないようなそういったこともお願いしたりしながら、維持管理に努めている状況ではある。
- ・ 市営墓地の1区画の使用許可については1万円をお願いしている。
- ・ 合併処理浄化槽については毎年設置に対して工事をやって、その広報についても河川の水質検査等の結果等を広報紙等で掲載して、その中で生活排水の改善ということで下水道区域外では小型合併処理浄化槽の設置工事を行っているという広報等を行っているが、今後についても市民に周知されるような形での広報、合併浄化槽のいろんな仕組みとかそういったもの等について、今後広報活動をして広報紙等を通じて啓発してまいりたい。
- ・ 21年度の合併浄化槽については、5人槽、7人槽で58件設置に対して補助を行っているが、内容としては新築による設置が21件、単独浄化槽からの切りかえが12件、そしてくみ取り槽からの切りかえが25件、合わせて58機の設置を補助している。
- ・ 昨年行った特定事業上の排水の水質検査20カ所ほど2件あったが、水産加工施設および畜産関係施設、その他として焼酎製造工場等の排出水の検査を行なっている。
- ・ 下水道を接続していないところに対しての指導・監督は、市民生活課も下水道課と再度打ち合わせをして調整しながら、共同で行い得るような体制ができないか検討してまいりたい。
- ・ ふるさと応援寄附の募集については、こちらの地元の方には広報紙等を通じて、お知り合いの

方々へ御案内くださいとしてあるし、あと東京、東海、近畿、各ふるさと枕崎会がある。そういったところに総会の際に案内と一緒に送ったり、あるいはその総会の際にお見えになった方々にふるさと応援寄附をお願いしますということまでしてある。また実際寄附をいただいた方については、また今後ともよろしくお祈りしますということで、お礼の送付の際にそういったことをやっている。

- ・ コミュニティ助成事業3万円は、子供の村まつりの実施に対しての補助である。
- ・ 内鍋清掃センターの延命化であるが、これについては南薩地区衛生管理組合のほうで現在案を立案しているということで、こちらのほうは話を聞いているところであり、去る7月に延命に対しての地元説明会を行ったということを事務局より聞いているが、その他詳細についてはまだはっきりとしたことはこちらのほうにはまだ伝わっていない。
- ・ 南薩地区衛生管理組合について、これまでの経過と広域での取り組みということで伺っている点については、平成22年7月17日に延命化に対する地元説明会ということで栗野地区について説明会を行っている。加世田地区の南薩地区衛生処理組合のごみの受け入れが開始されてから新しいごみ処理場に対しては、各自治体の厳しい財政状況等を踏まえて、平成18年9月の一部事務組合再編協議会2市2町の首長会議において、今後、内鍋清掃センターは平成23年度以降の延命をすることが望ましいということで確認がなされていることである。
- ・ 内鍋清掃センターに関する延命等については、平成18年の9月に10年間延命する措置を講ずるということが話されたが、報道された件については、まだ説明を伺っておらず、また構成市に事務局から説明があるものと思っている。
- ・ 一般家庭から出されたごみについては、市のほうが収集運搬業務を委託して回収を行っているが、ごみの分別が悪くてごみ集積所に残されているが、名前とか書いてあれば、何が悪いという説明ができるが、無記名者だとだれのものかわからないという点もあり、また、ごみ集積所は地域のごみ集積所であるので、その地域の方々をお願いして、公民館長等、地域の方々に協力を得ながら再度分別をしていただき、そこに置いてくれば、また、収集して処理するようにしている。
- ・ 21年度に本市で行われた祭りの関係で、枕崎市漁業協同組合の「枕崎ぶえん祭り」、それからJA南さつまの「農業祭」、薩摩酒造明治蔵の「新酒まつり」が一体となった「枕崎いっさいがっ祭」の成果は、より安い事業費で効果的な祭りができたと考えている。
- ・ 本年度の「いっさいがっ祭」については、事務方のほうで準備を、昨年の反省も踏まえJAさんのほうから会場についていろいろ批判があり、要望が出てきていたので、事務局でそれをどのように解決するか等を協議していたところであるが、ある団体から事務方の先走りであるということで団体長会議を開催し、今年度についてはいっさいがっ祭という形での祭りはなしということに決定したところである。
- ・ 実際的には、いっさいがっ祭という名前をなくして、産業祭りという形で、22年度については駅通りもしくは市役所通りあたりを使って実施をしたいということである。商工会議所の60周年記念事業というのがあるので、そのようにしたいと伺っている。団体長会議でも商工会議所が主体となって産業祭りをするというので決まっているところである。23年度以降については、まだ何も決まっていない。
- ・ 現在松くい虫の防除については、地上防除で、松之尾公園、片平山公園、火之神公園の3カ所を年1回実施しているが、防除の効果は出ていると考えている。
- ・ 市営住宅にはまず初めに入居基準があり、所得金額が15万8,000円未満というのが1月当たりの収入制限がある。それから、単身で入られる方が、昭和31年の4月1日以前生まれだと単身とか可能である。ただ身障者とか、いろんな手帳を持っている方がいるが、その方も可能であるが、最低でも夫婦か親子という形でないと入れないので、申し込んでいただいて、複数希望者がいたところは抽選会になるので、そこで空いた場合は抽選会を行い、運がよければ1回で入れるが、2～3回抽選を繰り返されている方もいるようである。
- ・ 火災警報機設置工事の市営住宅については、本年度予算を計上し3カ年計画の最終年度で市営住宅の対象物件というのはすべて終わる。
- ・ 東木材の事業で、変更前の段階では3,048万1,000円の県補助金ということであるが、この事業が50%以内の補助ということになっており、この年度末でほかの事業等も入札等が行われ、そこでの執行残等が生じてきたということで200万程度の追加がされた関係で変更交付申請が行

われている。

- ・ 地域協議会の第1回目の会議が、平成21年8月31日に行われている。協議会の構成メンバーであるが、南薩地域の4市、指宿、枕崎、南さつま、南九州。鹿児島森林組合、それと、県の森林整備公社、県の森林組合連合会、木材加工センター、後、民間のこの事業を実施を希望している関係の業者である。
- ・ 振興局のほうからこちらのほうに出向いてきて、9月補正に予算計上をという要請をされたのが、21年7月8日である。
- ・ 事業の案内を、農政課の係長から福祉課のほうへ情報を提供している。
- ・ 21年6月にこの事業の中で、木造公共物の事業については、公共施設が対象ということで、公共施設のそういう関わりがある、例えば教育委員会関係とか、あと建設課関係、また、庁内では全体的というわけではなくて、そういうところに事業の説明をして、希望があれば出していきたいということで、行っている。
- ・ 県から、事業の説明会が21年5月26日あったので、それ以降に、木造公共物もあるが、森林の除間伐とか路網整備とかあるので、そういうのも含めて、課内で検討している。
- ・ 振興局が21年6月25日に、業者へ資料を配布し説明した。
- ・ 森林整備林業木材産業活性化推進事業は3カ年の基金事業で、その中で県が3カ年分、調整して事業を組み立てているわけであるが、公共施設については、市の方へ事業要望の募集がきたところであり、関係者へお知らせしたところである。
ただ、この木材加工施設については、市のほうへの事業募集というのは、来てないために、こちらからは業者のほうへは連絡していない。
- ・ この事業は県の事業であるので、県のそういうスケジュールの中で事業が組まれていったという経緯がある。木造公共施設については、私共には、そういう募集のお知らせが来たので、関係者にお知らせし、木材加工施設については、県の考え方の中で事業が進んでいったと考えている。
- ・ 平成21年7月21日に第1回の県の協議会が開催されている。
- ・ 森林整備林業木材産業活性化推進事業は、その上がってきた事業の調整を協議会が行い、それを県のほうに上げていくということである。
- ・ 正式な協議会は21年の7月21日ということであるが、当然、協議会に事業を進めるに当たっての事前調整というのは、どういった事業でもなされることだと思うので、県はそういう意味での事前調整として、市のほうへも要請をしてきたのではないかと考える。
- ・ 農政課の中で、このおがくず工場事業について話し合ったのは、振興局のほうから市の予算化をということで要請があって、それから後である。
- ・ この事業は、除間伐とか路網とかも含まれているので、そういうのも含めて、課内で検討している。ただ、その東木材の件の検討につきましては、県からの9月補正への予算計上の要請があった後に、取り扱いはどうするかという検討をしている。
- ・ 福祉の保育所関係には、農政課から担当の方に連絡してくださいというお願いをした。そして、そのほかに2カ所の障害者施設があるが、そこにも連絡してもらおうようお願いして、後、東木材の事業については、私どもはそういう認識は実際なかった。何でなかったかということ、市内で間伐材を使うところは、製材工場は3カ所あるが、東木材と中原にある中原製材と2カ所である。あと、増田材木については、ヒバ材の外材を使っているのが該当しないということ、県から聞いていた。
- ・ 県の本課の林業振興課のおがくずの調査の時に、ずっと市内の調査をしている時に、県の担当者に東木材は、こういう事業があったら融資でもやりたいということを知ったということを知っている。
- ・ 県の方が、おがくずについてのアンケート調査を行ったということで、その中で、東木材がおがくず工場の建設計画を持っているというのがわかり、県の方がそういう林業加速化の事業が出てくるということがある、はっきりした形はわかってなかったみたいだが、そういうのが出てくるというような情報提供をしたということである。
- ・ この基金の実施要領については、平成21年11月13日施行ということで、この要項を手にしたのは当然その後と思っている。
- ・ 地域住民等ということで事業を進めていく上で法令等に基づく手続があるわけだが、それを進める上で

調整ということである。そういうことで、東木材については、具体的には環境を守る条例の関係の同意関係になろうかと思うが、同意は取ったわけであるが、地域住民への説明というか、そこで足りない点があったと考えている。

- この実施要領にある地域住民等との必要な調整を図るというものについては、関係法令等に基づく手続が必要であり、そういう法令とに基づく手続を進める上での調整を図るべきだということであるので、これについては騒音防止法、それから枕崎市の環境を守る条例に基づく必要な手続を行っていたというところであり、ただその必要な手続の中で、これまで粉じんの指定施設としての同意の取り方等については、これまで隣接地域である利用状況に応じて、その隣接地の所有者の方々に同意をもらっていたわけであるが、この事業を進める上では必要な手続という形で同意等を取ってきたところであるが、今回のいろんな御指摘等もあるので、今後その同意等の取り方については、また一定の整理をする必要があると考えている。
- 基金協議会については、単年度だけの計画をやるのではなくて、当然3カ年の基金事業であるので、3カ年分の総体事業枠の調整を行っている。例えば、ある業者の事業は何年度にするかと、そういうことでの調整で、3カ年の計画をつくっているところである。
- 補正予算についての7月23日の県からの文書であるが、これについては今回事業自体が国の補正予算の中で実施された事業であり、結果的には年度を繰り越したところであるが、補正自体が出された時点では当然、年度内に事業を完了すると。経済対策であるので、早く効果を出すためにも年度内に事業を完成させる必要があったと。県のほうからは、どうしても9月議会に出して事業を進めていかないと時間的に12月の議会では年度内の事業執行が難しいということで、この7月23日の文書が来たところである。

それを受けて、事業執行をできるような形での予算計上ということで、9月議会に提案をしたところである。これについては、私どものこの東木材の案件だけではなくて、県内この補正で年度内で終わらせようとするものについては、すべて同じような形で9月の予算計上を要請されて、それぞれの市町村のほうに必要な予算の対応が行われたものと考えている。
- この補正予算をお願いしたときには、当然年度内ということで実施を予定していたが、去年8月に政権交代があり、自民党の時代に出された補正予算ということで、補正の見直し等の作業があって執行が一時停止をされたという経緯があり、結果的に繰り越しということになったところである。
- 市内の住宅への火災警報機の設置状況についてであるが、ただいま公民館を通じて調査中であるが、返ってきていないところもあるということで、まだ集計ができていない状況だということである。
- 漁協の改善計画については、平成22年度の分が第3回経営改善委員会ということで、7月28日に開催され、報告されたところである。

総体的に申し上げますと、経常利益で年間計画が示されており、2億1,227万円の年間計画があるが、6月末までで7,601万円の減ということある。全体的には、税引き前の当期利益年間計画2億1,227万円に対し、6月末で8,089万円の減ということで、6月末で計画に対して96.3%ということになっている。6月末の計画と6月末の実績では96.3%になっている。
- 企業訪問等経費の3万7,040円は、鹿児島県が主催する企業立地懇話会というのがあるが、昨年度は10月の末に東京で開催された。その企業立地懇話会において、そこに参加している企業等に本市への誘致の話をして、そこら辺りの動向を探ったところである。
- 降灰対策事業並びに県単産地づくり事業、花卉省エネ事業とあるが、生産者集団等という3戸以上の生産集団等に対するの事業となっている。
- 大塚の花弁農家というのは、50戸ぐらいである。
- 今回の花卉省エネ事業については、試験的な事業ということになったわけであるが、ほかの事業については、降灰事業、花卉の旋花機を得る事業等も過去にあったが、決して大きい農家だけが対象ということではなく、小さい農家でも、例えば降灰事業でいくと、3戸のおおむね3,000平方メートル以上という条件があるので、全体としてそれがクリアできれば、小さい農家でも事業に参加できるということである。
- 飼料生産対策事業については、焼酎かすを豚のえさとして給餌するシステムであり、計画では5,520トンの焼酎かすを豚の給餌として与えるものである。焼酎かすを農場のほうに移動し、タ

ンクで一時貯留して濃厚飼料と配合し、どろどろの液状にしてそれを塩ビのパイプの中を圧力を加えて豚のえさ箱のほうに投入していくシステムである。

このシステムの焼酎かすを利用することにより濃厚飼料を削減できるので、その飼料費については10%程度の削減効果があらわれるものと思っている。

- ・ 生活保護では他法他施策活用というのが一番であり、その方については一番最初のいきさついろいろあると思うが、まずは保育園に入所させた場合については、これは保育園については無償でその保育が受けられるわけだから、他法他施策活用からということであれば、まずは保育園で、幼稚園に絶対行けないかということではなくて、近くに保育園がない、遠距離にあるというような場合については幼稚園へも通園できるということになっている。そういう意味で現在、おっしゃられた方については近くに保育園もあるので保育園のほうに通園してくれということをお願いした。返還については、収入があると当然生活保護費を出しているような生活扶助、教育扶助、そういう部分について出しているわけであるから、収入があった部分については返還させるということになっているので、返還が生じたということである。

- ・ 就学援助関係については、昨年度の実績で申すと最終的に小学校で200件、中学校で101件、合計301件の就学援助費の対象への支払いをしている。認定基準になると7項目あり、この項目に該当するかいなかを審査し、そしてこれまでの生活状況、経済状況、それから今後の経済状況等も勘案し、その都度認定作業を進めているところである。

主な7項目については、まず生活保護を停止または廃止された者、2つ目が市民税の非課税や減免を受けている者、3つ目が国民年金の掛け金および国保の保険税の減免を受けている者、4つ目が児童扶養手当の支給を受けている方、5つ目が保護者が職業安定所登録日雇い労働者である者、6つ目が保護者の職業が不安定で生活状態が悪い者、最後が学校納付金の減免者である。以上の認定基準に従い、その家庭の状況等を勘案しながら認定作業を進めているところである。

- ・ 給食費に関して就学援助費は、平成21年度は小学校200名、中学校101名が支給されている。
- ・ 就学援助費を受けている児童・生徒はすべからずこの学校給食費も払わなくていいということになる。
- ・ 給食費を払ってない世帯は、平成21年当初の段階で19世帯、児童生徒数で29名である。
- ・ 具体的に給食費の滞納があるので、就学援助費を支援してもらうように切りかえたという事例については確実な数字を把握していないが、7つの判定基準の中で先ほどの301件がどのような理由で、基準で該当するようになったかということについては把握をしているので、この7つの判定基準のどの項目で認定されたかということについては把握をしているところである。
- ・ 認定基準の中で特にその申し出のあった家庭が年間の所得、それから課税の状況、そういったものも勘案をする。それから学校における学校長が把握できる範囲での経済状況、そしてまた必要に応じて先ほど申し上げたが民生委員方等の意見、そういったものもフィルターをかけながら判定基準をこの基準に乗っ取って進めているところである。もし、そういうようなボーダーすれすれ、あるいはこれを悪用とまでは言わないが、そういった面の使い方というのが著しいようであれば、またそこは慎重に私どももこの判定基準のほうをしっかりと見ながら進めてまいりたいと思っている。
- ・ 就学援助制度というのは、児童・生徒の健全な育成を支援する一つの施策として要保護あるいは準要保護等に該当すると思われる児童・生徒の学習を保障するための制度だととらえている。
- ・ 子供たちの教育する権利を保障するのは国で定められた憲法のもと明らかであると思っている。ただ、その運用については保護者のいろいろな考え方もあるということも承知しているところである。今後やはり子供一人一人が子供のためにどうあればよいかということが一番基本に置きながらも、各家庭の生活状況、あるいは今後の生活の状況の予想、そういったものについてきめ細かく認定作業の途中で情報収集をしながら、子供がそのことによって不幸せになるようなことは、一番避けなければならないことであるので、その点を重視しながら進めてまいりたいと思っている。
- ・ スクールカウンセラーの配置事業については、平成21年度においては枕崎中学校、桜山中学校に2名配置したところである。

いじめ等については、平成21年度間においては、小学校1件、中学校1件の報告があったが、学校のほうで即対応、教育委員会とも連携をしながら対応をしたので、長期化することなく解消はしている。本年

度になっても、その兆候はないところである。

不登校児童生徒については、昨年度末、3月末では小学校4人、中学校12人、合計の16人であった。これも7月、1学期には年間30日以上を一応不登校の児童生徒というふうに線を引いてとらえると、2学期以降から累積していくのでふえていく傾向にある。

- ・ 国の交付金事業等を利用して平成21年度に実施をした耐震診断の内容であるが、今回対象となるのが、昭和56年以前の建物について37棟あるが、これについて耐震検査等を実施をしている。その中で耐震性がある、または補強済みであるのが25棟であり、耐震性がない、または確認できないものが12棟あった。そのうち、2次診断を実施しているのが、平成21年度中に10棟を診断しており、現在補強設計が済んでいるのが5棟ある。そのうち桜山中学校、立神小学校の体育館、旧体育館であるが、現在武道館に関してはまだ優先度調査のみの実施となっているところである。

それと、平成21年度では、桜山小学校の4号棟について既に耐震の補強工事を実施済みである。

- ・ 耐震補強工事については、今、設計中のものが5棟あって、既に21年度に入ってから立神小学校を今、工事中のところである。これについては、いろいろな事業を利用し、耐震性の弱いもの、数字の弱いものから年次的に実施をしながら、できるだけ早くできるように補助金等を活用しながらやっていきたい。
- ・ 57年度以降の構造物については、基準にのっとった形での建設ということで問題ないと認識している。
- ・ 小中一貫教育の成果については、その2年間の研究の成果をこの12月に小中一環教育の実践の取り組みとして研究公開をする。近隣の市町にも呼びかけて、県下から先生方に集まっていただいて、成果の発表とともに、またその課題等についてもいろいろ研究討議をしていく予定であるが、一つには、小中ともに実施する体験活動の幅、枠が広がった。特に、金山小学校は少人数の学校であるが、ともに活動する機会が小中だけでなく、少々桜山小学校との合同学習、合同体験等もずいぶん進み、中学校への進級をスムーズにさせていくような手立てを取っているところである。
- ・ 本年度は、桜山小学校と桜山中学校の児童生徒が南薩少年自然の家で宿泊体験学習をともにして、ここではそれぞれの年長者の者、あるいはそれを学ぶ。鹿児島ではよく「芋こじ教育」と言うがそういった中で異年齢集団のよい活動ができたと聞いている。

また、学力面についても、小学校の学習内容を中学校にできるだけつないでいくために、中学校の教師が小学校で授業をしたり、あるいは研究授業に参観したり、小学校の教師と中学校の教師がともに同じ授業研究会をつくらしたりしながら交流を深めて、その子が9年間でどのような成長をするかという視点で語れるような場ができてきているところである。そういった面を含めて公開をする予定である。

- ・ 同一敷地内での小中一環校については、これまでもいろいろ話題になってきたところであり、私どもも少子化に伴う小中学校の統合、あるいは再編等については検討課題であるというふうにとらえているところである。そこで、これまでの議会での答弁等にもあったが、本年度中に本市における児童生徒にとって、よりよい学校のあり方について、中長期的なスパンでの学校のあり方等も含め、多方面からの御意見、御助言をいただくために、望ましい学校づくり審議会。まだ仮称ではあるが、その設置に向けた組織づくり等に着手しているところである。

さらに、今後その審議会の中で、どのような形がよいかというようなことを多方面から意見をいただいでいこうと考えている。

- ・ 望ましい学校づくりの審議会についてはスケジュールを策定し、要綱の原案となるものを策定中であり、2学期中にどのような形でこの審議会を、仮称であるが、設定していけばよいかという要綱を設定し、教育委員会等に上程し、その後審議委員の人数に入る予定である。この人数が終わった段階で予算計上等、来年度の審議会の持ち方についての予算等についてお願いをして、来年度からこの話し合いを本格化させていきたいというようなスケジュールを今のところは持っているところである。
- ・ 国からの地方交付税の措置については、学校数あるいは児童生徒数などに応じて交付されるということになっているので、学校数が減になるとということになると、そのような状況が発生するのではないかと考えている。
- ・ 昨年度の推進協議会は1回開いている。定例の専門部会については2回開催している。
- ・ 小中一貫の視察、あるいは昨年度の専門部会等の経緯については、今後どのような形でまとめていけるか、検討してまいりたい。
- ・ 小中一貫教育ということで推進しているが、敷地等一緒にしてとかじゃなくて、小中一貫教育の（連携型）という格好でとらえて教育委員会としては中一ギャップを解消するために、小学校、中学校一体となることができることをやっぴいこうということで先ほども答弁があったが、行事等を一緒にやったり、中学

校と教職員と一緒に会合をやって学校の状況等を交換したりということでも、鋭意進めているところであり、その中一ギャップ解消のために今度の研究公開にしても、中一ギャップ解消のためにどんな取り組みを進めているかということ等での発表になるというふうに思っているのも、坊泊でしたか、南さつま市がやったああいう形式とは違うということでも御理解いただきたい。

- 意見の集約については、20年度のまとめ等をもとにしながら、今後それを形にまとめ、専門部会、あるいは推進協議会等へ提出し、そこでまた協議をしていただきたいと思う。
なお、市民への公表については、またその中でどのような形で公表するのがいいのかについても研究・検討を進めてまいりたい。小中一貫教育の推進については、今、一定の成果も見られているところであるので、今度の桜山中学校区の研究公開等のあり方等も踏まえながら、今後さらに研究を推進していき、また今後立ち上げる予定である審議会等を通じて研究を深めてまいりたい。
- 平成21年度の少年の森の利用者は、860人である。
- 本市内の小中学校においては、集団宿泊学習としては、南薩少年自然の家を使っている現状にあるが、本市の少年の森については、同じ校区内の別府保育園とか、別府小学校が遠足または子供会の活動、そのようなところで活用しているし、私どもの事業とするスポーツ少年団の健康歩こう会とか、そういうのの目的地にするなどして、また夏休みには、市内の小学生30名程度を対象に1泊2日の海と山での体験活動での事業も実施しているところである。
- 総合グラウンドでの喫煙については、健康増進法にあるような公的な施設ではあるが、その室内に入って、そこで吸っているということではなくて、運動公園全体の外部でもあるし、不特定多数のかなりの多くの方々が、使われる施設であるので、全面に禁煙するというのではなくて、受動喫煙を防止するという観点で、そちらの方向で健康増進法の趣旨にのって、吸っていただくところを限定して、吸わない方への影響を避けたいと考えている。
- 市役所の昼のチャイムについては、教育委員会として、近隣の学校に聞き取りの調査等して、状況を把握したい。
- 防災無線の騒音測定をすれば、総務課のほうでとなると思うが、防災無線の性格上、あるレベル以上だったら騒音になるのかという、そこら辺は非常に微妙な問題じゃないかと思う。確かに、スピーカーの近くの方ほうはうるさいという声は聞くが、全体に行きわたらないと防災無線の意味をなさないということもあるので、非常に難しいところではないかと考えている。

(歳入)

- 鉱産税については、産出量は昨年度に比べて減っているが、トン当たりの単価が、昨年が547円程度だったのが、21年度は2,737円程度に上がっているのも、その関係で増加している。
- 法人税はふえて、個人税が相当減っている一番大きな要因としては、雇用情勢とか、景気の低迷等によりまして、個人所得も当然伸びが期待できないので、そういったことが原因ではないかと分析している。
- 個人の関係の市民税の徴収率は、個人の分につきましては現年度分で、97.7%で、昨年に比べて、0.7%減になっている。
- たばこ税の減額については、昨年パチンコニューヨークのたばこ税の関係を、当初予算で計上したわけであるが、それを入れて来ないという見込みで減額した分と、あと喫煙率が前年度に比べて、0.8ポイントぐらい下がっている関係で、たばこ税が減少になっている。
- 市税全体の収納率については、現年度分で98.1%、滞納繰越分で12.9%、合計で95.0%という結果になっているが、平成20年度に比べて、現年度分がマイナス0.4%、滞納繰越分がマイナス14.2%、合計でマイナス1.1%ということで推移しているわけであるが、これの要因については、雇用情勢の悪化や景気の低迷等によりまして、なかなか収納が思うようにいかないという部分が、大きな要因ではないかと考えている。
- 徴税費の委託料の不用額については、収納嘱託の方、お願いしてあるわけだが、その辺については、成果によって委託料が増減するといったような要因もあるので、決して臨戸徴収の努力が足りなかったというような部分はないと考えている。
- 収納嘱託員の委託料については、基本料金が7万4,000円、それから収納によって給する部分ということで、収納額の3%と、あと収納件数の1件につき50円ということで月額が決まって

くるので、月によって変動することになっている。

- ・ 不納欠損処分の関係であるが、所在不明の方につきましては、転出先の住所とか、いろいろ調査をして、3年経ってから執行停止ということで欠損処分している部分である。
- ・ 21年度分の固定資産税の不納欠損5件については、死亡者ということである。
- ・ 即時不納欠損は、地方税法第15条の7第5項の規定に基づくものである。
- ・ 住宅使用料の未済がふえたのは、現年度分は6,375万2,210円の調定額に対して、6,087万5,510円を収納し、徴収率95.49%で、前年度比0.99ポイント減となった。過年度未収金については、1,925万7,790円の調定額に対して、164万6,000円収納し、徴収率8.55%で、前年度比0.28ポイントの増となった。未納者が68名いたが、一応63名となった。
- ・ 住宅使用料は21年度現在で68人滞納されている方がいたが、その方のうち16名が完納されて数字的には52名になったが、21年度分で11名増加したために63名という数字が出てきている。それから、滞納の主な原因であるが、経済状況とか夜間徴収なんかも今、かけているが、その中で賃金カットとかあるいは離職とかいろんな経済事情がやはり主な理由で、納付できない状況がある。
- ・ 税込及びそういう使用料手数料、税外の収入の確保については庁内で検討会をつくり、徴収確保の努力をしているところである。確かにマニュアル等も作成をしているところだが、こういった経済状況等を反映して未収がふえていることについては、私どもの努力の足りない点もあったこと等を考えている。今年度においても検討会の中でマニュアルを、実際一般的なマニュアルというところで作っていたので、それを個別のそれぞれの使用料とか負担金とか、それぞれの個別の徴収金に応じて具体的に各担当課で一般的なマニュアルを、よりそれぞれの徴収金に合わせた形での個別マニュアルをもう一度整理をしたいということで作業をして、それに基づいて今年度もまた徴収・確保に努めていくということで検討会の中で確認をして作業をしているところである。
- ・ 空港使用料の1件7,350円は、3月末に事業者が枕崎空港を利用した際の着陸料である。この会社は法人組織であり、当該会社の会計処理が翌々月の支払いということになっていて、そこで出納閉鎖ぎりぎりの5月31日に当該法人のほうが生計のほうに対して金融機関から振り込みをしたが、市の会計処理上、金融機関からの収入通知が翌日以降になるものだから、収入未済と上がったところである。なお、この7,350円については、6月1日に収入済みとなっている。
- ・ 住宅使用料の収入未収額は63件で2,048万8,490円である。内訳としては20年度滞納の終了で徴収の合計額が164万6,000円である。新たに21年度に滞納が生じた方が11名である。その合計が全体で123万700円が増加となった。
- ・ 市税の収入済額が減になったことについては、雇用情勢の変化や景気低迷等により、市民税の調定額が約3,800万円減になったこと、それと固定資産税については平成21年度が3年に1度の評価がえの年に当たったわけだが、評価がえに伴う在来家屋の評価の減価分が調定額で3,700万円の減額と大きかったこと、それとたばこ税については喫煙率の低下で526万1,000円の減となったことで、これらで市税全体の調定額が減になったことに加え、市税全体の収納率が1.1%減になったことにより、収納額が前年度と比べて7,264万1,000円減となったものである。
- ・ 児童福祉費負担金の未収額、収入未済額の増については、現年度分については対前年度より未収額は減ったところであるが、滞納繰越分について未収額がふえている。その一番主な要因としては、平成18年度の会計検査の指摘分が平成20年度調定で上がっている部分が90万8,000円あり、その部分で過年度分の滞納繰越分の収入未済額がふえている。
- ・ 内鍋清掃センターの延命化については、南薩地区衛生管理組合の事務局に確認を行ったところであるが、南薩地区衛生管理組合の事務局と南さつま市において、内鍋清掃センターに隣接する地域住民の理解を得るために延命化の計画案について、平成22年7月17日に地元説明会を開催しており、その地元説明会等で説明を行った内容について、南さつま市の議会へ報告を行ったとのことであった。本市においても、内鍋清掃センターの延命化に対する周知等について今後検討をしてまいりたいと考えている。また、延命化に関する計画の整備方針等については、今後事務局より説明がなされ各構成市により、調整協議が行なわれるものと考えている。

(総括)

- ・ 内鍋清掃センターに隣接している南さつま市の坊津町の地域住民に対して平成22年7月17日に説明会が開催されている。
- ・ 南さつま市のほうが内鍋清掃センターに隣接するという事で、南さつま市と事務局が一緒になり、地元説明会を、今後の方針等の説明について計画案を説明し、地元に対して意見要望等をいろんな形で聞き取りを行い、その後構成市等についていろんな方針等について今後計画をしていくということで地元説明会を行ったということであり、その南さつま市内でのそういう隣接する坊津町の栗野地区に対して意見・要望を聞いて、その中で地元の議会に説明しただけだが、具体的な内容等についてもまだはっきりと断定したわけではないので、その辺の今後調整しながらはっきりとした段階で、本市においてもそのような計画案について今後説明等の検討を行ってまいりたい。
- ・ 指摘のあった議会での議論も組合に伝えながら、今後十分に私どものほうとしても積極的に情報を得ながら、組合の適正な手続きを進めていくように要請をしてまいりたいと考えている。なお、今、南さつま市が予算をとということがあったが、予算自体は全く提案したわけではなくて、この経過を説明したということであるので、その点は御了解いただきたい。
- ・ 森林整備事業の木材加工施設は、21年7月23日に9月補正での対応をとということで、メールが振興局から来ている。そういう要請に応じて9月をお願いをしたわけだが、当初は当然年度内完成ということで進めていたわけであり、そうすると12月となると工期等を考えた場合年度内は難しいということ等があって9月に補正をしたということである。ただ、政権が変わり事業の執行等が一時停止ということ等があって、その後事務処理が大分ずれ込んできた経緯がある。実際の入札については22年2月23日になったということである。
- ・ 除間伐については、現実的には森林組合に仕事をお願いするので、市内の、特に市有林の関係である。どれぐらいあるかという検討を行っている。この木材加工施設の関係については、その後本市の木材関係業者からは申請がなかったということで、その事業の推進ということについては、特に課内では協議をしていないところである。
- ・ 保育所関係の通知をなぜしたかということ、20年度事業をしたいということで2カ所の保育所から申し込みがあった。しかし県の補助金の関係でできなかったのも、こういう事業があったので保育所関係には全部知らせたわけである。ただ、木材関係には、こういう要望は私どもでは把握していなかったのも、知らせなかったというのが実情である。
- ・ 木造公共物の事業については、公共施設ということで、市役所、学校、そういうので木造を使う部分に補助があるということであるが、ただ保育所とか社会福祉法人等もその木造公共物の対象になるということで、そういう説明会がなされたために保育所関係のほうにも、そういう社会福祉法人のほうにも情報提供したということである。

木材加工施設については、当然民間の業者等が対象の事業であるし、県がそういうスケジュール的なもので事業を推進していたので、その時点でこちらからは、関係業者には連絡していないということである。
- ・ 県において協議会メンバーの要望や事業要件等を踏まえ、事業計画を取りまとめると。この窓口は、地域振興局とかで受け付けるとなっているので、当然、県が窓口として県が事業を進めていくということで考えていたので、県のスケジュールによってそれぞれの事業者には説明をされるものと思っており、結果として6月の25日の総会でこういった資料をもとに県から説明がなされたということなので、県の事業として進める中ではそういう形で、県が全体の何かの機会をとらえて説明をするということは当然あることなので、それをすることがわかっていた、わかっていないにもかかわらず、当然市が別に説明会をしないといけないということにはならないと思う。
- ・ 県の事業として実施されていこうとしていたもので、県のスケジュールの中で6月の25日にきちんと対象になる業者の方々には説明をしてあるわけなので、それを市が別に説明をしなかったからといって、この事業の進め方がおかしいということにはならないと考える。
- ・ 県のスケジュールで4月17日に、おがくず工場についてのアンケート調査を行っているが、これは原木、要するに間伐材を処理する工場のみである。
- ・ 林材協会の総会の折での説明会の件であるが、この資料についてはインターネット等に出てくる募集の資料を使っているということであるが、6月19日までというふうに申し込み期限はな

っているが、その折には6月いっぱいまでに受け付けるということで説明したと。振興局に今、確認したところである。

それともう1点。市の担当者への説明会が5月に行われているが、木造公共物の施設が出てくる説明会だったということで、それを受け、市の関係課また福祉法人等もなるということで、そちらにも情報提供したということである。

- ・ 路網整備とか除伐等については定額ということである。この木造公共物についても、当初は1平米当たり幾らという定額という考え方も出ていたが、木造公共物についてはすごく要望が多かったということで、2分の1補助になったということで、そういう特に路網整備、除伐等の関係で、そういうふうにホームページで紹介されているのじゃないかと考えている。
- ・ 今回の木造加工施設の関係は5割補助であるので、そのまま手出しが当然半分は出てくるということである。ただ先ほどから言うように、路網とか除伐については定額になっているので、その定額の単価内で手出しがなくて、事業が実施されていくのもあるということで、書いてあると思う。
- ・ 高性能林業機械等の導入で南九州市がかごしま森林組合の関係でやっている。
- ・ ほかの事業も含めて、木造公共物だけじゃなくてほかのものも含めて、県のチラシでは19日までになっているが、30日までに締め切るといのは電話で連絡が来ていたということである。
- ・ 福祉関係については、先ほど来、木造公共物ということで、市の公共施設も含めて、そういう関連の対象施設がないか、紹介をするようにという県の事業として県からの要請があったので、確認をしたところである。
- ・ 事業概要を聞いて、9月補正にということだったので、県等との協議もある程度整っているということで、予算化していこうという方針を出している。
- ・ 木材加工施設については、こちらは業者に連絡とかじゃなくて、除間伐特に除伐を今後、市有林をどうしていくかで、本市については路網整備が必要か、そういうことを検討している。
- ・ 業者を選定したのは、事業主体である東木材であるが、3社を選定した理由として、このおがくず製造機械はコンベア等もついてくるということで、コンベア等が自社で製造できると、それから電気工事ができるということで、この3社はそれが自前でできると、ただ南国殖産についてはコンベア、電気工事が自前でできないために、コンベアについては既製品というか、それを買ってきてプラントにすると。電気工事については、出した見積書の2枚目であるが、これが電気工事の見積もりであるが、これがセットで出てきており、別な業者からも見積もりをとっている。この選定した3社は、そういう自前で電気工事もコンベアも製造できるということで、別な業者からもとっているが見積もりの段階でも別な業者のほうが、南国殖産が出してきた見積もりよりは安いという結果になった。両方足せばということで、南国殖産と電気工事の関係で足すと、4,236万円になる。もう1社からもらっている見積もりは4,140万と、これは消費税抜きであるが、そういうことであるが、東木材はその事業費もだけど、当然、後のメンテナンスがしっかりと自社で対応できるところがいいということで、この3社を選定して、南国殖産は採用しなかったということである。
- ・ 住宅管理費の委託料は、浄化槽の清掃業務、これは第2金山の合併浄化槽である。それから、西之原団地に入水層および高架水槽をもっている。これの飲料水に伴う清掃業務である。それから、木造等の住宅を保持しており、そのためのシロアリ等が発生した場合の委託料であるので、21年度についてはシロアリが発生しなかったなので、その分が減になるという形になると思う。
- ・ 委託料の関係については、厳しい財政状況の中で経費の節減ということで、必要な最小限度の部分での予算化、そして執行という形で進めているので確かに委託人の方々の収入が減るといふ面もあるところではあるが、財政状況から考えると削減努力というのは続けざるを得ないのではないかと考えている。
- ・ 少年の森の委託料関係であるが、この委託料の中の21年度126万というのは、この委託人が終日、1日勤務する月が半年間、そして半日勤務が半年間ということで、勤務する期間の1日勤務が1カ月間20年度よりも減ったという状況で御理解いただきたい。
- ・ 市営住宅は月額所得で15万8,000円以下の方が入居可能である。それから現在、市営住宅として特賃まで含めて334戸、410戸管理しているが老朽化して使えないので現在使えるのが334戸入居可能である。それときのう現在で空き家状況として、2軒だけは空き家ということで、うちの

募集黒板に記入してある、2軒ある。それとすべて居住スペースとしては、昭和27、28年代のブロック造が2Kにバストイレつきぐらい、それから42年から43年、平成6年が最高だが、それは大体3DKがあるいは3Kぐらい程度になる。

- ・ 亀沢住宅においては、建てかえ以前が木造で優先入居という形で入居されて、旦那さんが亡くなったたりして現在ひとり住まいとかという方はいる。それから、単身入居については31年の4月1日以前お生まれの方、それから身体障害者とかそういう特別な理由のある方は、先ほどの31年の4月1日以前でなくても入居可能になる。それから、住宅の空き家待ちというのは人気住宅はやはり5～6人あるいは7～8人ということであるが、先ほど空き家2軒というところは現在その申し込みがないので、空き家状態になっているということである。
- ・ 住環境が例えばスーパーが近いとか、病院が近いとそういう住環境がいいところは、やはり市営住宅の希望者がかなり多いのが現実である。
- ・ 入居時点で入居基準に適合するという条件で審査をパスして、入居されて年数が経ったときに、収入基準をオーバーするという方はいる。この方には正規家賃にプラス、所得のオーバーの仕方によってだが、割り増し家賃をいただく。例えば2万円が正規家賃だとするとその所得が0.3とか上がるとその分のプラスアルファで入っていただくということになるので、15万8,000円の枠を超えた方は割り増し家賃があるということになる。
- ・ クリーン堆肥センター負担金10万8,735円は、建物共済に農協の共済に加入しており、農協と市とその掛金を半額ずつ負担しており、その負担分である。
- ・ 堆肥センターの脱臭機の故障は報告を受けており、農協とも早急に対応策を、とりあえず地元のように悪臭がなるべく迷惑をかけないようにやっていかなきゃいけないと思っているので、農協と早急に詰めていきたい。
- ・ 堆肥センターについては、公害防止協定を市、農協、関係集落と結んでいるので、もう1回その辺を徹底してまいりたい。
- ・ 堆肥センターによる東西白沢地区において悪臭が相当するということなので、今後そういった悪臭を自分たちも実際調査して、堆肥センターによるものやその他畜産関係による風向きとかそういうものがあると思うが、そういうものについて現地調査等を行いながら悪臭対策に努めてまいりたい。
- ・ 森林整備・林業木材活性化推進事業の採択要件、費用対効果は1.0以上、施設の対応年数がおおむね5年以上のもの、事業費でおおむね5,000万円以上のものについては経営診断を受けるものとするあり、東木材も経営診断を受けている。
- ・ 南薩地域森林整備の基金協議会の役員は、会長がかごしま森林組合の組合長で、副会長が南九州市長である。
- ・ 平成21年11月18日の第2回目の協議会では、平成21年度から23年度の間に計画されている事業の説明内容が行われている。本市の関係の東木材の関係については、21年度で実施ということでは報告があったところである。
- ・ 基金協議会のそういう役割というか、地域の事業計画を調整してということで、後先にはなっているが、11月18日の会のときに行われていると。9月で予算をお願いしたのは、そういう決定はしていないわけであるが、検討の協議等を踏まえ、採択になる可能性が高いということで、また県からの要請もあったので9月でお願いしたところである。
- ・ 平成21年11月18日に、中小企業診断士、田ノ上氏が東木材の経営診断をやっている。その中であるのは、この業者は現在の仕入れは原木を利用して高く評価したいけれども、こうした利益的にうまみのある仕入れをやっているにもかかわらず、また、利幅の薄い加工材等の仲間買いをしながらにしては当社の利益率は低く、当社の利益構造的に大きな課題があると指摘している。
- ・ 予算についてはすべての手続が終了しないと出せないということではなくて、当然事業の採択の見込み等を踏まえて予算に計上をしてお願いをして予算を承認いただいた後に正式な手続ということで、補助金の申請を出してもらおうという形になるものである。
- ・ 予算だけは先に上げておいて、後で採択要件に合わなかった場合は予算を執行せずに、そのまま不用額という形で残すということになる。
- ・ 東木材の経営診断については、先に採択要件として、原木の消費おが粉、現在を1として仮定した場合、1.36倍になれば採択されるという、おが粉の量がふえればよいということで、それ

は計画時点と実施の関係であるが、それを踏まえて経営診断を見ると、ここは改善の余地はあるけれどもおおむね良好ということで経営診断結果をもらっていると思っている。

- ・ 事業を進める上でいろんな手続を行う場合に、地域住民等との調整を図るということである。具体的に、市の環境条例に基づく同意等が一番それに関係するわけであり、関係集落の代表者、また隣接の方々からは同意はいただいたということがあるが、近隣に住んでいる方に直接説明は行っていないということで、その部分については配慮が足りなかったと考えている。
- ・ この事業実施要領にある地域住民等との必要な調整を図るということについては、事業実施に当たり、関係法令等に基づく手続が必要な場合には、その上での必要な手続を踏むよという意味での必要な調整ということであり、今回、騒音防止法及び枕崎の環境を守る条例に基づき、指定施設としての届け出等の手続が取られたところである。その中でおがくず工場については、騒音防止法上の規定では同意とかはないので、条例に基づく粉じんの施設としての同意ということで、隣接する住宅の住民の方、それから地域の代表として公民館長の同意をいただいたという形で必要な手続が取られたものである。
- ・ 地域の代表という形でどなたをお願いするかという判断になると、やはり公民館長という方が最適なものだというふうに考えて執行している。
- ・ この事業は多額な投資が必要になってくるわけであるので、そういう投資をして、今後順調な経営が行われていくかどうか、そういうのを含めて、そういう専門的な見地から見ていただくと。具体的には、そういうのが費用対効果で出て参るがそういうのを含めて今回の事業が、順調に今後経営が成りうるかどうか、その辺の参考資料にするためにしているというふうに考えている。
- ・ 最終的に今後の課題と対応戦略ということで、新規投資には大きな負荷がかかるというのは事実であるが、この投資効果によって、課題である収益構造に改善が図られるのも確実というような診断が図られるのも確実と、というような診断があるので、それを評価しているところである。
- ・ 南薩地域の各畜産農家から確約書をもって年間だいたい、幾らぐらい購入するという確約書をもって、事業を進めている。
- ・ 契約数は24あるが、他に3カ所はゼロだから、21カ所になる。現在も取引されている業者もいるわけだが、この事業が入る以前については畜産農家の要望に応じきれなかったということである。
- ・ 埋め立ては東木材が押し込んだということで聞いている。それをだれが許可したかというのは調査をしていない。
- ・ 事業所の国有地に対する産業廃棄物の不法投棄に関しては、ことしの7月20日に県の管轄となっているので、県の本課の廃棄物リサイクル対策課が現地調査をして撤去作業が開始されて、8月9日に作業が完了したところであり、その中で撤去作業で搬出された産業廃棄物等や土砂等については、事業所のほうから県の廃棄物リサイクル対策課のほうに報告書を提出するというところで、今、聞いているところであり、市としても数量等のそういう報告書については、資料提供していただくように今、お願いしているところであるが、今、県のほうにも問い合わせしているところであるが、今後その報告書に基づいて今後どういった指導をするかと、今後の対応について検討していくということである。

また、産業廃棄物については、リサイクル許可の箇所にも現在もストックされ、あと警察当局のほうでどういった対応、見解とかそういう処置をするのか、今後検討しているということを知っている。
- ・ 産業廃棄物の処理に関しては、基本的に県がその権限を持っているので、市で単独で何か動くという形はできないので、県が東木材から報告を受け、それに基づいてどういう処分なり何なり対応されるのか、そこを注視し情報を集めていきたいと考えている。
- ・ この補助事業については、県が補助金の返還を要する考えはないのかどうかというようなことも確認をしているところであるが、補助金の返還については県として補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に照らして、補助事業事態の遂行義務というものに抵触をしていないので、補助金返還等を求める法的な根拠はないという判断をされているということであるので、その県の判断に従うことになると考えている。
- ・ 補助申請をして、その補助金決定をする時点でその中身が確認をされていた場合には、また判断も補助の対象とするかどうかという意味での判断にも影響はあったとは思いますが、補助金の申請、補助金の手続を取る中ではその不法投棄という部分は把握できていなかったということで、補助

の手続が進められたということだと考える。

- ・ 補助金交付申請であるが、東木材から平成22年2月9日に行われている。
- ・ この事業は県が事業主体ということで、県のそういう事業推進の方針で進めているが、木造公共物については市が該当するということで市を通して募集したと。今度は木材加工施設については県内の木材関係の業界と、いろんな機会をとらえて事業の周知と募集を図ったということである。東木材についてはおがくずの調査の折に東木材がおがくず工場建設の考え方があるというのを聞いたということで、その事業の情報提供を行ったということである。
- ・ 東木材のほうで業者は選定し、指名競争入札である。
- ・ 騒音関係についてだが、平成22年の4月8日に製材工場の周辺に居住する地域住民の方から騒音の苦情の申し立て等があり、騒音規制法に基づき6月4日に新おが粉製造工場の試運転による騒音の測定を申立人の立会いのもので行ったところである。その後、何度か申立人の方からの要望等について説明をしてきたところであるが、おが粉工場の本格的な操業に伴って8月の20日、23日、28日にこれは抜き打ちという形で、通告なしで新しい工場、それから既存の工場を含めた工場騒音の調査をしており、その結果を踏まえ、事業所に対しては騒音に対する新たな対策をとるように指示を出しているところである。
今後、騒音については、状況をまた確認をしながら、あと事業所の対応を速やかな対応について要請をしながら、その状況を見守り、調査をし、必要な措置をとっていききたい。
- ・ まずことしの6月4日に工場が完成して、試運転による騒音測定を行ったところであるが、それのときに関しては規制基準値内ということであったが、それではまた本格的な操業により、騒音が発生するというので事業主においては、建物内部の騒音対策として内張り二重壁構造というか、そういった防音対策を行っているが、その後、ことしの8月20日並びに8月23日、28日の3回の騒音測定をした結果、規制基準値を超えていたために、市として事業所に対して改善勧告の通知を出している。その点で敷地境界に防音対策塔ということで、防音塀、塔ということで書いてあるが、それを設置すること、また今後のそういった計画かそういう騒音に対する改善計画書等の提出を行うように勧告書を通しているところである。
- ・ 騒音対策として防音壁を高さ4メートル、厚さ70センチのコンクリートブロックをトラックスケールがあるが、南側というか、その部分から鉄塔が立っている敷地境界、あと新しいおがくず工場が建っているところまでである。それと、西側というか新しいおがくず工場の南側の部分である。そこに壁を設置するというので話をしたところである。安全性等については、再度、東木材と検討したいと思う。
- ・ 今後新たにできる指定施設等や現在稼動している、いろんな悪臭、汚水、さまざまな指定施設があるが、これらについても適宜調査しながら住民に影響を及ぼさないような指導體制の強化を図っていききたい。
- ・ もともと県の事業として事業が進められている中で、多少遅れ等はあったが皆様方に情報は伝わった上で、希望される団体は1社でその団体に補助の決定がおりたということなので、公平に事業は進められたと考えている。
- ・ 入札執行調書を出しているとおり、3社で入札をした結果、結果的に株式会社南機が落札したものであり、適正な手続をもって行われたものと考えている。

○委員からの意見・要望

- ・ 生活のあり方そういった心得というものをきちっと生活保護受給者にも理解してもらうことも大事だろうと思う。受給者がどんどんふえていくことは、決して社会にとっても好ましい状況ではないので、その辺のところを指導とまではいかななくても、きちっとしたある意味での監視体制というのを、強化して行っていただきたい。
- ・ 水道料は市から集落墓地の場合助成があるが、そういった枯れ花の処理とか維持管理費、そういった部分と非常に不公平感があるという状況にあるが、特に盆あたりの枯れ花も盆ちょうちんも何もかも投げ入れているあの状況を農村部の皆さんが見ればびっくりする、ああいう状況を見れば。集落墓地の場合、持ち帰って自宅で処理してくださいとそういった状況であるから、やはりその辺はもうちょっと住民も市民もモラルというか、そういったものも啓発していただきたい。
- ・ ごみ収集について、高齢化が進んで、年寄りの家は個別収集をするという自治体だってある。だからそ

の行政の役割というのは何なのかというのをやっぱりそういう先進に学んで、本当に住民にサービスをするという立場から取り組みをすべきである。

- ・ 去年は、火災による死亡もあったので、火災警報機があったら助かった命かもしれないので、ぜひ設置するように進めていただきたいと思います。
- ・ 小さな農家の方でも省エネにつながるような施策をぜひとっていただきたいと思います。
- ・ 子供の家庭の状況を一番知り得る立場は担任である。家庭訪問もするし、給食費の払いがどうなっているのかということも直接つかめるし、毎日の子供の表情を見ても状況はつかめるわけだからその担任がどのような報告を学校長に上げ、教育委員会に上げていくのかという取り組みがなされる必要があると思う。就学援助についても保護者が見てわかりやすい案内をしてもらいたい。
- ・ いろんな主義・主張あるんだろうが、人間が人間として生きる最低限のことをやった上で、それでも足りないときにはいろんな補助、そしてまた保障をしてもらう社会でなければならないと私は思う。払えるのに払わない、そういう人たちを許していくツケはそれこそ後年度世代で払っていかなければならないわけだから、その辺のところはきちんと教育委員会のほうで再検討しながら、きっちりとした判断を下してほしい。
- ・ 当然、維持管理費を含めて財政需要がそれだけ減るわけだから交付税措置としては減るが、ただこの問題、財政的なお金にまつわるもので判断する問題ではなかろうと。学校統廃合がいいのか、悪いのか、地域住民が何を望んでいるのか、あるいは子供たちの教育のためにどういった形が一番望ましいのかというのが優先されるべきであって、そういった審議会を立ち上げる時点で交付金を持ち出してもらったら困る。そういったことで取り組んでいただきたいと思います。
- ・ 歳入確保については、もうちょっとどこが問題だったのか具体的に挙げていただいて、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますということを申し上げておきたい。
- ・ 入居して、入居基準を超えたら割り増しをもらう。本来そういうことは待機者がいなければそれでいいと思うが、待機者がいて、市営住宅と民間住宅との家賃格差というものがなければ、それで別段構わないが、やはりすべからず市民の方々がまさに幅広く公平・公正に受益できる体制というのは必要であろう。
- ・ 21年度一般会計予算の認定に当たって、21年度事業を執行する過程で、事業実施の基本母体になる協議会も設立もされずに、今回の森林整備事業については地域協議会であるが、そういった基本的な組織も立ち上げないのに、公共事業が行われていくと。これは単なる日程遅れでは済まされない。あくまでも公共事業は、公平にまず情報提供をし、客観的に公平性があるというこういった事業実施でなければならない。

◎認定事項第2号平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

○当局説明

- ・ 平成21年度の当初予算は、36億1,132万8,000円で、前年度当初予算と比較して約2.7%の減となり、その後、3回の補正を行い、最終予算額は38億0,136万8,000円となった。
- ・ 歳入においては、調定総額37億9,921万8,000円に対して、収入済額37億1,795万2,000円となり、不納欠損額が932万2,000円、収入未済額が7,194万4,000円となった。
- ・ 歳出については、予算現額38億0,136万8,000円に対し、支出済額37億1,243万6,000円で不用額が8,893万2,000円となり、歳入歳出差引額が551万6,000円となった。
- ・ 歳入の主なものについて、国庫支出金の療養給付費等負担金については、医療分と老人保健拠出金分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に対する負担金及び過年度分合計として、予算現額6億7,985万7,000円に対して、6億6,678万5,941円の交付となった。
- ・ 国庫補助金については、特別調整交付金の中で特別事情分として、21年度においても収納率向上や保健事業への取り組みが認められ、引き続き3,400万円が交付され、合計では3億9,978万8,699円となった。
- ・ 退職者分の保険給付費等に対して交付される療養給付費等交付金については、2億4,557万8,000円の予算現額に対して、2億2,525万6,000円の交付となった。
- ・ 前期高齢者の医療費等の財政調整として、平成20年度から新設された前期高齢者交付金は、予算現額9億6,034万円に対して、9億6,034万0,756円の交付となった。
- ・ 平成15年度から制度化された高額医療費共同事業負担金は、保険者拠出金の対象事業費の4分の1の相当額、920万7,079円が国・県負担金としてそれぞれ交付された。

- ・ 共同事業交付金については、1件80万円以上の高額な医療費と1件30万円以上80万円未満の医療費に対する交付制度であり、予算現額5億3,437万7,000円に対して、5億3,437万8,277円の交付となっている。
- ・ 他会計繰入金については、予算現額1億8,812万9,000円に対して、1億8,812万8,376円の繰り入れとなっている。
- ・ 歳出予算の構成比については、保険給付費が72.6%、後期高齢者支援金9.1%、老人保健拠出金が0.9%、介護納付金が3.5%をあわせて86.1%を占めている。
- ・ 保険給付費については、26億9,330万5,370円になり、平成20年度と比較して一般被保険者の療養給付費は11.6%、療養費は20.5%、高額療養費は20.8%の増となっている。
- ・ 退職被保険者等については、療養給付費で38.5%、療養費で66.4%、高額療養費で36.3%の減となっているところであり、これを被保険者1人当たりの療養給付費で比較してみると、昨年度より一般被保険者が9.1%増の30万2,575円、退職被保険者が19.4%減の22万8,086円となっている。
- ・ 被保険者数は年間平均で一般被保険者が前年度より161人増の7,223人に、退職被保険者等は212人減の681人になり、全体で51人減の7,904人となった。
- ・ 後期高齢者支援金については、平成20年度から創設された後期高齢者医療制度への支援金であり、支援金3億4,511万1,018円及び事務費拠出金4万3,016円の合計、3億4,543万4,994円を支出した。
- ・ 老人保健拠出金については、医療費拠出金3,319万0,361円及び事務費拠出金2万9,353円の合計3,321万9,714円を拠出した。
- ・ 介護納付金については、40歳から64歳までの第2号被保険者数の概算3,101人に、1人当たり負担額5万0,246円を乗じた1億5,581万2,846円に、平成19年度分の精算額2,111万8,632円を減算した1億3,469万4,214円を納付した。
- ・ 共同事業拠出金については、国保連合会が実施主体となる高額医療費に対する再保険事業で、平成18年10月より1件80万円以上の医療費を対象とし、合わせて30万円以上80万円未満の医療費を対象とする保険財政共同安定化事業拠出金が創設され、それらを合わせて4億3,148万2,314円を拠出した。
- ・ 保健事業については、特定検診等の事業に要する経費として764万5,233円を支出し、そのほかに、健康づくり体験教室、市民健康教室等も実施した。
- ・ 人間ドッグの補助では、1日ドッグが99名、脳ドッグを合わせた1日ドッグが23名、脳ドッグが17名、合計139名が受診をした。
- ・ 医療費適正化特別対策事業及び保健事業費では、従来からのレセプト点検の充実強化、看護師嘱託員2名による重複頻回受診者の訪問指導のほか特定健診の受診率向上を目的として追加健診等を実施し、保健事業費合計で2,182万9,207円を支出した。
- ・ 諸支出金については、保険税還付金111万0,700円と還付加算金6,600円、国県特定健診負担金精算返納金12万円、療養給付費等交付金精算返納金2,351万0,011円、会計検査院の指摘に基づく平成18年度療養給付費等負担金返納額1,124万7,208円及び高額療養費特別支給金7万4,689円の合計3,606万9,208円である。
- ・ 平成21年度国民健康保険税の決算について、一般被保険者医療給付費分については、現年課税分は3億1,537万2,000円、滞納繰越分532万円、後期高齢者支援金分の現年課税分は1億0,760万円、滞納繰越分34万1,000円、介護給付金の現年課税分は4,646万8,000円、滞納繰越分52万6,000円の計4億7,562万7,000円を計上し、退職被保険者分は医療給付分について、現年課税分は4,675万4,000円、滞納繰越分は45万1,000円、後期高齢者支援金分の現年課税分は1,594万6,000円、滞納繰越分は1万円、介護給付金の現年課税分は1,491万4,000円、滞納繰越分4万7,000円の計7,812万2,000円を計上し、国民健康保険税合計で5億5,374万9,000円を計上したが、22年3月議会において補正を行い、最終予算額を当初予算額より1,220万円増額して5億6,594万9,000円とした。
- ・ 平成20年度の後期高齢者医療制度の創設により、全国的に収納率が低下しているところであるが、現年課税分で95.1%、滞納繰越分で17.3%、全体で87.4%となり引き続き県下19市の中でトップを維持できたところである。今後とも税の公平な負担という観点からも、収納率の向上に向け、職員一丸となって取り組んでいきたい。
- ・ 保険者負担分の割合は、基本的に一般被保険者の保険者負担分は70%である。退職者の分は、前は80%だったが今は70%になっている。それに高額療養費分の負担分があるので、大体10%近くになっていることから、実質的な保険者負担額というのは80%前後に現在なっているのが実態であり、適正な負担割合という表現でいくと、70%が本来なら一番いい状態である。
- ・ 今後広域化というか、都道府県単位で運営していく場合に、その保険者負担というのがどうなるのかと

というのが見えにくいということであるが、今現在は、82.3%という率が計算上出ている保険者の負担割合である。

- ・ 高額共同事業という県単位の30万円以上の分、あと上が80万円を超える分と2種類あるが、実質的に30万円以上の分については県内全体で共同事業ということをやっているので、その部分で枕崎市は共同事業の拠出金と共同事業の交付金というのがある。それを差し引くと約1億、拠出金より交付額のほうが多くなっている。だから広域的にやっていくと枕崎みたいに非常に医療費の高いところは恩恵が出てくる。
- ・ 広域化については、平成25年度開始予定になっている後期高齢者医療制度にかわる新制度等についての検討がなされているわけである。その中で国民健康保険事業については、県単位でやりましょうというような話が非常に強く出ている状態である。仮に現在の後期高齢者みたいに税率等が一本化されていくというような形になると、本市でいうと税率そのものは非常に低い状態であるので、当然平均的に見ていくと上がっていくということは想定されるわけである。市町村合併をしたところは急激に運営状況が厳しい状態になってきているというのも事実であるので、広域化をしてそういうところの部分解消し、なお国の助成等も強く要請してやっていきたいというような考えが今現在根底にあって、検討がなされている状況である。
- ・ 資格証明書の発行数については14世帯であり、子供のいる世帯はない。
- ・ 短期保険証の発行状況については、126世帯である。
- ・ それぞれの期間ごとの状況については、1カ月の方が57世帯、2カ月が45世帯、3カ月が17世帯、6カ月が7世帯である。
- ・ 資格証明書の発行世帯については、税の督促と訪問等の折にそういう状況をお聞きすることでやっていきたい。そして資格証明書を発行されている方というのは、基本的に私どもの基準としては、払える能力がある方ということで判定してこういう資格証明書で対処しているということであるので、御了解いただきたい。
- ・ 国保法44条の関係、減免及び徴収猶予等に関する部分については、どういうふうにするのか、いつからするのかとか質問を受けたが、そのときに22年度中に、そういう国のほうから支持なり指導なり出されるということでお答えした。それが平成22年9月13日付で取り扱いについての部分の改正がなされているところである。22年9月13日付で、その取り扱いについての通知がきているところである。
具体的には、一部負担金の徴収猶予に関する事。一部負担金の減免に関する事。医療機関の未収金に対する保険者徴収の件。そういう大きく言って3つのことについての通知が来ている。
- ・ 国保法の中に減免制度の規定はされている。9月13日付で国としての指導方針、取り扱い要領というのが明確に出されてきたので、それをもとに、基準としては生活保護基準なんかをもとにすると、というような通知にもなっているので、その辺も加味しながら検討してつくっていきたい。
- ・ 数年前の税率改定に係る介護分の納付金と給付の関係では、この21年度決算は、21年度の年報において経理状況を報告するものがあり、その中で介護部分については485万1,038円の黒字という計算になっている。
- ・ 介護部分についての485万1,000円余りの金額というのは、21年度決算において介護分でもらった国保税分と拠出金分との相殺を支払い等出した場合に、これだけ残ったということで、20年度に改定をさせていただいた3,000数百万の差がついていたので、その分はちゃんと均衡するようにその年からちゃんとなってきているということである。
- ・ 現年分で納税意識の希薄というのは、額は大きくないというか、2年、3年累積しての滞納はしていないが、前年滞納が若干残っている方々が納税意識の希薄というふうに分類しており、件数で210件、金額で約2,500万円程度である。
生活状況などについては、徴収に行く側の人間の感触であるが、確かに裕福ではないが、税金は払える状況にあると思われる世帯である。ほかの支出関係を先にしている、税金のほうが後回しになっているといった世帯になる。

○委員からの意見・要望

- ・ 国保法第44条関係、減免及び徴収猶予等に関する部分については、全県の足並みをそろえるということではなく、枕崎市が独自に取り組むというのが今、必要だと思う。いつになるか、わからない。そのままいくと、広域化までずるずる引っ張って実際は何もしなかったというふうになりかねない。

◎認定事項第3号平成21年度枕崎市老人保健特別会計歳入歳出決算

○当局説明

- ・ 当初予算は699万7,000円で、前年度当初予算と比較して約98.1%減となり、その後1回の補正を行い、最終予算現額は1,847万2,000円となった。これに対して収入済額は、1,238万4,966円で、前年度に比較して96.6%減となり、支出済額が1,251万4,231円となり、前年度に比較して96.6%減となり、歳入歳出不足額が12万9,265円となったが、翌年度繰上充用金で措置した。
- ・ 歳入の主なものであるが、医療費医療諸費等に対しては、それぞれの負担割合に基づいて交付されている。支払基金交付金が4万1,000円、国庫支出金1,147万2,499円、繰入金76万9,000円、及び諸収入10万2,467円となった。
- ・ 歳出では、医療諸費が96万5,291円となり、前年度決算額に比較して対前年対比99.7%の減で、3億3,973万3,891円の減となっている。

◎認定事項第4号平成21年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○当局説明

- ・ 平成21年度の当初予算は、2億8,749万9,000円でその後2回の補正を行い、最終予算現額は2億7,771万4,000円となった。
- ・ 歳入においては、調定総額2億7,500万8,000円に対して収入済額2億7,453万円となり、収入未済額が47万8,000円となった。
- ・ 歳出については、予算現額2億7,771万4,000円に対し、支出済額が2億7,132万円で不要額が639万4,000円となり、歳入歳出繰越額が321万円となった。
- ・ 歳入の主なものについてであるが、一般会計繰入金については、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金として、8,934万3,789円が繰り入れとなった。
- ・ 後期高齢者医療広域連合交付金については、広報に対する広域連合からの交付金として24万円が交付された。
- ・ 歳出の主なものとしては、総務費は事務経費として233万2,720円を支出している。
- ・ 後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と延滞料を合わせて1億8,247万4,450円と基盤安定負担金8,498万3,789円の合計2億6,745万8,239円を納付した。
- ・ 平成21年度決算については、対象者が4,388人、予算現計比で55人増。当初比で232人増、調定額で1億8,169万0,800円、予算現計比で9万2,577円、当初比で1,865万9,200円の減。特徴分が1億2,943万3,200円、予算現額比で17万1,924円の増、当初比で600万3,800円のマイナス。普通分が5,225万7,600円で、予算現計比で7万9,347円の減、当初比で1,266万5,400円の減で、収入済額1億8,137万0,200円で、徴収率は99.8%となっている。
- ・ 20年度決算と比較すると調定額で369万1,900円の減。このうち特徴分が257万5,000円の増。普通徴収分が626万6,900円のマイナスで、収入済額でマイナス346万2,300円となっている。
- ・ 監査委員の報告書の23ページ、歳入歳出額の構成調というのがあるが、この繰入金8,934万3,789円については、広域連合に納付をする保険基盤安定負担金8,498万3,789円と事務費経費436万円の合計金額となっている。
- ・ これまで高齢者の医療、いわゆる受診が少なくお金が余るという状況があったが、21年度の状況については、後期高齢者の医療広域連合のほうで医療費等は全部一括して支払っているの、枕崎市の予算の中には医療費の支出額というのはいらない。その分が今言った負担金で出ているが、その割合でいくと当初予算で広域連合から言ってきたものと、実際の決算で払った金額と比較すると比率で91.7%程度の割合で出している。約9%弱ぐらい見込みより少なかったというようなことにはなっている。ちなみに去年、20年度が92.7%ぐらいである。1%ぐらいはふえてきている状況ではある。
- ・ 後期高齢者医療制度が枕崎の高齢者に具体的にどんな影響を与え、これらについて調べるといったことはないのか、ということについては、後期高齢者の方々に対して医療制限というようなことはないというふうに考えているし、医療費の実支払い等について広域連合で一括支払いを鹿児島県内の分を全部やっているの、なかなかそこら辺の動向等について、細かい部分についてなかなか把握できていないところである。
- ・ 後期高齢者に対する資格証明書の発行というのは、法律上はあるが、鹿児島県では発行されていない。なお、去年2年目になっているので発行の判定をする時期になっていたが、その取り扱い等についても極

力資格証明書は発行しない方針であるというようなことも鹿児島県の広域連合等からは連絡をいただいている。

◎認定事項第5号平成21年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算

○当局説明

- 平成21年度の当初予算は、20億1,587万5,000円で、その後2回の補正を行い、最終予算額は21億4,204万1,000円となった。
- 歳入においては、調定額19億9,378万9,000円に対し、収入済額19億8,812万5,000円、不能欠損額137万4,000円、還付未済額10万1,000円、収入未済額439万1,000円となった。なお、保険料は調定額2億8,159万7,250円に対し、収入済額2億7,593万3,200円、収納率98.0%で、前年度より0.1ポイント低下している。
- 歳出においては、予算現額21億4,204万1,000円に対し、支出済額18億8,030万7,000円で2億6,173万4,000円の不要額となり、収支残額は1億0,781万8,000円となった。
- 歳入総額19億8,812万5,000円に対し、歳出総額18億8,030万7,000円で実質収支は1億0,781万8,000円の黒字となっている。
- 平成21年度事業の成果について、総務費は介護保険の事務経費であり、5,242万8,000円の事業費の大部分を南薩介護保険事務組合負担金が占めている。
- 保険給付費は、平成21年度の計画額19億1,785万1,000円に対し、16億6,892万9,000円の支出となり、計画額を2億4,892万2,000円下回ったが、平成20年度と比較すると、約3.9%の増となっている。
- 地域支援事業費は、要介護状態になることを予防し、できる限り地域における自立した日常生活を支援するための事業経費である。
- 基金積立金については、介護給付費の財源等としての準備基金積立金である。
- 諸支出金については、介護保険料の返還金並びに平成20年度介護給付費負担金等の国、県、社会保険診療報酬支払基金への返還金、及び一般会計繰入金の精算返納分である。
- 介護認定のあり方を変えたことについては、昨年4月から導入され、そのときに1次判定で前の介護度と比べるとあまりに低いというようなことで、認定のあり方というか、そういうことで厚生労働省のほうにおいて改正というか、介護認定の評価のあり方について見直しを行って、昨年10月以降、現在の1次判定のあり方については変えられているということである。
- 昨年4月に認定のやり方というのは変わったが、中には軽く出るというような声があり、厚生労働省のほうで審議会を3～4回開いて、その検討を行ったということで、10月から新しいそういった状況に対応した認定のやり方というのを取っているということである。
- 認定の方法が変わったということ、それに基づく影響については、当時、平成21年4月1日申請以降から、平成21年8月27日その10月から変わる以前の分について、従来認定を受けた更新の方が349名いて、その調査時点で前回認定から介護度が重くなった方が95名、前回認定から介護度が軽くなった方が55名、介護度が変わらなかった方が199名というような結果が出ている。
- 特養ホーム待機者については、本年6月1日現在で、117名の方が待機者としてなっている。
- 老後を安心して過ごせない状況に対し、具体的な対策というのは今、国のほうでは考えているのか、ということについて、昨年の緊急経済対策等でも、そういう介護施設の5期計画の前倒しということで早めに進めてくださいと。特に、介護施設とか医療施設、それはそればかりでなく、雇用の問題。雇用も増加するので、そういう面からも緊急経済対策ということでやってほしいというようなことは国や県も出しているが、本市において今度はそういう待機者の解消、あるいは最後のみとりと言うか、最後の老後を過ごす次の住み家としての特養の整備ということについては、そこに対するやはり負担の問題も発生するので、まだ4期計画までは、その定員増というか、その部分については計画の中では上がっていないところであるが、今後5期計画に向けて審議会等開きながらそういうのはやはり検討していかなければいけない。
- 介護療養病床等の状況については、平成23年度末で廃止して移行するということでの当初の計画であったわけであるが、先日の長妻厚生労働大臣の談話では、11年度末までの介護療養病床の廃止は困難ではないかという見解を出している。
- 保険料の負担という面では、枕崎市の介護保険料は県下の中でも一番低い。あと一般会計からの負担もある。いろんな負担があるが、ただ私どもが思っているのは、何年も特養に申請しながら、何年も待っている状態が続いて、結局特養に入所できたと思ったらお迎えが来てしまった。本当にそれでいいのかと。そういうことも考えながら今、117名の方がいらっしゃるが、各病院なり、老健施設なり、ショートステイ

なり、そこを回りながらやっとならんと入れると。果たしてそういう状況がいいのかとか、そういうのも考えながら、枕崎市の特養の定員として妥当なのかというのは考えないといけないということで、決して今、ふやさないとか、そういうことではなく全体を含めて検討したい。

- ・ 介護従事者の処遇については、第4期の計画の中で、国のほうで介護報酬を加算とか多く設けようということで、介護保障全体として3%上がった状況がある。介護報酬の上昇によって介護保険料に1号被保険者の介護保険料に跳ね返ってくる部分について、国のほうで1年度目は3%で上昇する介護保険料の部分全部を国のそういった処遇改善の交付金で補うと。ことしの22年度においては、介護上昇の分の半分を補うというような国の制度があり、21年度決算に上がっている833万円については、第1年度目で介護報酬に伴って1号被保険者の上がるという部分を補う金額である。
- ・ 介護事業所職員の処遇改善のための介護職員処遇改善交付金というのがあるが、その部分については、介護職員の料金換算1人当たり月額平均1万5,000円を交付するというものであり、これは平成23年度末までの間ということであったが、長妻厚生労働大臣は平成24年度以降も介護職員の処遇改善に取り組んでいくということで国会の場で表明をしている。
- ・ 特例の居宅介護サービス等については、普通は申請をして認定を受けてそれからサービスということになるが、緊急に使いたいという場合においては、この特例のサービス費から出るふうになっているような、そういう予算創出をしているが、実際の状況については申請時にさかのぼって介護サービスを使えるということになっているので、現在そういう方向で使っている。なので、実際的にはこの特例のサービス費というのは利用していないという状況である。
- ・ 基金積立の累積額については、補正にもお願いしてあるが、平成21年度の決算に伴い本議会の補正予算後に積み立てる4,194万6,000円だが、それをプラスすると1億7,280万1,000円程度である。
- ・ 居宅介護サービス給付費7,202万円、地域密着型介護サービス2,292万円、施設介護サービス7,126万円、居宅介護の住宅改修費412万円とか、かなりの額が不用額として出ていることについては、全体的に言うと当初予算は4期計画の中での計画給付費で予算を組むので、その計画額の認定率の関係があり、その認定率と現在認定されている方の乖離が生じているということで、それぞれのサービス給付費で出てきている。
- ・ 居宅サービス8,977件について、前年度は8,658件である。
- ・ 認定の仕方が変わったということによる影響については、介護保険計画策定時の高齢者数を7,553名、認定者数を1,354名、認定率17.9%で推計したところであるが、実際高齢者数は7,542名、認定者数1,219名で認定率16.2%となったところであり、認定のやり方が変わったことによってというそのようなことで、その認定率が下がったということは考えていない。

○委員からの意見・要望

- ・ 介護職員処遇改善交付金については、一度もらっておいてぱっとなくなれば、また低い賃金になる。1万5,000円ぐらいじゃとても足りない額であるが、これはずっと続けるようにぜひ国に要望しておいてほしい。
- ・ 国のほうでも特に認知症への対策として、地域密着サービスということで、小規模の多機能型居宅あるいは夜間訪問、いろんなきめ細かなこれからの介護サービスというのを考えている。そういういろんなメニュー自体はきめ細かなやつが出てくるが、基本になる本市の認知症というもの押さえができていないということであれば、どうしてもそういう対策として打ち出すことに非常にやっぱり困難性が出てくる。だからそこらをまず基本的な基礎的な部分、データというよりいろんな状況をより正確に把握し、これからは本当にマンツーマンの介護サービスというような格好が生まれていくと思うので、まずその基礎的な部分についての把握をお願いしておきたい。

◎認定事項第6号平成21年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

○当局説明

- ・ 平成21年度の最終予算額は10億1,759万7,000円である。
- ・ 収入済額は、9億9,271万8,000円で調定総額は10億2,306万2,000円に対し、収入割合は約97%である。
- ・ 支出済額は9億7,504万8,000円で、歳入歳出差引残額は1,767万円である。

- 平成21年度の整備状況は補助事業が大堀汚水幹線及び深浦補助支線の235.5メートル、単独事業が中央町地区汚水管路施設工事で232.5メートル、当該年度は468メートルを敷設し、管路総延長は10万0,734.26メートルとなった。また、平成19年度から着手している改築更新事業は終末処理場、汚泥処理施設の濃縮設備の電気機械工事を行った。
- 当該年度の整備面積は6.5ヘクタールの整備で、整備済み面積は383.5ヘクタールで、現認可に対して93.9%の整備率である。水洗化戸数は43戸の増で、平成21年度末現在で5,155世帯で水洗化率が84.3%である。
- 受益者負担金で、宅地としての活用の条件がほとんどないような場所、こういうものがどれくらいあるのかということについては、今年度付加するものについて、宅地、雑種地においての面積が約52%であり、田畑、原野、山林すべて合わせたものが47.5%。筆数、面積で言うと全部で41筆の2万6,024平米である。

○委員からの意見・要望

- 宅地化もされないうちから負担金をかけていくというのはおかしい。鹿児島県下でも枕崎市だけである。だからそういう点が不満の一つの声となって今でもやっぱり出されているということ、指摘をしておきたい。
- 監査意見書の中で一般会計部分の土木費の中で公共下水道関係の繰出金、下水道会計からいくと繰入金、これは累計で21年度決算なんと98億0,800万円、もう端数は省くが、98億円、で、22年度の先般の下水道第1号補正で2億6,000万円程度の繰り入れだから、なんと22年度で100億の大台を越す一般会計からの繰り入れが本市の下水道事業の実態である。やはり100億円というその類型だが、下水道事業への一般会計からの繰り入れというのは、一つの大きなやっぱり私は節目だろうと思う。そういった意味でもこの一般会計繰り入れというのには、きちっとしたはじめをつける、そういった対策が必要。具体的に申し上げますと料金改定等を図って、下水道事業が一本立ちできるような方向性というのは、さらに深まっているということと思う。

◎認定事項第7号平成21年度枕崎市立病院事業決算

○当局説明

- 国は引き続き医療費抑制政策を堅持しているが、全国的に勤務医をはじめとする医療従事者不足は年々深刻化しており、地域医療が崩壊の危機にあると言われる厳しい医療環境の中で、市立病院が地域医療に果すべき役割を十分認識しながら適正な医療の提供に努めてきた。
- 総務省が全ての公立病院に策定を求めている改革プランについては、平成21年3月末に、市立病院改革プランを策定するとともに、4月1日から地方公営企業法の全部適用に移行し、病院事業管理者のもとで、迅速かつ効率的な病院経営を目指してきたが、当院においても7月末には常勤医師が2人から1人に減員され、院長1人となる危機的な状況となったため、非常勤医師6人に加え、9月からは県内7拠点病院からの医師派遣を受けながらの厳しい運営となっている。
- このような状況を打開するため、鹿児島県医師会やドクターバンクかごしまなどへの医師募集及び大学への派遣要請などに努めてきたが、増員に至らず、最終的には院長個人の手つてによる、個別の交渉で一人の医師と契約できたことで、年度末現在の医師数は常勤医師2人、非常勤医師6人で、常勤換算数は3.78となり、充足率は98.3%となったが、常勤医師確保までの間は充足率80%未満で推移しており、院長への負担が非常に大きな年間となった。
- 年間を通して医師不足が続いているなかで、入院患者数は2万0,369人で、前年度より99人の減、病床稼働率も0.5ポイント減の93%にとどまり、外来患者数も723人減の1万9,932人、診療実日数ベースでの1日平均患者数は2.6人の減の82.4人、外来実患者数も385人減の1万0,701人とどまったことで経営への影響は最小限の範囲内であったと考えている。
- 収益についても全体的な患者数減少の影響で、入院収益、外来収益とも減少したが、交付税制度の一部改正があり救急医療の確保に要する経費が普通交付税で算定されたことに伴い、一般会計負担金の繰り入れがあったため、総収益は前年度を上回る5億5,829万1990円となった。
- 費用については非常勤医師謝金及び派遣医師の旅費交通費の大幅な増や耐震調査委託等により、経費は増加したものの、給与費及び材料費の減少に伴い前年度を198万4,309円下回る5億1,657万8,811円となった。

- ・ 有形固定資産については、上部消化管だけでなく下部消化管検査機能を有する内視鏡を新たに購入したほか、老朽化した自動分割分包器や電動ベッド等を購入するとともに、新型インフルエンザ患者入院医療機関として指定されたことに伴い、県補助による人工呼吸器及び個人防護具セットも購入した。
- ・ 主要指標である経常収支比率は、前年度を2.2ポイント上回る108.1%、医業収支比率は3.2ポイント上回る107.3%となり前年度より若干好転し、収支状況は純利益が4,171万3,179円で、5年連続の黒字決算となった。
- ・ 事業収益であるが、事業収益のうち医業収益については5億4,779万5,768円で、前年度より1,429万8,903円、率にして2.7%の増となり、医業外収益は1,049万6,222円で499万3,128円、率にして32.2%の減となっている。
- ・ 事業費用では医業費用が5億1,061万7,762円で、前年度より180万6,154円、率にして0.4%の減となり、医業外費用は596万1,049円で前年度より17万8,155円、率にして2.9%の減となった。
- ・ 総収益は5億5,829万1,990円で、前年度より930万5,775円の増、総費用は5億1,657万8,811円で前年度より198万4,309円の減となり、純利益は前年度比37.1%増の4,171万3,179円となった。しかし一般会計負担金2,281万5,000円を除いた数値で見ると修正経常収支比率は103.7%、修正医業収支比率も102.8%となり、黒字にはなったものの、数値的にも非常に厳しい1年であったと考えている。
- ・ 資本的収入は、新型インフルエンザ患者入院医療機関の指定に伴う、人工呼吸器購入補助金210万円、有形固定資産購入及び企業債償還に伴う一般会計負担金1,347万9,000円の計1,557万9,000円となっている。
- ・ 資本的支出は内視鏡と有形固定資産購入費1,255万9,325円、企業債償還金1,335万0,739円の合計2,591万0,064円で、収入額が支出額に対して不足する額、1,033万1,064円は過年度分損益勘定留保資金で補てんをした。
- ・ 平成20年度決算での繰越利益剰余金は、未処分利益剰余金の下から3段目にあるとおり、3,839万8,349円となっていたが、21年度純利益が4,171万3,179円で当年度未処分利益剰余金は8,011万1,528円となったので、その一部について利益剰余金処分計算書に記載をしてあるとおり、法第32条第1項の規定に基づく減債積立金と今後の建設資金に充てるための建設改良積立金に新たな積立をしようとするものである。
- ・ 減債積立金については、平成21年度末残高が1,300万円あるが、これに法定積立分210万円、建設改良積立金は全額任意積立として、おおむね21年度の減価償却に相当する額の2,000万円を予定している。したがって翌年度への繰越利益剰余金は積立金を差し引いた5,801万1,528円となっている。
- ・ 現在、地方公営企業会計制度の見直しが行なわれる中で、退職給付引当金の義務化が検討されていること、平成21年4月から地方公営企業法の全部適用に移行し、病院事業管理者を設置したこと、全部適用移行後、病院独自に職員採用をしていることなど、今後の多額の退職給与金支出を平準化するために21年度決算から、退職給与引当金を創設すると同時に、今後の施設及び設備等の老朽化に伴う補修費や突発的な修繕費に備えるための修繕引当金も創設して、貸借対照表上の固定負債に計上をして今後の財政事情に対応することとした。
- ・ 退職給与引当金については、病院事業管理者の任期が4年であるので、4年間の退職金というのは決まっているので、その4分の1に相当する額。さらに、昨年病院で職員採用をした看護師の部分について、年度末で普通退職をしたものとして計算をした退職手当に相当する額を加算をしている。それが退職給与引当金に対する考え方である。
- ・ 修繕引当金については、これまでおおむね年間予算として750万程度ということで予算計上していたが、年度によっては1,000万を超える年もあるし、昨年のように380万程度の実支出で済む場合もあるので、750万のうちの不要見込みとなった360万円を今回は平準化の額という形で、固定負債の方に計上させていただいたということである。
- ・ 退職給与引当金については、期末所要額をベースとして考えるべきであるということであるので、21年度に採用した職員が21年度末に退職をするものとして想定し、退職給与金を計上してあったが、実質的にその部分の支出が1人分のみで、2人分については残ったということで、その残った部分をしてあるということである。

- ・ 退職給与引当金の内訳については、事業管理者の分が200万9,000円で、一般職の分が46万円、合計246万9,000円ということである。
- ・ 病院に在職している職員が病院で退職する場合はすべて負担しなければならないということになるが、21年3月末現在で病院にいた職員については、これまで一般会計との約束事の中で、一たん一般会計のほうに職員の身分を引き上げて、そちらのほうで退職手当は支給をしていた。ただ、病院が独自に採用すると、医療職給料表の適用をしているので、それに基づいて病院としては、その職員の分については最初から計上していかざるを得ないということである。
- ・ 退職金のとらえ方については、全部適用に移行する以前から病院に在職をしていた職員については、現給保障をしている。ただ、新たに採用を病院独自にやった職員については、最初から医療職給料表でそのままいっているの、実際に同じ年数、同じ年齢という形でいくと、医療職給料表のほうはやはり退職給与金については差が出てくるということである。
医療職給料表については、若年層の給料が高いが徐々になだらかになっていって、途中で行政職と逆転をするので、退職給与については減額されていくということである。
- ・ 現在の正規職員と非正規職員の状況については、8月1日現在、一番直近の形で申し上げる。正規職員は、医師が1名、事務が3名、放射線技師が1名、薬剤師が1名、理学療法士が1名、管理栄養士が1名、看護師が10名、准看護師が2名、合計20名である。非正規職員を申し上げる。常勤医師が1名、非常勤医師が6名、事務が1名、看護師が6名、准看護師が11名、看護助手が17名、医療事務が4名、守衛業務が4名、それと厨房業務、これは企業から派遣されている職員が7名、合計57名である。
- ・ 看護助手の役割というのは、正看、准看と比べてどんなふうな違いがあるのか、ということについては、看護助手は一般病棟ではなくてほとんど療養病棟の業務をやっている。やはりもう、自分で体を動かすことが非常にきつい方、できない方、そういう方がいらっしゃるの、入浴の介助、それと食事の介助、さらにおむつ交換、入浴が無いときには清拭、体を拭いてあげたり、あるいはポータブルトイレを使える方についてはそのポータブルトイレの清掃と病室内への搬送というようなことをやっている。それとリハビリ室に連れて行く場合に、その看護助手の方がリハビリ室に車いすで連れて行くというような業務がほとんどである。それと院内の清掃業務ということである。
- ・ 賃金については、21年の4月1日現在の給料月額で、非正規の正看については17万8,000円、准看については16万6,000円、看護助手については15万6,000円である。
また正規職員の場合、看護師と准看護師をいっしょに作成をしているので、21年の11月現在、平均で30万8,869円である。
- ・ 非正規職員の契約については、毎年4月1日に1年更新という形でやっている。
- ・ 今後の職員構成、職員の確保については、ことしの4月に看護師1名、技師2名の正規職員採用をしたが、6月に看護師の正規職員募集の広告を出している。ただ問い合わせはあったが、なかなか願書が出てくるということまで至っていないということであるので、期間を随時という形にして今、掲載をしているが、なかなか今のところない。
- ・ 正職員と非正規職員との関係についてであるが、最終的には看護師は、全て正規職員でという方針は持っている。ただ、現状として、募集をしても今のところそういう手応えがないということが非常にネックになっているということである。
それと、やはり経営状況を見ながらということであるので、一足飛びに、今病院が全適に移行するとき職員定数を43名という形でしたが、一足飛びにそこに行くにはやはりまだ無理があるだろうということで、徐々にではあるが、それに向って職員を正規化していくということである。
- ・ 自治体病院の表彰については、まず一番基本となるのは、経常収支比率がまず100%を超えていることというのが、最低でも5年間程度は継続しているというのが第一条件である。ただ、病院として地域にどのような貢献をしているのか、例えば枕崎市立病院で言うと、2次救急告示病院としての年間50数回の2次救急当番医院をすとか、あるいは病院として訪問診療等による在宅での医療を進めているというようなことを評価していただいたということである。
- ・ 今回9月の補正予算を作成した後だったが、鹿大の医局の方から、11月1日から常勤医を1

名派遣するということでの文書をいただいている。11月1日からは、院長のほかにも常勤医が2名、常勤3名体制はとれるだろうということ考えている。

- ・ 病院の改築による経営への影響については、22年度に着手をするという形になるので、完成は23年度、すべてが終わるのが建物としては23年度になるだろうと思う。そうすると、23年度に現在第1病床に残っている残存価格、この部分の固定資産の除却をしなければならない。さらに24年度以降、新たな減価償却費が出てくるので、今回の病棟建てかえをすると、23年度、24年度は帳簿上の赤字が出てくるだろうと予測している。収支上は経常損益の中でみると、今までと同じようなやり方でやっていけばそんなにむちゃくちゃな赤字にはならないと思う。しかし、減価償却と固定資産の除却というものを加えるので、その時点で現金支出を伴わない赤字が出てくるのではないかな。長ければ23年度から25年度ぐらいまで、決算上の赤字を出さざるを得ないのではないかなと思っている。

◎認定事項第8号平成21年度枕崎市水道事業決算

○当局説明

- ・ 業務量についてであるが、平成21年度末における給水戸数は、1万0,910戸。給水人口は2万1,029人で、前年度に比べて給水戸数で37戸の減。給水人口で207人の減となった。年間排水量は、309万5,666トン。有収水量は285万5,047トンであった。前年度に比べて排水量で4,094トンの減、有収水量で355トンの増となった。また、有収率については92.2%となり、前年度に比べ0.1ポイント増となったところである。
- ・ 建設改良工事等についてであるが、平成21年度の建設改良費の決算額は、3億6,621万6,033円となった。主な事業内容としては、石綿セメント管更新事業の最終年度として、水道水源開発等施設整備費の国庫補助事業を導入し、片平山配水池周辺及びJR白沢手前踏み切りの石綿セメント管改良工事を行った。総じて事業量では、配水管の新設改良を2,973メートル、送水管の改良を421メートル施工した。また、水道施設集中監視制御システムの更新を行い、水道施設の監視業務の強化を図ることとした。
- ・ 安定した水の供給管理を行うため、道野配水池の水位計の取りかえや白沢西水源を含めた3水源の取水ポンプの取りかえなど、施設の改修を進め、災害に強い施設づくりと有収率の向上に取り組んだ。
- ・ 収益的収入及び支出では、税抜きで総収益4億6,252万9,638円、総費用4億3,311万8,750円で2,941万0,888円の純利益となった。これに前年度繰越利益剰余金1,658万1,511円を加えると平成21年度末における未処分利益剰余金は、4,599万2,399円となる。総収益のうち給水収益は4億4,710万9,903円で、前年度に比べ44万6,207円の増。営業外収益は前年度に比べて64万5,526円の減となった。また総費用は前年度に比べて営業費用が1,241万3,276円の減、営業外費用が116万2,080円の減で、合計で1,357万5,356円の減となった。
- ・ 資本的収入及び支出では、収入額が1億4,657万8,168円に対し、支出額4億4,299万1,859円となり、2億9,641万3,691円の不足が生じ、過年度分損益勘定留保資金1億6,172万1,247円、当年度分損益勘定留保資金1億2,127万7,083円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,341万5,361円で補てんをした。
- ・ 平成21年度枕崎市水道事業剰余金計算書について、平成20年度決算で繰越利益剰余金の年度末残高は、1,658万1,511円となっていたが、当年度純利益が2,941万0,888円となり、当年度未処分利益剰余金は、4,599万2,399円となったので、その一部を平成21年度枕崎市水道事業利益剰余金処分計算書（案）に記載のとおり、地方公営企業法第32条第1項の規定に基づき、減債積立金と今後の建設改良資金に充てるために、建設改良積立金に新たな積立をしようとするものである。
- ・ 平成20年度と比べ、給水原価が安くなった原因であるが、基本的に平成20年度が少し高めで出ている。この時点で、修繕費として金山浄水場の急速ろ過機のろ材取りかえと、それから漏水修理を行った関係上、歳出のほうが少し突出したと、それと平成21年度については人件費として1名収益のほうで減になっている。
- ・ 枕崎の水道事業を推進していく上で最低限の人員の確保は、現在行っているシステムの中で考えた場合、現在の人数の14名である。ただ、現在のシステムというのは、委託とかそういうこ

とを実施せず、今現在行っている業務体制でということである。

- きちっとした正規の職員が確保されていくというのが、市民の安全面から見ても、生命を守るという点から見ても重要だと思うが、やはり災害であるとか、それから断水事故等があった場合に、そういう処理を知った職員がいないという状況では、安定した水の供給はできないので、できる限り正規の職員でもって、事業は進めていきたい。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 俵積田 義 信

枕崎市議会議員 今 門 求

枕崎市議会議員 中 原 重 信